

は し が き

本報告書は、平成 23 年度に当研究所において実施した「中東政治変動研究会」の研究成果を取りまとめたものです。

2011 年 1 月、チュニジアにおいて、若者を中心とした大規模なデモがベン・アリ政権を打倒し、2 月には、エジプトのムバーラク前大統領が、やはり大規模な民衆デモによって退陣に追い込まれました。アラブ諸国において長年にわたって続いてきた権威主義的独裁体制を民衆運動によって打倒しようとする動きは、「アラブの春」と称され、民主化として期待を集める一方で、各国内部の様々な対立を強権支配で押さえ込むことによって維持されてきた安定を崩し、中東地域をさらに不安定にするのではないかと懸念されてもいます。

果たして、リビア、シリア、イエメンにおける反体制運動と権威主義政権の対峙は、激しい衝突を引き起こし、多くの犠牲者を出してきました。チュニジアとエジプトにおいても、軍政から民政への移行、イスラーム主義と世俗主義の軋轢、経済の再建など、民主的で安定した体制と社会の建設に向けて多くの課題に直面しています。また、日本がエネルギーの多くを依存している湾岸諸国は、エジプトやシリアの民主化運動を支持する一方で、潤沢な石油収入を用いて王制・首長制に対する国民の不満をなだめることに成功してきましたが、今後、これらの国で大規模な民主化運動が起こる可能性は払拭されていません。

本研究会では、期待と不安が、ない交ぜとなって進行したアラブ諸国の政治変動の 1 年を分析し、宗派問題などの背景的要素や、イランの関与とアメリカの対応、パレスチナ・イスラエル情勢への影響なども含めて、実証的かつ総合的に論究しました。その成果は、世界と日本の安全や経済的安定に大きな影響を与える中東諸国の政治変動を考察し、日本がこの地域に今後どのように関係するかを考える上で有益な貢献をなすものと言えます。

なお、ここに表明されている見解は全て各執筆者のものであり、当研究所の意見を代表するものではありません。しかし、本研究結果が日本の外交政策の将来を考える上での意義ある一助となることを心から期待します。

最後に、本研究に終始積極的に取り組まれ、本報告書の作成にご尽力をいただいた執筆者各位、その過程でご協力いただいた関係各位に対し、改めて深甚なる謝意を表します。

平成 24 年 3 月

財団法人 日本国際問題研究所
理事長 野上 義二

研究体制

主査：	立山 良司	防衛大学校教授
委員：	池田 明史	東洋英和女学院大学教授
	江崎 智絵	中東調査会研究員
	坂梨 祥	日本エネルギー経済研究所中東研究センター 主任研究員
	鈴木 恵美	早稲田大学准教授
	堀抜 功二	日本エネルギー経済研究所中東研究センター 研究員
	松本 弘	大東文化大学教授
	三上 陽一	外務省国際情報統括官組織第四国際情報官室 首席事務官
	山本 達也	名古屋商科大学准教授
委員兼幹事：	森山 央朗	日本国際問題研究所研究員
担当助手：	鈴木 涼子	日本国際問題研究所研究助手

(敬称略、五十音順)

目 次

序 章 中東における政治変動の諸側面と課題	立山 良司 …… 1
第 1 章 エジプト革命はいかに宗教勢力に奪われたか —革命青年勢力の周辺化と宗教勢力の台頭—	鈴木 恵美 ……11
第 2 章 湾岸の春?—GCC 諸国における政治変動・体制・国民	堀抜 功二 ……25
第 3 章 イエメン政変の展開とその意味	松本 弘 ……37
第 4 章 シリアの 2011 年とアラウィー派とスンナ派 —宗派の歴史性と宗派間暴力の危険性—	森山 央朗 ……51
第 5 章 アラブ諸国の政治変動とパレスチナ情勢	江崎 智絵 ……73
第 6 章 中東政治変動におけるニューメディアの役割と影響力	山本 達也 ……83
第 7 章 権威主義体制存続のメカニズムとイラン —「アラブの春」の激動の中で—	坂梨 祥 ……99
第 8 章 アラブの政治変動への米国の対応：エジプト、リビアに 注目して	三上 陽一 …… 111
第 9 章 「アラブの春」への分析視角 ～考察・含意・課題～	池田 明史 ……129
第 10 章 Arab armies in transition	Yezid Sayigh ……141

序章 中東における政治変動の諸側面と課題

立山 良司

はじめに—まだら模様の「アラブの春」

アラブ諸国では 2011 年初めから政治変動が続いている。抑圧的な体制が民衆の運動によって覆され、新しい体制ができようとしている。かつての東欧の自由化要求運動などに倣って、一連の政治変動のうねりは「アラブの春」と呼ばれるようになった。

「アラブの春」のきっかけはよく知られているように、チュニジアで 2010 年 12 月に路上販売の青年が警察官に嫌がらせを受け、焼身自殺を図ったことだった。青年は翌 2011 年 1 月に死亡したが、チュニジア全土はまたたく間にベンアリ大統領の退陣を求める民衆運動に包まれた。結局、同大統領は 1 月 14 日に亡命を余儀なくされ、1987 年以来続いていたベンアリ体制は崩壊した。

民衆運動はその後、ほとんどのアラブ諸国に飛び火した。エジプト、リビア、イエメンでは長期政権が倒れ、政治指導者がその座を追われた。シリアでもアサド体制に対する反対運動がすでに 1 年近くも続いている。このほかヨルダン、モロッコ、バハレーン、サウジアラビア、オマーンなどでも、反体制運動や政治・社会改革要求運動が拡大した。ただ、各国の動向は決して一様ではなく、現状はまだら模様だ。

チュニジアでの体制移行はこれまでのところほぼ順調に進んでいるように見える。2011 年 10 月には制憲議会選挙が行われ、大方の予想通りイスラーム主義政党ナハダが 217 議席中、89 議席を占め第 1 党となり、第 2 党の「共和制会議 (CPR)」、および第 4 党の「エタカトル (労働と自由のための民主フォーラム)」と暫定連立政権を発足させた。投票率は 52% と低かったが、その要因としては 100 以上もの政党が選挙戦を繰り広げたため、本当の選挙に参加した経験がない多くの有権者が混乱したためといわれている。

他方、リビアは反体制運動が始まった 2011 年 2 月中旬から、政府治安組織による激しい攻撃で内戦状態に陥った。このため国連安保理は 3 月 17 日、民間人の保護と飛行禁止空域設定のために「すべての必要な措置を用いる」ことを加盟国に授権した決議 1973 を成立させた。決議成立を後押ししたのは、英仏が軍事介入に前向きだったことに加え、オバマ米政権内で「保護する責任」論が急浮上したことである。同決議に基づき北大西洋条約機構 (NATO) などがリビアに軍事介入し、カダフィ体制は 8 月末に崩壊し、10 月 20 日にはカダフィ大佐の死亡が確認された。リビアでは 11 月に暫定政権が発足し、2012 年 6 月には制憲議会選挙が行われることになっている。

モロッコでも 2011 年 2 月頃より政治改革を求めるデモが相次いだ。このため国王ムハンマド 6 世は 7 月初め、議会による首相選出、司法の独立の明確化などを盛り込んだ憲法一部改正案を国民投票にかけ、90%以上の支持で憲法は改正された。改正憲法に基づき 11 月に下院選挙が行われ、イスラーム主義政党で野党だった正義発展党が第 1 党となった。これを受けて 2012 年 1 月初め、正義発展党を中核与党とする連立内閣が発足した。こうしたモロッコの動きは、王制の下での民主化への移行と歓迎されているが、国王と新しい内閣との関係が今後、どのようになるかは未知数である。このほか、ヨルダンでも政治改革を求めるデモが続き、アブドゥラー国王は 2 月と 10 月の 2 回にわたり首相を更迭し、さらに憲法改正を約束するなど沈静化に努めた。なお、湾岸王制アラブ 6 カ国で結成している湾岸協力会議 (GCC) にモロッコとヨルダンが加盟するとの話が一時あったが、その後はあまり報道されていない。

これ以外のエジプト、イエメン、シリア、及び GCC6 カ国に関しては本書の第 1 章から第 4 章で詳しく検討している。

1. 中東における権威主義体制の「堅固さ」

グレゴリー・ゴースは中東研究者が何故「アラブの春」を予見出来なかったかという問いに対し、以下の 3 点を指摘している¹。①中東研究者はアラブ諸国における軍の役割を研究することに関心を失い、支配体制と軍および治安組織との間に亀裂が生じることを想定していなかった。②非産油国で進められてきたワシントン・コンセンサス的な新自由主義経済政策に基づく経済改革が、極端な貧富の差をもたらし不公正感を強めていたことを見落としていた。③汎アラブ主義はすでに衰微し影響力を失ったと考えていたため、国内政治問題をめぐりこれほど重大な役割を果たすとは考えていなかった。

確かに 2010 年までの中東政治研究では、なぜ中東の権威主義体制は堅固なのかという問いを主な関心事項としていた。堅固さの一つの理由とされてきたのは、ゴースも言及している軍や治安機関の強かさである。中東諸国で軍を含む治安機関が何故強力であるかに関し、エバ・ベイリンは①支配者がレント収入を含め強力な治安機関を維持できる資金を保有している、②武器供与など国際社会の支援を継続的に受けてきた、③ほとんどが家産制国家であり、治安機関もまた支配体制と一体化した運命共同体的な状況にある、などの点を挙げている²。確かに①の資金と②の援助は、中東の際立った特徴といえるだろう。③の家産制的な支配構造と治安機関との関係についてベイリンは、中東諸国といえども必ずしも一様でないことを強調している。すなわちエジプトとチュニジアでは軍などが高度に制度化・専門化されている一方、シリアやリビア、イエメンなどでは体制と治安機関が一体

化しているからだ。実際、エジプトとチュニジアでは軍が民衆の抗議行動鎮圧の側に立たず、シリアやリビアでは内戦かそれに近い状態に陥ってしまった。いずれにしても中東における政軍関係の研究はゴースの指摘を待つまでもなく不十分だったことは否めない。本研究会では、この分野で多くの業績があるヤジード・サーイグを招聘し議論をするとともに、彼の論考を本書第10章に収録した。

「アラブの春」ではまた、インターネットを使った SNS や YouTube の活用、アル・ジャジーラなどの衛星テレビの活躍、さらに市民ジャーナリズムの重要性が注目された。確かにニューメディアの役割は目を見張るものがあり、この点はゴースが指摘する汎アラブ主義の新たな活性化と関係している。アラビア語と同じ言語空間だからこそ、リアルタイムで情報を共有し民衆の大動員を可能にしたといえるだろう。ニューメディアの役割については、本書第6章で詳細に検討している。

では「アラブの春」は本当に突然だったのだろうか。後知恵かもしれないが、過去10年ほどの間に、エジプトやチュニジア、モロッコなどでさまざまな政治改革を要求する社会運動が動員されたことも事実である。その中でも有名な事例は、2004年から2005年にかけてエジプトのムバーラク後継者問題に関し高まった社会運動「キファーヤ」だろう。結局、キファーヤは2年ほどで終息したが、2000年代に入ってからエジプトで起きたパレスチナでの第2次インティファダ（アル・アクサー・インティファダ）への連帯運動は、イラク戦争反対運動の延長線上に起きたものであり、一定の連続性を持った社会運動と位置付けることが可能である³。また、その後の労働争議の高まりとも連動したといえるだろう。労働運動はチュニジアでも政治活動の高まりに貢献しており、チュニジア労働総同盟(UGTT)がベンアリ体制打倒運動の拡大に重要な役割を果たしたと指摘されている⁴。

興味深いことに、ムバーラク体制を打倒したことで有名となったエジプトの「4月6日運動」など青年運動の指導者約10人が2009年7月にベオグラードを訪れ、非暴力政治運動のアドボカシーをしている組織 CANVAS の5日間のセミナーを受けている⁵。つまり若者たちは2009年時点で早くも、セルビアまで赴いて反ムバーラク運動をどう展開するかを学んでいたのである。

なお、「アラブの春」へのさまざまな視角については第9章が包括的に論じている。

2. リビアとシリア一域内および国際社会の対応と「保護する責任」

すでに述べたように、リビアに対して欧米を中心とする国際社会は「保護する責任」論を軸に積極的に軍事介入を行った。他方、シリアに関しては国連安保理決議案がすでに2回、ロシアと中国による拒否権行使によって否決されるなど、国際社会の対応は完全に分

かれている。何がこうした対応の違いをもたらしているのだろうか。

リビア情勢で顕著なことは、アラブ連盟などの地域機構と国連の対応がうまく調和し、国際社会の積極的な対応につながったことである。リビアで軍を使った反体制派に対する暴力的な鎮圧が本格化したのは2月中旬だが、アラブ連盟は2月22日に早くもリビアの加盟資格を停止している。さらに同25日には国連人権理事会が、リビアにおける人権侵害に関する国際調査団を送ることを決めた決議を採択している。こうした動きを受けて翌26日、国連安保理は暴力の即時停止、国際刑事裁判所（ICC）への捜査付託、武器禁輸、カダフィやその家族、側近の渡航禁止および資産の凍結などを盛り込んだ決議1970を採択した。この時点ではロシアも中国も賛成し、決議は全会一致で採択された。

さらに3月に入ると、アラブ連盟が飛行禁止空域設置の可能性を探る協議を開始し、3月7日にはGCCやイスラーム協力機構（OIC、前イスラーム諸国会議機構）が飛行禁止空域設置を呼びかけた。こうした流れの中で3月17日に採択されたのが、民間人の保護および飛行禁止空域を確保するため、「すべての必要な措置を用いる」ことを加盟国に授権した安保理決議1973である。安保理の表決では、いわゆるBRICS諸国のうちロシア、中国、インド、ブラジルの4カ国、およびドイツの計5カ国は棄権した。他方、BRICS諸国の中で南アフリカだけは賛成に回った。同決議に基づき、米国、フランス、英国などNATO加盟国13カ国⁶と、ヨルダン、カタール、アラブ首長国連邦（UAE）のアラブ3カ国が作戦に参加し対リビア空爆が行われた。当初は米国が作戦の指揮を執ったが、3月末から指揮権はNATOに移った。

リビア空爆に対しては、開始直後から民間人の犠牲がむしろ拡大しているとの懸念が強まり、ロシアや中国からは決議1973の授権の範囲を超えて体制転換を目指しているとの批判が出された。アラブ連盟事務局長のアムル・ムーサも3月下旬、子供の犠牲が出ているという報道を受けて、空爆の在り方に懸念を示し「政治的な解決を探るべき」と述べた。さらに4月14日、中国の三亜で開催されたBRICS5カ国首脳会議は、リビア情勢に関し「各国は平和的手段と対話を通じて解決しなければならず、国連や地域組織が適切な役割を發揮すべきだ」との宣言を出し、軍事作戦反対を表明した。安保理決議1973に賛成した南アフリカもこの三亜宣言に参加している。

他方、オバマ大統領とデイビッド・キャメロン英首相、ニコラス・サルコジ仏大統領の3人は同じ4月14日、『ニューヨークタイムズ』紙などに連名で寄稿し、決議1973に基づく「我々の義務と権限は民間人を保護することであり、力によってカダフィを退陣させることではない」としながらも、同時に「カダフィが権力を握ったままのリビアの将来を考えることは不可能だ」として、カダフィが権力に留まっている限りNATOは空爆を続ける

との考えを示唆した。

このようにリビアに対する空爆の是非、さらにカダフィ政権崩壊を最終目標とするか否かをめぐり、米、英、仏などと、ロシア、中国などは真っ向から対立した。結局、空爆はカダフィ本人の死亡が確認された直後の10月末まで続けられたが、リビア空爆をめぐる対立は、シリアへの対応をめぐる国際社会の亀裂にそのまま反映されている。シリアでの反体制運動が拡大し始めた4月末には米国が大統領令により、アサド大統領の弟ら3人の在米資産を凍結するなど最初の制裁措置をとり、EU とほぼ歩調を合わせながら対シリア制裁を拡大していった。ただ当初の時点では米国やEU もアサド自身の退陣は求めておらず、政治改革の要求に留まっていた。しかし、米欧やアラブ諸国は、悪化する一方のシリア情勢に次第に苛立ちを強め、反アサド姿勢を明確にし始めた。

それでも国連安保理は統一的な立場をとれなかった。8月初めにシリア情勢が協議された際、米国などは決議採択を試みた。しかし、ロシアと中国の強い反対で、「シリア政府当局による人権侵害の拡大と、市民に対する力の行使を非難する」との議長声明を出すに留まった。10月初めにはシリア非難決議案が採決にかけられたが、ロシアと中国の反対で否決された。さらに2012年2月初めにもロシアと中国が拒否権を行使して、シリア非難決議の成立を阻止した。決議案はモロッコやサウジアラビア、ヨルダンなどアラブ9カ国と米、英、仏などが共同提案したもので、アサド大統領に対し副大統領への権限の即時移譲などを求めた2012年1月22日のアラブ連盟決議を完全に支持するとしていた。

いずれにしても国連安保理はシリア問題に関して機能不全に陥っている。特に2回目の拒否権発動後、シリアは弾圧をいっそう強めており、ロシアと中国はアラブ諸国や国際社会から厳しい非難を浴びている。ロシアが拒否権を行使した理由については、シリアに対し武器を売却している上、タルトゥス港へのロシア海軍艦船のアクセスなど利権を持っているためと説明されている。しかしそれ以上に、ロシアと中国にはともにリビア問題で、米、英、仏などに騙されたという意識があるようだ。つまり米国などがリビアで行ったことは、「民間人の保護」を名目にした強制的な体制転換であり、その結果、いっそうの混乱をもたらしたとの認識だ。

実際、ロシアのチュルキン国連大使は、欧米は体制転換をやりただけだと発言している。また、『人民日報』は「欧米のリビア、アフガニスタン、イラクに対する介入は、体制転換強制の失敗例だ」とし、さらに欧米諸国はシリアに対しても「軍事介入を正当化しようとしている」と強い猜疑心を示している。またカーネギー・モスクワ・センター所長のドミトリ・トレニンによれば、シリアへ軍事介入した場合、その結果生じる混乱はリビアの比ではなく、周辺諸国を巻き込んだ戦争になるとロシアは見ており、かつ欧米がイラン

から域内唯一の同盟国であるシリアを奪おうと画策していると疑っているという⁷。

他方で、もし国連安保理で一定のコンセンサスができ、シリアに対する統一的な対応がとれたとしても、米欧が「保護する責任」を理由にリビアに対し行ったような軍事介入をシリアにも行うことは、現実にはあり得ないだろう。米欧ともに深刻な経済問題を抱えている上に、トレンスが指摘しているように、シリアの混乱は地域紛争に発展する危険性を伴っているからだ。この「保護する責任」については第9章でも検討している。

ところでアラブ連盟はリビアだけでなく、シリアに対しても積極的に行動している。2011年10月末にはアラブ連盟はシリアに対し、政治犯の釈放、治安部隊の撤収、連盟監視団の受け入れ、反体制派との対話などを求めた調停案を提示した。さらに11月にはシリアの連盟加盟を一時停止した。こうした圧力を受け12月下旬にシリアは、アラブ連盟の監視団を受け入れた。しかし、事態はいつこうに改善されずアラブ連盟は1月、安保理決議案で言及された副大統領への権限移譲などを求めた事態打開案を提示した。これに対しシリアは内政干渉であるとして即座に受け入れを拒否し、それ以降、アラブ諸国の多くがシリア大使を国外退去にするとともに、在シリア大使を引き揚げるなど、シリアはアラブ諸国の中でもほぼ完全に孤立している。

アラブ連盟の活動活発化を、レバノン紙『デイリー・スター』のラミ・フーリーは「アラブ連盟の覚醒」と呼び、「(シリアで)3月以来続いている民間人への殺害を、アラブ(諸国)の国民の大半は受け入れておらず、各体制もまたこうした国民の感情や価値観に注意し始めたのかもしれない」と論評している⁸。しかし、シリアに派遣されたアラブ連盟の監視団が事態の改善にはまったく寄与せず、むしろ監視団の存在がシリアによる弾圧を正当化したとの批判を浴びるなど、シリア情勢に関しアラブ連盟もまた有効策を打ち出せないでいる。

3. 「アラブの春」のインパクトと課題

(1) 域内戦略環境への影響

アラブ諸国における一連の政治変動は、中東域内の戦略環境やパワーバランスにも大きなインパクトを与えつつある。

ムバーラク体制崩壊直後のエジプトの外交政策で注目されたのは、断交状態にあるイランとの関係改善の可能性だった。まずムバーラク退陣直後の2011年2月中旬、イラン海軍艦艇2隻がスエズ運河を通過しシリアに向かった⁹。さらにエジプト外務省報道官が4月、イランとの関係を正常化するプロセスにあると述べた。その後、エジプト・イラン関係に大きな変化は見られない。しかし、イスラエルが平和条約の今後やシナイ半島情勢の悪化

を含め、エジプト新体制の内外政策の変化に神経を尖らせていることはいうまでもない。

「アラブの春」はまた、パレスチナ情勢にも大きなインパクトを与えている。ムバーラク政権の何回かの試みにもかかわらず成功しなかったファタハとハマースの和解が、2011年5月初めにエジプトの仲介で実現し、両派はその後和解合意履行に向けた協議を続けている。さらにエジプトはガザ地区に対する封鎖を緩和した。この結果、ハマース政府の首相イスマイール・ハニーヤらガザを拠点とする同派幹部が自由に対外活動を行えるようになってきている。他方、シリアの情勢悪化はハマースとシリアの関係に亀裂を生んでおり、ハーリド・メシヤール政治局長をはじめダマスカスを拠点としてきたハマース在外指導部はすでにダマスカスを離れている。

トルコの外交的立場にも「アラブの春」は影響を及ぼしている。この5年ほどシリアとの関係は経済を中心に急速に拡大していたが、トルコの公正発展党（AKP）政権がアサド政権による弾圧を厳しく批判するようになってからは、両国関係は一気に冷え込んでしまった。その意味で AKP の「ゼロ・プロブレム」政策はシリア問題で一つの限界を露呈したといつてよい。他方、アラブ諸国におけるイスラーム主義の台頭の結果、世俗主義との共存を図ってきた AKP の在り方が「トルコ・モデル」として注目を集めている。

シリア情勢の推移も、中東域内の戦略環境やパワーバランスに大きく影響する。特にシリア・イラン関係に影響を与えることは必至だ。本書では第5、第7章でパレスチナとイランの動向を検討している。

（2）イスラーム主義組織の台頭

エジプトやチュニジア、モロッコの選挙結果で明らかなように、現時点における「アラブの春」の一つの顕著な帰結はイスラーム主義組織の台頭である。ただ、イスラーム主義組織といっても決して一様ではない。チュニジアのナハダは世俗主義政党と連立を組み、現実的な対応を示している。エジプトの場合、暫定政府がどのように作られるかは現時点では未定であり、ムスリム同胞団の自由公正党やサラフィー主義政党スールなどが、現実の政治にどう取り組むかは未知数だ。いずれにしてもエジプト、チュニジア、さらにおそらくリビアにおいて、当面の焦点は憲法制定などの具体的な問題に関し、政治の実権を握ったイスラーム主義組織や政党がイスラーム的な原則と現実との間をどうバランスさせるかである。

ただ、イスラーム主義勢力の影響力がこれからも直線的に拡大するとは、一概にはいえないだろう。チュニジア、エジプトでナハダや自由公正党が勝利したのは、彼らが長期的にわたり草の根的な支持基盤を確立していたことが大きい。しかし支配体制とそれに唯一対

抗してきたイスラーム主義勢力という従来の二項対立的な構図は崩壊し、さまざまな政治勢力が政治の場に新規参入し競争が激化している。加えて権力を握ればイスラーム主義勢力もまた、批判の対象になる可能性が強い。特に次で述べるように経済問題への取り組みは容易ではない。その意味でガザで実権を握ったハマースが置かれた立場と共通している。

イスラーム主義組織への米国の出方も注目される。米国は 2010 年のエジプト選挙でムバーラク政権がムスリム同胞団を徹底的に排除した際、「民主化」を求める強い取り組みを示さなかった。イスラーム主義の台頭ということに一定の懸念を持っていたからだろう。しかし、米上院外交委員長のジョン・ケリー（民主）が 2012 年 1 月に自由公正党関係者と面談した後、「米国は新しい現実と取り組む必要がある」と述べたように、イスラーム主義組織との関係を模索し始めている。米國務省高官も自由公正党関係者と会談している。エジプトのムスリム同胞団との接触が、オバマ米政権のハマースに対する姿勢に何らかの変化を及ぼすか否かは今の段階では不明だ。

（3）厳しい経済状態

政治変動を経験したアラブ各国は経済的にもきわめて厳しい状況に置かれている。エジプトの場合、2011 年の観光収入は対前年比で 30% も減少した。国際通貨基金（IMF）の推定によれば、経済成長率も 2011 年には 1.2% にまで落ち込み、2012 年も 1.8% の伸びにとどまる見込みだ。他方、新たに労働市場に入ってくる若者たちの雇用を確保するためには、年間の経済成長率は 6% 必要との試算もあり、若者の雇用状態はいつそう悪化するだろう。また、観光収入の減少などから外貨準備高も 2011 年当初の 360 億ドルが年末には 163 億ドルと半分以下にまで減少し、財政赤字も拡大している。このためエジプト政府は 2012 年 1 月、IMF に 320 億ドルの融資を正式に要請した。2011 年 6 月には同政府が IMF からの 300 億ドルの融資のオファーを断った経緯があり、それだけ財政状況が厳しくなったことを物語っている。

チュニジアやイエメンも同じように経済、財政的な困難に直面している。体制転換を経験しなかったヨルダンやモロッコ、レバノンでも観光客の減少、石油価格や輸入食料価格の高騰などにより厳しい経済状態に置かれている。これらの国のほとんどは、国民 1 人当たり国内総生産（GDP）が 2000 ドル台から 4000 ドル強であり、貧困問題を抱えている。

「アラブの春」の起爆剤となったのは政治的な不満に加え、若者の失業率の高さや富の偏在、低賃金など労働条件の悪さだった。こうした問題の解決は極めて困難で、国民の期待と現実とのギャップが新しい政治的不安定を引き起こす可能性は決して軽視できない。

他方、サウジアラビアなどの産油国は公務員給与の引き上げなど一連のばらまき政策で

国民の歓心を買う政策をとった。もちろんこうした政策を可能としているのは、石油価格が高水準で推移しているためであり、IMFはGCC加盟6カ国の2011年の経済成長率を約7%と推定している。その意味ではレントに依存する政治体制、すなわちレンティア国家論は有効であるかもしれない。ただ、それが持続可能であるとの保証はない。

結び

ブダペストの中央ヨーロッパ大学で「アラブの春」と1989年の東欧諸国の政治変動とを比較するセミナーが開催された際、東欧諸国は「スポンサー付き変換（sponsored transformation）」のプロセスを歩むことができたが、アラブ諸国にそうした状況はないとの指摘があったという¹⁰。この場合の「スポンサー付き変換」とは、EUやNATO、欧州安全保障協力機構（OSCE）などヨーロッパの地域機構が東欧諸国の民主化移行を支援したことを指している。実際、これらの地域機構は自由公正な選挙や司法の制度化、基本的人権の確立や少数民族の権利保障、軍・治安部門の改革、自由なメディアの育成など、さまざまな分野で東欧諸国の民主化移行プロセスを支援した。その背景にあるのは、民主主義体制を作ることが共通の安全保障になるという、あるべき地域秩序に関する認識をヨーロッパ各国が共有していたことだった。また、EUへの加盟が東欧各国の民主化努力に強いインセンティブを与えたことも事実である。

中東には残念ながら民主主義やあるべき地域秩序に関する共通の認識はなく、「スポンサー付き変換」を支援する地域機構もない。他方で現在の政治変動が挫折し、再び権威主義体制に逆戻りしようとするれば、中東はよりいっそう大きな政治的混乱を経験することになるだろう。援助疲れと金融・財政危機に直面している先進国には、従来のような多額の援助を行って、移行期のアラブ諸国を支援する力はない。それだけにもっときめ細かな民主化支援策を実施する必要がある。行政や司法、教育、メディア、軍・治安機関など広範な部門における改革プログラムの支援の可能性を検討しなければならない。

—注—

- ¹ F. Gregory Gause III, “Why Middle East Studies Missed the Arab Spring: The Myth of Authoritarian Stability,” *Foreign Affairs*, Vol.90, No.4, July/August 2011, pp.81-90.
- ² Eva Bellin, “Coercive Institutions and Coercive Leaders,” Marsha, Pripstein Posusney and Michle Penner Angrist (eds.), *Authoritarianism in the Middle East: Regimes and Resistance*, Lynne Rienner, 2005, pp.31-36.
- ³ Frédéric Vairel, “Protesting in Authoritarian Situations: Egypt and Morocco in Comparative Perspective,” in Joel Beinin and Frédéric Vairel, eds., *Social Movements, Mobilization, and Contestation in the Middle East and North Africa*, Stanford University Press, 2011、 pp.30-31.
- ⁴ International Crisis Group, “Popular Protests in North Africa and the Middle East (IV): Tunisia’s Way,” *Crisis Group Middle East/North Africa Report*, No.106, 28 April 2011, pp.5-6.
- ⁵ CANVAS 代表、スルジャ・ポポビッチ氏へのインタビュー（2011年3月25日）。CANVAS の正式名称は Center for Applied Non Violent Action and Strategies で、2000年にミロシェビッチ体制を倒した学生運動オトポール（Otpor）の指導者たちが作った NGO である。
- ⁶ 他の NATO 加盟国はベルギー、カナダ、デンマーク、ギリシャ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、トルコ。
- ⁷ Dmitri Trenin, “Why Russia supports Assad,” *International Herald Tribune*, 2012.2.10.
- ⁸ Rami G. Khouri, “The Arab League awakens,” *International Herald Tribune*, 2011.11.17.
- ⁹ イラン海軍艦艇のスエズ運河通過は、1979年のイラン革命後初めてと報じられている。なお、エジプト政府は戦時でない限り、軍艦の通過要請を拒否することはできないと説明している。
- ¹⁰ Chrystia Freeland, “In Europe, lessons for Arab Spring,” *International Herald Tribune*, 2011.6.17.

第1章 エジプト革命はいかに宗教勢力に奪われたか —革命青年勢力の周辺化と宗教勢力の台頭—

鈴木 恵美

はじめに

2011年2月11日、18日間に亘る騒乱とデモの末、30年間大統領を務めたムバーラクが辞任した。この辞任は、ムバーラクが「国事」(shu'ūn al-bilād)の運営を軍最高評議会(以後 SCAF)に託して辞任するという憲法の規定にない異例の過程をたどった。そして国務権限を託されたとされる SCAF は、ムバーラクが辞任した翌日、国民に対し自由で民主的な国家を建設することを約束する声明を発表した(SCAF 声明第4号)。

新しい政治体制の土台となる枠組み作りは、SCAF が各方面の意見に耳を傾けつつ、しかし政策決定に対する主導権は手放さずに、そのプロセスをコントロールしようと画策するなかで進められてきた。SCAF に対峙する側にある各政治アクターもまた、時には互いが協調し、またある時には対立しながら SCAF に要求を突きつけるなど、自らの要求が政策に反映されるよう模索を繰り返してきた。

デモ、座り込み、暴力的な衝突、日々繰り返される交渉など、連日起こる様々な出来事や事件は、水面下で行われる各政治アクターのやり取りの一片にすぎない。この表出した断片から、その背景を読み取るのは非常に困難な作業である。しかし、本稿はあえてこの試みに挑戦した。宗教色を抑えて達成された革命は、宗教的価値観を重視する政権を誕生させるという、ある意味皮肉な結果を生んだ。ムバーラク辞任から議会の発足までの1年間に、ムバーラクを辞任にまで追い込んだ革命青年勢力が、その後いかに新体制への移行プロセスのなかで周辺化し、宗教を基盤とした勢力(あるいは政党)が主導権を握るようになったのか、本稿はその過程を整理することでエジプトにおける民主化の意味を問いたい。

1. 新体制の始動

新体制を構築するに当たって、SCAF はムバーラク辞任の翌日2月12日に最高議会声明4号を発表し「新政府が樹立されるまで、現政府および(SCAF が任命する)県知事が臨時に行政の運営を継続する」(第3項)ことを宣言した。そして翌13日には、革命の遠因となった、革命の2カ月前に召集されたばかりの人民議会の停止、憲法もまた停止した。与党であった国民民主党は、本部や全国各地の支部がデモの最中に焼き打ちされたことで、

事実上の解体となった（最高行政裁判所による正式な解党命令は4月16日）。

ムバーラク辞任直後の新体制の土台作りは、大統領と議会の権限を併せもつ SCAF、内閣、司法、検察を中心に進められた。これら4つのアクターは、組織としては独立しているが、いずれもある程度 SCAF の意向を受け、あるいはその政策方針を汲んで活動している。以下、革命直後に上記のアクターが担った役割を考察する。

（1） 新体制の枠組み作り

ここでは、2011年2月11日のムバーラクの辞任から3月19日に実施された憲法改正の是非を問う国民投票を経た約2ヶ月間の各アクターの行動を概観する。まずは SCAF について述べる。SCAF が実施する政策は、基本的に内閣や各省庁を通して実施されたが、SCAF 自ら主体的に行ったのは3点ある。一つ目は憲法改正である。改正に際して、SCAF は憲法裁判所長官と中央銀行総裁などと協議したうえで、判事によって構成される改正憲法草案作成委員会を設置、法案はこの委員会により発表された。この改正により、強大であった大統領の権限に、議会がある程度の制限を課すことが可能となった。二つ目は政党法の改正である。この法律は、憲法改正の場合とは異なり、SCAF が主体的に原案を作成し、内容を公表した。この改正により、政党の結党要件そのものが緩和され、政党の設立が適正かどうかを審査する政党委員会もまた、大統領や政府によって任命された者に代わって規定された役職の裁判官が申請を審議することとなった¹。三つ目は刑法の厳罰化である。エジプトの治安は、政変時に全国の刑務所から囚人が脱獄したことに加え、ムバーラクの辞任と国民民主党の解体、警察権力の失墜という秩序の崩壊により悪化していた。この事態に速やかに対処するため、SCAF は法務省を通じた従来の手続きを省き、自ら改正を主導することで、治安の悪化を食い止めようとしたと思われる²。

次に、内閣や各省庁について述べる。先述の通り、行政は SCAF の直接的な指示、あるいはその意向を汲んで新たな政策を発表している。閣議で取りまとめた政策案は、基本的には SCAF に上げられ、そこで最終的な了承を得た上で、改めて閣議の場で承認を得るというプロセスをたどっている。各省庁が発表した政策のなかで、新しい体制の構築に大きな影響を与えた決定は、内務省が発表した、全国の刑務所に収監されていた政治犯の順次釈放と、国家治安調査機関（いわゆる秘密警察）の解体と再構成であった。

司法と検察については、両機関はムバーラクの辞任以降、前政権の汚職と不正の追及のため活発な動きを示した。一例を挙げると、司法は国民民主党の解党やその資産の没収、地方議会の停止など、旧政権の行政機能を停止させた。検察は、ムバーラク政権の閣僚や国民民主党の幹部を多数告発した。なかでも、国有地の不正な売買に対しては、政権の幹

部ではない実業家も含めて集中的に起訴している。ただし、ムバーラク本人に関係する問題は当初は SCAF が扱う案件とされ、検察当局が積極的に起訴に向けて動くことはなかった。検察としては、まずはムバーラク一家の側近の不正を明らかにすることを優先し、一家については後回しにする思惑があった可能性も指摘できる。

ムバーラクの辞任から約 2 カ月間は、SCAF が政策の立案において主導権を握ることができた期間である。この間に SCAF が実施した政策の特徴は二つある。一つ目は、司法の人材を積極的に政策の立案に関わらせていることである。ムバーラクの辞任から 2 カ月の間に、SCAF は主に判事によって構成される「1 月 25 日革命真相究明委員会³」や「憲法改正草案作成委員会」などを結成させた。判事は、旧政権においてもある程度の自律を保ち、国民からの信頼が厚かった。SCAF は、司法の人材を新体制の根幹となる政策作りに参加させることで、国民からの信頼を得ようとしたと思われる。この、SCAF による司法の重視は、その後も続いた⁴。二つ目は、歴代政権が強硬に弾圧し続けたイスラーム主義勢力に対して、政治活動を許したことである。ムバーラクの辞任からわずか 1 週間後の 2 月 19 日、ムバーラク時代に元ムスリム同胞団によって結成されたものの政党認可が拒否され続けてきたワサト党が認可された。その後、政党の認可はジハード団やイスラーム集団にまで及んだ。さらに、政治犯として全国の刑務所に収監されていたイスラーム主義者が釈放される。これらの政策は、ムバーラク政権と根本的に異なるものであり、その後のエジプトの進む方向を決定づけた。

(2) 主導権を握る革命青年連合 (2011 年 4 月～5 月末)

2011 年 3 月末の憲法改正を巡る国民投票の実施から、5 月末に政党の活動が活発化するまでの約 2 カ月間は、革命勢力が SCAF に圧力をかけ、彼らの要求が比較的速やかに政策に反映されていた期間である⁵。

1 月 25 日革命の中核となった 20 代、30 代の若者を中心とした 14 の組織や勢力、つまり 4 月 6 日運動、「我らが皆ハーリド・サイド」ブログへの共鳴者、変化のための国民団体、ムスリム同胞団の青年部門などは、ムバーラクの辞任前の 2 月 8 日に、超党派的な連合体である「革命青年連合」I'tilāf al-Shabāb al-Thawra を結成した⁶。この連合は、ムバーラクの辞任後は、キファーヤ運動など他の組織や勢力をゆるやかに包摂しながら拡大を続けた。政治指向としてはリベラルで、宗教に関する主張は極力控えながらイスラームとコプトの融和を掲げ、革命の継続を目標としていた。

ムバーラクの辞任から約 1 カ月半の間、革命青年連合は大規模な激しいデモ (muzāhara) や座り込み (i'tiṣām) は極力控え、SCAF との会合や政策提言書の提出によって自らの要

望を政策に反映させようとする傾向が強くみられた。しかし、革命青年連合と SCAF の関係は、ムバーラク政権の幹部に対する不正追及が進展する一方でムバーラク本人を含む一家の起訴が進展しないこと、そして革命連合が反対していた憲法の部分改正が国民投票により承認されたことで、悪化する方向に向かった。そして、再び革命青年連合によるタハリール広場における民主化要求デモが活発化する。両者の関係の悪化が武力衝突の形で表面化したのが、4月8日である。この日は、昼間から革命青年連合によって、ムバーラク一家の起訴を求めるデモと座り込みが行われていた。ところが夜になると、「誇りある軍将校団」を名乗る青年将校十数名が軍から離脱してデモ隊の座り込みに合流、ムバーラクの起訴に消極的な SCAF の解散を求める声明をネット上で配信したのである。軍はこの行為を武力で鎮圧し、将校と名乗った者達は本物の将校ではない旨の声明を発表し、将校の集団離反を否定した⁷。

しかし、SCAF はこの事件の5日後の4月13日、フェイスブックに設けられた SCAF のホームページにメッセージ第35号を発表し、ムバーラクとその家族の不正蓄財と革命時における国民に対する暴力の行使について、本格的な調査を開始することを国民に約束した。この発表を受け、検察によるムバーラク起訴に向けた手続きが開始され、5月24日にはムバーラク本人と息子2人の起訴が決定した。

SCAF が連合の要求に譲歩するのは、二つの点を警戒しているためと思われる⁸。一つ目は国民からの信頼を失うことにより SCAF に対する糾弾が始まり、その結果、軍全体の利権が失われること、二点目は、上記のような青年将校による集団的な軍からの離反、つまりクーデターの発生である。

2. 革命勢力と政党：連携とその解消

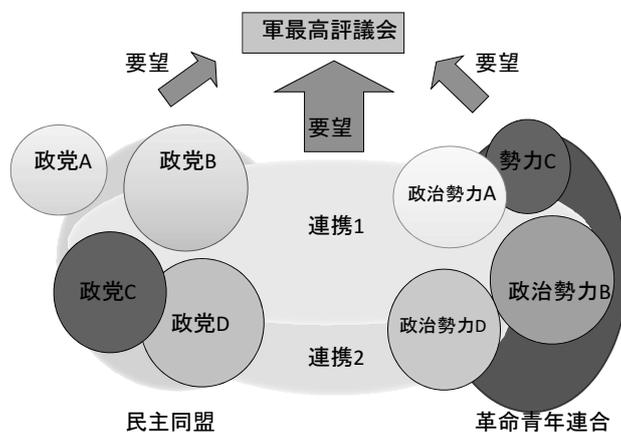
ムバーラクの辞任から約4カ月経った6月6日、歴代政権のもとで唯一の実質的な野党組織であったムスリム同胞団を母体とする自由公正党が正式に政党として認可された⁹。それにより議会選挙の実施が現実味を帯び始めると、政党全体の動きが活発化する。

(1) 政党と革命青年連合の連携

6月になると、ムバーラクの辞任後に目立った活動をする事ができなかった諸政党は、自由公正党を中心として、ワフド党、タガンムウ党などの既存の政党に加え、ワサト党、「変化のための国民団体」など13の政党からなる「エジプトのための国民同盟」（後に、「エジプトのための民主同盟」と呼ばれる）を結成する。これらの政党は、同盟組織として連携して行動することもあれば、それぞれが単独で革命青年連合を構成する勢力と共同

でデモを行うなど、双方が様々な形で連携を模索した。

図1：各アクター間の関係（2011年6月 - 7月末頃迄）



(出所) 筆者作成。

2011年7月になると、断食月で活動が停滞する8月を前に、革命青年連合を構成する諸勢力や政党が共同で、あるいは各々で、SCAFに対して要求を突き付ける運動を展開する。7月8日には、タハリール広場において革命青年連合を中心に73あまりの組織や勢力が参加する座り込みが開始された。この座り込みは、連合が、要求が反映されるまで広場に留まり続けることを表明し、7月を通して行われた。23日に実施されたタハリール広場からSCAFの本部までのデモ行進では、数百名規模の衝突が発生するなど（アッパースィーヤ事件）、革命の第二幕を思わせるほどの事態にまで発展した。この事件について、SCAFは自身のフェイスブック上で、4月6日運動がSCAFと国民の間に亀裂を生じさせていると同組織を強く非難するメッセージを発表した¹⁰。

この、7月を通して行われた座り込みやデモでは、当初組織が主催したデモに、途中から組織とは関係のない個人の若者が加わることでデモが大規模化し、時には過激さを増した。さらに、デモにおいて中心となる組織が不明確になることも多くなっていく。そのため、この頃からメディア上では、革命青年連合という具体的な組織名ではなく、政治勢力、青年勢力、革命連合、青年連合のような抽象的な表現が用いられるようになった。

さて、この座り込みには、ほとんどの政党や政治勢力が参加したため、ありとあらゆる要求がSCAFに突き付けられた。革命青年連合としては、SCAFによる組閣人事に対する介入の停止、中央会計機関長と検事総長の罷免、最低賃金の設定、軍事法廷における民間

人に対する裁判の廃止、旧政権と関係が深かった人物の司法、広報、保険、教育分野からの追放など、革命理念の遵守を求める内容が中心であった¹¹。

一方の政党については、政党は革命青年連合と協調して座りこみやデモに参加し、時には主催もしたが、同時に、新たに導入される選挙制度について SCAF の副議長で参謀総長のサーミー・アナーンとの交渉に重点を移していった¹²。SCAF が提示した新しい選挙制度は、比例代表名簿制を 5 割、残りの 5 割を小選挙区制とするものだったが、政党で結成される民主同盟はあくまでも旧与党勢力が復権する可能性のある小選挙区制を廃止して、比例代表制のみを採用することを主張した。

以上の通り、革命青年勢力は革命の継続を求め、民主同盟は議会選挙を見据えて政党政治が機能する選挙制度の導入を求めた。目的の達成手段も、革命青年勢力はタハリール広場の占拠、民主同盟は SCAF との交渉、という異なる手段に分かれていった。

(2) 周辺化する革命青年連合

8 月に入り、7 月から約 1 カ月に亘り行われたタハリール広場における座り込みは一応の区切りがつけられた。しかし、若者の熱狂状態は、断食と、ムバーラクのカイロへの移送と裁判が開始されたことで、依然として収まることはなかった。そして、革命青年勢力による SCAF への民主化圧力は、8 月 19 日にエジプト・イスラエル国境で発生した、イスラエル軍によるエジプト軍兵士 3 名の誤射事件をきっかけに再燃する。9 月 9 日、4 月 6 日運動を中心とする革命青年連合は SCAF に対して、非常事態法の解除など、いつも通りの民主化要求デモを実施する。しかし、この抗議運動は、終盤で政治勢力とは無関係な若い世代の暴徒 (thuwwār) が加わり、イスラエル大使館を襲撃する事態に発展した¹³。この事件を境に、当初は SCAF に対する民主化要求運動として始まったデモが、やがて暴徒化して中央治安部隊との大規模な衝突に至る事態が頻発するようになる。

一方、政党の多くは 11 月末の議会選挙の実施が近づくと、デモは容認するが、交通の要所であるタハリール広場における座り込みには批判的な立場を取るようになる。4 月 6 日運動を中心とした革命青年連合が 9 月 30 日に呼びかけたタハリール広場における座り込みでは、ナセリスト党やタガンムウ党に加え、これまで 4 月 6 日運動と協調関係にあった「変化のための国民団体」までもが、連合が座り込みを強制していると反発を強めた。以上のように、政党を結成するだけの組織力がない革命青年勢力は、タハリール広場を占拠して声を上げるものの、やがて公的な政治空間から疎外され、周辺化していった。

3. 政党間の亀裂

新たな選挙制度の導入を巡って革命青年連合と政党の立場の違いが明らかになるなか、選挙の実施が近づくと、今度は政党間の意見の相違が顕著となる。

(1) 蜜月の終わり

8月の断食月が終わると、新しい選挙制度のありかたを巡って、SCAFと政党の間で本格的な交渉が開始される。9月8日にはサーミー・アナーン SCAF 副議長が40あまりの政党や政治勢力を招き、9時間に及ぶ協議を実施した。9月23日には、SCAFは新しく導入する選挙制度を、比例代表制による選出を全議員の3分の2、残りの3分の1を小選挙区制とし、しかも小選挙区制は政党の所属者ではなく、無所属のみに立候補資格が与えられるとする案を提示した。すると、自由公正党を始めとする各政党は、旧与党のみに益がある小選挙区制がこのまま維持された場合、選挙をボイコットすると示唆してSCAFに対し妥協を迫った。10月1日、サーミー・アナーンと15の政党代表者は最終協議に臨んだ。その結果、小選挙区制そのものは残すが、政党に所属する者も立候補を可能にするという、両者が歩み寄る形で交渉が妥結する。

8月の断食月をはさんでの約3カ月に亘るSCAFと各政党の交渉において、自由公正党の果たした役割は大きい。しかし、それは同時に、民主同盟の主導権を握ろうとする自由公正党と、同党のさらなる勢力の拡大を危惧する政党との間に亀裂を招くことにもなった。民主同盟は、そもそも単独では影響力のない政党が団結してSCAFと交渉をするために結成したものであり、選挙制度の交渉が決着するやいなや、各政党から民主同盟の離脱を示唆する発言が相次いだ。自由公正党の幹事長サアド・アル＝カタートゥニーは、民主同盟はまだ健在であると述べていたが¹⁴、諸政党の離反の動きを止めることはできなかった。最初に離脱したのはワフド党である。ワフド党から自由公正党の組織母体であるムスリム同胞団に対する不満が最初に報じられたのは8月上旬のことで、以降ワフド党首脳部から離脱を示唆する発言が相次ぎ、遂に10月に正式離脱した。その後はタガムウ党、民主戦線、サラフィズム政党などが続々と離脱し、10月14日にはイスラーム集団の政治部門である建設発展党が離脱を表明した。建設発展党は離脱の理由を、自由公正党が民主同盟を自分達の都合のいいように運営していると述べている。

このように、最も多い時で36の政党で構成されていた民主同盟は、最終的に11政党にまで減少し、2011年11月末の議会選挙に臨むこととなった。離脱した政党は、自由公正党に議会が占拠されることを阻止するため、サラフィズム政党は「イスラーム同盟」、左派系政党は「革命継続連合」、リベラルな指向の政党は「エジプトブロック」などの選挙同盟

を結成した。

(2) 抗議デモを利用するムスリム同胞団（自由公正党）

歴代政権から弾圧されながらも、勢力を拡大してきたムスリム同胞団を母体とする自由公正党は、1月25日革命以後はSCAFとの交渉とデモを繰り返し、巧みにSCAFから譲歩を引き出してきた。また革命青年勢力とは異なり、ムスリム同胞団はSCAFとの全面的な対立を避けるため、表立った激しいSCAF非難や早期の民政移管を声高に主張してこなかった。両者の間では、お互いを牽制するかのようなやり取りが続いていたが、新憲法の草案を巡っては、新しい議会で第一党が確実なムスリム同胞団と、軍の利権が国益につながると考えるSCAFとの衝突は必然であった。

そのきっかけとなったのが、政治問題担当副大臣でワフド党の幹部でもあるアリー・スィルミーが11月初頭に明かした、憲法の基本原則における軍に関する規定である。その内容は、軍事予算は議会で審議されず、軍事問題に最終判断を下すのは軍とするものであった。さらに、憲法草案を作成する委員会は100名で構成され、うち半数は新しい議会で選出される議員が務め、残りはSCAFが任命するメンバーであるとしていた。つまり、この基本原則をみる限り、SCAFはシビリアンコントロールを否定し、新体制でも軍が国の根幹を握る意図があったといえる。

この基本案に、最も強い反対の立場を示したのはムスリム同胞団であった。11月18日、自由公正党を中心とする民主同盟が呼びかけ、さらに他の政党も参加して軍の基本原則に反対する「100万人デモ」が実施された。選挙を控えての大規模なデモに、シャラフ首相は辞意を表明、ガンズーリーを首班とする臨時内閣が成立するなど、騒乱は10日以上に亘って続いた。

さらに議会選挙期間中である12月上旬にも、ムスリム同胞団が呼びかけてSCAFに対するデモが行われたが、暴徒が加わり中央治安部隊との大規模な武力衝突に発展する。ムスリム同胞団はデモから撤退するものの、收拾がつかなくなり最終的に十数名の死者を出す事態となった。以降、内務省に通じる主要幹線道路は全て巨大ブロックで封鎖された(2012年3月現在)。スィルミーによって公表された憲法の骨子は、政党や革命青年勢力の反発が強いため、公表直後から議論そのものが棚上げ状態となっていた。そして、軍に関する規定を含めた全ての詳細は、人民議会と諮問評議会が召集された2012年3月以降に協議されることとなった。

このように、ムスリム同胞団はSCAFとの交渉を有利に進めるため、革命青年勢力による抗議デモを巧妙に利用してきた。しかし、9月以降は抗議デモが後に騒乱となり、中央

治安部隊と衝突する事態が頻発するなど、ムスリム同胞団にも抗議デモをコントロールすることが困難となった。デモを巧みに利用してきた自由公正党が第一党となった今、今度はムスリム同胞団が抗議デモによって要求を突きつけられる側に回ったといえよう。

2012年2月末、人民議会と諮問評議会の両議会選挙が終了した。これまで棚上げにされていた大統領の選出方法やその権限の範囲、軍事費の議会における審議などを含めた憲法の草案作りが開始された。最初に着手されたのは、どのようなメンバーで草案を審議するかに関する議論であった。しかし、上記の案件に関する決定プロセスはこれまでと同様、行程表はないまま、SCAFが世論の反応を観察しながら事前に各政党と協議し、あるいはSCAFが案を提示したうえで各政党が協議するという方法が取られた。つまり、制憲議会誕生後の民主化プロセスもまた、突発的な事件や国際情勢の変化に影響を受ける危うさを孕みながら、手探りで進められることとなった。

4. 人民議会選挙におけるイスラーム政党の躍進

ムバーラク辞任後に行われた初めての議会選挙は、軍が投票所の治安を守るなか、大規模な衝突もなく¹⁵、これまでになく公正に行われた。結果は、事前の世論調査の通りイスラーム政党が大きく躍進し¹⁶、獲得議席の多い政党から順に、自由公正党43%、ヌール党22%、ワフド党8%などとなっている。革命後新たに設立された政党は総じて不振であった。この議会選挙で勝利したのは、地盤を持った政党、あるいは大衆を動員できる政党であり、しかもそれらは宗教を基盤とした組織が母体となった政党であった¹⁷。ただし、注目すべきは、第一党となることが確実であった自由公正党ではなく、第二党となった超保守派といわれるサラフィズム政党である。

エジプトの選挙を考える際に重要なのは、国内の人口分布と識字率を含めた政治環境である。人口比でみると票の7割は農村部にあり、識字率はエジプト全体で60%台であるが、農村部では35%にまで低下するといわれる(2011年時)¹⁸。しかも、農村部では選挙の意味も十分に理解されておらず、全てにおいて宗教的価値に重きが置かれている。このような社会では、宗教を基盤にした組織にとって、大衆の動員は比較的容易である。そのため、歴代政権はアズハルに代表される宗教組織を国家制度のなかに組み込み、全国のモスクを公営化し管理しようとしてきた。しかし、この試みはある程度成功したものの、全ての私設モスクが政府の管理下に置かれることはなかった¹⁹。このような、政府の支配が完全な形で及ばない領域で勢力を拡大してきたのが宗教を基盤とした組織であり、本選挙で躍進したサラフィズム政党である。サラフィストが勢力を伸ばした要因は幾つか考えられる。第一に、サラフィスト勢力は、これまで政党の結成や選挙での投票など、一切の政治的な

行為を否定してきたため、組織としては政権の脅威とみなされず、私営モスクを拠点として勢力を拡大することができたというものである。第二は、サウジアラビアへの出稼ぎ労働者が帰国後にサラフィズム思想を広めたこと、そして第三は、衛星放送のサラフィズム専用チャンネルの影響などである。

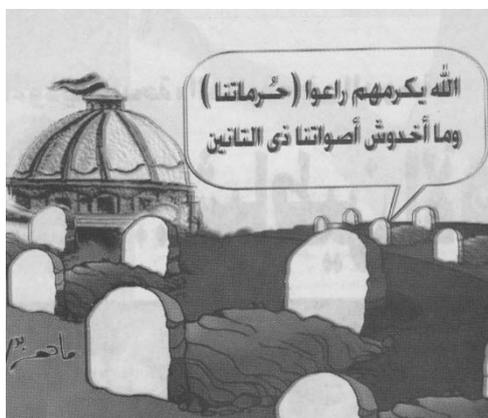
エジプトのサラフィストが政治に関わってこなかった理由は組織や勢力により異なるが、主なものを挙げれば以下に集約される。それは、現在の政治体制はコーランとスンナの教義に反しているため、それに積極的に関わることは非イスラーム的行為であって避けるべきであり、また、例え抑圧的な支配者であっても、その支配者がムスリムであるならば従うべきで騒乱は避けなくてはいけないというものである。

さて、これまで政治にかかわることを否定してきたサラフィスト勢力は、1月25日革命に直面し、ムバーラクが辞任を表明する直前に、突如政治への参加を表明する。その後、アレキサンドリアを中心にデルタ地域で活動が盛んなサラフィズム運動、ダアワ(al-Da'wa al-Salafiya)を中核組織としてヌール党が結成される。これに続いて、他の複数のサラフィスト勢力も政党の結成に向け動き出した。イスラーム集団の政治部門として設立されたのは、建設発展党である。この党は、ヌール党とは全く異なる背景をもっている。党の母体であるイスラーム集団は、1970年代に中部のアシュート県で設立されて以降、一貫して政治的な野望をもってきたからである。同組織は、1981年のサダト大統領の殺害、1990年代の政府要人や外国人の襲撃などを行ったため、ムバーラク政権下で最も激しく弾圧された過去をもつ。1997年にルクソールで観光客を大量虐殺する事件を起こし国内から激しい非難を浴びると、1981年以来刑務所に収監されていた精神的指導者アップード・アル＝ズムルが武装放棄を宣言、以降、中部から南部地域におけるサラフィズムの布教に活動を限定するようになった。それが革命後に政党を結成したのは、これまでも政治活動の開始に積極的な意見を持っていた元ジハード団のアップード・ズムルと、積極的ではなかった幹部ナーギフ・イブラーヒームが、革命後に政党結成で合意したためといわれている²⁰。

このように、革命後複数のサラフィズム政党が設立されたが、人民議会選挙が実施される以前は、その政治的影響力は未知数であった。しかし、ムスリム同胞団の元幹部アブドゥルメナイム・アブルフトーフは、エジプトにおけるサラフィズム信奉者はムスリム同胞団員の20倍程度は存在すると述べていた²¹。この数字が正確か否かはさておき、ムスリム同胞団員を上回る規模の支持者がいたことは確かなようである。選挙の結果、デルタ地域のモスクを核にゆるやかなネットワークをもっていたヌール党はデルタ地域を中心に、全国で議席を獲得した。13議席を獲得した建設発展党もまた、モスクを拠点とした強い基礎をもっているようである。というのも、同党が議席を獲得した中部から南部にかけての地

区のひとつでは、自由公正党は立候補者を立てておらず、唯一対立候補を擁立したアシュート県では両候補者の支援者間で激しい衝突が起き、最終的に建設発展党が勝利しているからである²²。以上の点から、建設発展党は中部から南部にかけて強い地盤と組織力を持っているといえる。

新体制の下での議会選挙は公正に行われたことは間違いないだろう。しかし、多くの議席を獲得した、宗教を基盤とした政党の勝利が動員によるものであるなら、本当の意味で民主的な選挙ではなかったといえる。そして、農村部において選挙の意味も分からないまま投票が行われる事態が改善されなければ、エジプトの議会選挙で宗教を基盤としない政党が勝利することは難しいだろう。



人民議会選挙の投票が終了した直後にアハラーム紙に掲載された風刺画。1月25日革命時に亡くなった犠牲者が、宗教政党に占められた議会に向かって、自分達の声が他人のものになってしまったと嘆いている。ヌール党は、この風刺画を掲載したアハラーム紙を告訴した。

(出所) *Al-Ahrām*, January 7, 2012.

むすび

エジプトは現在、数十年に一度という政治的パラダイムの転換期を迎えている。1952年のクーデターで王制を廃止した自由将校団が樹立した共和国体制は、約60年で崩壊した。ムバーラクの辞任から制憲議会が招集されるまでの1年間に、一度は連携してSCAFと対峙した革命青年組織と諸政党の距離は拡大した。そして誕生したのが、イスラーム色の濃い政権であった。

次の議会選挙が実施されるまでの5年間は、第一党となった自由公正党や第二党となったヌール党が占める人民議会が、国のアイデンティティーや方向性を決定することになる。一方で、1月25日革命の中核となった、20代、30代の若者を中心とする革命青年勢力は、具体的な政策を提示することができずに、未だにタハリール広場に留まり続けている。議

会運営を担当することになった両党は、革命の達成に大きな役割を果たしたタハリール広場の声と議会の乖離という矛盾にどう向き合うのか、路上に残された者が取る選択肢が騒乱のみにならぬよう対処することも、彼らに課せられた課題である。

参考文献

鈴木恵美「エジプト革命後の新体制形成過程における軍の役割」『地域研究』地域研究コンソーシアム、2012年。
‘Ādil, Bāshim, *Ṣinā‘a al-Aḥzāb fī Miṣr Ba‘d 25 Yanāyir: Kayfiya Inshā‘ al-Aḥzāb al-Jadīd wa Sharḥ-hu*, al-Miṣrīya li al-Nashr wa li al-Tawzī‘, 2010.
Wickham, Carrie Rosefsky, *Mobilizing Islam: Religion, Activism, and Political Cchange in Egypt* (Columbia University Press, 2002).

【アラビア語新聞】

Al-Ahrām
Al-Fataḥ
Al-Ḥurrīya wa al-‘Adāla
Al-Maṣrī al-Yawm
Al-Yawm al-Sābi‘

—注—

- ¹ 1977年第40号法（通称政党法）の第8条では、政党委員会のメンバーを以下の通り規定していた。諮問評議会議長、内務大臣、人民議会担当国務大臣、3名の元司法当局長官、3名の政党に所属しない公的人物。
- ² 武器を用いた強盗、婦女暴行の最高刑は死刑が適用されることとなった。
- ³ 最終報告書は4月19日に提示された。
- ⁴ SCAFの司法重視の姿勢は、4月16日に国民民主党の解散に当たって最高裁判所が発表した声明に表れている。声明は以下の通り。「軍最高評議会は、憲法に定められた諸機関が設立されるまでの間、一時的に国事を運営する正当性を有するが、同評議会は国民民主党の解散を宣言するのを自重した。それは最高行政裁判所のみが有する、政党の解散を宣告する権限を強奪したと言われたいための正しい行動であり、軍最高評議会が司法権を尊重しているがゆえの行動であった。」
- ⁵ 革命青年連合による最初の大きな要求は、ムバーラクとその家族の起訴と、ムバーラクと同じ空軍出身の参謀であったアフマド・シャフィーク首相の更迭である。大規模なデモは2月25日と28日に実施され、シャフィークは3月4日に辞任する。後任はSCAFが革命青年連合と協議して決定した。
- ⁶ 連合は、公式な設立は抗議デモが起きた1月としている。
- ⁷ 原稿執筆時の2012年3月時点においても、革命青年勢力はタハリール広場においてこれらの青年将校の釈放を求める運動を行っている。
- ⁸ 鈴木恵美「エジプト革命後の政策決定過程における軍の役割」『地域研究』2012年、144-145頁。
- ⁹ ムスリム同胞団は、ムバーラク辞任直後の2月15日に政党の設立を表明しており、2月21日に政党の申請を行った。
- ¹⁰ 軍最高評議会メッセージ69号。http://www.facebook.com/Egyptian.Armed.Forces
- ¹¹ *Al-Maṣrī al-Yawm*, July 17, 2011.
- ¹² SCAFは6月16日に新たな選挙制度を規定した人民議会法の改正草案を発表する。各政党は内容を不服とする声明を発表したが、シャラフ内閣は法案を事前承認する。それに対し、7月5日には民主同盟を構成する各政党の代表者がサーミー・アナンと面談、その結果7月20日にはSCAFは新しい選挙制度の改正草案を発表する。しかし、依然反対の立場を取る民主同盟の各政党は、ワフド党本部に集い、SCAF

- が示した選挙制度に反対する声明を発表している。このような活動は8月に入っても続けられた。
- ¹³ イスラエル大使館とともに、サウジアラビア大使館とギーザ警察署も同時に襲撃された。
- ¹⁴ *Al-Maṣrī al-Yawm*, October 2, 2011.
- ¹⁵ 投票は比較的平穏に実施されたが、結果が発表された際は、各地で敗北した候補者の支援者が当選者の所属する政党の支部に放火するなどの行為が多く確認されている。
- ¹⁶ 人権団体、新聞社、革命青年勢力がフェイスブックなどを用いて事前調査をしているが、いずれも結果は大きく異なっている。世論調査の手法を踏まえて実施されたオランダ・エジプト対話機関 (Danish-Egyptian Dialogue Institute: DEDI) の調査は最も信頼できるものとされている。
- ¹⁷ 第3党となったワフド党は、ムハンマド・アリー朝時代の最大政党で、当時から地主階級を支持層にもっているなど、ある程度の選挙地盤を持っているといえる。
- ¹⁸ *Al-Maṣrī al-Yawm*, November 19, 2011.
- ¹⁹ Carrie Rosefsky Wickham, *Mobilizing Islam: Religion, Activism, and Political Change in Egypt* (Columbia University Press, 2002), p.107.
- ²⁰ Bāshim ‘Ādil, p.46.
- ²¹ *Al-Maṣrī al-Yawm*, July 3, 2011.
- ²² 選挙結果は以下を参照。高等選挙委員会公式ホームページ <http://www.elections2011.eg/>, カーネギー財団 <http://egyptelections.carnegieendowment.org>.

第2章 湾岸の春？—GCC 諸国における政治変動・体制・国民

堀抜 功二

はじめに

湾岸協力会議（GCC）諸国——すなわちクウェート、サウディアラビア、バハレーン、カタール、アラブ首長国連邦（UAE）、オマーン——にとって、2011 年は激動の 1 年であった。GCC 諸国も、いわゆる「アラブの春」（中東政変）と無縁ではなかったのである。

2 月 14 日にバハレーンで民衆デモが発生すると、バハレーンの治安部隊とシーア派を中心とする人々が対立し、多くの死傷者が発生した。また、オマーンにおいても各地で民衆デモが発生し、政治・経済改革などの要求が訴えられた。さらに、サウディアラビアやクウェートでも、比較的小規模ながら類似のデモや抗議活動が発生した。これらの一連の動きは、各国ごとの政治的・経済的・社会的な問題が中東地域全体を取り巻くダイナミズムに刺激されて、表面化したものであると捉えることができる。GCC 諸国は、バハレーン情勢の悪化を契機に君主体制の危機を認識したのであった。

それでは、2011 年の中東政変のさなか、GCC 諸国において体制と国民の間でいかなる要求と交渉が行われたのであろうか。そして、それは各国の体制にどのような影響を与えたのであろうか。

以上の問いに答えるため、本稿では、2011 年 1 月から 12 月にかけての GCC 諸国における政治変動と、各国政府の対応を中心に検討する。はじめに、GCC 諸国の政治・社会状況を概観する。その上で、各国における国民要求を比較・類型化する。つぎに、GCC 各国の対応を、政治改革と経済対策の観点から整理する。さらに、一連の政治変動が GCC 諸国に与えた影響について分析する。

本稿を通じ、事例としての GCC 諸国の特徴が明らかになる。さらに、中東政変全体に位置づけるなかで、地域全体の比較が可能になる。なお、本稿では紙幅の制限上、各国の個別事例を詳細に検討することができない。この点については、別稿に譲る。

1. GCC 諸国における中東政変の経過

(1) 中東政変と GCC 諸国

2011 年 1 月 14 日、チュニジアでベン・アリー（Zine El Abidine Ben Ali）政権が倒れた。続いて、中東権威主義体制国の代名詞であるエジプトにおいて、ホスニー・ムバーラク（Hosni Mubarak）大統領が退陣した。その後も、政治変動の動きはイエメン、リビア、シ

リアにまで波及した。

GCC 諸国は、民衆デモや政権に対する抗議活動が発生したアラブ諸国に対して、原則民衆側を支持する立場をとった¹。ただし、それはあくまでも政権側に対して民衆に可能な限り譲歩し、速やかに情勢を安定化させるようにという主張であった。

しかし、情勢が急変するにつれ、GCC 諸国は次第に自国への飛び火を避けるための対応へと転換した。すなわち、GCC 諸国は自国とその同盟国を守り、「人道上の問題」を抱える国には強制力を伴う介入も辞さないという、明確なダブル・スタンダードである。その結果、GCC やアラブ連盟、NATO や国連などの地域・国際社会の枠組みを通じて、リビアやイエメン、シリアに対して圧力をかけたのであった。

GCC 諸国における政治変動の動きは、大きく三つの状況に分けることができる。第一に、体制転換の瀬戸際という危機的状況になったバハレーンである。第二に、民衆による大小のデモや政権に対する抗議活動が行われた問題発生国としての、オマーン、クウェート、サウディアラビアである。第三に、比較的安定していた UAE とカタールである。以下では、この分類にしたがって GCC 諸国の概況を確認する。

(2) 危機的状況：バハレーン

バハレーンは、湾岸地域においても危機の中心地であった。すなわち、バハレーン国内における政権と民衆の対立は、いつの間にかスンナ派（体制側）と抑圧されるシーア派（民衆側）という構図として読み込まれ、さらに GCC 対イランという構図に拡大してしまった。

2月14日（「バハレーン怒りの日」）、首都マナーマでデモ隊と治安部隊が衝突し、死傷者が出た。それ以降、抗議活動の中心となった「真珠広場」をめぐり、体制と民衆の攻防が繰り広げられた。17日には直ちに GCC 外相会議がマナーマで開催され、GCC 諸国は一致してハリーファ体制を支持した。政府はデモ隊に対して催涙弾やゴム弾を発射して鎮圧する一方で、政治犯の釈放など懐柔策を実施した。同17日、下院で多数派を占めるシーア派のウィファーク系議員18人が、政府の対応に抗議して辞職をした。双方の衝突と国内の混乱はその後収束する気配はなく、デモ隊の一部からはハリーファ体制の打倒が公然と叫ばれるようになった。

バハレーン政府は3月、GCC に対して「半島の盾」軍²の派遣を要請した。そこで、サウディアラビアと UAE から合計1500人規模の軍・治安部隊がバハレーンに派遣された。また、バハレーンはパキスタンなどから大量に元軍人・警察官などを採用し、治安部隊を強化し、デモ隊の排除に乗り出した³。3月15日からは戒厳令が施行され、表面的には事

態は沈静化した。さらに、GCC 諸国は引き続きバハレーンへの支援策を議論し、またイランによる「介入」を牽制した⁴。GCC はもともと安全保障のために発足した地域機構であるが、最近加盟国の個別関係や経済統合上の問題で、足並みが乱れていた。ところが、今回このバハレーン支援の目的のために、久しぶりに GCC が本来の目的で機能したと言える。

(3) 問題発生：オマーン・クウェート・サウディアラビア

オマーンは、GCC 諸国のなかではバハレーンに次いで体制の危険度の高い国であった。ただし、両国の決定的な差は、オマーンではほとんど体制批判、すなわちカーブース・ビン・サイード (Qaboos bin Said Al Said) 国王による統治を批判する声が、表向きは上がらなかったことである。換言すれば、政府・政策批判と体制批判の間には、超えてはならない一線が存在したのである。

1月17日に首都マスカトで、政治・経済改革を求めるデモが発生した。その後、2月中旬頃より再びマスカトやサララ、スール、スハールといった地方都市でも、同様の民衆デモが発生するようになる。2月末にはスハールの衝突で死者が出たことにより、政府・治安部隊と民衆の関係が悪化した。政府側の政治改革案の提示により、事態は一時沈静化したものの、次第に賃上げや雇用を求める労働運動へと変化した。

サウディアラビアでは、首都リヤドやジェッダ、東部州のカティーフなどで政府への抗議活動などが散発的に発生した。また、改革派や文化人、ジャーナリストなどが政治改革などを訴える建白書を発表した。さらに、サウジ王族内部からも、政治改革の必要性を認める声が上がった⁵。バハレーン情勢との関係で、シーア派住民の多い東部州の動向には、特に注意が払われた⁶。

クウェートでは、ビドゥーン (無国籍者) の権利要求運動が2月頃から発生した。同国におけるビドゥーン問題は、長年の政治的・社会的課題であり、ビドゥーン側も中東政変を追い風として動いた。また、国民からはナーセル・アッ=サバーフ (Nasser Muhammad al-Ahmad al-Sabah) 首相の更迭や汚職批判、賃上げ要求のデモや抗議活動が発生した。クウェートでは以前から政治的要求のデモや集会が開催されているため、直ちに体制の脅威とはならなかった。ただし、反政府勢力やアラブ系外国人の動きへの警戒は高まった⁷。

(4) 安定的状況：UAE・カタール

GCC6カ国のなかで、政情が安定していたのはUAEとカタールであった。大きな民衆デモや体制に対する挑戦は確認されていない。

しかしながら、両国ともフェイスブックを通じた体制批判は確認された。たとえば、UAE では「汚職に反対する UAE 革命」と呼ばれるページが登場し、首長家は墮落・腐敗していると糾弾していた⁸。また、カタルのサーニー家を批判するページでは、同国とイスラエルとの親密な関係や、華美なモウザ（Mozah bint Nasser al-Misnad）首長妃が批判の的となった⁹。

また、UAE では政治改革を求める建白書が大統領・首長らに提出され、インターネット上でも公開された。元政治家や学者、ジャーナリスト、教員などの知識人層 133 人が、この建白書に署名したものである¹⁰。ところが、当局はこの動きを「国家の治安に対する脅威」と認定して中心人物 5 人を拘束し、裁判を通じて処分するという事件が起きた。

中東政変のさなか、カタル外交は際立っていた。カタルは早くから国連安保理にリビアへの介入を主張し、国際制裁や飛行制限区域の設置を求めた。そして、国連安保理決議 1973 号にもとづき、UAE とともに空軍を派遣した。また、カタルはリビアに対して地上軍も派遣しており、反カッザーフィー（Muammar Muhammad al-Qaddafi）勢力を軍事支援していた¹¹。さらに、カタルはシリア情勢についてもアラブ連盟の中心として、介入を行っている。バッシュール・アサド（Bashar al-Assad）大統領と直接交渉し、監視団の派遣や国際社会への問題提起をしている。ドーハに拠点を置くアル=ジャズィーラ放送も、事実上のカタル外交のツールである。そして、同じくドーハに拠点を置く著名なイスラーム法学者のユースフ・カラダーウィー（Yusuf al-Qaradawi）師も、カタルの外交方針に沿う形での発言を重ねた。

このようなカタル外交の特殊性については、近年注目を集めている。すなわち、その特徴とは小国による全方位外交であり、さらには地域・国際社会におけるプレゼンスの獲得が主眼となっていることである。ただし、いずれの介入も、GCC やアラブ連盟、国連など必ず何らかの枠組みを使った多国間協調によって実施している。

（5）国民要求の比較類型

以上のように、GCC 諸国においても規模や危機の度合いは異なるものの、いずれも体制・政府と国民の間で問題が発生し、国民側からも様々な要求が出された。表 1 は、各国で確認された要求をまとめたものである。

この表からも明らかなように、国民からの要求は政治的、経済的、社会的なもの多岐にわたる。政治改革要求では、議会における普通選挙の実施や権限拡大（立法権の獲得）などが、主要な関心であった。すなわち、立法権は王族や首長家など体制と国民の関係を大きく変える要点であると指摘できる。

また、経済的要求は各国の経済状況を反映している。基本的には、雇用や賃上げ、社会

表 1. 国民の要求

クウェート	政治改革要求(首相更迭要求、立憲君主制への移行)、政府・閣僚・議員汚職批判、ビドゥーン(無国籍者)の権利要求、賃上げ、言論の自由
サウディアラビア	政治改革要求(建白書、諮問評議会の民選化、地方評議会の選挙権要求、女性参政権)、女性の自動車運転の許可、政治犯釈放、雇用と失業問題の解決、シーア派差別の改善
バハレーン	政治改革要求(首相更迭、立憲君主制への移行、上院の廃止、漸進的な民主化)、ハリーフ家打倒、シーア派差別の改善、政治犯・デモ隊の釈放、雇用、軍・治安部隊の処分
カタール	首長家批判、対イスラエル関係批判(Facebook)
UAE	政治改革要求(建白書、普通選挙の実施、立法権)、首長家批判、反汚職(Facebook)
オマーン	政治改革要求(議会強化、立法権の付与)、政府・閣僚汚職批判、雇用・賃上げ、補助金増額、イスラーム銀行の設置、言論の自由、男女共学の廃止、公正な裁判、デモ隊への処分軽減

出典：現地報道などをもとに筆者作成

保障や補助金等の拡充などが中心であった。社会的要求についても、宗派差別やジェンダー問題、ビドゥーンの権利問題など、各国の社会的文脈が色濃く反映されている。

このような国民からの要求は、他のアラブ諸国と同様、デモやストライキ、職場のボイコットや座り込み、インターネット・メディア（Facebook、YouTube、Twitter、ブログ、掲示板）などによって発信された。議会など公式制度を通じて体制と交渉することに限界があるため、このような非公式な「場外乱闘」が、体制の揺さぶりに効果を発揮した。

2. 各国政府による政変対応

(1) 政治改革

国民側の要求に対して、体制・政府側はどのように対応したのであろうか。体制側は、具体的な問題の解消を図るとともに、国民からの要求が起こる前に予防的対応をとった事例もある。また、要求を拒否した点も多々あった。国民からの正当性や支持を調達しながら、いかに体制を守っていくか、そのバランスが重要になったと言える。

政治改革の観点から見ると、体制側は各国の許容範囲に応じた対応をとっていたことが分かる。表2は、各国が採用した政治改革一覧である。制度改革とともに、選挙の実施や政治的権利の拡大など「改革カード」を切っている。2011年はクウェートを除くGCC諸国全てにおいて、中央または地方議会の選挙があった。そのため、一方的に国民の要求を呑んだというかたちを避けながら、選挙を名目とした制度改革が可能であった。したがって、体制側は比較的柔軟に「改革カード」を切りながら、政治的要求に対応することができたのである。

表2. 政治改革

クウェート	内閣辞職、議会解散、新首相選出、ビドゥーン(無国籍者)の権利付与
サウディアラビア	女性に諮問評議会の議員資格と、地方評議会の選挙権・被選挙権を付与、腐敗対策国家委員会の設置、地方評議会選挙
バハレーン	全てのアクターを集めた「国民対話」の実施、独立調査委員会の設置と報告書の作成、国民補償救済基金の設置、一部の政治犯・デモ隊に恩赦
カタール	諮問議会選挙の実施(2013年)を発表
UAE	議会選挙の実施と選挙人団(投票者数)の拡大
オマーン	内閣改造と一部閣僚の更迭、オマーン議会からの閣僚登用、国家基本法(憲法)の改定、議会権限の強化、消費者保護庁の設置、検察強化、行政区の統合
GCC	政治改革の必要性を認識、基本的には改革の方向性を支持

出典：現地報道などをもとに筆者作成

ただし、サウディアラビア、カタール、UAEにおいては、長らく国民からの要求として上がってきた議会の立法権を認めることはなかった。したがって、残された政治課題として、立法権は今後も体制側と国民の間の争点であり続ける。

しかし、体制側は政治改革や後述する経済対策を実施すると同時に、国内治安を強化することも忘れなかった。デモや集会に軍や治安部隊、警察を躊躇なく投入した。また、メディアに対する検閲や規制も強化した。

(2) 経済対策

GCC 諸国の体制側は、政治改革とともに経済対策を実施した。具体的には、公務員給料や手当の引き上げ、社会保障費の拡充などの分配(バラマキ)政策である。

経済対策は、高油価の恩恵を受けていた GCC 諸国にとって、十分に対応可能なものであった。表3は、GCC 諸国における経済対策をまとめたものである。今回の一連の政変対策費として、GCC 全体で1500億米ドルを超える資金が費やされたとの試算もある¹²。

また、失業・雇用対策も重要な課題であった。サウディアラビアやオマーンでは、デモ隊の主張の中核をなした。一方で、経済的な安定度が高いと見られている UAE においても、アブダビやドバイなど経済的に豊かな南側と、資源や産業の乏しい北部首長国との「南北問題」が、潜在的な政治リスクとして認識された。そのため、UAE 政府は北部首長国向けの開発予算を追加で計上した。

表3. 経済対策

クウェート	国民1人あたり1000クウェート・ディナールと食料1年分の配給(総額12億4000万KD=45億米ドル)、公務員・軍人給料や障害者給付金の50KD増額
サウディアラビア	社会福祉・手当での拡充、住宅ローンの提供、住宅の50万戸建設計画、公務員・軍人に対する2ヶ月分の特別ボーナス、雇用など(総額1700億米ドル規模)
バハレーン	憲法制定記念祝い金(1世帯1000バハレーン・ディナール=2660米ドル)、インフレ対策補助金(1世帯50BD)、1000戸の低コスト住宅建設計画、公務員給料と年金引き上げ
カタール	公務員・軍人の給料、年金など60~120%アップ(年間約27.5億米ドルの追加支出+年金基金等に55億米ドル払込み)
UAE	北部首長国向け開発予算として57億ディルハム(約15.5億米ドル)を計上、軍人・国防省職員の退職金・年金70%引き上げ、公務員給料35~45%アップ、社会保障給付金の20%アップ、電気・水道の補助金増額(ドバイ)、個人債務問題解決支援のための特別基金(100億Dh)の設置
オマーン	各種補助金の増額、求職者の給付金、オマーン人最低賃金の引き上げ、5万人分雇用創出(総額26億米ドル)、民間部門のオマーン人労働者向けの最低賃金設定、年金掛け金引き下げ、公務員年金の引き上げ
GCC	バハレーンとオマーンに年間各10億米ドル(10年間で合計200億米ドル)の金融支援、ヨルダンとモロッコの開発支援のための湾岸開発基金(50億米ドル)の設置

出典：現地報道などをもとに筆者作成

(3) GCC による対応と周辺諸国対策

GCC はバハレーン情勢に対して、速やかな対応策を講じた。それは、仮にバハレーンにおいて君主制が崩壊すれば、GCC 諸国への影響が避けられないからである。

バハレーンに対しては、既述のように「半島の盾」軍を派遣した。また、バハレーンとオマーンの両国に、GCC として 200 億米ドル相当の金融支援策が発表されている。また、GCC 加盟の議論が始まったヨルダンやモロッコに対しても、50 億米ドル規模の湾岸開発基金が設立された。

さらに、GCC はイランへの対応においてもおぼれることがなかった。むしろ、イランを地域の具体的な脅威として設定することにより、GCC はバハレーン情勢へ踏み込んだ対応を取ることができた。実際の関与の有無とは関係なく、バハレーンやサウディアラビア東部州の騒乱の原因をイランによるものと認定することによって、イランの脅威を国内および GCC 体制の引き締めにも利用したのである¹³。すなわち、ここにバハレーンの安全・安定は、GCC の安全・安定であるというロジックが成立した。さらに、地域の問題を GCC の「内部」と「外部」の問題というように明確に区別することによって、事実上のダブル・スタンダードを正当化していった。

3. GCC 諸国における政治変動のインプリケーション

(1) 政治体制の正当性と国民

バハレーンを除き、GCC 各国において君主体制の正当性に対する挑戦は表面化しなかったと言える。また、チュニジアやエジプト、リビアと異なり、国民側も体制打倒という一点で結集することはなく、また反体制運動というようなかたちで動員することもできなかった。そのため、体制側にとっても漸進的な政治改革や経済分配によって、問題の対応が可能であった。十分な経済的分配を得ている国民が、危険を犯してまで体制に挑戦する必要は少ない¹⁴。

さらに、バハレーンとオマーンでの事例が示すとおり、直接的な君主体制の批判の有無が、国内状況を左右した。また、君主体制に対する支持ないしは正当性というものが、少なからず存在している¹⁵。

ところが、1 年間の中東全域での出来事から国民側もエンパワーされ、体制・政府との交渉戦略を学んだ。そして、国民の政治意識にも少なからず変化が見られる。したがって、体制側にとっては、今後も改革の方向性やその流れを変えることは難しい。

(2) 経済対策と国家財政

GCC 諸国において、政治変動に対する経済対策は有効に機能した。ただし、これは必ずしも持続可能な政策とは言えず、将来的な政治体制に対する危険性を生み出す恐れもある。

第一に、今回の政策は国際石油市場の恩恵を受けており、偶発的な要素に左右されたと言える。すなわち、2011 年の国際石油市場は高油価水準が維持されており、国際指標となる WTI 価格で 1 バレル 75~100 米ドルを推移した。この結果、たとえばオマーンでは、当初財政赤字の拡大が予想されていたが、原油収入によって黒字化する見通しである¹⁶。しか

しながら、原油価格が仮に 1 バレル 30 米ドル程度であれば、今回のような「大盤振る舞い」ができたかどうか、甚だ疑問である。表 4 は、2011 年における各国の財政均衡に必要な石油価格の損益分岐点を示したものである。2011 年と同程度の歳出を続けるとすれば、バハレーン、UAE、サウディアラビア、オマーンは原油価格が 1 バレル 70 米ドル以上の水準が維持されない限り、赤字財政になってしまうのである。

表 4. 財政均衡原油価格 (2011 年)

国名	価格(\$/バレル)
クウェート	50
サウディアラビア	80
バハレーン	100
カタール	38
UAE	84
オマーン	74

出典：MEED 11-17 November, 2011

第二に、中長期的に見ると国家の脆弱性を生み出す側面がある。すなわち、とくに社会保障や補助金の拡充、公務員給料の引き上げは、国家財政上の継続的な負担になる。さらに、国民側にとっても経済分配への「耐性」ができてしまうため、さらなる経済的要求の拡大に繋がる。また、政府部門と民間部門間に経済格差を生み出し、各国が推し進める労働力自国民化の障害になる。

(3) GCC の統合・強化の動き

GCC 諸国が直面した危機は、地域機構としての GCC を強化・拡大する方向に向かわせた。2011 年 5 月の GCC 首脳諮問会議では、突然ヨルダンとモロッコの GCC 加盟へ向けた議論が行われることが決定した¹⁷。現在、特別委員会が設置されて議論が始まったところであり、着地点は見えていない。しかし、同 12 月の GCC 首脳会議において、両国を支援するための湾岸開発基金の設置が発表された。現状においては、少なくともアラブ君主制国家を支援する枠組みへと再編する可能性を残している。

また、12 月の GCC 首脳会議に際して、サウディアラビアのアブドゥッラー・ビン・アブドゥルアズィーズ (Abdullah bin Abdul-Aziz Al Saud) 国王から GCC を「協力の段階」から「ひとつの組織における統合の段階」へと進むべきであるとの呼びかけが行われた¹⁸。さらに、最終声明でも GCC の結束が再確認されており、首脳レベルにおいて 1 年間の危機意識を再共有したと言える。

おわりに

本稿執筆段階において、アラブ諸国における政変は一部の国で続いている。一旦は事態が安定したと見られていたバハレーンにおいても、未だに体制と民衆の衝突が続いており、予断を許さない状況にある。

本稿では、これまで GCC 諸国における中東政変と、各国での政治・社会変動の影響について検討してきた。体制側から評価するのであれば、抜本的ではないものの、とりあえずの問題・課題の封じ込めには成功した。各国における具体的な対応に加え、GCC の一致した行動と高油価水準の恩恵を受けた結果である。そして、国民側から評価するのであれば、政治的・社会的・経済的不満や要求を体制に伝えることができ、一定程度の成果を上げたと言える。

ただし、繰り返すように政治改革には残された課題も多く、改革の方向性や流れは、今後も続いていく。また、国民側も公式・非公式の手法を通じて体制側と交渉する術を学んだ。一方で、経済対策は持続可能なものではなく、はからずも国民側の経済分配への耐性を強化した。

したがって、GCC 諸国における体制と国民の関係は、新しい局面を迎えていると言える。

—注—

- 1 しかしながら、エジプト情勢については異なる対応が見られた。サウディアラビアのアブドゥッラー国王は1月29日にエジプトのムバーラク大統領と電話で会談し、体制側を支持することを明言した。また、翌日にオバマ米国大統領と電話で会談し、このなかでもエジプト支援を表明している。“King warned Obama Saudi could fund Egypt: paper,” *Reuters*, February 10, 2011.
- 2 「半島の盾」軍 (Peninsula Shield Force) とは、GCC 加盟国が組織する統一軍である。「半島の盾」軍の名の下に各国軍から人員・装備が拠出されたり、また定期的な軍事演習が行われている。2011年のバハレーン出動が、事実上初めての活動となった。
- 3 Mujib Mashal “Pakistani troops aid Bahrain’s crackdown,” *Al-Jazeera*, July 30, 2011.
- 4 しかしながら、バハレーン独立調査委員会 (BICI) はイランの関与を否定している。国内情勢を調査した報告書のなかで、2011年2月から3月にかけて国内で起こった出来事について、イランの関与は認められなかったと結論付けた。Mahmoud Cherif Bassiouni et al. *Report of the Bahrain Independent Commission of Inquiry*, Bahrain Independent Commission of Inquiry, November 23, 2011, p. 387. <<http://www.bici.org.bh/BIClreportEN.pdf>>, accessed on February 15, 2012.
- 5 アル=ワリード・ビン・タラール (al-Walid bin Talal bin Abdulaziz Al Saud) 王子が、英国 BBC Arabic とのインタビューで、諮問評議会の発展や女性の権利や人権の確保など、さまざまな改革の必要性を訴えた。また、立憲君主制への移行を支持した。Mourad Haroutunian, “Saudi Prince Says Protesters May Move to Kingdom, BBC Arabic Says,” *Bloomberg*, February 18, 2011.
- 6 東部州のカティーフでは10月に暴動が発生し、内務省は声明の中でイランの関与を示唆した。また、「東部州革命」(*Thawra al-Mintaqa al-Sharqiya*) と名付けられた Facebook のページも確認されている。
- 7 クウェートでは、2010年5月にイラン人スパイと協力者が摘発される事件が起こっている。2011年3月には、裁判で死刑判決が下されたが、この判決をめぐってクウェートとイランの両国が大使を召還する事態へと発展している。また、アラブ系外国人による反母国政府デモや抗議活動についても厳重な取り締まりを行った。
- 8 *Thawra al-Imārāt dīdda al-Fasād* (汚職に反対する UAE 革命) <<http://www.facebook.com/group.php?gid=104273053885&v=wall#!/uaeangerday>>, accessed on November 13, 2011.
- 9 *Qatar Thawra al-Hurriya wa al-Taghyir 16 March* (自由と変革の3月16日カタール革命) <<http://www.facebook.com/pages/%D9%82%D8%B7%D8%B1-%D8%AB%D9%88%D8%B1%D8%A9-%D8%A7%D9%84%D8%AD%D8%B1%D9%8A%D9%87-%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%BA%D9%8A%D9%8A%D8%B1-16-%D9%85%D8%A7%D8%B1%D8%B3/190904457607058>>, accessed on February 15, 2012.
- 10 建白書の内容そのものは、包括的議会改革と民主化の達成、国民による自由選挙を求めるものであった。*Imāratiyūn Yarfa’un Risāla li-Hukkām al-Imārāt Tuṭālib bi-Islāh kullī li-l-Nizām al-Brāmānī* (UAE の人々が首長国の指導者たちに包括的な議会制度の改革を求める手紙を送る) <<http://www.ipetitions.com/petition/uae petition71/>>, accessed on November 13, 2011.
- 11 英国ガーディアン紙の報道によると、カタールはリビアに対して数百人規模の陸上部隊を派遣し、反政府軍の支援を行っていたことが明らかになった。また、ハマド・アティーヤ (Hamad bin Ali al-Attiyah) 参謀長も、反政府軍は文民であって十分な軍事経験がないとの理由を説明し、この事実を認めている。Ian Black “Qatar admits sending hundreds of troops to support Libya rebels,” *The Guardian*, October 26, 2011.
- 12 バンカメ・メリルリンチによる試算。Vicky Kapur “Arab Spring cost GCC &150bn”, *Emirates* 24/7, September 6, 2011.
- 13 Bassiouni et al. *Report of the Bahrain Independent Commission of Inquiry*, pp. 383-385.
- 14 その意味で、UAE の事例は興味深い。すなわち、十分な経済的恩恵を受けているはずの知識人層が中心となり、政治改革の要求が起こったことである。
- 15 体制の正当性や国民の忠誠を示す具体的な尺度を示すことは、極めて難しい。一例を示すとすれば、筆者が UAE において 2011 年の政治運動に関与した人物に聞き取りを行った際、政治改革の必要性は強調しながらも「我々 (運動に参加する人々) は皆、首長家の支持者である」として、首長制そのものは否定しなかった。筆者聞き取り調査 (2012 年 1 月 8 日於ドバイ)。
- 16 “Oman’s Budget Surplus to cross RO900MN this Year,” *Muscat Daily*, December 5, 2011.
- 17 ザイヤーニー GCC 事務局長は 5 月 10 日、「GCC 首脳たちはヨルダン・ハーシム王国の加盟提案を快諾し、外相に対して手続きを完了するための交渉を進めるよう支持した」と述べた。また、同様の手続きはモロッコに対しても行われると説明した。ラマダーン明けの 9 月から具体的な話し合いが始

まった。ただし、両国の経済開発に関する作業部会が立ち上がった段階であり、12月のGCC首脳会議で湾岸開発基金が設置された。しかし、実際にGCCという枠組みのなかに加盟するかどうかは、不透明である。

- ¹⁸ “Saudi King Abdullah urges GCC ‘to move from phase of cooperation to phase of union’,” *Al Arabiya News*, December 20, 2011.

第3章 イエメン政変の展開とその意味

松本 弘

1. 問題の所在

イエメン政変の最大の特徴は、「わけのわからなさ」と「中途半端さ」にある。「わからなさ」は、対立の構図が複雑であることからきている。他のアラブ諸国の事例では、反政府側は種々雑多な勢力や人々の集まりでありながら、大同団結を維持して単一の主体を形成していた。2011年1月から続くイエメンの事例も、首都サナアをはじめとする各都市の反政府デモは、同様の様相を呈している。しかし、野党勢力や3月以降に政権から離脱した軍人・政治家らは、反政府デモを支持するものの、それとは異なるスタンスをとった。さらに同年5月以降は、部族勢力やイスラーム過激派が政府軍との戦闘を開始した。反政府デモのほかにも、いろいろな勢力が政府と対立し、しかもそれらは互いに連携することなく、それぞれがバラバラに活動している。なぜ、そうなるのか。どうすれば、事態の収拾を図れるのか。イエメンの場合はこうした疑問や課題に答えることが難しく、状況はまさにカオスと呼ぶにふさわしいものとなっている。

一方、「中途半端さ」は大統領が辞任したにもかかわらず、政権与党が存続していることからきている。チュニジア、エジプトでは大統領辞任後に、その大統領を党首として長く政権を担った与党もまた解体された。内戦状態に武力介入がなされたりリビアでは、カダフィ殺害により政府そのものが瓦解した。反政府デモによる政権の打倒は、大統領と政権与党がともに「退場」という一種のパターンを示していた。ところが、イエメンの場合は大統領が2011年11月に「退場」したものの、その後の挙国一致内閣では与党の国民全体会議（以下、GPC）が閣僚の半数を占め、今年2月21日の大統領選挙ではGPC幹事長である現職の副大統領が唯一の候補者となって、実質的な信任投票によって当選した。2012年2月現在、辞任した前大統領は未だGPCの党首を続けており、イエメンでは政権の崩壊または交代とは言えない方策で、事態の打開が図られた。大統領が辞任した国のなかで、なぜイエメンだけが政権の「完全撤退」に至らないのか。この状況もまた、我々にとっては不可解である。

イエメン政変の特殊性である、この「わからなさ」と「中途半端さ」について、本稿で考察を試みてみたい。もちろん、筆者は十分な情報も、明確な答えも有していないが、筆者なりの整理によって可能な限りの解説と評価を示すことを本稿の目的とする。

2. 「わからなさ」の理由

ここでは、上記した「わからなさ」についての背景説明として、「サーレハ支持派」の存在とイエメン「破綻国家」論にかかわる不安定要因の2点を、今次政変の展開と絡めて述べてみたい。

(1) 「サーレハ支持派」

チュニジアのベンアリ大統領亡命から2日後の2011年1月16日、首都サナアのサナア大学において「サーレハ大統領辞任」を要求する約1000人の集会が行われた。これが、イエメンでの反政府デモのはじまりであった。その後、デモは急速に拡大して参加者は数万人に達し、サナア大学前の交差点及び周辺道路を占拠して、そこを「変革広場 Midan al-Taghyir」と名づけた。一方、これとは別に市内中心部のタハリール広場で「サーレハ支持」を訴えるデモが発生した。サーレハ支持派はそのままタハリール広場を占拠し、イエメン政変は以後、「反政府デモ（変革広場）対サーレハ支持派（タハリール広場）」という対立が定着する。

しかし、タハリール広場に陣取り、反政府デモ隊と衝突を繰り返した「サーレハ支持派」は、政権からの金品によって動員された人々だった。サーレハ支持デモに参加したり、タハリール広場に常駐したりした人々には、2000～4000リアル（800～1600円）の「日当」が支給されたという（時々、これにニワトリが1～3羽付いた）。また、スタジアムなどでサーレハ大統領演説会では、参加者に1万～2万リアル（4000～8000円）が配られたとされる。

ところが、イエメンにおける「サーレハ支持派」は、これら政権によって動員された人々のほかにも存在する。それは、サイレント・マジョリティとまではいかないまでも、社会のなかに相当数存在していたと考えられる「サーレハ支持派」である。彼らはタハリール広場の動員組のように、あからさまにサーレハ支持を表明するわけではないため、捉えにくい。しかし、2012年1月にサーレハがアメリカに向け出国したあと、上記の「日当」がなくなってからも、サーレハ支持を表明する人々が多い。また、出国後に政府系の新聞がサーレハの顔写真を掲載しなくなると、それに抗議する数百人が新聞社に押し掛けるという事件も生じた。2011年11月までサーレハが辞任を拒否し続け、政変が長期化したこと背景には、政権の拠りどころとしてのこの「サーレハ支持派」の存在があった。彼らもまた、政権が反政府デモへの弾圧に転じた3月18日のデモ銃撃事件（死者52名、負傷者270名）や、大統領府内の爆弾で負傷したサーレハが6月5日にサウジアラビアに出国したのちに、サーレハ辞任やむなしとの姿勢に変わっていった。しかし、それは反政府デモ

のような積極的な辞任要求ではなく、事態の收拾のために必要な対応として消極的に選択された判断だった。

イエメンにおける反政府デモは、チュニジアやエジプトのような全国的な民意や要求を表わすものとは言い切れない。反政府デモが全土的なものであったことは事実だが、チュニジア、エジプトと比較すれば、イエメンのそれには国全体をリードするような「牽引力」が足りなかった。また、野党勢力や政権から離反した軍人・政治家も、そのような「牽引力」を示すことはできなかった。おそらく、その最大の要因はこのサイレントな「サーレハ支持派」の存在にある。

大統領の辞任を求める反政府デモと、辞任に消極的な「サーレハ支持派」の双方が並立する状況は、これまでのサーレハ政権の功罪を如実に反映したものと言える。紙数の制約から詳細は割愛するが、サーレハは民主化や国家再建にかかわる功労者としての側面と、利権を操作し政権の長期化を図る権威主義的な側面の二面性を有する。2年連続した大統領暗殺のあと、1978年にイエメン・アラブ共和国（北イエメン）の大統領に就任したアリー・アブドッラー・サーレハは、国内の部族勢力や反政府勢力との対立およびイエメン民主主義人民共和国（南イエメン）との国境紛争を綱渡りのようにしのぎ、1988年に17年ぶりの総選挙実施と原油輸出の開始を実現させて、政治経済の安定化をもたらした。

冷戦構造の崩壊を背景として、最大の支援国であったソ連を失った南イエメンに対し北イエメンが対等合併の申し入れを行い、1990年5月22日にイエメン人悲願の南北イエメン統一が実現した。サーレハは、この新生イエメン共和国の大統領に就任し、普通選挙と複数政党制の導入による民主化を推進した。1993年4月には、第1回総選挙が実施されている。しかし、統一直後に湾岸危機・戦争（1990年8月～91年2月）に直面したイエメンは、当時「親イラク姿勢」と呼ばれた外交により孤立し、援助の削減やサウジアラビアなどからの出稼ぎイエメン人追放によって経済の危機的状況に陥る。さらに、1994年5月には、旧南イエメンの一部指導者が再分離・独立を掲げて統一政府に攻撃を開始し、内戦に突入した。内戦自体は2か月で統一政府の勝利に終わったが、この内戦でイエメンの経済は破綻寸前にまで悪化した。

内戦後、イエメン政府は国際通貨基金（IMF）・世界銀行と構造調整に関わる協議を開始し、その受け入れを正式に決定した。1995年を準備期間として、96年から大規模な融資が開始された。この構造調整受け入れにあわせ、先進諸国からの援助やサウジアラビアなどへの出稼ぎも再開された。

イエメンの経済と国家は、構造調整受け入れによって救われた。その決定を下したサーレハが、国家再建の立役者であることに間違いはない。しかし、構造調整は貧富の格差を

拡大させるとともに、その大規模な資金流入により、政権中枢に巨大な利権を生み出した。サーレハはその利権を周囲への分配に利用し、政権を維持・強化させていった。サーレハの親族はもとより、彼に近い退役将校や政治家、部族長、ビジネスマンが民営化企業の経営ポストを得たり、都市の建設ラッシュや起業などで政府から優先的な便宜を受けたりした。

構造調整受け入れ以後、民主化は大統領選挙や地方選挙などに拡大され、サーレハと与党 GPC は国家再建の功績から総選挙、大統領選挙、地方選挙のすべてで勝利を続けた。この多大な支持を背景として、サーレハ政権は慢心や怠慢に陥り、民主化の後退とも呼ぶべき措置を取り始める。それは大統領と議会の任期2年延長、上院に相当する諮問評議会（議員は大統領の任命）の権限拡張、総選挙の2年延期、大統領の三選禁止規定を撤廃する憲法改正案の提出などである。構造調整に関わる利権の分配による政権基盤の強化とこの民主化の後退は、サーレハ政権の権威主義的な場면을形成していった。

ただし、これによってイエメンが権威主義国家となった、サーレハは独裁者となったと判断することは誤りである。イエメンでは、民主化が拡大される側面と後退する側面、構造調整受け入れによって国家が再建され、経済の自由化が進む側面とそれにかかわる利権の分配によって政権が強化される側面が同時並行的に進行した。これは、自由化と権威主義が併存するという複雑な展開であり、政治経済の自由化は決して権威主義政権存続のための見せかけのようなものではなかった。それはまさしく、サーレハ政権の功罪と呼ぶべき二面性であったのである。

チュニジア、エジプトに触発されたイエメンの反政府デモの発生は、このサーレハ政権の権威主義的な側面に反発し、それを糾弾するものであった。これに対し、サイレントな「サーレハ支持派」の存在は、サーレハ政権の民主化、南北イエメン統一の実現と内戦の勝利によるその維持、構造調整受け入れによる国家再建という側面を評価するものであった。もちろん、両者は判然と区別されるようなものではない。「サーレハ支持派」のなかには、構造調整による生活苦やサーレハとその取り巻きの豪華な暮らしぶりに大きな不満を持つ者も多いし、逆に反政府デモの参加者のなかにもサーレハの辞任を求めながら、その功績は評価するという者がいる。サーレハ政権の二面性は、反政府デモと「サーレハ支持派」の対立という政治状況に対応するものでもあり、また同時にイエメン国民各自の相克や葛藤といったものであると言えよう。

(2) イエメン「破綻国家」論

政変中の2011年5月24日、反政府デモ支持を表明していたハーシド部族連合長のサーディク・アハマルのサナア市内の邸宅に対し、政府の治安部隊が攻撃を開始した。邸宅にいた部族民兵およびサナア周辺から駆け付けた部族民兵が治安部隊に応戦し、邸宅のあるハサバ地区では市街戦が展開された。部族民兵は治安部隊を駆逐し、ハサバ地区にある省庁やイエメン航空本社ビルなどを一時占拠した。

一方、その3日後の27日には、「アラビア半島のアルカーイダ」(以下、AQAP)とされる武装勢力がアデン東方のアビヤン州の州都ズィングバール市を襲撃し、市街を占拠した。6月15日には、同じくAQAPとされる武装勢力がアデン北西のラヘジ州の州都ハウタ市(正式にはラヘジ市、ハウタは古名および通称)に対しても襲撃を行い、市庁舎を含む市中心部を占拠した。政権と反政府デモ・野党勢力・政権からの離反組との対立が続くなか、ここに新たな反政府勢力が武力衝突というかたちをとって参入した。

イエメンは2010年まで、「破綻国家 failed state」として議論の的となっていた。イエメンは、ソマリアやアフガニスタンに近い状態にある国として、欧米諸国、国際機関、GCC諸国から破綻国家に陥らないための援助が必要であるとされた。イエメンの直接的な不安定要因としては、1990年統一時から生じ2009年にAQAPを結成したイスラーム過激派のテロ活動、旧北イエメン北辺のサアダ州で2004年から断続的に続いているホーシー派と政府軍の武力衝突、2007年から始まった平和的な旧南イエメンの分離運動である南部運動(South Movement)が挙げられていた。さらに、中央政府の脆弱性にかかわる背景や要因として、地方の部族勢力が指摘されることもあった。紙数の制約から詳細は割愛するが、イエメン「破綻国家」論で言及されたこれら4つの要因の概要は、以下のとおりである。

AQAPは、1990年統一時になされた国外亡命者などへの特赦によるサウジアラビアからの帰国者、または湾岸危機時におけるサウジアラビアからの出稼ぎイエメン人追放による帰国者のなかに、オサーマ・ビンラーデンに関係したイエメン人が含まれており、彼らによって形成された過激派がその起源となっている。対米ジハードを唱え、2000年のアデン港における米イージス駆逐艦コールへの自爆テロ事件などを続けてきたが、その後に活動の主体は上記「帰国組」から、彼らによりリクルートされたイエメン生まれの若者たちである「在地組」に転換していった。「在地組」は外国人に対する襲撃や、治安部隊による掃討・逮捕への報復としてのイエメン治安機関への攻撃を続けた。しかし、組織としての統制はとれておらず、グループごとに恣意的に行動していると言われる。

ホーシー派は、旧北イエメン北部に居住するザイド派(シーア派の一派)のウラマーの家系であるホーシー家を中心とする武装勢力である。紛争は、ホーシー家のウラマーによ

る反米演説を取り締まろうとした治安部隊と、集会に参加していた支持者である地元部族民との銃撃戦に端を発している。数度の停戦合意を経ながらも断続的に武力衝突は続き、累計で数百人の犠牲者を出している。この紛争は、1980年代にサウジアラビアに留学してワッハーブ派に心酔したイエメン人が、帰国後にサウジ国境近くのダッマージュ村に「ハディースの家 Dār al-Ḥadīth」という団体を作り、ワッハーブ派の宣教を始めたことがそもそもの原因となっている。彼らは教条主義的なイスラームを唱え、現在では「サラフィスト」と呼ばれている（上記 AQAP とは別の勢力）。このサラフィストの活動を警戒したイエメン政府は、周囲のザイド派ウラマーに反ワッハーブ派（反サウジ）の演説・説教を依頼したと言われる。

多くのザイド派ウラマーがその依頼に従ったが、そのなかでフサイン・バドルッディーン・ホーシーというウラマーだけは、演説の内容が反サウジから反米に転換し、過激化していった。それが支持者拡大に結び付いた結果、上述のような武力衝突という事態となった（フサインは2004年に戦死し、その後は弟のアブドルマリクやヤヒヤーが勢力を率いている）。ホーシー派は「ウラマーによる政治」を求める原理主義者であるとか、イランの支援を受けているとか言われるが、これらは政府による一方的な発表であり、ホーシー派自身は否定している。「血の復讐」と呼ばれる同害報復の慣習が強い部族社会のなかで生じた紛争であるので、少なくともホーシー派の側では政府に対する復讐合戦の性格が強いと考えられる。

南部運動は、アデンにおける公務員解雇に抗議するデモが、治安部隊と衝突したことから始まった。統一以来、旧南イエメンは旧北イエメンに比べ冷遇されているとの不満が強く、この不満を背景にアデン州やラヘジ州、アビヤン州などにおける各種の抗議デモは、治安部隊との激しい衝突に発展する例が多かった。その延長線上にデモの参加者は、暴力的手段を用いずに旧南イエメンの分離を求める運動を自称したが、しかしデモ参加者をまとめられるような指導者などは存在しておらず、その実態は組織化されたものではないと見られている。

これら3つの要因は、いずれも1990年の統一以降に生じたものだが、部族勢力の問題はイエメンの歴史や社会に深くかかわるものである。イエメンにおいて、部族社会が色濃く残っていることはよく知られている。地方部族は政治的にも大きな影響力を有しており、政治と部族との関係は、常にイエメンの大きな特色として指摘されてきた。地方部族による外国人誘拐事件も多発しており、それは中央政府による統制が効かない部族勢力の存在を象徴するもののひとつとみなされた。なかでも、旧北イエメン北部山岳地帯に居住するハーシド部族連合とバキール部族連合は特に部族的紐帯が強く、歴史的にも天然の要害に

盤拠し、強力な民兵力を駆使して外部からの支配を拒み続けてきた（両部族連合に属する部族民のみが上記ザイド派を信仰）。1962年の北イエメン革命後も、両部族連合はいわば最大最強の圧力団体として、政権の成立や維持に不可欠な支持基盤であると同時に、政府とは潜在的な対抗関係を維持してきた。

イエメンには今次政変の前からこれらの不安定要因が存在し、その政治状況はアフガニスタンやソマリアに比せられるほど、深刻で危機的なものと評価されていた。それゆえ、従前からあった複数の不安定要因が、イエメンの政変に混乱の相乗効果を与えているのである。加えて、その政変への関わり方も、それぞれが時期もかたちも異なるものだった。

サナアをはじめとする各都市での反政府デモが計10万人に達した直後の2月26日、ハーシド、バキール両部族連合に属する複数の部族長が、サナア北方のアムラーンでの集会で反政府デモ支持を表明した。3月18日のデモ弾圧（既述）の後、同月20日にはハーシド部族連合長のサーディクも反政府デモ支持を表明した。政変までサーレハ政権の支持勢力であった部族長が、突然反旗を翻した理由については、いまだ判然としていない。しかし、おそらくは既述したサーレハ政権の権威主義的側面による中央集権化に伴い、地方部族の政治的影響力が相対的に低下していたことが背景にある。サーレハ政権に対する巻き返しの機会を窺っていたところに、チュニジアとエジプトの政権崩壊を目の当たりにしたため、サーレハに見切りをつけて転向したと考えられる。その後、サナア周辺で部族民と政府軍との小規模な衝突が散発し、上記した5月のサナア市街戦に至る。サナア市街戦は、停戦合意と衝突を繰り返しながら次第に沈静化した。しかし、サナア北郊のアルハブやニハムではバキール部族連合に属する部族と政府軍との戦闘が長期化し、旧北イエメン南部のイエメン第二の都市タイズでも周辺の部族と政府軍の衝突が続いた。

これに対し、他の3つの勢力は、混乱や反政府デモに対して直接的な働きかけをせず、いわば沈黙を守っていた。しかし、上記サナア市街戦の直後、既述のようにAQAPが旧南イエメンの都市を襲撃・占拠した。当初、政変による混乱のなかで機能不全状態にあった政府軍はこれに対処できなかったが、7月に周辺の諸部族がAQAP討伐の軍部隊に合流し、同月17日までにズィングバル市とハウタ市のAQAPは市内から駆逐された。しかし、両市周辺や旧北イエメンのマアリブ州、ジョウフ州での戦闘は続行中で、政府軍との戦闘やアメリカの無人偵察機による攻撃でAQAP幹部の殺害も報道されている。なかでも、9月30日にはアメリカ生まれのイエメン人で、AQAPの精神的指導者とされていたアンワル・アウラーキーが、アメリカの無人偵察機によって殺害された。さらに、本年1月14日には旧北イエメン・バイダー州の都市ラダーもAQAPに襲撃され、一時占拠されている。

ホーシー派は、その一部や支持者らがサナアの反政府デモに合流しているものの、大半

は拠点のサアダ州で割拠状態を続けている。政変により、イエメン政府は全20州のうち5～6州のコントロールを失っているとされる（現在は回復傾向にある模様）が、そのうちサアダ州とジョウフ州はホーシー派の勢力下にあると言われる。もちろん、これらの州全体を実効支配しているわけではなく、軍の撤退や移動に伴う権力の空白地帯において、地域の諸部族と協調関係を保っているということであろう。ホーシー派は冒頭で記した大統領選挙のボイコットを呼びかけたが、その一方で自らによる新党設立を表明している。今後は新政権との武力衝突を回避し、予定される総選挙に参加する姿勢を持っていると考えられる。しかし、11月にサアダ州で武装した上記サラフィストがホーシー派を襲撃する事件が勃発し、ホーシー派も反撃して両者による新たな衝突が続いている。

南部運動については、既述のように組織立った勢力でないため、政変との関係も整理や理解が難しい。南部運動も、その一部がサナアやアデンの反政府デモに参加している。サナアの反政府デモ隊は8月17日に各反政府勢力を糾合した143名から成る「革命評議会」を発足させたが、その3日後には旧南イエメンまたは南部運動の代表とされた31名全員が、その人数や待遇を不満として脱退している（革命評議会自体も、現在までほとんど影響力を示していない）。また、上記AQAPは2010年まで、そのメンバーは200名ほどと言われていた。しかし、旧南イエメンなどで政府軍と戦闘を続ける武装勢力はその数倍を擁しており、AQAPとされる勢力のなかには南部運動の活動家やシンパも含まれている可能性が高い。さらに、本年2月11日には南部運動に参加する数百人がアデン市内をデモ行進し、大統領選挙への投票を呼び掛ける別の反政府デモ隊に対し銃撃を加える事件も発生した。政変勃発以降、他の反政府勢力とともにサーレハ辞任を求めてきた南部運動だが、大統領選挙後の政治情勢のなかで、旧南イエメンの再分離・独立というその政治目的がどのような位置や扱いとなるのか、現時点では予測のつかない不透明な状態にある。

3. 「中途半端さ」の理由

冒頭で述べたイエメン政変の「中途半端さ」に関しては、前節で述べた「サーレハ支持派」の存在および従前からの不安定要因とその政変へのかかわりが、当然その主たる背景や理由となっている。しかし、このような内部要因のみならず、外部からの要因もまた「中途半端さ」に大きく作用している。その外部要因とは、サウジアラビアおよびGCC諸国とアメリカの意向である。与党GPCの存続や副大統領の大統領就任という打開策は、むしろこの外部要因によって決定されていったものである。

サーレハ政権は、2011年3月20日にサウジアラビア政府に対して政変の仲介を依頼した。サウジ政府はこの依頼をGCC外相会議の議題として取り上げ、4月10日にGCC外相

会議は最初の調停案を提示した。調停案は GPC と野党勢力を当事者とする合意事項という形式をとっており、その内容はサーレハ大統領の辞任と彼への不逮捕特権（訴追免除）などであった。しかし、辞任には期限が設けられていなかったため、反政府デモや野党勢力はこれを拒否し、政権からの反応もなかった。GCC 外相会議は、同月 21 日に新たな調停案を提示した。これには、与野党連立による挙国一致内閣、調停案の署名から 30 日以内の大統領辞任とアブドゥラッポ・マンスール・ハーディー副大統領への権限移譲、署名から 90 日以内の大統領選挙、サーレハと親族への不逮捕特権が記されていた。サーレハ政権は同月 23 日、野党勢力は 25 日にこの調停案を受け入れたが、反政府デモはサーレハと親族への不逮捕特権を理由にこれも拒否した。

アメリカ政府もこの GCC 調停案を支持し、サーレハにそれへの署名を求めた。しかし、サーレハは 4 月 30 日、5 月 18 日と 22 日の 3 度にわたり、署名式典の直前になって署名を拒否した。特に最後の 5 月 22 日の場合は、サーレハ支持派（タハリール広場の動員組）が式典会場の大統領府を包囲し、付近の主要道路も封鎖してしまった。さらに、式典出席のために GCC の事務局長や各国大使、米英の大使がサナアの UAE 大使館に集まっていたが、サーレハ支持派はこれも包囲し、大使らはヘリコプターで脱出する事態となった。このとき、GCC は調停の一時中断を発表し、クリントン国務長官も会見で失望を表明している。しかし、6 月 3 日にサーレハが大統領府内で爆弾により負傷し、同月 5 日にその治療のためにサウジアラビアに出国すると、サウジアラビアやアメリカは再びサーレハに調停案への署名を迫るようになった。

GCC 調停案は、イエメン政府すなわちサーレハからサウジアラビアに仲介を依頼したことにより提示されたものであった。それをいったんは受け入れながら、3 度も署名を拒否することは、いわばサウジアラビアの顔に泥を塗る行為に等しい。にもかかわらず、サウジアラビアはサーレハを非難することなく、逆に負傷したサーレハを受け入れ、忍耐強く調停案への署名をサーレハに求め続けた。また、石油パイプラインの爆破により原油の供給が止まったイエメンに対し、サウジアラビアは UAE とともに石油の供給（援助）も複数回行っている。

なぜ、サウジアラビアはこれほどまでに調停にこだわるのか。それは、サウジアラビアにとってイエメンが安全保障上の脅威であるからである。その脅威とは、イエメンの国家破綻が自国や GCC 諸国に深刻な負担を強いる可能性である。サウジアラビアの第一の関心は、イエメンの政変自体やそれによる国内の混乱、またはイエメンを含むアラブ政変のサウジアラビアへの波及にあるわけではない。周知のように、アラビア半島 7 か国のなかで、イエメンは GCC 諸国と好対照をなしている。イエメンだけが共和国であり、後発発

展途上国（LDC）であり、かつ 2405 万人（2010 年推定）と最大の人口を有する。サウジアラビアにとって最悪の事態は、政変の延長線上にイエメンの経済が破綻し、イエメン人が経済難民となって隣接する自国に大挙流入することである。

一方、アメリカは別の脅威や関心をイエメンに抱いている。それは AQAP である。言うまでもなく、「テロとの戦い」はオバマ政権にも引き継がれ、昨年のおサーマ・ビンラーデン殺害に象徴されるように、アルカーイダ対策はアメリカの対外政策の最重要課題のひとつであり続けている。イエメンで活動する AQAP は、一般にはアフガニスタン・パキスタンのアルカーイダ中枢の指示をもっとも忠実に実行するグループとされ（既述のようにイエメンでは統制のとれていない組織とされているため、筆者はこの評価に懐疑的だが）、実際にアメリカを含む外国人に対するテロ攻撃を続けている。このため、アメリカの対イエメン外交の最優先事項は、この AQAP への対策にあると言われる。

事実、政変が生じた他のアラブ諸国に対してアメリカ政府は国務省の幹部を派遣したが、イエメンに対してだけはテロ対策担当の大統領補佐官であるジョン・ブレナン（元国家テロ対策センター所長）を派遣した。ブレナンは、政変以前からイエメン政府との窓口となっていたし、政変中もイエメン訪問やサーレハとの電話会談などで交渉を担った人物である。また、地下に潜伏していた AQAP が旧南イエメンの都市への襲撃・占拠をはじめると、紅海対岸のジブチから無人偵察機をイエメンに飛ばし、AQAP 幹部への攻撃作戦を実施している。ブレナンや無人偵察機の活動は、アメリカの対イエメン外交における AQAP 対策の重要性を如実に示している。

実は、このサウジアラビアの脅威認識やアメリカの AQAP 対策は、上述したイエメン「破綻国家」論にも大きく関わっている。2010 年 1 月にはロンドンで、欧米や GCC 諸国がイエメンに対する援助を協議する国際会議を開催し、9 月にはイギリスとオランダが提唱した「イエメン・フレンズ閣僚会合」がニューヨークの国連本部で欧日、GCC 諸国、国際機関の参加により開催された。いずれも、イエメンにおける「テロとの戦い」や治安対策、政治経済改革への国際支援を進めるためのものである。その趣旨は、イエメンがソマリアやアフガニスタンのようになることを避けるために、援助によって治安と経済を好転させ、「破綻国家」への傾斜を食い止めようということにある。このようなイエメンに対する「特別な援助」は、実際にイエメンが「破綻国家」に近いか否かという問題よりも、イエメンにおける経済の悪化がサウジアラビアをはじめとする周辺国に悪影響や深刻な事態を及ぼすことを予防するためのもの、さらには同じく経済の悪化がイエメンにおける AQAP 対策に支障をきたすことを予防するためのものと考えた方が、より現実に近い。

「サウジアラビアの隣国」であることは、イエメンにおける政変が過度の混乱に陥るこ

とを国際社会に忌避させ、既存の政権を利用したソフト・ランディングによって問題の解決を図る「お膳立て」を準備させる。その結果、イエメンの政権交代や政治変化はあいまいなものとなり、今次政変を「中途半端」なものとしていくのである。

サウジアラビアで治療を続けていたサーレハは、9月23日に帰国した。その後、2度のGCC調停案への署名表明を経て、11月23日について署名を行った。サーレハはサウジアラビアを野党勢力の代表者とともに電撃的に訪問し、アブドッラー国王らサウジ要人の前で署名式に臨んだ。署名された調停案（GCCイニシアチブ）は、4月の時点のものとは異なっていた。その新たな内容は、署名によりサーレハ大統領はその権限をハーディー副大統領に委譲するが、大統領職は辞任せず、次期大統領選挙まで形式的に大統領にとどまる。署名後30日以内に暫定政府（挙国一致内閣）を立ち上げ、90日以内にハーディーを唯一の候補として大統領選挙を実施する。大統領選挙から2年間を移行期間とし、その間に選挙制度改革などを含めた憲法改正を行い、かつ総選挙と大統領選挙を実施するというものである。サーレハおよびその親族への訴追免除特権は、従前どおり調停に含まれていた。

11月26日、サーレハ大統領はイエメンに帰国し、同日ハーディー副大統領は大統領選挙の日程を2012年2月21日と発表した。12月7日、ハーディー副大統領の大統領令により、野党勢力のムハンマド・バーシンドワを首班とする挙国一致内閣が成立し、閣僚はGPCと野党勢力が半数ずつを占めた。反政府デモ隊はサーレハの訴追免除に反発し、改めて調停自体を拒否するとともに、市内での抗議行動を強めた。デモは地方都市でも起こり、サナア周辺では幹線道路が封鎖される事態も生じた。

1月21日、議会はサーレハの訴追免除にかかわる法案を可決し、ハーディー副大統領を大統領選挙の唯一の候補者として指名した。翌22日、サーレハはオマーン経由でアメリカに向け出発した（アメリカ到着は28日）。理由は、6月の爆弾によるけがの治療であった。出国の直前のテレビ演説では、大統領として至らなかった面を謝罪したが、2月21日の大統領選挙までには帰国すると述べた。

2月21日、予定通りに大統領選挙が実施された。旧南イエメンのアデン、ダーリウ、ハドラマウトなどの投票所で襲撃事件や爆弾事件が生じたが、選挙自体が中止となることはなかった。GCCイニシアチブを拒否していた反政府デモも、一部の強硬派を除いてその参加者の多くが、内戦状態を避け安定を回復させるための次善の策として大統領選挙を受け入れ、逆に投票を呼び掛けるようになっていた。24日、イエメン選挙・国民投票最高委員会は結果を発表した。投票率は64.8%で、ハーディーが99.8%の得票を得て当選した。候補者1名のため、実質的な信任投票であり、投票の大半が信任となるのは当然の結果であっ

た（実際の投票は、投票用紙に記されたハーディーの名前に丸を付けるか否かだけ）。投票率は首都サナアで60%、アデンでは50%で、AQAPとの戦闘が続く旧南イエメンは全体で40%以下、ホーシー派の拠点であるサアダでは50%であり、最も投票率が高い地域は旧北イエメン南部のタイズとイップであったと報道されている。25日、ハーディー大統領が議会で宣誓式を行う一方、同日未明にサーレハはアメリカから帰国した。

4. とりあえずの展望

挙国一致内閣の成立と新大統領の就任により、変化の兆しだけは見えてきた。しかし、状況は何ら改善されていない。これまでの死者は累計で1000人を超え、そのうち治安部隊の弾圧による反政府デモの犠牲者は、およそ300人と伝えられている。AQAPとは交渉や妥協の余地がないため、掃討以外に対策はないであろうが、他の反政府デモ・部族勢力・ホーシー派・南部運動に対しては、交渉による対処が必要となる。しかし、これまで繰り返し指摘したように、これらは互いに連携することなくバラバラに行動しているため、個別に対応せざるを得ない。混乱が続くなかで、これらすべてと交渉を行っていくことが、不安定な暫定政府にとって可能か否かは未知数である。なかでも、反政府デモはその内部において多種多様な立場や要求があり、反政府デモそのものをひとつの交渉主体とすることは、現実には不可能であろう。

GCC イニシアチブには、大統領選挙後の移行期間において青年層（反政府デモ）、南部運動、ホーシー派、政党、NGO、女性などの代表からなる「国民対話会議」を設立し、そこで憲法起草委員会の設置や改正事項、南部運動やホーシー派の問題解決などを議論すると記されている。この「国民対話会議」が功を奏し、ある程度の議論や合意がそこで得られたとしても、結局のところ、有効かつ現実的な解決策は総選挙しかない。各勢力が政党を形成し、選挙に参加して民意を問う以外に、決着が付くことはない。総選挙で勝利した政党の党首が、大統領選挙に立候補して当選するという当然の道筋が、おそらくは唯一にして最も望ましい解決であろう。

ただし、そう考えると、少なくとも現時点では、やはりGPCが圧倒的に有利である。サーレハの大統領返り咲きまでは、さすがに考えにくいだが、GPCの総選挙勝利とその後の大統領選挙でのGPC公認候補の勝利は、十分可能性がある。そうなった場合、いったい何のための政変であったのかという疑問や、選挙に参加しない、または選挙結果を受け入れない勢力の動向が、どのようなかたちをとって現れるのか。そこで、再び大規模な政治的暴力が生じるか否かに、今次政変の真の結末がかかっていると思う。

主な参考文献

(日本語)

- 川嶋淳司「南部住民の不満と反政府運動」『季刊アラブ』第132号(2010年)
 ———「『南部運動』にみるイエメン統一20年目の課題」『中東研究』第509号(2010年)
 ———「イエメン：革命国家の新しい時代と民衆」水谷周編『アラブ民衆革命を考える』(国書刊行会、2011年)
 松本弘「イエメンは『独裁国家』か?」『現代思想』第39号第4巻(2011年)
 ———「イエメン共和国」松本弘編『中東・イスラーム諸国民主化ハンドブック』(明石書店、2011年)
 ———「イエメン：サーレハはいつ辞めるのか」『季刊アラブ』第137号(2011年)
 ———「イエメン：政変とイスラーム主義」『中東研究』第512号(2011年)
 ———「イエメンの混迷：その背景と特質」『国際問題』第605号(2011年)

(英語)

- Blumi, Isa, *Chaos in Yemen: Societal Collapse and the New Authoritarianism* (London: Routledge, 2010).
 Bonnefoy, Laurent, *Salafism in Yemen: Transnationalism and Religious Identity* (London: Hurst & Company, 2011).
 Boucek, Christopher and Marina Ottaway eds., *Yemen on the Brink* (Washington DC: Carnegie Endowment for International Peace, 2010).
 Burnett, Betty, *The Attack on the USS Cole in Yemen on October 12, 2000* (New York: The Rosen Publishing Group, 2003).
 Burrowes, Robert D., *Historical Dictionary of Yemen*, Second Edition (Lanham: The Scarecrow Press, 2010).
 Carapico, Sheila, *Civil Society in Yemen: the Political Economy of Activism in Modern Arabia* (Cambridge: Cambridge University Press, 1998).
 Clark, Victoria, *Yemen: Dancing on the Heads of Snakes* (New Haven: Yale University Press, 2010).
 Deen, Robert P. and Allison D. Burken eds., *Fragile Mideast Countries: Afghanistan and Yemen* (New York: Nova Science Publisher, 2011).
 Nonneman, Gerd, "Key Issues in the Yemeni Economy," in George Josse et al. eds., *Yemen Today: Crisis and Solutions* (London: Caravel, 1997).
 ———, "The Yemen Republic: From Unification and Liberalization to Civil War and Beyond," in Haifaa A. Jawad ed., *The Middle East in New World Order* (London: Macmillan Press, 1997).
 Phillips, Sarah, *Yemen's Democracy Experiment in Regional Perspective: Patronage and Pluralized Authoritarianism* (New York: Palgrave Macmillan, 2008).
 ———, *Yemen and the Politics of Permanent Crisis* (London: The International Institute for Strategic Studies, 2011).
 Salmoni, Barak A., Bryce Loidolt and Madeleine Wells, *Regime and Periphery in Northern Yemen: The Huthi Phenomenon* (Santa Monica: Rand Corporation, 2010).
 Shay, Shaul, *The Red Sea Terror Triangle: Sudan, Somalia, Yemen, and Islamic Terror*, trans. Rachel Liberman (New Brunswick and London: Transaction Publishers, 2005).
 Wedeen, Lisa, *Peripheral Visions: Publics, Power, and Performance in Yemen* (Chicago: The University of Chicago Press, 2008).

第4章 シリアの2011年とアラウィー派とスンナ派 —宗派の歴史性と宗派間暴力の危険性—

森山 央朗

1. 2011年シリアの概況

アラブ諸国において長年続いてきた権威主義的独裁政権を大規模な民衆デモによって打倒しようとする運動、いわゆる「アラブの春 (Rabī‘ al-‘Arab/Arab Spring)」がシリア・アラブ共和国に本格的に波及したのは2011年3月である。

1970年、空軍出身の国防大臣であったハーフィズ・アル＝アサド Ḥāfiẓ al-Asad (1930-2000年) は、クーデターによって政権を掌握し、翌71年に大統領と政権与党アラブ社会主義バアス党 (Ḥizb al-Ba‘th al-‘Arabī al-Ishtirākī) のシリア地域指導部書記長に就任した。それから約42年にわたって、シリアは、アサド家とその側近、および、バアス党の独裁支配下に置かれ、厳重な情報・言論統制が敷かれてきた。1982年に中部の都市ハマーで起こったシリア・ムスリム同胞団 (Jamā‘at al-Ikhwān al-Muslimīn fī Sūriyā) の蜂起など、アサド政権への反対運動も見られたものの、そうした運動は、治安機関と軍によって弾圧された。

2000年6月にハーフィズ・アル＝アサドが死去すると、次男のバッシュャール・アル＝アサド Bashshār al-Asad (1965年-) が大統領に就任して権力を継承した¹。バッシュャールは、情報統制を緩めてインターネットを解禁したり、一定の政権批判を許容する「改革的」な政策をとった。そのため、2000年代初頭のシリアにおいては、「ダマスカスの春 (Rabī‘ Dimashq)」と呼ばれる開放的な雰囲気と、若い新大統領の改革に期待する機運が見られたが、2000年代中葉から再び統制が強められた。一方、経済面では、社会主義的な計画経済から市場経済への自由化政策を実施し、2004年以降急速に親密になったトルコからの投資や観光産業の振興などによって概ね好景気を享受してきた²。レバノンのハリーリー Rafiq al-Ḥarīrī (1944-2005年) 元首相爆殺事件への関与を疑われて同国からの撤退を余儀なくされたことや、経済自由化による貧富の格差の拡大と物価の高騰などの問題があるものの、バッシュャール大統領は、就任当初にささやかれた政権運営能力への不安を払拭し、権威主義的独裁体制を強固に維持していると見られていた。

2011年1月から2月にかけて、チェニジアとエジプトで長期間にわたって政権を保持してきた大統領が、民衆デモによって短期間のうちに退陣に追い込まれ、その模様がアラビア語国際衛星放送やネットメディアを通して配信された。これを受けて、シリアの反体制派もフェイスブック上に「シリア怒りの日 (Yawm al-Ghaḍab al-Sūrī)」³や「シリア革命2011

(Al-Thawra al-Sūrīya Ḍudd Bashshār al-Asad 2011/The Syrian Revolution 2011)」⁴といったページを立ち上げてアサド政権打倒のデモを呼びかけるようになり、アサド政権は、チュニジアやエジプトと同様の事態がシリアで発生することを防止するように努めるようになった⁵。

2011年3月15日、ダマスカス、アレppo、ダルアーなどで数百人から数千人規模の反体制デモが発生し、軍・治安部隊、政権支持のカウンター・デモとの数日間にわたる衝突の中で逮捕者や死傷者が出た。18日に南部のダルアーでの衝突で複数の死者が出たことが報じられると、弾圧に抗議し、ダルアーとの連帯を訴えるデモが全土に飛び火した。以降、反体制派は、ムスリムが集団礼拝に集まる金曜日ごとに「〇〇の金曜日」⁶と銘打ったデモの呼びかけを繰り返し、毎週のようにどこかでデモと軍・治安部隊・政権支持派の間で衝突が発生して死傷者を出してきた。

ネットや携帯電話を使った呼びかけに呼応して反体制デモが発生し、デモと弾圧の様相が配信されてさらにデモが拡大していく構図は、チュニジアやエジプトと共通している。しかし、シリアの場合、デモの連鎖が面的に政権を包囲することにはならず、カイロのタフール広場のような「自由を求める民衆と独裁政権の対峙」を象徴する場所を作り出しでもない。政権側は大規模な反政府デモが起きた地域を包囲し、水道・電気などを遮断するとともに、戦車や重火器を装備した軍・治安部隊を投入してデモを鎮圧する。反体制派は、その弾圧に抗議するデモを別の場所で起こし、政権側は、その場所に軍・治安部隊を転戦させる。政権と反体制派の双方が状況を決定する力を持たない中でデモと弾圧が繰り返され、いたずらに犠牲者を増やしているのが⁷、2011年3月から今日に至るシリアの概況である⁸。

こうした状況を作り出している要素はもちろん複雑であるが、敢えて単純化すると以下のようにまとめられる。まず、政権の中核には、大統領からポストと利権を与えられ、大統領に忠誠を誓う軍と警察、治安機関の幹部がいる。彼らが、彼らの命令に服従する軍・警察・治安部隊と統治機構を使って反体制運動を弾圧するのに加えて、シャッビーハ(Shabbīḥa 幽霊)⁹と呼ばれる、アサド家とつながりのあるマフィア的・民兵的な非正規武装集団も弾圧に参加している。デモが一気に拡大しないのは、こうした政権側の暴力装置が有効に機能しているためと言える¹⁰。

一方、反体制派は、イスタンブルやロンドンなど、シリア国外に拠点を置く活動家グループに主導される部分が多い。国際メディアの支援を受けて、シリア国外において広範な支持を得ているものの、シリア国内で政権の暴力装置に対抗する有効な手段を持たない。もちろん、実際にデモを組織するのはシリア国内の活動家であり、「地元調整委員会(Lajnat

al-Tansīq al-Mahallīya)」を名乗る複数の集団がシリア全土で活動している。ただし、数があまりに多すぎて¹¹、どこでどのような「地元調整委員会」がどのような活動を行っているのかを完全に把握するのは難しい。構成員や動員手法などの実態も詳らかではない。さらに、各地の「地元調整委員会」を連絡統制する統一的な組織は今のところなく、組織的な共闘も見られない。

2011年10月2日に、在外シリア人活動家を中心にイスタンブルで正式に発足したシリア国民評議会 (Al-Majlis al-Waṭanī al-Sūrī / The Syrian National Council: SNC) は、統一的な反体制運動の構築と、アサド政権を倒した後の正統政府の準備を志向しているが、様々な主義主張と思惑を持つ集団のとりまとめに苦慮しており、シリア国民を代表する機関として内外から完全に認められるには至っていない。「地元調整委員会」との関係も必ずしも良好ではない。また、9月頃から、政権に離反した軍部隊の存在が確認されているものの、「自由シリア軍 (al-Jaysh al-Sūrī al-Hurr)」などの離反部隊の実態も不明の部分が多く、国民評議会や「地元調整委員会」との連携も順調とは言えない。

ロンドンを拠点に反体制派に参加しているシリア人青年は、集団間の意思統一や連携の欠如、特に国外と国内の連携の欠如を、反政府運動の進展を阻む大きな要因と認めている。そして、その背景として、在外活動家の多くが裕福な移民の2世、3世であり、シリアに行ったことがなく、アラビア語を話せない者も多く、そのため、シリアの一般の人々がどのような生活を送り、何を求めているかについて身体的な感覚が持てないことを指摘した。その一方で、こうした欧米育ちのシリア人若年層は、英語やフランス語などには堪能であり、欧米主導の国際社会や国際世論へのアピールに優れた感性を持つ。欧米の世論に対する鋭敏な感覚が、ネットを駆使する技術や国際メディアの力と相まって、短期間のうちにアサド政権に対する国際的非難を醸成していったと言えよう。

政権、および、政権支持派も、ネットやメディアを通して広がる国際的な非難を座視していたわけではない。やはり、ネットやメディアを通して体制擁護の宣伝や反体制運動への非難を続けている。しかし、国内の混乱の原因を「武装テロ集団 (Majmū'āt Irhābiya Musallaḥa)」に帰し、反政府活動家を陰謀家と信じ込ませようとする物語は¹²、反体制派のサイトや国際メディアが流す、洗練され、時に生々しいメッセージと比べて、はるかに見劣りがする。実際、政権支持のウェブサイトやフェイスブック・ページは、アクセス件数において反体制派のそれらを大きく下回り¹³、国営メディアが伝えるテロリスト陰謀説を真剣に取りあげる人も多くはない。また、政権は、各国の在留シリア人の代表をダマスカスに招いて、政権の「改革」努力を支持し、政権の語るシリア国内の「真実」を国際社会に伝えるように、しばしば大統領自ら要請しているが¹⁴、成果を上げているとは見なせない。

すなわち、反体制派は、国際世論とネット上で大きな勝利を収めた一方で、シリア国内の現実において政権を圧倒することができないのである。シリア国外の反体制派は、国際社会とヴァーチャル空間における勝利を国内の現実には及ぼすために、国内の反政府集団との連携を模索しつつ、国際機関や外国への働きかけも行って来た。アサド政権の暴力に対するアラブ連盟や国連、各国政府の非難、経済制裁、調停の努力などはその成果と言える。しかし、シリア国内の現実を変えるには至っていない。また、アサド政権の暴力からシリア国民を守るためとして国際部隊の軍事介入を度々要請しているものの¹⁵、アメリカ、欧州連合ともに積極的ではない。さらに、ロシアと中国がアサド政権に一定の理解を示し、国連安保理におけるシリア非難決議に拒否権を行使したことは周知のとおりである。反体制派が国際的な援助によってアサド政権を打倒する道筋は不透明であり、政権がデモの完全な鎮圧に成功する、あるいは、憲法改正などの「改革」で国民の広範な支持を得て安定を取り戻す可能性も低い¹⁶。

反政府デモと政権支持デモの双方がそれなりの盛り上がりを見せていることから、反体制派もアサド政権もそれなりの支持を獲得していることは明らかである。しかし、双方ともに相手を圧倒するまでの動員を行えていない。何らかの理由でどちらかへの積極的支持を決意した人々、自分たちの生活空間がデモや衝突の現場となってしまった人々、混乱を逃れて近隣諸国へ避難した人々が相当数に上る一方で¹⁷、シリア国内に居住するより多くの人々は、デモと弾圧のニュースに不安と緊張を抱えながら、普段の生活を守ろうとしていると思われる。そうした「沈黙する大多数」を動員し得る潜在的回路として、政権と反体制派の双方が意識しているのが宗派という要素である。

一般的に、アサド政権の支配体制は、人口の約13%を占める「イスラーム教アラウィー（‘Alawī）派」が権力の中枢を握り、強権的な統治によって、人口の約76%を占めるイスラーム教スンナ（Sunna）派と、残りの約11%を占めるキリスト教徒やドゥルーズ（Dūrūz）派などを押さえ込んでいると説明される。したがって、反体制派がスンナ派を宗派として動員することに成功した場合、政権を圧倒することは容易であろうし、政権がアラウィー派の宗派的結束を固めてスンナ派を締め付けた場合、反政府運動を完全に鎮圧することも可能であろうと考えられている。

アサド家とその側近を固める軍・警察・治安機関の幹部の多くがアラウィー派であることは事実であり、反体制活動家の多くがスンナ派であることも事実である。しかし、現在までのところ、政権側も反体制派も宗派的な動員を試みているようには見えず、むしろ、双方が宗派間の融和と国民統合を掲げ、相手方を宗派主義的と非難している。こうした反宗派主義的な言説の背景として、シリア、および、周辺の東アラブ諸国において宗派主義

が否定的に受け止められていることがあげられる。それは、レバノン内戦とイラクの内部対立が宗派主義に基づくと捉えられているからである¹⁸。そのため、強い反発を招く宗派的な宣伝を避け、相手方が宗派内戦の危機を煽っていると非難しながら、密かに宗派動員を画策しているとも考えることも不可能ではない。

とはいえ、宗派という要素を意図的に利用して人々をまとめ上げることが本当に可能なのであろうか。また、アサド政権は、本当に「アラウィー派の政権」なのであろうか。そもそも、スンナ派やアラウィー派といった宗派はどのようなものなのであろうか。以降、スンナ派とアラウィー派の形成とシリアへの浸透の歴史的過程、軍や治安機関の重要ポストの多くをアラウィー派が占めるようになった経緯を振り返る。そして、シリアにおける対立の構造を、宗派の違いを本質化して理解することが適当ではないこと、しかしそれでもなお、現在の対立に宗派的要素が持ち込まれることで事態がより悪化する懸念は払拭できないことを示して、シリアの現状を理解し、今後の展開を見通すための一助としたい。

2. アラウィー派とスンナ派の形成とシリアへの浸透

スンナ派がイスラームにおける最大の宗派であることは疑いない。一方、アラウィー派については、イスラームに基づいて形成された宗派ではあるものの、後述する通り、教義や信仰実践から見て、イスラームに完全に包摂されるか議論の分かれるところである。

宗派一般がそうであるように、イスラームにおける宗派形成も、教義・思想面での意見の相違とともに、政治的・経済的利害対立に起因する部分が多い¹⁹。というより、ハワーリジュ (Khawārij) 派やシーア (Shī‘a) 派といった初期イスラーム時代 (7~10 世紀) に成立した宗派は、ウンマ (Umma イスラーム共同体) の指導権をめぐる政治的対立の中で発生した政治的党派を起源とする。

イスラームのウンマは、「ムハンマドのウンマ (Ummat Muḥammad)」とも呼ばれ、その正統な指導者は預言者ムハンマド Al-Nabī Muḥammad (632 年没) その人である。したがって、ムハンマドの死後、誰がどのような資格でムハンマドなき「ムハンマドのウンマ」を指導するかが問題となった。この問題に対して、ムスリムの多数は現実的な選択をした。預言者の教友 (Ṣaḥāba) の中で、人望や能力に優れ、円滑な指揮・統治を行い得る者を、預言者の代理 (カリフ Khalīfa)、あるいは、「信者たちの長 (Amīr al-Mu‘minīn)」として推戴したのである。しかし、個人の評判と共同体の合意に依拠した初期のカリフの権威は安定を欠き、しばしば異論が提起された。中でも、預言者の血統に指導者の正統性を求めた人々は、預言者の従弟のアリー ‘Alī b. Abī Ṭālib (661 年没) と、彼が預言者の娘ファーティマ Fāṭima bint Muḥammad (633 年没) との間に残した子孫こそがイマーム (Imām 指導者) に

ふさわしいと主張し、「アリーの党派 (Shī‘at ‘Alī) 」と称した。

ウンマは、初期のカリフが指導した征服活動によって急速に支配領域を広げ、戦利品と征服地からの税収によって巨大な経済的利権を手にした。やがて、この利権の分配をめぐる内部対立が激化し、7世紀後半から8世紀中葉にかけて内乱が発生した。「アリーの党派」は、利権配分に不満を持つ人々の支持を得て内乱に参戦したが、カリフ位を世襲化し、多数派を従えたウマイヤ朝 (661-750年) とアッバース朝 (749-1258年) によって弾圧された。弾圧に直面した「アリーの党派」は、多数派とは異なるイスラーム理解や教義・思想を構築することで、自らの正統性の主張と集団としての存続を図り、思想面で多数派を批判するようになっていった。こうして「アリーの党派」は、9世紀から10世紀にかけて、独自の思想・教義を備えた宗派としてのシーア派へと変容していった。

「アリーの党派」、あるいは、シーア派の内部も一枚岩ではなかった。対立は、イマーム位の継承とイマームとは何かという思想的相違をめぐる発生した。イマームの位は、アリーとファーティマを通して預言者の血を引く男子によって継承されるが、継承権を持つ者は、同時代に複数存在した。そのため、継承争いがしばしば発生した。ザイド (Zayd) 派²⁰、イスマーイール (Ismā‘īl) 派²¹、12イマーム (Ithnā ‘Asharī) 派²²というシーア派の3大流派は、継承問題によって分裂したものである。

他方、イマームをめぐる思想的営為からは、無誤謬のイマームという概念が形成された。神は、預言者ムハンマドに決して誤りを犯させないという恩寵を与え、それによってムハンマドはウンマを正しく導いた。この恩寵は、アリーとファーティマの血統を通してイマームに受け継がれた。したがって、無誤謬のイマームが正統な指導権を回復すれば、ウンマは不正から解放される。故に、正しいムスリムは、指導権を篡奪している压制者の抑圧に耐え、イマームへの忠誠を貫かねばならない。ここまでが、シーア派が共有するイマーム論の概要であり、現在に至るまでシーア派の中心的な教義を成している。この教義は、多数派の弾圧に耐えてシーア派の宗派集団を維持していく上で有効に機能した。

しかし、無誤謬性という超人的な要素をイマームに与えたことによって、イマームを神格化する人々が現れた。こうした人々は、周囲のムスリムから「アッラーの他に神は無し」というイスラームの根本信条を破る異端的な集団と見なされ、「極端派 (Ghulāt) 」と呼ばれるようになった²³。例えば、今日のシリアやレバノンにおける少数宗派の一つであるドゥルーズ派は、イスマーイール派イマームにしてファーティマ朝 (909-1171年) 第6代君主であったハーキム Al-Ḥākim bi-Amr Allāh (在位 996-1021年) を神格化して、イスマーイール派から分離した集団を祖とする²⁴。一方、アラウィー派は、9世紀のイラクにおいて、12イマーム・シーア派第10代イマーム、アリー・アル＝ハーディー ‘Alī al-Hādī (868年頃没)

の支持者であったムハンマド・ブン・ヌサイル・アン＝ナミーリー *Muḥammad b. Nuṣayr al-Namīrī* (生没年不詳) という人物に従い、アリーやその子孫のイマームたちを神格化していった人々を起源とすると言われている²⁵。

ムハンマド・ブン・ヌサイル・アン＝ナミーリーに従った人々がアラウィー派の起源とされる理由は、以下のとおりである。すなわち、シリアのアラウィー派は、19世紀までヌサイリー派 (*Nuṣayrīya*) と呼ばれ、それは、彼らがヌサイルという名の人物の教えに従っているからである。そして、このヌサイルという人物が、ムハンマド・ブン・ヌサイル・アン＝ナミーリーに同定されてきたのである。ちなみに、アラウィー派という名称は、20世紀に入ってから公に用いられるようになった自称である。日本の学会においても、19世紀までのアラウィー派はヌサイリー派と呼ぶことが慣用であるので、本稿においても19世紀以前に関してはヌサイリー派の名称を用いる。

ヌサイリー派の起源や歴史に関しては不明の部分が多い。上述の説明は、10世紀から14世紀にかけて12イマーム・シーア派とスンナ派のウラマー(‘*Ulamā*’イスラーム宗教知識人) が書いたものを基に、19世紀後半から20世紀にかけて西欧の研究者が形成したものである²⁶。ヌサイリー派／アラウィー派の人々は、自分たちの教義や歴史を外部に語ることが少なく、彼ら自身による記録もほとんど伝わっていない。

ムハンマド・ブン・ヌサイル・アン＝ナミーリーに従い、極端なイマーム崇拝を主張した集団に関する最初期の記録は、二人の12イマーム派のウラマーによる。一人は、9世紀後半から10世紀初頭にかけて、イラン西部とイラクで活動したクンミー *Abū al-Qāsim Sa’d al-Ash‘arī al-Qummī* (912年頃没) であり、もう一人は、同時代にバグダードで活躍したノウバフティー *Abū Muḥammad al-Ḥasan al-Nawbakhtī* (917年頃没) である。クンミーは、ムハンマド・ブン・ヌサイル・アン＝ナミーリーに従う集団について、次のように記した。

アリー・ブン・ムハンマド *‘Alī b. Muḥammad* (イマーム・アリー・アル＝ハーディー) の存命中、彼の指導権 (*Imāmat-hu*) を支持する一集団 (*Firqa*) が分立した。この集団は、ムハンマド・ブン・ヌサイル・アン＝ナミーリーと呼ばれる男が預言者であると語った。彼らは、ムハンマド・ブン・ヌサイル・アン＝ナミーリーが預言者 (*Nabī*) ならびに使徒 (*Rasūl*) であり、アリー・ブン・ムハンマド・アル＝アスカリー *‘Alī b. Muḥammad al-‘Askarī* (イマーム・アリー・アル＝ハーディー) が、彼を [使徒として] 遣わしたと主張した。そして、転生 (*Tanāsukh*) について語り、アブー・アル＝ハサン *Abū al-Ḥasan* (イマーム・アリー・アル＝ハーディー) を極端に崇拝して (*Yaghlū*)、彼が主であること (*Rubūbiyat-hu*) を主張した。… 〈中略〉 … ムハンマド・ブン・

ヌサイル・アン＝ナミーリーが死ぬと、その後、この集団は3集団に分裂した。…
 〈中略〉… これらの集団は、[それぞれの指導者が] アブー・ムハンマド・アル＝
 ハサン・ブン・アリー Abū Muḥammad al-Ḥasan al-‘Alī (第11代イマーム、ハサン・ア
 ル＝アスカリー Al-Ḥasan al-‘Askarī, 873年没)の預言者であると主張した。これらの
 集団は、[ムハンマド・ブン・ヌサイル・アン＝ナミーリーに因んで、] ナミーリー派
 (Namīriya) と呼ばれた。²⁷

ナウバフティーの記述も、上掲のクンミーの記事とほぼ同様である²⁸。彼ら二人の記述
 からは、イラクのサーマッラーで暮らしていたアリー・アル＝ハーディーとハサン・アル
 ＝アスカリーの周囲に、彼らが主であると主張し、彼らの転生を信じ、ムハンマド・ブン・
 ヌサイル・アン＝ナミーリーとその後継者を、主であるイマームが遣わした使徒／預言者
 として熱烈に従う人々がいたことが判る。

ただし、クンミーとナウバフティーが述べるナミーリー派が、本当にシリアにおけるヌ
 サイリー派／アラウィー派の起源であるかについては疑問が残る。宗派の他称が、指導者
 のニスバ (Nisba 由来名) であるナミーリーに因んだものから、ナサブ (Nasab 系譜名) で
 あるヌサイルに因んだものに変化することは十分にあり得るとしても、クンミーとナウバ
 フティーの記述の中で、転生し預言者を遣わす権能を持つとして神格化されているのは、
 第10代イマームのアリー・アル＝ハーディー、および、第11代ハサン・アル＝アスカリー
 であるのに対して、現在のアラウィー派が神格化しているのは初代イマームのアリーであ
 るからである。時間の経過とともに、ムハンマド・ブン・ヌサイルの支持者たちの間で、
 神格化の対象として重視されるイマームが初代アリーに変わっていったとも考えられるが、
 その過程を跡づける記録は確認されていない。

アリーを神と信じヌサイリー派と呼ばれる集団に関する記述は、12世紀のスンナ派ウラ
 マーの著作に見ることができる。その一つに、12世紀前半のイランで活躍したシャフラス
 ターニー Tāj al-Dīn Abū al-Faṭḥ Muḥammad al-Shahrastānī (生没年不詳) が著した『宗派と教
 派』がある。この中では、神の聖霊 (Rūḥānī) や真理 (Ḥaqq) がアリーやイマームの肉体
 を以て (bi-al-Jasad al-Jusmānī) 顕現 (Zuhūr) すると主張する集団として描かれている²⁹。
 また、12世紀中葉に活躍したマルウのサムアーニー Abū Sa‘d ‘Abd al-Karīm al-Sam‘ānī (1166
 年没) は、ヌサイリー派とはアリーを神 (Allāh) と信じる人々であると述べている³⁰。

9世紀後半から12世紀中葉に主にイランとイラクで活動したウラマーの著作に登場する
 ナミーリー派／ヌサイリー派が、現在のシリアにおけるアラウィー派の祖であるとして、
 それがどのようにシリアに浸透したのかについても実証的に解明されているわけではない。

20世紀初頭にラタキアのアラウィー派有力者が執筆した『アラウィー派の歴史』によれば、10世紀の半ばに、バグダードのヌサイリー派の指導者がアレppoに移り、シリア北部にヌサイリー派の教説を広めたとされる。そして、現在のアラウィー派の故地である地中海東岸の海岸山脈地帯、すなわち、沿岸部のイスカンドルーン、ラタキア、タルトゥースと、内陸部のアレppo、ハマー、ヒムスの間の山岳地帯にヌサイリー派が定着したのは、11世紀前半のことと考えられている³¹。

11世紀までのシリアの宗派状況は、現在以上に複雑で、特に、750年のウマイヤ朝崩壊から、1078年にセルジューク朝（1038-1194年）の支配に組み込まれるまでの間、不安定な政情と宗派状況が続いた。8世紀後半から10世紀初頭までのアッバース朝統治下においては、カリフ位をウマイヤ家に取り戻そうとするウマイヤ朝再興運動がしばしば発生し、ウマイヤ家スフヤーン流³²の男が救世主として降臨すると説く「スフヤーン運動」が大きな支持を集めた³³。その後、10世紀後半になると、イスマーイル・シーア派のファーティマ朝がエジプトからシリアに進出し、シーア派が支持を広げたため、シーア派を支持しないムスリムとの間で争乱が発生した³⁴。

こうした状況を見ると、シーア派政権の支配にスンナ派がどのように対処したのかという疑問が生じる。しかし、初期イスラーム史と古典イスラーム思想に関する最近の研究によって、スンナ派という宗派が確立されるのは11世紀頃のことであり、10世紀までは、シーア派などの確信的な少数宗派を支持しないムスリムは、現状追認的な多数派に過ぎず、宗派としてのまとまりはなかったことが指摘されている³⁵。

9世紀から10世紀にかけてシーア派が宗派として確立していった一方で、シーア派に加わらなかった多数派の間では、様々な思想潮流や集団が競合し、教義や思想を共有する一つの宗派に属するという意識はなかった。上述の「スフヤーン運動」は、そうした多数派内部の思想潮流・集団の一つである。その他にも、「ハディースの徒 (Aṣḥāb al-Ḥadīth)」や「見解の徒 (Ahl al-Ra'y)」など様々な学派や集団をあげることができる³⁶。これらの学派や集団は、ウンマの指導者の資格をアリーとファーティマの血統にではなく、共同体の合意と個人の資質に依拠させた点で共通しているものの、相互の競合は激しく、思想的・学問的な論争だけでなく、政治権力者や民衆を巻き込んだ衝突に発展することもあった³⁷。

教義的にも集団としても統合されていなかった多数派は、10世紀頃から、シーア派の思想的攻撃と、ファーティマ朝をはじめとしたシーア派政権の攻勢に曝されるようになった。こうした批判・攻勢に対処し現行の秩序を擁護するために、多数派の学者たちは、シーア派への反駁を通して、預言者の慣行 (スンナ Sunna) に依拠した共同体 (ジャマーア Jamā'a) の護持を中心とする思想・教義を構築していった。こうして、「スンナとジャマーアの民 (Ahl

al-Sunna wa al-Jamā'a)」、すなわち、スンナ派としての教義と宗派意識が11世紀にかけて形成されていったのである³⁸。

宗派として形成されたスンナ派が各地のムスリム社会に浸透する上で重要な役割を果たしたのが、スンナ派の思想を統治理念に掲げた政権である。シリアにおいては、セルジューク朝とザンギー朝(1127-1251年)、アイユーブ朝(1169-1250年)がそうした政権に当たる。これらの政権は、シリアの主要都市において、スンナ派の名望家を庇護し、あるいは、外部から招来した。こうしたスンナ派擁護政策によって、ファーティマ朝の支配下で影響力を持っていたシーア派名望家を排除し、自分たちの意に沿って在地社会をまとめ上げる名望家の育成を図ったのである³⁹。そして、政権の庇護を受けたスンナ派名望家は、都市と周辺の平野部のムスリム民衆の間にパトロン・クライアント関係の網の目を張り巡らせ、スンナ派の教義や思想、信仰実践を浸透させていった。こうしてスンナ派は、11世紀から12世紀にかけて都市部と平野部で支配的な宗派となり、シーア派の勢力を駆逐していった。

ヌサイリー派が11世紀頃から海岸山脈地帯に定着していったのも、おそらく、平野部や都市部におけるスンナ派の浸透圧力に抗しきれなかったことが一つの原因と思われる。ただし、ヌサイリー派がシリアの海岸山脈に定着していることを史料で確認できるようになるのは、13世紀初頭においてである⁴⁰。また、ヌサイリー派をシーア派の一派と断言できるかは微妙であり、シーア派政権下でも異端と見なされていた可能性も高い⁴¹。もちろん、スンナ派にとっては明確に異端的な宗派である。

スンナ派のウラマーは、モスクを建てず、日々の礼拝を義務とせず、ラマダーン月の断食を行わず、飲酒を許可するなど、一般的なイスラームの規定から外れるヌサイリー派の行為を列挙している⁴²。スンナ派とシーア派の間にも信仰実践や教義・思想において様々な相違が存在するが、神の受肉と顕現を否定し、ムハンマドを最良・最終の預言者とすることでは一致している。したがって、多年にわたる抗争を経てもなおムスリムであることは互いに認め合ってきた。一方、ヌサイリー派は独特の信仰実践と教義のために、しばしばムスリムと見なされてこなかった。

ヌサイリー派の教義や信仰実践は、一般的に、シーア派イスラームにシリアの土着信仰やキリスト教が混淆したものと言われる。したがって、シリアのヌサイリー派が、9世紀のイラクにおけるムハンマド・ブン・ヌサイルの支持者たちを起源とするならば、イスラームから逸脱するような教義と実践は、11世紀に海岸山脈に定着してから本格的に発達した可能性も高い。山岳地帯には古い信仰が残り易いであろうし、海岸山脈地帯は11世紀から12世紀にかけて、東ローマ帝国(395-1453年)と十字軍というキリスト教徒勢力の支配下に置かれることが多かった。しかしながら、シリアでヌサイリー派と呼ばれてきた宗派は、

シリアにおいて、土着信仰とキリスト教にシーア派イスラームが混淆して形成されたものであり、それが、スンナ派のウラマーによって、12世紀にシャフラスターニーやサムアーニーが述べたイラクにおけるヌサイリー派に結びつけられた可能性も否定できない。

シリアにおけるヌサイリー派の教義や信仰実践についての記録は、13世紀から15世紀初頭にシリアを統治したスンナ派政権であるマムルーク朝（1250-1517年）の下で、スンナ派のウラマーによって書かれた。これらの記述は、シャフラスターニーなどを引用しつつも、12世紀までの記述とは大きく異なっている。例えば、14世紀後半から15世紀初頭にカイロで活躍した著名なスンナ派学者であるカルカシャンディー *Shihāb al-Dīn Abū al-‘Abbās Aḥmad al-Qalqashandī*（1355-1418年）は、自分の編纂した百科全書『闇夜の黎明』にヌサイリー派の項目を設け、彼らが雲をアリーの住みかとして敬い、サルマーン・アル＝ファーリスィー *Salmān al-Fārisī*（655年頃没）⁴³を神であるアリーの使徒と信じるなど、シャフラスターニーやサムアーニーには見られない点を多く伝えている。また、ヌサイリー派の起源についても、アリーの小姓（*Ghurām*）であったヌサイルという人物に従った人々であると述べ、クンミーとナウバフティイーとは異なる説を紹介している⁴⁴。

こうした12世紀までとは異なるヌサイリー派に関する記述が、イラクで形成されたヌサイリー派がシリアの海岸山脈地帯に定着していく中で起こった教義・実践の変化を反映したものなのか、あるいは、もともとシリアで形成された宗派をイラクのヌサイリー派に結びつけて理解したために生じた齟齬なのかについては、今後の研究を待たなければならない。また、スンナ派のウラマーがどこまでヌサイリー派の教義・実践を把握していたかは疑問であり、自分たちのイスラーム理解から著しく離れた宗派に対する嫌悪を込めて異端的要素を誇張したとも考えられる。

いずれにしても、スンナ派がシリアに浸透するにつれて、ヌサイリー派は異端的宗派として攻撃の対象になっていった。ラタキアにおいても、沿岸の都市部にスンナ派が浸透したマムルーク朝の統治下において、山岳地帯のヌサイリー派との衝突が散発するようになった。ヌサイリー派の蜂起に対してマムルーク朝の軍隊が山岳地帯に侵攻し、蜂起を鎮圧した後、モスクの建設や礼拝を強制したことも記録されている⁴⁵。

マムルーク朝を倒して、16世紀初頭にシリアを征服したオスマン朝（1299-1922年）は、山岳地帯に暮らすヌサイリー派に、独自の首長の支配に服することを許し、信仰の保持と一定の自治権を認めた。これは、オスマン朝が支配下にある非ムスリム庇護民（*Dhimmi*）に適用したのとほぼ同様の扱いであり、信仰の保持と一定の自治を許容するかわりに、ヌサイリー派の政治的・軍事的参加を制限した。スンナ派イスラーム政権であるオスマン朝の行政・軍事の中核部分は、イスタンブールの中央政府においても、属州レベルに

においてもスンナ派ムスリムに独占されていた。したがって、ヌサイリー派の人々は、イスタンブールの官界に参入したり、シリア属州の行政・軍事の要職に就くことはできなかった。こうしてヌサイリー派は、海岸山脈に封じ込められ、彼らの宗派共同体は、イスカンダルー、ラタキア、タルトゥースといった海岸山脈各地の山村地帯における地縁的共同体と一体化していった。

これに対して、スンナ派は、オスマン朝の正統な臣民として、宗派として括られることはなかった。シーア派などの少数派に対する多数派として宗派形成を行ったスンナ派は、もともと宗派的な結合が弱い。シリアにおけるスンナ派の社会生活において、オスマン朝の全土、さらに、中央・南・東南アジアの各地でムスリムの多数派を構成しているスンナ派と同じ宗派に属することが、実際的な意味をほとんど持たなかったことは想像に難くない。シリア内部においても、例えばダマスカスのスンナ派にとって、アレppoに同じスンナ派が多数暮らしていることは、日常的には大きな意味を持たなかった。スンナ派政権の下で、正統な多数派臣民として十全な権利を保障されたスンナ派ムスリムにとって、スンナ派だからという理由で、地域を越えて強力に結びつく必要は薄かったのである。

スンナ派ムスリムにとって日常的に意味を持った結びつきは、各地の名望家とのパトロン・クライアント関係によって形成された地縁的結合であった。主に都市上層民によって構成される名望家層は、ウラマーや官僚を輩出する階層であり、政治権力と民衆を媒介する存在であった。各都市のスンナ派名望家は、シリア属州の行政に参画するとともに、イスタンブールの中央政府と結びついて大きな権力を手にし、ウラマーとしての宗教的権威や経済・文化資本を寡占することで、大きな社会的影響力を行使してきた。このような名望家による在地社会の支配を宗派的統合という側面から見ると、スンナ派ムスリムは、各地域の名望家を中心とした地縁的結合に分断されていたと言える。

とはいえ、スンナ派に宗派意識がなかったわけではない。普段は不明瞭なスンナ派の宗派意識は、何らかの危機に瀕した際に、少数派に対する反感として発現することがあった。マムルーク朝時代のヌサイリー派との衝突は、同朝のスンナ派化政策に基づくとともに、疫病の流行や不作による食糧価格の暴騰といった危機的状況に起因するとも考えられる⁴⁶。また、19世紀に入り、オスマン朝が解体に向かう混乱の中で、スンナ派によるヌサイリー派への攻撃が行われることもあった。こうした攻撃において、打ち負かしたヌサイリー派に、スンナ派式の礼拝の実施や「イスラームへの改宗 (Aslama)」を強制していることから、スンナ派ムスリムが、ヌサイリー派をイスラームに包含されない異端的な宗派と見なし、彼らに対して強い宗派的反感を抱いていたことが読み取れる⁴⁷。

しかし同時に、ヌサイリー派に対する攻撃は、常に、特定の地域でスンナ派政権の君主

や総督、および、彼らを支持する在地のスンナ派名望家の指導によって行われ、広範な地域のスンナ派ムスリムが宗派意識の下に結集する形で行われたのではない。ここからは、深刻な社会不安や大きな政治変動に見舞われ、支配層の統治能力に対する信頼が揺らぐなかで、支配層が、正統なムスリムの指導者としての地位を安定させるために、スンナ派ムスリムの宗派意識や「異端」に対する反感を利用していたことも看取される。

以上の通り、ヌサイリー派とスンナ派の歴史を概観すると、両派ともに、先験的に存在する固定的な集団ではなく、様々な政治的・社会的変化や他の宗派との関係の変化を通して思想や教義が歴史的に形成された可変的な集団であったことが明らかになる。そして、7世紀前半から19世紀までの長い変化を経て、ヌサイリー派は山村の地縁的共同体と一体化した集団を形成し⁴⁸、スンナ派は各地の在地名望家を中心とした地縁的結合によって分断された多数派という状況に至ったのである⁴⁹。

3. アサド政権下のアラウィー派とスンナ派、および、今後の宗派对立の危険性

19世紀前半に至る歴史的過程によって形成された、地縁的結合と結びついた宗派のあり方は、19世紀後半から20世紀にかけて、植民地主義と民族主義がもたらした変化に応じてまた変わっていった。オスマン朝の崩壊後、シリアはフランスの植民地支配を受け、同時に、前近代的な専制と植民地支配の打破を目指すアラブ民族主義が唱道された⁵⁰。アラブ民族主義と植民地主義は対抗関係にあるが、宗派関係にもたらした影響は共通している。それは、スンナ派以外の諸宗派に政治や軍事に参加する道を開いたことである。

アラビア語を母語としアラブとしての自覚を持つアラブ民族の団結を訴えるアラブ民族主義は、アラブ民族内部の宗派的差別を否定した。また、シリアを委任統治領（1920-1946年）としたフランスは、オスマン朝の下で権勢を誇っていたスンナ派名望家の力を抑え、植民地統治を円滑に行うための分断統治政策として少数宗派を優遇した。その一環として、ヌサイリー派の多いラタキア地方を「アラウィー派国（État des Alaouites）」として、スンナ派の多い内陸平野部から分立させた。

アラウィー派という名称は、ヌサイリー派に代わってこの頃から公に使用されるようになったものである。どのような経緯でこの名称を使うようになったのかは良く判っていないが、ヌサイリーといういかにも異端的な他称を排して、「アリー支持者」を意味するアラウィーを自称として用いるようになったことは、彼らの政治的な権利拡大と何らかの関係があると思われる。

植民地支配とアラブ民族主義を通して政治的進出の機会を与えられたアラウィー派は、しかし、一気にシリアの政治に主要な役割を果たすようになったわけではない。「アラ

ウィー派国」も、植民地統治の都合やトルコ共和国との駆け引きの結果、1937年1月にフランス委任統治領シリアに併合された。何より、11世紀以来、内陸の豊かな都市と平野部から隔離されていたアラウィー派は、相対的に貧しく、文化資本にも恵まれず、文官官僚や政治家といった職種には進出が難しかった。こうした経済・文化資本や支持基盤を要求される分野では、豊かな都市部に地盤を持つスンナ派名望家層がやはり有利であったのである⁵¹。貧しいながらも優秀で野心的なアラウィー派の若年層は、給料を支給し、学費無料で最新の技術や知識を訓練してくれるところ、すなわち、近代化された軍に活路を求めた⁵²。また、彼らが、農民や労働者の権利拡大を主張する社会主義に共鳴したことも自然なことと言える。ハーフィズ・アル＝アサドは、そうしたアラウィー派青年の一人であった⁵³。

ハーフィズ・アル＝アサドは、家系の後ろ盾も経済基盤も持たないアラウィー派の新興エリートとして、豊かなスンナ派名望家出身のライバルと競合し、勢力を拡大していくために、出身地のラタキアにおけるアラウィー派の地縁的結合を利用した。ここで注意しなければならないのは、同じ教義を信奉するという宗派意識に基づいてアラウィー派の結束を固めたとは思えないことである。確かに、異端的少数派としてスンナ派から攻撃されてきたアラウィー派の結束は強い。しかし、先述したように、その結束は地縁的結合と実質的に同じであったし、ハーフィズにとっては他に選択の余地がなかったとも考えられる。

都市部のスンナ派名望家は、自分たちを「ハーッス (Khāṣṣ 特別な人)」と呼び、下層の人々を「アーンマ (‘Āmma 大衆)」と呼んでさげすんできた。強烈な特権意識を持ち、数百年にわたる婚姻関係で複雑に結びついているスンナ派エリートの世界に⁵⁴、軍歴以外に何も持たない農村出身者が入り込むことは、同じスンナ派であっても極めて難しかったと思われる。ハーフィズ・アル＝アサドが、権力を築いていく過程で、強い信頼関係の必要な軍と治安機関の高級幹部をラタキア出身のアラウィー派で固めたのは、宗派的な共感よりも、信頼できる人々を同郷の地縁に求めざるを得なかったためと考えられる。同様に、彼の側近となったアラウィー派の人々も、ハーフィズをアラウィー派の指導者と認めたのではなく、同郷の縁故を持つ彼に従うことが最も有利な出世の道と考えたのであろう。

以上の推測は、ハーフィズが権力を掌握した後、アラウィー派の宗派的特異性を可能な限り薄め、イスラーム性を強調する施策をとったことによって補強される。レバノンの12イマーム・シーア派の宗教指導者、ムーサー・アッ＝サドル Mūsā al-Ṣadr (1928-1978年) にアラウィー派をシーア派の一派とするファトワー (Fatwā 法学意見書) を発給させたことも、ハッジを行ったことも、出身地のカルダーハ村に築いた自身の墓所にクルアーンの読誦を流させているのも、アラウィー派をイスラームの一派とすることで、スンナ派から

の異端視と反感を和らげようとする努力と理解される。また、バッシュールの妻にヒムスのスンナ派家系に出自を持つ女性を迎えたのも⁵⁵、あるいは、スンナ派との融和を図る意図があるとも思われる。こうした努力がどこまで実を結んでいるかは判断の難しいところであるが、アサド政権がアラウィー派の宗派意識に基づいた政権ではないことは確かである。

実際、アラウィー派の全てがアサド政権を支持しているわけではない。タルトゥース周辺のアラウィー派など、ラタキアの地縁的結合に入っていないアラウィー派の間には政権に対する反感も見られ、アラウィー派をイスラームの一派とする政権の公式見解にアラウィー派の信条を曲げるとして反発する信徒も存在する。したがって、アサド政権がアラウィー派の指導者として同派の宗派的結束を固め、スンナ派との宗派内戦に持ち込むことは不可能であろう。

逆に、軍や行政機構の中堅幹部にはスンナ派も多く、特に、農村や都市中下層出身のスンナ派で、アサド政権の下で官僚や軍人として出世し、財を蓄えた人々の間には、政権に対する篤い支持を見ることがもできる。政権に恩顧を感じる人々の中には、アラブ人、クルド人、チェルケス人のスンナ派だけでなく、キリスト教徒やドゥルーズ派も含まれる。また、軍や官僚の中堅幹部として政権を支える人々は、官公庁が集中するダマスカスとアレppoの都市部に居住する者が多く、この2大都市の反政府運動が比較的弱いのは、あるいはそのためとも言えよう。アサド政権の下で、それまで保持していた社会的影響力や経済基盤を大きく削がれ、暗殺や投獄の憂き目に遭ったり、国外追放、あるいは、国外逃亡を余儀なくされることも多かった旧来のスンナ派名望家層に反体制感情が強いことは当然であるが、スンナ派の全てが自動的に反体制的であるわけではないのである。

以上の通り、20世紀における宗派関係の変化と、その中で、ハーフィズ・アル＝アサドがラタキアのアラウィー派で側近を固めるに至った経緯を考察すると、アサド政権がアラウィー派の宗派主義に基づく「アラウィー派の政権」ではないことが明らかになる。また、スンナ派名望家層の特権意識や新興スンナ派中堅エリート政権支持からは、スンナ派の間にも政権に対する様々な態度が見られる。つまり、2011年3月から続く反体制運動と弾圧において、政権を支持するか、反体制運動に参加するか、あるいは、どちらにも積極的に参加せずに普段の生活を守ろうとするかを決めるのは、どの宗派に属しているかではないのである。その決断は、これまで政権と取り結んできた関係や周囲の状況を勘案しながら、現状をいかに生き延び、より良い将来をいかに掴むかといった人間にとって当たり前の、しかし複雑な要素の絡み合いにかかっているのである。したがって、政権も反体制派も、宗派的な宣伝によって、これまでの様々ないきさつを一举に乗り越えて、大量の人々

を意図的に動員することはできない。このことは、政権側の宗教指導者たちが、いくら政権への帰順を呼びかけてもいっこうに効果がないこと、逆に、反体制派を支持する宗教指導者たちが声明を出したからといってそれで反体制運動が大きく盛り上がるわけでもないことから明らかである⁵⁶。

しかし、宗派意識を意図的に利用して大量動員ができないことは、宗教の重要性と宗派的暴力の危険性を否定するものではない。シリアに限らず、宗教は、様々な時代・地域において、集団の形成に決定的な役割を果たしてきた。道徳を涵養して社会の秩序を維持し、冠婚葬祭を共有することで人々の帰属意識を醸成することが宗教の重要な機能であり、同一の宗教を信奉する宗派集団が人間集団の主要な類型の一つであることは論を俟たない。その一方で、「我々」という集団的自己意識を持つためには、その外側に「彼ら」という他者の存在が必要である。宗教が人間を「我々信仰者」と「彼ら不信仰者」に分け、宗派集団内部で博愛や相互扶助を促進する反面、しばしば外部に対する暴力を正当化してきたことも否定できない事実である。

もちろん、宗教や宗派が、それだけで異なる宗派集団に対する暴力を引き起こすのではない。通常の場合においては、人は、宗教が違うという理由だけで他者を傷つけたり殺したりしないからである。宗派的暴力は、宗教・宗派以外の政治的・社会的・経済的状況と結びついて発動される。本稿で論じてきたアラウィー派とスンナ派の歴史を見れば、宗派形成それ自体が、政治的利害と結びついて進展したことが理解される。

現在のシリアにおいて、宗派的暴力を引き起こす要因として懸念されるのは経済の悪化である。アサド政権が外国の報道機関の取材を大幅に制限しているため、国営メディアと反体制派のネット映像や電話取材を基にした国際メディアに頼らざるを得ず、シリア国内の経済や社会の現状を正確に評価することは難しい。しかし、ほぼ1年にわたる混乱によって、シリアの経済が極めて悪化していることは想像に難くない。国際メディアは、小麦などの基幹食糧が不足していると報じており、経済制裁による貿易収支の悪化というレベルを超えて、一般の人々の生活に深刻な影響を与え始めていると考えられる。衝突が繰り返されているヒムスやハマー、ダイル・アッ=ザウルといった地域は、国内交通の要衝であり、食糧や生活物資の流通がシリア全体で滞っていると考えられる。また、上記の地域は穀倉地帯でもあり、デモと弾圧が農村部でも発生していることから、農業生産が大きく低下することも心配される⁵⁷。

以上の懸念が現実となり、食糧不足や生活物資の高騰によって、日常生活が大きな不安に曝された場合、自力で解決できない不満が宗派的暴力に結びつく可能性は否定できない。先述した通り、政権側も反体制派も宗派主義を批判しているが、それは、複雑な現実とは

別に、少数のアラウィー派が多数のスンナ派を強権的に支配しているという単純な宗派的言説が流布していることの裏返しでもある。したがって、危機的状況の中で、スンナ派の人々が、困窮の責任を宗派としてのアラウィー派に帰したり、アラウィー派が混乱の原因をスンナ派に求めることは十分に考えられる。そして、宗派という集団のあり方に内包される他者に対する日常的な反感が、キリスト教徒やドゥルーズ派といった宗派も巻き込んだ大規模な宗派間暴動に発展する可能性もある。

特に懸念されるのは、多数派のスンナ派による少数派に対する攻撃が、19世紀までのように、特定の地域で名望家の指導によって実施されるのではなく、全土で無統制に発生することである。スンナ派の宗派全体としての結束が弱いのは、広い地域に当たり前の多数派として存在していることが主要な要因であり、これは現在でも同じである。しかし、前近代においては、ある地域のスンナ派が他地域のスンナ派と連絡・交流を持つことは難しかったが、現在においては、地域を越えて連絡を取り、他地域の出来事を見聞きして共感することははるかに容易になっている。また、これまで在地社会においてスンナ派住民を統制してきた名望家の影響力も、アサド政権の締め付けや急激な都市化などによって低下していると思われる。したがって、ネットや携帯電話、衛星メディアを通して、シリア全体のスンナ派の宗派意識が同期化され、宗派的な敵意が創発された場合、誰にも制御できない形でアラウィー派や他の少数派に対するポグロムが発生して、大量の犠牲者を出すことが、最悪の宗派的暴力として想定される⁵⁸。

こうした宗派的暴力を防ぐためには、一般国民の生活を守り、国内の安定を回復しなければならない。しかし、アサド政権の暴力は容認できるものではなく、また、政権が暴力によって全ての反体制運動を鎮圧し、強権支配の下での安定を取り戻すことも難しく、歓迎できる事態でもない。一方、反体制派が政権を退陣に追い込む見通しも立っていない。

暴力と混乱が長期間にわたって継続し、シリアの経済と日常生活を完全に破壊するのを防ぐために、反体制派の要請に応じて国際部隊の軍事介入を行い、アサド政権の暴力装置を破壊して、シリア全土を国際管理下に置き、移行政府の組織と選挙による新政権の選出を行うことも、一つの方策として考慮されるべきであろう。とはいえ、軍事介入には莫大なコストと大きなリスクが伴う。このコストを払いリスクを負える国際機関や国家がないのであれば、国際社会は、アサド政権に対する非難と圧力だけでなく、政権との交渉、反体制派への支援と指導、反体制各派間、および、反体制派と政権の交渉の仲介、シリア国民に対する人道援助など、様々な手段を多角的に組み合わせ、シリアに暮らす普通の人々の生活と安全を最優先に、シリア国内の現実を改善する努力を地道に続ける他はない。これらの努力は、国連、アラブ連盟、アメリカ、欧州連合、トルコなどが続けているもので

あるが、より大きな効果を発揮するためには、シリア国内の現実とその背景を綿密かつ実証的に理解することが必須であり、「スンナ派对アラウィー派」というような、宗派の違いを本質化した単純な図式を安易に受容し、再生産することは慎むべきなのである。

本稿では、シリアの現状を理解するための一助として、アラウィー派とスンナ派の宗派形成やシリアへの浸透の歴史を概観した。宗教・宗派の歴史や政治的・社会的影響については、自明のようでいて不明な部分が多い。アラウィー派に関する実証研究はほとんど進んでおらず、スンナ派の形成についても、様々な主義主張がどのように統合され、どのように合意を得ていったのかなど、根本的な部分で今後の研究が待たれる課題が山積している。シリアに限らず、中東地域における紛争においては、しばしば宗派という要素が取り沙汰される。もちろん、宗派は重要な要素の一つではあるが、宗派を含めた様々な要素が絡み合う複雑な現状を正確に理解し、的確な見通しを立てるためにも、宗派とは何かという問題に関して、政治学、社会／文化人類学、思想研究、歴史学研究などの知見を集めた総合的な研究が必要とされているのである。

—注—

- ¹ バッシャルへの権力継承については、青山弘之「“ジュムルーキーヤ”への道(1): バッシャル・アル＝アサド政権の成立」『現代の中東』第31号(2001年); 「“ジュムルーキーヤ”への道(2): バッシャル・アル＝アサドによる絶対的指導性の顕現」『現代の中東』第32号(2002年)を参照。
- ² 2004年1月にバッシャル大統領がシリアの大統領として初めてトルコを公式訪問し、同年12月にトルコのエルドアン Recep Tayyip Erdoğan 首相(在任2003年-)がシリアを訪問して両国の自由貿易協定に調印した。以降、トルコとシリアの経済関係は急速に親密になり、2011年2月までは、両国の政府間関係も非常に良好であった。また、経済面においては、2000年に約193億ドルであったGDPは、2010年には約591億ドルと約3倍に拡大した。これは、1992年の約136億ドルから2000年の約193億ドルまでの拡大幅が約1.4倍であったのと比べて、高い成長率と言える。“GDP (current US\$)” Data, Indicator, The World Bank <<http://databanksearch.worldbank.org/DataSearch/LoadReport.aspx?db=2&entrycode=SYR&sercode=NY.GDP.MKTP.CD&yrcoode=>>, Accessed on 10 March 2012. <<http://ar-ar.facebook.com/DaysOfRage>>, accessed on March 12, 2012.
- ³ <<http://ar-ar.facebook.com/Syrian.Revolution>>, accessed on March 12, 2012
- ⁴ アサド政権は、物価の引き下げや年金・福祉政策の拡充を図って国民の不満をなだめようとした。また、ヒジュラ暦1432年第1ラビー月12日(2011年2月15日)の預言者聖誕祭の際に、バッシャル大統領が、ダマスカス旧市街のウマイヤ家のモスクで礼拝を行った後、自動車を降りて人々の訴えに熱心に耳を傾ける映像をテレビやYouTubeに流すなど、敬虔で開明的で思いやりのある大統領というイメージを盛んに発信した。その一方で、反体制派の指導者の取り締まりを強化した。政権、および、政権支持派のイメージ配信については、2011年2月15日にYouTubeに投稿された、<<http://www.youtube.com/watch?v=dWLAoBGgjpY&feature=related>>, accessed on March 12, 2012などを参照。
- ⁵ 例えば、2011年6月3日(金曜日)の「シリアの子供たちの金曜日(Jum‘at Atfāl Sūrīyā)」、7月15日(金曜日)の「自由の囚人たちの金曜日(Jum‘at Asrā al-Hurrīya)」、8月12日(金曜日)の「我々は神にのみ屈礼するの金曜日(Jum‘at Lam Narka‘a illā li-Llāh)」など。*Al-Sharq al-Awsaṭ*, 4 June 2011; *Al-Hayāt*, 16 July 2011; *Al-Sharq al-Awsaṭ*, 12 August 2011.
- ⁶ 検証された犠牲者数は報告されていないものの、2012年3月現在で、約9000人が衝突と弾圧によって殺害されたと伝えられている。

- ⁸ 2011年1月から現在までのシリアの状況については、青山弘之『シリア・アラブの春(シリア革命2011) 顛末記』(<<http://www.ac.auone-net.jp/~alsham/>>, 2012年3月12日アクセス)によって詳細に追跡・記録されている。以上の記述を含め、本稿においても、事態の推移の基本情報の多くを上掲ウェブサイトによって依っている。
- ⁹ SH-B-Hを語根とするアラビア語の名詞、シャバフ(Shabāh)おぼろな姿、幽霊)のラタキア方言における強勢能動分詞(fa“īla)形。つまり、「非常におぼろな影」、あるいは、「とっても幽霊」といったニュアンスで、日本語に訳す場合には「幽霊」が適当であろう。この名称で呼ばれる集団の実態は不明であるが、ラタキア山中のアラウィー派の自警団的非法武装組織とも言われ、あるいは、ラタキアからヒムスにかけての山岳地帯における地縁的マフィアで、同地域に居住するスンナ派、アラウィー派双方の無法者によって構成されているとも言われている。また、これも未確認ながら、バッシュアル大統領の弟であるマーヒル・アル＝アサド Māhīr al-Asad (1967年- ハーフイズ前大統領の三男)の支配下にあり、平時は政府黙認の下、麻薬売買、密輸等の非法活動を行い、動乱においては、秘密警察(Mukhābarāt)と連携して、アサド家に反抗する者の殺傷、誘拐、拷問などを行うと言われる。なお、アラビア語版ウィキペディアの“SHABBĪĤA”の項目には、その成員に関して「知性が低い(‘Aql Ṣaḡhīr) 」と書かれている。この項目を書いた人物は、反体制派の中心を成す高等教育を受けた若年層に含まれると思われ、アサド家と癒着することで教育や実績に依らずに利権を独占してきた者たちに対する強い反感がうかがわれる。“SHABBĪĤA,” *Wikipedia (Arabic)*, <<http://ar.wikipedia.org/wiki/%D8%B4%D8%A8%D9%8A%D8%AD%D8%A9>>, accessed on 12 March 2012.
- ¹⁰ チュニジアとエジプトにおいては、軍などの暴力装置が政権のために、あるいは、大統領のために働くことを拒否したことが、早期の退陣につながった。シリアとチュニジア、エジプトの間のこの相違の背景には、軍と政権が取り結んできた関係の相違がある。この問題については、本報告書第10章に詳しい。
- ¹¹ ある反体制活動家によると、2011年7月時点で、シリア全土に約550の「地元調整委員会」が結成されていたという。
- ¹² 政権側メディアによる、テロリスト陰謀説については、*Al-Thawra*, 13 April 2011; 16 July 2011; 25 July 2011; *Al-Waṭan*, 3 August 2011; 8 August 2011 など多くの記事があげられる。また、政権支持派と思われる女性は、自分のホームページの中で、フェイスブック上に反体制ページを立ち上げたスウェーデン在住の人物が、ムスリム同胞団のテロリストの手先であると主張している。“Ḥaḳīqat Fīdā’ al-Sayyid: Ṣāhib al-Thawra al-Sūrīya al-Muqīm fī al-Suwīd (「フィダー・アッ＝サイドの真実：スウェーデン在住の「シリア革命」サイトの主」),” <<http://lailaz.jeeran.com>>, Accessed on 12 March 2012.
- ¹³ 2011年7月17日の時点で、「シリア革命2011」のフェイスブック・ページには23万6979件の支持が表明されていた。これに対して、同じフェイスブック上で政権支持を呼びかけていた「「シリア革命2011」を閉鎖するために我々に加われ (Inḍamm ma’a-nā li-Nughliqa Ṣafḥat al-Thawra al-Sūrīya Ḍudd Bashshār al-Asad)」は、同時点で9524件の支持を得ているに過ぎなかった。なお、後者の「我々に加われ」のページは、2012年3月12日現在、フェイスブック上で確認できない。
- ¹⁴ 例えば、イタリアやブラジルの在外シリア人を招いて、政権支持の働きかけを行った。*Al-Thawra*, 3 August 2011; *Al-Waṭan*, 22 August 2011.
- ¹⁵ 反体制派は、当初、外国からの軍事支援の可能性を内政干渉として否定していたが、2011年8月にリビアのカッターフィー Mu’ammar Abū Minyār al-Qadhāfī (1942-2011年) に対する反体制運動が NATO の支援を得て成功した後、9月頃から、NATO やアメリカによる軍事支援、特に、飛行禁止区域の設定や政権側の軍事施設に対する空爆を要請するようになった。9月9日に発生した「国際的保護の金曜日 (Jum‘at al-Ḥimāya al-Duwalīya)」デモが、反体制派による国際部隊の介入に対する明示的な要請の最初とされる。“Sūrīya: Muḏāharāt bi-‘Iddat Manātiq fī ‘Jum‘at al-Ḥimāya al-Duwalīya (「シリア：「国際的保護の金曜日」に複数の地域でデモ」),” *BBC Arabic Website*, 9 September 2011 <http://www.bbc.co.uk/arabic/middleeast/2011/09/110909_syria_demos_international_observers.shtml>, accessed on 12 March 2012.
- ¹⁶ バッシュアル大統領は、演説などを通して、政権の改革努力への理解と国民統合を呼びかけ、国民対話集会(2011年7月10日)、政党法・選挙法改正(8月4日)、事前審査済み候補者名簿を排した統一地方選挙(12月12日)、多数政党制を明記した新憲法に対する国民投票(2012年2月26日)など、政治的自由化へ向けた政策をアピールしているものの、反政府デモに対する弾圧は糊塗しようもなく、十分な数の国民から正当な改革として評価されているとは言えない。
- ¹⁷ 2012年2月現在、トルコ、レバノン、ヨルダンに合計で約2万のシリア人が避難していると言われる。「シリアにおける政情不安により発生した難民・国内避難民等に対する緊急無償資金協力」外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/2/0224_03.html> 2012年2月29日アクセス。

- ¹⁸ 専門家は、レバノン内戦もイラクでの対立も、様々な利害や要素が絡んだ複雑なものであり、宗派対立と単純化することは適当ではないと指摘し続けている。しかし、一般報道においては、宗派対立との説明が流布し続けている。青山弘之「レバノン「宗派対立」のまやかし」『季刊アラブ』第120号(2007年)；山尾大「政党の合従連衡がもたらす宗派対立の回避：戦後イラク政党政治と権力闘争(2003年～2008年8月)」佐藤章編『新興民主主義国における政党の動態と変容』研究叢書 No.584(アジア経済研究所、2010年)。
- ¹⁹ イスラームにおける各宗派の思想とその形成過程の詳細については、菊地達也『イスラーム教「異端」と「正統」の思想史』講談社選書メチエ 446(講談社、2009年)を参照。
- ²⁰ 第4代イマームのアリー・ザイン・アル＝アービディーン‘Alī Zayn al-‘Ābidīn(712年頃没)の後、シーア派の多数派がムハンマド・アル＝バーキル Muḥammad al-Bāqir(732年頃没)を第5代イマームとしたのに対して、ザイド・ブン・アリー Zayd b. ‘Alī(740年没)を第5代に推戴した人々。現在では、イエメンに勢力を持つ。
- ²¹ 第6代イマーム、ジャアファル・アッ＝サーディク Ja‘far al-Šādiq(765年没)の息子のイスマール Ismā‘īl(生没年不詳)をイマームとする人々によって形成された分派。イマームの「お隠れ(ガイバ Ghayba)」論を始め、シーア派の思想的展開に大きく貢献するとともに、チュニジアでファーティマ朝を樹立し、エジプト、シリアに進出してアッバース朝を圧迫した。ファーティマ朝の君主は、イスマール派のイマーム兼ウンマ全体のカリフであると主張した。また、内部の対立によって、カルマト(Qarmat)派、ニザール(Nizār)派などさらに多くの分派を生んだ。イスマール派の思想については、菊地達也『イスマール派の神話と哲学：イスラーム少数派の思想史的研究』(岩波書店、2005年)に詳しい。
- ²² ザイド派やイスマール派に加わらなかったシーア派信徒が形成し、現在では、シーア派内部の多数派を占める。アリーからムハンマド・アル＝マフディー Muḥammad al-Mahdī までの12人をイマームと認めることから「12イマーム派」と呼ばれる。最後のイマームであるムハンマドは940年に完全な「お隠れ」に入り、終末の時に救世主(マフディー Mahdī)として再臨すると言われる。
- ²³ 菊地達也『イスラーム教「異端」と「正統」の思想史』、113-124頁。
- ²⁴ ドゥルーズ派の教義や歴史、現状については、宇野昌樹『イスラーム・ドルーズ派：イスラーム少数派からみた中東社会』中東パレスチナ選書(第三書館、1996年)に詳しい。
- ²⁵ Heinz Halm, “NUṢAYRIYYA,” in *The Encyclopaedia of Islam*, 2nd Edition (Leiden: Brill, 2004, CD-ROM Edition).
- ²⁶ ヌサイリー派／アラウィー派の思想や歴史に関する欧米の研究の中で、現在までに成された最もまとまった研究として、Heinz Halm, *Die islamische Gnosis: Die extreme Schia und die ‘Alawiten* (Zürich: Artemis Verlag, 1982)があげられる。
- ²⁷ Al-Qummī, *Kitāb al-Maqālāt wa al-Firaq* (『諸説諸集団の書』), ed. Muḥammad Jawād Mashkūr (Tihrah: Markaz-i Intishārāt-i ‘Ilmī wa Farhangī, 1981), pp. 100-101.
- ²⁸ Al-Nawbakhtī, *Kitāb Firaq al-Shī‘a* (『シーア派諸集団の書』), ed. (Bayrūt: Dār al-‘Adwā’, 1984), pp.93-94.
- ²⁹ Al-Shahrastānī, *Al-Milal wa al-Niḥal*, ed. Aḥmad Fahmī Muḥammad, 3 vols. (al-Qāhira: Maṭba‘at Ḥijāzī, 1948-1949), Vol. 1, pp. 316-318.
- ³⁰ Al-Sam‘ānī, *Al-Ansāb* (『由来』), ed. Muḥammad ‘Abd al-Qādir ‘Aṭā, 6 vols. (Bayrūt: Dār al-Kutub al-‘Ilmīya, 1998), Vol. 5, p, 392.
- ³¹ Muḥammad Amīn Ghālib Ṭawīl, *Ta’rīkh al-‘Alawīyīn* (Bayrūt: Dār al-Andalus, 19--?), pp. 257-262, 318; Heinz Halm “NUṢAYRIYYA.”
- ³² クライシュ族ウマイヤ家のうち、ウマイヤ朝初代カリフのムアーウィヤ1世 Mu‘āwiya b. Abī Sufyān(在位 661-680年)から第3代ムアーウィヤ2世 Mu‘āwiya b. Yazīd(在位 683年)までを出した系統。ムアーウィヤの父、アブー・スフヤーン Abū Sufyān b. Ḥarb b. Umayya(653年頃没)の名前からスフヤニー(Sufyānī)と呼ばれる。一方、第4代以降はアブー・スフヤーンの叔父であるアブー・アル＝アース Abū al-‘Āṣの孫、マルワーン Marwān b. Ḥakam(在位 683-685年)の系統を引くため、マルワーン(Marwānī)と呼ばれる。
- ³³ ウマイヤ朝再興運動や「スフヤーン運動」については、森山央朗「シリアにおけるアリー誹謗とその否認：『ダマスカス史』の伝承の分析から」『オリエンツ』第47巻第1号(2004年)を参照。
- ³⁴ ファーティマ朝統治下のシリアについては、Thierry Bianquis, *Damas et la syrie sous la domination fatimide (359-468/969-1076)*, 2 vols. (Damas: Institut Français de Damas, 1986-1989)を参照。また、この時期のダマスカスにおける騒乱については、三浦徹「ヤクザが生きる町：ダマスカス」佐藤次高、清水宏祐、八尾師誠、三浦徹共著『イスラーム世界のやくざ』(第三書館、1994年)、135-140頁に詳しい。
- ³⁵ 菊地達也『イスラーム教「異端」と「正統」の思想史』、204頁。

- ³⁶ 「見解の徒」は、クルアーンに明確な規定のない問題に対する規範を導く際に、ウラマーの学識に基づいた見解を重視した人々で、後のハナフィー法学派につながる。一方、「ハディースの徒」は、ハディース (Hadīth 預言者ムハンマドの言行に関する伝承) が伝える預言者の慣行に依拠することを主張した人々で、後のシャーフイー法学派とハンバル法学派につながる。
- ³⁷ この時代の様々な思想潮流・学派については、Wilferd Madelung, *Religious Trends in Early Islamic Iran* (New York: Bibliotheca Persica, 1988)が、イランに焦点を当てつつ網羅的に整理している。
- ³⁸ 菊地達也『イスラーム教「異端」と「正統」の思想史』、204-224頁。また、古典的なイスラーム史理解においては、ウンマは、預言者の死後に多数派のスンナ派と少数派のシーア派に分れ、9世紀までスンナ派が優勢であったが、10世紀にはシーア派政権が勢力を伸ばす「シーア派の世紀」となり、11世紀に「スンナ派復興」が起こったとされてきた。しかし、上述のように宗派形成の過程が再考された結果、11世紀にスンナ派が復興したのではなく、確立されたと理解されるようになった。Jonathan Berkey, *The Formation of Islam: Religion and Society in the Near East, 600-1800* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), pp. 189-202.
- ³⁹ 谷口淳一「11-13世紀ハラブにおけるウラマー3家系：スンナ派優遇政策とウラマー」『史林』第79巻第1号(1996年)。また、ウラマーと政権の関係、および、ウラマーの学問と社会的影響力の関係については、谷口淳一『聖なる学問、俗なる人生：中世のイスラーム学者』イスラームを知る2(山川出版社、2011年)、および、森山央朗「ウラマーの出世と学問：中世イスラーム社会の宗教知識人」『歴史と地理』第644号(『世界史の研究』第227号)(2011年)を参照。
- ⁴⁰ Yāqūt al-Ḥamawī (d. 1229), *Mu'jam al-Buldān* (『諸国集成』), ed. 5 vols. (Bayrūt: Dār al-Šādir, n.d.), Vol. 2, p. 304.
- ⁴¹ クンミーとナウバフティーは、ナミーリー派は、イスラームにおいて明確に禁止されている男性同士の性交渉を許可していたと述べる。ここからは、ナミーリー/ヌサイリー派を異端的集団として中傷する意図が読み取れる。Al-Qummī, *Kitāb al-Maḡālāt wa al-Firaq*, p. 100; Al-Nawbakhtī, *Kitāb Firaq al-Shī'a*, Vol. 2, pp. 113-114.
- ⁴² Ibn Baṭṭūṭa (d. 1377), *Voyages d'Ibn Baṭṭūṭa/Al-Rihlat Ibn Baṭṭūṭa*, eds. C. Defrémery and B.R. Sanguinetti, 5 vols. (Paris: Imprimerie nationale, 1922-1949), Vol. 1, pp. 93-94; イブン・バットゥータ『大旅行記』イブン・ジュザイイ編、家島彦一訳、全8巻、東洋文庫(平凡社、1996-2006年)、第1巻、233-235頁など。
- ⁴³ イスファハーン出身の預言者ムハンマドの教友。ゾロアスター教の司祭の家に生まれたが、一神教に目覚め、真の一神教を求めて放浪し、ムハンマドの説くイスラームにそれを見いだした。塹壕の戦(627年)においてマディーナの周囲に塹壕を掘って籠城することをムハンマドに進言するなど、ムハンマドの信任厚い教友として活躍したと伝えられる。ムハンマドの死後はアリーを支持したとされる。
- ⁴⁴ Al-Qalqashandī, *Ṣubḥ al-A'shā*, ed. 14 vols. (al-Qāhira: Dār al-Kutub al-Khidwīya, 1913-1919), Vol. 11, pp. 111-113.
- ⁴⁵ Al-Maqrīzī (d. 1442), *Al-Sulūk li-Ma'rifat Duwal al-Mulūk* (『王朝の知識への道標』), ed. Sa'īd 'Abd al-Fattāḥ 'Āshūr and Muḥammad Muṣṭafā Ziyāda, 3 parts (al-Qāhira: Markaz Taḥqīq al-Turāth, Wizārat al-Thaqāfa, 1970-1972), Part 2, pp. 174-178, 935-945 etc.; 佐藤次高「ヌサイリー教徒の反乱：ジャバラ・1318年2月」『東洋学報』第71巻第1/2号(1989年)
- ⁴⁶ 14世紀にシリアとエジプトを襲った疫病は、大きな社会不安を引き起こし、エジプトにおいては、コプトと呼ばれる土着のキリスト教徒に対するムスリムの迫害が発生し、多くのコプトがイスラームへの改宗を余儀なくされた。その結果、13世紀までエジプト人口のほぼ半数を占めていたコプトは、14世紀の迫害・大改宗によって人口の約1割にまで激減したと言われている。辻明日香「黙示録から見たイスラーム支配下のコプト」『歴史学研究』第846号(2008年)、154-155頁。
- ⁴⁷ Al-Jabartī (d. 1822), *Tārīkh 'Ajā'ib al-Āthār fī al-Tarājim wa-al-Akḥbār* (『事跡の驚異の歴史』), 3 vols. (Bayrūt: Dār al-Jīl, n.d.), Vol. 3, p. 545.
- ⁴⁸ 20世紀前半におけるアラウィー派/ヌサイリー派の概況については、Muḥammad Kurd 'Alī (1876-1953), *Khiṭaṭ al-Shām* (『シリア地誌』), 6 vols. (Dimashq: Maktabat al-Nūrī, 1983), Vol. 6, pp. 260-263を参照。なお、海岸山脈地帯に暮らすアラウィー派は、複数の「部族(Qabīla / Tribe)」を形成しているといわれるが、この「部族」とは地縁を基にした擬制血縁集団と思われる。ただし、山岳地帯におけるアラウィー派の社会構造や文化に関する本格的な社会/文化人類学研究はほとんど行われておらず、アラウィー派の伝統的社会集団の構造とその変容については今後の研究が待たれる。
- ⁴⁹ 蜂起などの大規模な政治的・社会的運動において、名望家を中心としたパトロン-クライアント関係によって形成された地縁的結合がいかに重要な役割を果たしてきたかについては、Ted Swedenburg, *Memories of Revolt: the 1936-1939 Rebellion and the Palestinian National Past* (Fayetteville: The University

- of Arkansas Press, 2003)を参照。
- ⁵⁰ フランス委任統治期のシリアの政治状況については、Philip S. Khoury, *Syria and the French Mandate: The Politics of Arab Nationalism, 1920-1945* (London: I.B. Tauris, 1987)に詳しい。
- ⁵¹ 例えば、16世紀からヒムスとダマスカスで権勢を誇ったスンナ派名望家であるアッタースィー家は、20世紀においても有力な政治家や外交官を多数輩出した。1970年のクーデターで、ハーフィズ・アル＝アサドによって退陣させられたヌール・アッ＝ディーン・アル＝アッタースィー Nūr al-Dīn al-Attāsī 元大統領（在任 1966-1970年）もその一員である。
- ⁵² 近代における軍隊が、前近代において社会的上昇の難しかった階級、集団に属する人々に、教育や地位向上、視野の拡大などの機会を与えたことについては、John Bushnell, “Peasants in Uniform: The Tsarist Army as a Peasant Society,” *Journal of Social History*, vol. 13, no. 4 (1980)などが論じている。
- ⁵³ ハーフィズ・アル＝アサドの生い立ちと教育については、Patrick Seale, *Asad of Syria: The Struggle for the Middle East* (Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press, 1995), pp. 6-8, 11-13, 24-26, 35-40などを参照。
- ⁵⁴ Richard W. Bulliet, *The Patricians of Nishapur: A Study in Medieval Islamic Social History* (Cambridge MA: Harvard University Press, 1972). この研究は、11世紀前後のニーシャープールにおける名望家層に関するものであるが、ムスリム社会一般における名望家層に対する理解に大きな影響を与えた。
- ⁵⁵ バッシャールの妻、アスマー・アル＝アフラス Asmā' Fawwāz al-Akhras (1975年-) は、ヒムス出身の両親の下ロンドンに生まれ、同地で育った。イギリスで眼科医学を学んでいたバッシャールと知り合い、2000年にバッシャールが大統領に就任する際にシリアに移住して結婚した。
- ⁵⁶ 例えば、政権側のスンナ派宗教指導者の一人である、ラマダーン・アル＝ブーティー Muḥammad Sa'īd Ramḍān al-Būṭī (1929年-) は、ヒジュラ暦 1432年ラマダーン月（2011年8月1日～30日）を前に、モスクを拠点とした反政府デモを批判し、政権を支持するように訴えたが、反政府デモの高揚を抑える効果はなかった。 *Al-Thawra*, 28 July 2011; *Al-Sharq al-Awsaṭ*, 31 July 2011 など。
- ⁵⁷ 国際連合食糧農業機関も、「シリア・アラブ共和国とイエメンの食料安全保障は内戦後に悪化している」と評価している。プレスリリース（2012年3月8日）「今年は、史上最高に近い小麦生産が予想される」国際連合食糧農業機関 <<http://www.fao.or.jp/detail/article/790.html>> 2012年3月12日アクセス。
- ⁵⁸ ここで用いている「同期化」と「創発」という概念は、本報告書第6章に依拠する。

第5章 アラブ諸国の政治変動とパレスチナ情勢

江崎 智絵

はじめに

チュニジアにおいて大統領の退陣と政権移行を前提とする暫定政府の樹立をもたらした反体制派による抗議活動は、エジプトを始め近隣アラブ諸国にも波及した。抗議行動が発生した各国の状況は様々であり、民主化への移行速度も異なっている。しかし、各国では、現状の変革を求める内側からのローカルな圧力が存在している。同時に、アラブ世界においては、「アラブの春」という総称が示唆するように、国境を越えた抗議活動の広がりによって現状の変革を目指す地域的な圧力も生まれている。

こうした圧力は、パレスチナ自治区においても発生した。それらは、ヨルダン川西岸地区およびガザ地区（以下、西岸・ガザ地区）において、ファタハとハマースとの対立に象徴される内部分裂の解消を求める抗議活動として顕在化した。指導者は、他国と同様に、変化を求める人々への対応を迫られることになった。

本稿は、アラブ諸国の政治変動がパレスチナに及ぼした影響を考察することを目的として、アラブ世界の政治変動に伴い、パレスチナではどのような動き（すなわち、圧力に通じる）が生じ、指導者がどのようにそれらに対応したのか、という点に着目するものである。以下では、パレスチナにおける変化をローカルな圧力と地域的な圧力という観点から整理し、アラブ政変を受けたパレスチナに係わる変化と中東和平との関係についても、考察してみたい。

1. ローカルな圧力

(1) 「分裂終了のための青年運動」の発生

アラブ諸国で抗議活動が高まる中、ファタハおよびハマースともに、西岸・ガザ地区でのデモ行為を禁じた。ハマースは、エジプトの政変がガザ地区に波及する事態を懸念し、エジプトとの境界地帯であるラファハの検問所を閉鎖した。しかし、ガザ地区では、2011年1月末より、エジプトにおける若者を中心とする抗議活動を支援するデモが発生するようになり、同地区に対するハマースの統治が機能不全に陥っていることをあらわにした。西岸地区においても、例えば、ラーマッラーにあるエジプト代表部前にパレスチナ人が集結し、政権に抗議するエジプト民衆への連帯を表明するなど、同様の動きがみられた。また、西岸・ガザ地区におけるそれらのデモでは、パレスチナ自治政府（Al-Sulṭat al-Waṭaniya

al-Filasṭīniya、英語名 Palestinian National Authority、略称 PA) に対する非難の声も上がった。それは、アルジャジーラ衛星放送が公開したイスラエルとパレスチナとの和平交渉に関する文書に、イスラエルへのパレスチナ側の大幅な譲歩が記されていたことに抗議するものでもあった。

こうした中で、2011年2月14日、サラーム・ファイヤード (Salām Fayyād) 内閣が解散された。これは、1年以上前から、ファタハ内部およびファイヤード首相自身が要請していたものであったが、ファタハ内部かつファタハとファイヤード首相との間で、閣僚人事をめぐる意見の一致がみられず、延期されてきたものであった。しかし、PAは、エジプトにおけるムバーラク政権の崩壊という根本的かつ大きな変化に直面し、急遽、内閣の改造を決定した¹。ファイヤード内閣の解散について、ガッサン・ハティーブ (Ghassan Khatīb) PA 報道官は、人々が変化を目の当たりにすべきであると述べた²。

マフムード・アッバース (Mahmūd Abbās) PA 大統領は、ファイヤードに再度首班指名を行い、新内閣の組閣を指示した。ファイヤード次期首相は、2月20日、ジェニンで行われた記者会見において、パレスチナにおける内部分裂の長期化が政情の不安定化をもたらすひとつの要因になっているとの見方を示し、ガザのハマースが暴力を放棄することを条件に、ハマースからも閣僚を登用し、挙国一致内閣を樹立する用意があると発言した³。これに対してハマースは、パレスチナ内部の統一を回復する必要性に同意するとともに、そのための包括的イニシアティブの作成を進めているとした。

ところが、3月15日、西岸・ガザ地区では、「分裂終了のための青年運動」と称されるデモが一斉に発生した。このデモは、「3月15日青年団体」、「6月5日青年団体 (注. 1967年第3次中東戦争の開戦日)」及び「変化のためのガザ青年団」というガザの3つの青年団体を中心に組織された。彼らは、チュニジアおよびエジプトでの状況と同様に、フェイスブックや携帯電話のショート・メッセージなどを通じて、人々の間に参加を呼びかけた。西岸地区では、NGOなども参加した。

「分裂終了のための青年運動」は、3月14日付の声明において、ファタハとハマースに内部分裂を解消し、和解するよう求めた。また、同運動は、パレスチナの政府や既存の政党の枠組みでは活動していないとの立場を表明した。同運動は、若者が分裂の終焉を望んでおり、特定の階層や政党に与するようなスローガンを掲げないことへの支持を西岸・ガザ地区内外のパレスチナ人青年に求めた。さらに、同運動は、チュニジアとエジプトで発生した2つの革命から、民衆が自分達を代表する指導者を自ら選択するという行為へのインスピレーションを得たと述べた⁴。

パレスチナにおける内部分裂は、2006年1月の立法評議会選挙の結果、ファタハに代わっ

て第1党となり、同議会で最多の議席数を獲得したハマースとファタハとの治安権限をめぐる権力闘争を発端とする。2007年6月には、ハマースがガザ地区からファタハの治安要員を追い出し、実効支配を確立する事態へと至った。その後、両者間の政治対立は、ヨルダン川西岸地区とガザ地区との地理的分断を伴い、深まることになった⁵。

「分裂終了のための青年運動」の発生を受け、ファタハ書記長でもあるアッバース大統領は、内部分裂および占領の終了を目的とするデモへの支援を表明し、大統領および立法評議会選挙の実施を約束した。ガザのハマース指導者であるハニーヤ「首相」は、アッバース大統領およびファタハ・メンバーに対し、和解協議の実施とそのためのガザ訪問を呼びかけた。アッバース大統領は、ハマースとの政治対話を実施するため、ガザを訪問する用意があると述べるとともに、その直後にラマッラーでハマース代表团とガザ訪問について協議した。

そして、4月27日、ファタハとハマースの代表团は、カイロにおいて、内部抗争に終止符を打ち、挙国一致暫定内閣を組閣するとともに、これらを盛り込んだ和解合意文書への署名から1年以内に大統領および立法評議会選挙を実施することに合意した。これら2点は、治安組織の再編とともに、両者が和解協議において長らく対立してきた問題であった。5月4日には、アッバース PA 大統領およびミシュアル政治局長の出席の下、カイロで和解合意文書への署名式が行われた。

(2) 和解の必要性

ファタハとハマースとの和解合意の締結には、アラブ諸国における政変の一定の影響がみてとれる。ただし、パレスチナにおいては、「アラブの春」がファタハとハマースとの和解を生み出した、というよりも、指導者を和解へ向けさせた、もしくは和解への動きを加速させた、とみるべきではないであろうか。アラブ諸国で政変が発生する以前から、ファタハとハマースとの和解が必要とされていたからである。ファタハとハマースとの内部対立は、パレスチナの内政および外交方針に以下のような波紋をもたらしていた。

まず、内政との関係では、ファタハおよびハマースともに、「統治の正統性」を欠くという事態に直面するようになっていた。ファタハ書記長が務める PA 大統領およびハマースが多数派を占める立法評議会の任期は、それぞれ2009年1月および2010年1月までであった。しかし、ファタハとハマースとの内部分裂の深化は、西岸・ガザ地区での一斉選挙の実施を妨げており、両者は、新たな正統性を確保することができずにいた。2010年12月、パレスチナ中央選挙管理委員会は、西岸・ガザ地区で同時に選挙を実施する用意が整わないとして、両選挙の延期をアッバース大統領に勧告していた。これを受け、次期選挙

の実施までは、現職の任期延長が認められるという応急処置がとられた。

次に、中東和平との関係である。パレスチナは、イスラエルとの和平交渉において、1967年ラインまでのイスラエル軍の撤退に基づき、西岸・ガザ地区の全土にパレスチナ独立国家を樹立することを基本的立場として主張してきた。2006年5月には、ハマースのハーリド・ミシュアル（Hālid Mesh'al）政治局長も、イスラエルがエルサレムを含む1967年ラインまで撤退し、パレスチナ難民の帰還権の承認などに応じれば、パレスチナおよびアラブは、シオニストの動きに見合う策を講じることができると述べていた⁶。すなわち、ファタハおよびハマースは、パレスチナ独立国家が樹立される領域が西岸・ガザ地区の全土であることを共通認識として有するようになっていた。しかし、ハマースによるガザ地区の実効支配の確立に伴い、パレスチナに生じた政治的な対立と地理的な分断は、イスラエル・パレスチナ和平交渉の帰着点とされていた二国家構想の土台である西岸・ガザ地区の領土的一体性をパレスチナの内部から崩すことになった。

一方、2009年8月には、ファイヤード首相がパレスチナ独立国家の樹立を想定したインフラ整備のための2カ年計画を発表し、領土的一体性の回復は一層急務の課題となった。ファタハとハマースとの和解協議は、2010年11月初旬にも実施されたが、進展をみせなかった。2011年1月には、ハマースのミシュアル政治局長がパレスチナの内部和解が過去にない程遠のいていると発言していた⁷。その後、ファタハとハマースは、和解協議が再開される兆しのない中で、「分裂終了のための青年運動」に直面した。

こうした事情を踏まえると、アラブ諸国で政変が生じる以前から、パレスチナでは、ファタハ及びハマースの指導者の間に内部分裂を解消する必要がある程度は認識されていたといえよう。それを土台として、2011年3月15日に内部分裂の終了を求めるデモが発生したことは、ファタハとハマースに和解実現に向けたより強力なモチベーションをもたらしたと考えられる。

2. 地域的な圧力

(1) エジプトの政変

現状の変化を求める地域的な圧力は、パレスチナにどのような影響を及ぼしたのであるうか。この点を考察するうえで、まず、エジプトにおける政変がパレスチナにおける変化に結び付いた点を指摘すべきであろう。

エジプトのムバーラク前政権は、ファタハとハマースとを和解させるべく、両者の間の仲介を行ってきた。ムバーラク前政権の立場は、ファタハ寄りであるとされ、ハマースに対しては、その前身組織であるエジプト国内のイスラム同胞団との関係から、警戒心

を有していた。そのため、ムバーラク前政権のガザ政策は、ハマースへの厳しい締め付けを特徴とするものであった。エジプトは、パレスチナの和解協議を仲介することで、ハマースの動きをけん制しようとしていた。

ファタハとハマースとの和解協議は、2008年12月末に発生したイスラエルによるガザ攻撃によって中断されたが、2009年2月にエジプトの仲介を得て再開された。しかし、ファタハとハマースは、エジプトが提示する和解合意案に対して共通の見解を生み出すことができなかった。2009年9月末、ファタハがエジプトの和解合意案を受け入れた一方、ハマースはその受け入れを拒否したのであった。その後、ファタハとハマースは、上述したように2010年11月に和解協議を開催したが、事態を打開するには至らなかった⁸。

2011年2月にエジプトのムバーラク大統領が辞任すると、エジプトの新政権がファタハとハマースとの内部対立にどのような対応を講じるのかが注目されるようになった。その方向性が明らかになったのは、4月7日、アブバース PA 大統領がエジプトでタンターウィ国軍最高会議議長と会談した際であった。同会談では、両者がファタハとハマースとの緊張緩和の必要性を確認し合ったとされ、エジプトが今後も関与を続けていく姿勢が示された。そして、5月、両者は、和解合意文書への署名に至った。

ハマースにとってムバーラク前政権の方針は、同国が「公正な仲介者」ではないことを示した。イスラエルによる経済封鎖の下でムバーラク前政権がガザ地区への密輸対策を講じるなどしたことは、ハマースにムバーラク前政権への不信を抱かせるものであった。そのため、ハマースは、エジプトがファタハとハマースに提示していた挙国一致内閣の組閣や選挙制度に係わる和解合意案を頑として受け入れようとしなかった。エジプトは、ハマースのこうした態度に和解協議が成功しない原因と責任があるとして、ハマースに対する批判と不満を強めていった。

しかし、エジプトにおける政変は、ハマースがガザ地区への影響を回避するためにエジプトとの境界地帯であるラファハ検問所を閉鎖したのとは反対に、ムバーラク前政権下でほぼ一貫して閉ざされていたラファハ検問所が開放されるという変化をもたらした。そのため、これまでエジプトの和解合意案の受け入れに難色を示していたハマースの目にも、エジプトの仲介はより公平なものと映った。ハマースにとっては、和解案を受け入れ易い土壌が整えられた。

(2) シリア情勢

続いて、シリア情勢との関係である。2011年3月半ば以降、シリアでは反体制抗議活動が本格化し、国軍・治安部隊とのせめぎ合いが続いている。バッシュャール・アサド (Bashār

Assad) 大統領に対する諸外国からの退任要求も聞こえ始めたが、アサド政権の存亡を含むシリア情勢の見通しは、不透明さを増している。こうした中で、シリア情勢の不安定化は、草の根レベルでの活動を通じて人々の支持を得てきたハマースにとって、アサド政権への忠誠心と組織の存在意義が徐々に矛盾をきたすようになってきたとの見方がある⁹。

ハマースの伝統的な政治構造は、西岸・ガザ地区のハマース指導部がアサド政権の庇護の下でダマスカスに拠点を置き活動している指導部の統制を受けるというものである。ゆえに、ダマスカスの指導部の安定が組織としての機能を維持するうえで重要となってくる。そして、それは、シリア政府との関係に規定される側面が大きい。西岸・ガザ地区のハマース指導者が現場の状況を目の当たりにし、現実的な対策を講じつつあるのに比べて、パレスチナ自治区の外に位置するハマース政治局の指導部は、原則論に固執する傾向が強い。これは、シリア政府との良好な関係を維持するためにも必要とされてきた点であろう。

しかし、シリアにもアラブ政変の波が及んだことで、パレスチナでの民衆蜂起を起源とするハマースとアサド政権との関係が微妙なものとなってきた。ダマスカスのハマース指導部が同地を離れ、拠点を移すとの憶測が出始めた。2011年4月末の時点で、ハマースがエジプトおよびヨルダンに対し、自身の受け入れを要請したと報じられた¹⁰。ハマースを支援しているといわれているイランは、ハマースに対し、ハマースがアサド政権に対する支持を公言するよう圧力をかけた。イランは、ハマース指導部に対し、ダマスカスを離れば、これまでイランが供与してきた財政および軍事支援を停止するとの立場を伝えた¹¹。2012年2月初旬には、最後のハマース指導者がダマスカスを離れたと報じられた¹²。現2月半ば時点で、ハマースは、シリアおよびイランと以前よりも確実に距離を取り始めたように思われる。ハマースにとって、両国との関係の冷却化は、財政的負担を増大させることになる。

ハマース指導部を取り巻く環境が変化する中で、ハマース指導部は、近隣アラブ諸国との新たな関係の構築に乗り出した。在ダマスカス・ハマース指導者のミシュアル政治局長は、2012年1月末、カタールの皇太子とともにヨルダンを訪問し、アブドゥラー国王と会談した。ミシュアル政治局長のヨルダン訪問は、同人が1999年に同国からカタールに追放されて以来のことであった¹³。会談では、ヨルダンとハマースとの関係正常化に焦点が置かれたようで、ハマースがヨルダンに再び拠点を構えることになるのではとの憶測を呼んだ¹⁴。そのミシュアル政治局長は、2013年に同局長としての任期満了を迎えるが、2012年1月、同局長は、次期政治局長選挙に出馬しないと報じられた。後任には、ムーサ・アブー・マルズーク (Mūsa Abū Marzūq) 政治局次長やガザのハマース指導者であるハニーヤ「首相」の名前が挙がっており、ハマース指導部の再編が行われる可能性がある。

そのハニーヤ「首相」は、2012年1～2月に2回に分けて、トルコ、スーダン、チュニジア、エジプト、カタール、バハレーンおよびクウェイトを訪問した。トルコを訪問したハニーヤ「首相」には、トルコ側から年間3億米ドルの財政支援の実施が提示されたと報じられた¹⁵。これは、イランが停止する財政支援を補い、ガザ地区の公務員に対する給与支払いを可能にするとされたが、トルコは、すぐさま上記報道内容を否定した¹⁶。湾岸諸国歴訪時のハニーヤ「首相」は、ガザ地区への資本流入について各国の元首や投資グループの関係者と会談し、その姿は、「反イスラエル活動家よりも最高経営責任者（CEO）」であるとさえいわれた¹⁷。

ハニーヤ「首相」は、湾岸諸国歴訪の途次、カタールなどの反対を押し切ってイランを訪問した。ミシュアル政治局長に近いガザのハマース指導者であり、アフマド・ユーセフ（Ahmad Yusef）「外務次官（事実上の外相）」は、ハマースが誰であっても良好な関係を築く意向を有しているとし、その中には、シリアおよびイランも含まれると述べた¹⁸。ハマースがシリアおよびイランを含む近隣アラブ諸国とどのような関係を築いていくのかが注目されよう。

3. イスラエル・パレスチナ和平プロセスとの関係

現状の変革は、停滞している中東和平プロセスにおいても必要とされている。中東和平プロセスの中核となっているイスラエル・パレスチナ和平交渉は、2011年9月末以降、停滞を余儀なくされている。同12月には、米国のオバマ政権がイスラエルに対する入植活動再凍結の要求から手を引くことを決定した。パレスチナ側は、イスラエルによる入植活動の停止がなければ和平交渉の再開はないとの立場を固持しており、イスラエルに対する国際的な圧力が減退した中で、和平交渉に進展の兆しはあらわれてこなかった。

イスラエル・パレスチナ和平プロセスでは、2007年11月に開催された「中東和平に関するアナポリス国際会議」を契機として、最終地位問題に関する協議が実施された。その過程でイスラエルのオルメルト前首相からは、アッバース大統領に対して合意案が提示された。同合意案は、領土、境界線、エルサレム、難民など多岐にわたるイスラエルの立場を示したものであった¹⁹。ただし、例えば、領土については、ヨルダン川西岸地区の93%をパレスチナ側に移譲すること、イスラエルはエルサレム隣接地、西岸北部など西岸の7%に相当する領土を保有し、パレスチナは5.5%に相当する土地をイスラエル側の領土（ネゲブ砂漠）で受け取ることなどとされ、パレスチナ側の立場とは大きくかけ離れたものであった²⁰。そのため、アッバース大統領は、オルメルト前政権との最終地位交渉の経験から、イスラエルとの立場が大きく乖離していることを目の当たりにし、和平交渉を通じた

パレスチナ独立国家の樹立に悲観的になったとの見方がある²¹。

イスラエルのネタニヤフ現政権は、オルメルト前政権以上に和平交渉に強硬な立場をとる勢力を含んでおり、同政権下で実施されたイスラエル・パレスチナ間接および直接和平交渉は、いずれも事態の打開に結び付く程の成果を上げなかった。そこで、パレスチナ側は、独立国家の樹立に向けた新たなアプローチを模索し、国連への加盟申請に向けた動きを活発化させることになった。より広く国際社会に働きかけ、イスラエルに圧力をかけるというアッバース大統領の「戦略」といえよう。これは、ファイヤード首相によるインフラ整備計画が2011年8月末に満了となることを視野に入れたものでもあった。

アッバース大統領は、2011年9月23日、国連に正式に加盟申請を行った。ただし、その時点で、ハマースとの和解協議は具体的な進展を示しておらず、実質的には、ファタハが単独で国連への加盟申請を行う形になった。これに反発したハマースは、10月11日、イスラエルとの間で、2006年6月からハマースが拘束していたイスラエル軍兵士ギラード・シャリート解放と引き換えに、イスラエルが同国の刑務所に服役していたパレスチナ人囚人477名を釈放するという合意を締結した。国連への加盟申請によって、アッバース大統領に対する支持が高まる中で、ハマースは、パレスチナに対する自らの立場が相対的に低下しないよう策を講じる格好となった。和解協議が選挙の実施を前提としている以上、ファタハとハマースとの勢力バランスは、双方にとって非常に重要な問題となる。

パレスチナの若者は、イスラエルによる占領という現状の変化を求めてもいる。パレスチナで発生した「分裂終了のための青年運動」の一主体とされている「6月5日青年団体」は、自身のフェイスブック上で、終了させるべきものとしてパレスチナの内部分裂とイスラエルによる占領の終焉を並列して掲げた²²。「3月15日青年団体」の一部には、独立国家の樹立を追求するために、イスラエルと非対称的な和平交渉を継続していくことが時代錯誤的であると考えようになっている若者が存在する²³。彼らは、パレスチナ独立国家の樹立よりも、政治的な権利や自由の獲得に重きを置き、現状を変革しようとしている。

さらに、2011年5月15日（ナクバの日）および6月5日（ナクサの日）には、それぞれイスラエルとシリア、レバノン、ヨルダン川西岸地区およびガザ地区との境界地帯において、一斉に反イスラエル・デモが発生した。とりわけ、ナクバの日の抗議デモについては、シリア当局の関与が報じられ、シリア国内の情勢から国内外の目を逸らすための行為であると捉えられるが、デモの実施に一定の組織化が図られていたこともうかがえる²⁴。ナクサの日に一斉に発生したデモについても同様に、事前の準備が必要とされたであろう。デモの主体である若者の中には、明確な指導者が不在であり、ソーシャル・メディアを通じた緩やかな関係が構築されているに過ぎないとされている。しかし、イスラエルの占領

に抗議する一斉デモの発生は、活動のコアとなるような人物もしくは集団の存在を彷彿とさせる。同時に、非暴力的な抵抗手段として抗議活動という新たな「戦術」が定着する可能性を示した。

むすび

アラブ諸国で生じた現状変革の波は、パレスチナにおいても若者を中心とする抗議デモを発生させ、人々に変化を示すための対応を指導者に迫るローカルな圧力となった。若者らは、抗議活動の組織化によって自らの要求を指導者に提示するというアラブ世界に広がった新たな「戦術」に容易に適応する姿勢をみせた。

この内部からの圧力は、パレスチナ指導者間の関係を変化させた。ファタハとハマースが内部分裂に終止符を打つことに合意したのである。両者は、分裂状態が内政および対外的な問題を生じさせたため、程度の差はあれ、和解の必要性を認識していた。そうした中で、3月に「分裂終了のための青年運動」が発生し、両者は、4月末に和解合意文書に原則合意した。こうした流れを考慮すると、抗議デモによって両者の間に和解の時機が到来したと考えられる。

また、エジプトおよびシリアにおける政変は、ハマースを取り巻く環境を変化させた。その中でハマース指導部によるシリア離れは、イランとハマースとの従来関係を覆した。ミシュアル政治局長やハニーヤ「首相」は、トルコ、エジプト、チュニジア、カタール等を訪問し、新たな関係の構築に勤しんでいるかのようである。その上で、ハニーヤ「首相」による諸外国訪問は、同人が「首相」となって初めてのものであった。これまでは、基本的にミシュアル政治局長が外国訪問の任を担ってきたことを踏まえれば、ダマスカスを拠点としていた指導部の窮地によって、ハマース内部の指導者関係にも動きが生じているとも捉えられる。

さらに、アラブ政変の影響として触れておきたいのは、ファタハおよびハマースともに抗議デモの発生に伴う若者という新しいアクターの出現に直面していることである。ファタハやハマースのように、武力によるパレスチナの解放を主導してきた組織にとって、こうした世代は新しいことであろう。若者は、既存の政治組織に興味を示さない無党派層であるがゆえに、ファタハやハマースにとっては、自身の政治基盤に取り込む対象となり得る。しかし、若者が無党派であるということは、パレスチナの既存の政治勢力が無党派層の間に十分な浸透力かつ競争力を有していないことを意味しよう²⁵。このような若者の無関心こそ、アラブ政変がパレスチナにおいて明らかにした最も強烈なインパクトと捉えられ、結果としてパレスチナの指導者に得体のしれない恐怖心を与えたといえるかもしれない。

中東和平との関係では、和平プロセスの停滞によって、新たなアプローチを模索する必要性がアッバース大統領をはじめ、一部の指導者に痛感されていた。ファイヤード首相による独立国家の樹立に向けたインフラ整備の取組みと並行して進められた国連への加盟申請は、まさにパレスチナの切り札であった。ファイヤード首相の取組みは、治安および経済状況を改善させたとして国際的にも評価されており、人々に「変化」をもたらしたといえる。国連への加盟申請は、そうした成果をより大きな次元へ繋げる試みであった。アラブ諸国に吹き荒れている現状変革の嵐は、中東和平に関する新たなアプローチを講じようとしたアッバース大統領にとって、追い風となったであろう。

—注—

- 1 *Al-Sharq al-Awsat*, February 15, 2011.
- 2 Ibid.
- 3 *Al-Quds*, February 20, 2011.
- 4 *Al-Hayāt*, March 15, 2011.
- 5 パレスチナにおける内部分裂の経緯については、拙稿「パレスチナの内部対立と中東和平プロセス」『中東研究』第506号（2010年1月）、79-88頁を参照されたい。
- 6 *Jordan Times*, May 4, 2006.
- 7 *Al-'Arab al-Yawm*, January 20, 2011.
- 8 *Al-Quds*, November 14, 2011.
- 9 *New York Times*, May 4, 2011.
- 10 *Al-Hayāt*, April 30, 2011. ハマースは、すぐに同報道を否定した。
- 11 *Haaretz*, December 5, 2011.
- 12 *Haaretz*, February 5, 2012.
- 13 ヨルダンとハマースとの関係については、拙稿「イランとヨルダン・パレスチナとの関係 —ヨルダンの対ハマース政策を軸として」『中東研究』第505号（2009年9月）、132-140頁を参照されたい。
- 14 *Al-Sharq al-Awsat*, January 29, 2012.
- 15 *Haaretz*, January 28, 2012.
- 16 *Jerusalem Post*, January 30, 2012.
- 17 *AP*, February 9, 2012.
- 18 Ibid.
- 19 *Haaretz*, August 12, 2008.
- 20 Yossi Alpher, “Why we are going to the UN,” *Bitterlemons.org* (edition 19), July 4, 2011. (<http://www.bitterlemons.org/inside.php?id=106>, accessed February 15, 2012)
- 21 Ibid.
- 22 <http://www.facebook.com/Palestine.Unity>
- 23 Rachel Shabi, “Palestine lost,” *Foreign Policy*, July 13, 2011. (http://www.foreignpolicy.com/articles/2011/07/13/palestine_lost, accessed February 15, 2011)
- 24 英国デイリー・テレグラフ紙のブログに、5月15日の「ナクバの日」に発生した事件へのシリア当局による関与を示す文書が掲載された。政府の公式紋章が入った5月14日付の同文書には、マシャハディヤ・クネイトラ市長の署名が書かれている。*Haaretz*, June 14, 2011.
- 25 Elham Fakhro and Emile Hokayem, “Waking the Arabs,” *Survival* (2011. 4-5), pp. 22-23.

第6章 中東政治変動におけるニューメディアの役割と影響力

山本 達也

1. ニューメディアの到来とネットのコントロール

2011年の年明け以来、アラブ各国では、反体制デモが頻発している。そのうち、チュニジアおよびエジプトでは、数十年にわたって大統領職にとどまっていた政権のトップが追放される事態にまで発展した。

チュニジアやエジプトの衝撃は、周辺のアラブ諸国にも波及している。民衆による反体制デモは、リビア、ヨルダン、シリア、バーレーン、サウジアラビア、イエメンなどでも確認されており、ヨルダンやサウジアラビアのようにある程度の沈静化に成功した国もあれば、リビアのように内戦状態に陥ってしまった後、数ヶ月を経て政権トップの射殺という形で「革命」を完遂させた国、シリアやイエメンのように依然として予断を許さない状況が続いている国など、その帰結は様々である。

一連の政治変動を通して本稿が注目したいのは、これまでのアラブ政治でほとんど表舞台に登場することのなかった比較的高学歴の若者たちがデモ隊の中心メンバーとして突如存在感を示すようになったこと、彼らの組織化および動員のメカニズム、とりわけ今回の政変におけるニューメディア（特に、インターネット上で爆発的に普及するようになったソーシャルメディアと呼ばれるサービス）の役割と影響力である。

アラブ諸国における新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの伝統的なオールドメディアは、ほぼ例外なく政府の情報統制下におかれてきた。国内で流通する情報の大半は、政府によって巧妙にコントロールされ続けてきたのである。

この状況に風穴を開けるようになったのが、比較的最近になって普及するようになったニューメディアである。始まりは、1990年頃から普及し始めた衛星放送であった。特に、1996年にカタールで設立された「アル＝ジャジーラ」は、これまでのアラブメディアでタブーとされてきたような、政治的・宗教的話題を論争的な形で取り上げたことから多くの視聴者を惹きつけ、衛星放送普及の起爆剤となった¹。

「アル＝ジャジーラ」に代表されるような衛星放送局は、各国固有の政治的状況に過度に制約されることなく、アラブ地域全体を見渡す視点から情報を発信するという傾向があり、ニュースとして取り上げた当該国政府と見解の相違をめぐって衝突することもしばしばであった²。こうした衝突が起きるといことは、衛星放送というニューメディアが、各国政府にとって「好ましくない」新たな情報の流れを着実に生み出していることの証左と

して捉えることができる。

衛星放送に続いてこの地域で普及するようになったのが、携帯電話およびインターネットである。多くのアラブ諸国で、両者共に1990年代の半ば頃に導入されるようになったが、一般市民に本格的に普及するようになったのは、2000年前後からである。

アラブ諸国には、インターネットに代表されるような新しい情報通信技術（ICT）を禁止する誘因も解放する誘因も同時に存在する。こうした相反する思惑の交錯状態は、「独裁者のジレンマ」（Dictator's Dilemma）として知られている。

ケッツィー（Christopher R. Kedzie）とアラゴン（Janni Aragon）による「独裁者のジレンマ命題」とは、「経済的効率性と政治的効率性は、それぞれ正の相関関係を有しているものの、権威主義的支配とは負の関係を有している。そして、グローバル化した世界経済の中で経済的な発展を担保するためには、情報化に取り組むことが必要であり、情報化は経済発展のための一つのカギとなる。しかしながら、こうした取り組みを行えば、権威主義的支配を維持することが困難となり、民主化も促進されることになる³」というものである。衛星放送と同様に、インターネットもこれまでの情報統制の仕組みに風穴を開ける可能性あるメディアとして捉えられたのであった。

したがって、アラブ諸国政府に課せられた政策的な課題とは、「情報化推進による経済的利益を最大化しつつ、政治的リスクを最小化する」ということになる。この2つを実現してくれるとして導入されたのが、「インターネット・コントロール政策」である⁴。

「自由でオープンで匿名性が高い」というのは、インターネットの黎明期の特徴である。インターネットが元来有していたこうした特徴に「コントロールの網」をかけることは、技術的にそれほど難しいわけではない。実際、中国に代表されるように、多くの非民主主義国において「インターネット・コントロール」は実施されており、程度の差こそあれ、アラブ諸国でもほとんどの国でインターネットのコントロールが行われている⁵。今回、予想外の政変が起こった、チュニジアやエジプトも例外でない。

前述の通り、政府によるインターネット・コントロールは、「情報化による政治的リスクを最小化する」ことを目的にしている。こうした状況下にあったにもかかわらず、チュニジアでもエジプトでも結果として政権を維持することができなかった。

いったい政権側の「誤算」とは何だったのか、いかなるメカニズムがこの「誤算」を引き起こしたのか、インターネットをはじめとするニューメディアは、域内政治の何をどのように変えようとしているのであろうか。以下、本稿では、これらの疑問を明らかにしつつ、今回のアラブ政治変動とニューメディアとの関係性（中でも、とりわけインターネット上に登場したソーシャルメディアの役割に注目する）について考察してみたい。

2. デモ隊動員のメカニズム

表1は、2010年時点でのインターネット利用率の概算を表したものである。この表が示すように、アラブ諸国におけるインターネットの普及状況には、かなりのバラツキがある。概して湾岸の産油国で普及率が高く、非産油国で普及率が低い傾向がある。ただし、非産油国の中にもいくつかの例外がある。今回政変の起こった、チュニジアやエジプト、同様のメカニズムでデモが発生しているヨルダンやモロッコなどは、比較的高い普及率を誇っている。

表1：中東におけるインターネットの利用率と伸び率

国名	利用率	ユーザー数の伸び率（2000－2010）
バーレーン	88.0%	1523.3%
イラン	43.2%	13180.0%
ヨルダン	27.2%	1268.3%
サウジアラビア	38.1%	4800.0%
シリア	17.7%	13016.7%
イエメン	1.8%	2700.0%
アルジェリア	13.6%	9300.0%
エジプト	21.2%	3691.1%
リビア	5.5%	3439.0%
モロッコ	33.0%	10342.5%
チュニジア	34.0%	3500.0%

（出典）ITU（国際電気通信連合）の統計資料などをもとに筆者作成。

表1の数字を見るにあたっては、いくつか注意しなくてはならない点がある。第1に、都市部と農村部では普及率に大きな隔たりがあり、都市部に限定するとこの数字はより高い数値へと上昇するという点である。特に、人口が多く、都市部と農村部との差が激しいエジプトの都市部の実態は、表1では十分に示しきれていない。

第2に、ここ1～2年で急速に普及するようになった「スマートフォン」の影響である。スマートフォンは、人気機種が発売などもあり、アラブ諸国の若者層を中心に「乗り換え」の動きが進んでいる。彼らは、インターネットへの接続をこのスマートフォンからも頻繁に行っており、結果として表1には現れない形でインターネットの利用率を大幅に押し上

げている⁶。

今回の「革命劇」の中心を担った比較的高学歴の若者にとって、インターネットは自宅やネットカフェからのみ利用するものではなく、スマートフォン経由で、外出先でも移動中でも「いつでも、どこでも」利用可能なメディアとなっていたのである。こうした「モバイル・インターネット」の出現と普及は、今回のデモ動員のメカニズムの中でも極めて重要な要素を占めている。

インターネットが本格的に普及するようになった2000年頃から、熱心にインターネットを利用し続けてきたのは、同地域で人口の半分以上を占める「若者層」である。政府が情報化推進の一環として主要大学に設置したICT関連の学部に進学し、専門的な教育を受けた者も少なくない。彼らにとってインターネットはすでに日常的なツールとなっており、時間や場所を問わず自由自在に操れるようになっていた。こうして「情報智民」(netizen)と呼ばれる「ネットを身体化した市民」が、アラブ諸国でも誕生するようになった⁷。「アラブ人情報智民」の出現である⁸。

同じ時期、インターネットの世界では、「フェイスブック」(Facebook)や「ツイッター」(Twitter)に代表されるソーシャルメディアと呼ばれるタイプの新しいサービスが人気を博していた。近年では、これらのサイトでアラビア語が扱えるようになったことから、このサービスを利用する「アラブ人情報智民」の数は急増している。

ソーシャルメディアを利用すると、サイト上で近況を報告しあったり、自分の興味のある写真や動画などを通して、「友達」や「友達の友達」たちと簡単につながり合うことができる。「弱いつながり」ではあるものの、人的ネットワークが自己増殖的に形成されていくという特徴がある。

「アラブ人情報智民」の中にはこのツールを「反体制運動」に活用しようとする者が現れた。サイバー空間内の「弱いつながり」で結びつけられた無数の人的ネットワークを利用すれば、リアル世界での「反政府デモ」に転化できるのではないかと考えたのである。

この試みは、食料価格の高騰などで民衆の不満が高まっていたエジプトにおいて、2008年に現実のものとなった。「フェイスブック」を通じたデモの呼びかけに対して、多くの若者が呼応し、大規模な「反政府デモ」が発生した。明確なリーダーが不在の中、デモの集会場所に示し合わせたかのように人々が集結していったのである。

こうした集団は、「スマートモブ」(smart mob)として知られている⁹。「賢い群衆」という意味である。しかしながら、2008年にエジプトで発生したデモは、その後勢いを失ってしまった。発生後、爆発的に規模を拡大させていった2011年のケースと比べると対照的である。

両者の相違は、「創発」(emergence) と呼ばれる概念を用いることで説明される¹⁰。創発とは、「ある一部の局所的な行動や出来事が予期しないくらい大きな運動や秩序形成をもたらす」ような現象を指しており、もともと自然科学の分野で使用されてきた考え方であるが、最近では社会科学的アプローチにも応用されるようになってきている。

創発現象の中では、個々人はただ単に局所的な動きをしているだけであり、必ずしもネットワーク全体を見渡せるわけでも、明確な集合的意思を共有しているわけでもないが、全体としては大きなうねりのような動きが出現することになる¹¹。

つまり、2008年のデモは「創発」を引き起こすにいたらなかったが、2011年には「創発」現象と「スマートモブ」とが結びついたという説明である。この事実から読み取るべきは、シャーキー (Clay Shirky) も指摘するように、インターネットやそこで使われるソーシャルメディアといった「ツール」そのものが自動的に政治変動を引き起こすわけではないという教訓である¹²。

2008年当時と2011年とでは、「ツール」としてのニューメディアの位置づけに大差があるわけではない。しかしながら、デモを組織した活動家の立場から見ると、2008年のケースは「失敗」であったが、2011年のケースは「成功」だったと言えるだろう。

運動の成否を分けたのは、「ツール」の整備状況ではなく、それ以外の何かが重要であったことを示している。それ以外の何かとは、いったい何だったのか。この問題設定は、政治変動とソーシャルメディアとの関係性を考える上で、有益な視座を提供することになる。

3. 「革命 2.0」

エジプトにおける政治変動で重要人物の1人として注目を浴びるようになった、米国グーグル社の幹部ゴニーム (Wael Ghonim) は、今回の革命劇を「革命 2.0」(Revolution 2.0) だったと評している¹³。

ゴニームによると、革命 2.0 とは、「ヒーローがおらず、すべての人がヒーローであり、みんなが少しずつ貢献しながら、最終的に世界最大の百科事典を作り上げてしまうというウィキペディア (Wikipedia) のようなもの」であり、ソーシャルメディアの活用によって特徴付けられるデジタル時代の革命だと考えることができる¹⁴。確かに、今回の革命劇には、明確なリーダーや中心が存在しない中で運動の組織化を実現したという特徴がある。

革命 2.0 のもう一つの特徴は、社会の底辺にいる「食べられない人々」が「窮鼠猫を嘯む」という図式で立ち上がったのではなく、むしろ「食べられる人々」が「食べられない人々も同じエジプト人なのだ」という形で他者の境遇に思いを馳せ「連帯」し、「同期化」して立ち上がったという性格が認められる点にある。

興味深いのは、「食べられる人々」にとってこのような形で立ち上がることの合理的なメリットはほとんどなく、場合によっては自分自身が命を落とすか、逮捕され監禁・拷問されるというデメリットを被る可能性が非常に高いにもかかわらず、それでも立ち上がったという事実であろう。こうした人々を立ち上がらせた背景にあったのが、フェイスブックなどのソーシャルメディアの存在であった。

ゴニームが言うように、ソーシャルメディアは、エジプトの人々に「我々は一人ではないのだ」、「同じフラストレーションを溜めている人々は他にもいるのだ」、「同じ夢を共有している人々がいるのだ」、「多くの人が自由を気にかけているのだ」ということを気づかせた¹⁵。こうしたソーシャルメディアを介した「心理的な連帯」と「想いの同期化」が、これまでのエジプト社会で人々を行動に転化させることなく思いとどまらせていた「恐怖の心理的な壁」(psychological barrier of fear)を乗り越えさせたという¹⁶。

つまり、エジプトの若者層を突き動かしたのは、ある種の「単純な正義感」であり、そこには政治的なイデオロギーも党派性も見当たらない。しかし、それゆえに、若者たちの主張は他の若者たちに簡単に伝播し、共感が共感を呼ぶことで、爆発的な勢いを獲得することができたのである。

カギは「心理的な連帯」と「想いの同期化」であるが、それを可能とするのは「共感」を呼ぶことのできるコンテンツやメッセージの有無である。ここに、「創発」現象を誘発するか否かの分水嶺があり、2008年と2011年の相違があったと考えられる。

2008年時点ではなく、2011年時点であったものの代表例として挙げられる第1の要素は、何とんでも隣国チュニジアで実際に街頭に繰り出したデモ隊が大統領を追放させたという事実であり、関連する動画や写真、記事の存在である。デモなどで大統領を追放できるはずがないと「半信半疑」であった人々にとって、チュニジアでの「成功事例」は、エジプトでも可能ではないかという期待を抱かせるには十分であった。

第2の要素は、第1の要素とも関連するが、チュニジアでの政変を受け全世界がアラブ世界に注目するようになり、世界中のメディアがエジプトでの様子を逐一報道したことにある。特に、アル＝ジャジーラに代表されるアラビア語衛星放送も連日エジプト関連報道を行っており、インターネットになじみがない層の人々にもテレビを通して広場に集う人々の興奮が伝わっていった。さらに、アル＝ジャジーラでは、デモを行う民衆側の視点からの報道が目立ち、反政府的な世論作りにも貢献した。

今回の政変では、インターネットや携帯電話といったメディアの利用に注目が集まりがちであるが、デモの規模が拡大する過程においては衛星放送の役割は決定的に重要であり、この点を見落としてはならない。おそらく、インターネットがなければ、今回政変は起こっ

ていないが、インターネットだけでは十分でなく、いわゆる「ニューメディア」が総動員され、相互作用を伴うことで「閾値」を超えたと見るべきである。

第3の要素としては、フェイスブックなどのソーシャルメディア内部に、着実に「共感」を呼ぶようなコンテンツが蓄積されていたことが挙げられる。2008年のデモの中心を担った「4月6日青年運動」と呼ばれるグループは、2008年の「失敗」以降も現体制の腐敗や不公正、不正義を白日の下にさらすような地道な活動を続けてきた。

また、海沿いの街アレクサンドリアで2010年に警官によって撲殺された青年を追悼して立ち上げられたフェイスブック内のグループ「ぼくらはみんなハレド・サイードだ」(We are all Khaled Saeed)では、撲殺後の青年の痛ましい写真も掲載され、警官による横暴な振る舞いを再認識すると共に多くの若者の共感を呼ぶこととなった。

フェイスブックがアラビア語に対応するようになったのは、2009年のことであり、それ以降アラビア語コンテンツが充実することとなった。2008年では時期尚早であったものの、2011年にはあらゆる側面から機が熟していたといえるだろう。

加えて、国境という壁を越えた「心理的な連帯」もデモを行う人びとを後押ししていたと考えることが出来る。たとえば、エジプトでデモが行われていた時にツイッター上を飛び交っていたメッセージはエジプトのみから発信されていたのではなく、全世界的な広がりを見せていた。逆に、リビアが内戦状態に陥った時や、シリアで反政府デモが本格化し始めた時には、今度はカイロのタハリール広場に繰り出した若者たちが、国境を越えて支持を表明するメッセージを送り続けていた。こうした人的なつながりも、リアル世界で行動を起こす人びとの精神的支柱になっていたと考えられる。

4. 逆転しはじめた政府と民衆との関係

インターネットを通じた若者たちの動きに対して、政府が無関心でいたわけではない。とりわけ、2008年に起こったフェイスブックを通じたデモの出現以降は、フェイスブックなどソーシャルメディアの動向にも関心が向けられた。情報がパワーに転化することを身をもって体験したためである。

一般的にインターネットは、2つの側面から利用者をエンパワー (empower) すると考えられてきた。第1の側面とは、これまで入手不可能であった情報を手に入れることによるエンパワーメントであり、第2の側面とは、一個人ではほとんど不可能であった情報の発信手段を手に入れることによるエンパワーメントである。

政府によるインターネット・コントロール政策は、こうしたエンパワーメントの芽を摘み取る形で実施されてきた。不都合な情報が掲載されているサイトをブロックしたり、誰

が、いつ、どこから、どのようなインターネット利用をしたのかを把握する検閲やモニタリングの機能を組み込むことで民衆の動きを封じ込めようとしてきた。もちろん、民衆の側は、様々な手段を用いることで政府によるインターネット・コントロールを迂回しようと攻防を繰り返してきたが、構造的に見て政府の側が圧倒的に有利な状況にあった。

ところが、ソーシャルメディアという最近になってインターネット上に登場したサービスに伴って、第3の側面によるエンパワーメントが新たに出現するようになった。人々の間の「弱いネットワーク」の構築と、思考と感情の「同期化」によるエンパワーメントである。この新しいサービスとそれに伴って発現するようになった新たなエンパワーメントの形は、政府側の対応を極めて困難にしている。

エジプトにある政府系シンクタンクであるアハラム政治戦略研究センターのアル＝アナニー (Khalil Al-Anani) によると、エジプト政府は、若者たちのインターネット利用が「ある一線」を越えない限りにおいては黙認するという戦術をとっていたという¹⁷。この場合の「ある一線」とは、若者たちの活動が「バーチャルな世界を飛び出しリアルな世界で組織化を図るものか否か」というものである。つまり、エジプト政府は何から何まで徹底的に取り締まるのではなく、むしろそれがフェイスブック内にとどまるのであれば、若者が政府批判の書き込みを行うことを黙認していたというのである¹⁸。

政府側の対応として、フェイスブックを問題視しているのであれば、サイトそのものを国内から利用できないようにブロックしてしまうというやり方がある。実際に、チュニジアやアラブ首長国連邦、シリアなどは、一時期フェイスブックを禁止リストに加え国内からのアクセスができないようにしていた時期がある。しかしながら、いずれの国も国内外からの批判もあり、その後サイトをオープンにしている。一度「楽しみ」を覚えてしまった国民を前に、サイトをブロックし続けるという政策は、それだけで反発を招くものであり、その政策を維持し続けることは実際には困難だということを示している。

確かに、フェイスブック内でやりとりされている情報のほとんどは、家族の写真だったり、好きなアーティストの情報だったり、政府にとってはたわい無い「お遊び」に映るかもしれない。職のない若者が、昼夜を問わずフェイスブックで「お遊び」を続けてくれた方が、そのエネルギーを政治運動に投じられるよりもよっぽどマシだと考えていた節もある。しかしながら、「ほとんど」というのは「すべて」ではない。そのわずかながら、伝播力のあり、共感と政権への反発を呼び起こす情報の持っている力が予想以上に大きかったところに、政府側の「誤算」があったと考えられる。

ソーシャルメディアの登場は、政府によるインターネット・コントロール政策を難しくすることで政府と民衆との力関係に影響を及ぼすのみならず、より明確な形で政府側と民

衆側との「逆転現象」を引き起こしている。

これまで「監視する側」は常に政府であり、民衆は「監視される側」であった。そして、情報統制下にあるアラブ諸国では、政府に都合のよい形で情報が隠蔽されてきた。ところが、最近では、警官が汚職や暴行を働いている瞬間を捉えた携帯電話の動画や、政府内で不正を働いていたことを示す文書の画像がフェイスブックやツイッターに瞬時に投稿されてしまう。ソーシャルメディアは、これまで「存在する」と聞いてはいたものの、実際に目にする事のなかった政権側の不公正を白日の下にさらし、情報統制という「壁」で守られていた秘密を「透明化」、「可視化」する方向に作用するのである。

土屋が言うように、アラブ諸国での一連の政治変動は「政治における透明性、社会における透明性を求めて行われる革命」といった側面を有した「透明性革命」としての性質も併せ持っている¹⁹。背景として、フェイスブックの創始者であるザッカーバーグ (Mark Zuckerberg) やウィキリークス (WikiLeaks) の創始者であるアサンジ (Julian Assange)、ウィキリークスに賛同し内部告発する人々に共通する、「情報はより自由でオープンであるべきだ」という執念とも言えるような思想に裏打ちされ、一連のサービスが提供されているという指摘は興味深い²⁰。

金 (Jung-Hoon Kim) の言葉を借りれば、ベンサム (Jeremy Bentham) が構想した「パノプティコン」(全展望監視施設: panopticon) と逆の状況が誕生し始めているとして「逆パノプティコン社会」が到来しているということになる²¹。ソーシャルメディアの普及と利用によって、政府が民衆を監視するのではなく、民衆が政府を監視するような逆転現象が起き始めているという指摘である。

一度インターネット上に流れ出した情報は、簡単に取り消せないのと同様に、一度確立した政府と民衆との「逆転現象」は、今後の趨勢としてどの政府も打ち消すことは難しくなるであろう。これは、アラブ諸国や非民主主義国に限った現象ではなく、日本を含む民主主義国をも巻き込む形で、全世界的な潮流になると思われる。こうした世界規模でのトレンドの発端がアラブ諸国にあったということである。

したがって、チュニジアやエジプトにおける政治変動は、単に始まりに過ぎないと理解するべきである。同様のメカニズムによる政府と民衆（特に不満を抱きやすい若者層やマイノリティなど）との衝突は、アラブ諸国に限らず他の地域でも発生する可能性がある。

たとえば、ハート (Michel Hardt) とネグリ (Antonio Negri) は、カイロのタハリール広場でのデモ、マドリードの中央広場でのデモ、アテネのシタグマ広場でのデモ、イスラエルでのテントを設営しての抗議行動、そしてウォール街での抗議行動などは、「本当の民主主義」(real democracy) を求める動きとして同根の部分があると指摘している²²。

いずれにせよ、「透明化」および「逆パノプティコン」状態に耐えられない政府は、短期的にも中・長期的にも大きなストレスにさらされることになるだろう。チュニジアやエジプトからの教訓は、ひとたびこうした事態が「閾値」を超えると盤石だと思われていた政権でもあつげなく崩壊する可能性があるということであり、たとえばサウジアラビアなど世界の政治経済に重大な影響を与える国で同じことが起これば国際社会に大きな衝撃が走ることになる。場合によっては、民主主義国の政府が対象となる可能性もある。

民衆が不満を抱く構造も、「透明化」および「逆パノプティコン」を可能とするツールへのアクセスも、ニューメディアの相乗効果によるデモ動員のメカニズムも依然温存されたままである現在、その可能性はゼロではない。

5. ソーシャルメディア時代の「民主主義」

「アラブの春」に身を投じた人々は、現状への不満と目の前にある不正義・不公正への異議申し立てという意味で立ち上がった。チュニジアやエジプトのケースは、こうした状況の原因を長期にわたって国を支配してきたトップの存在に求めていた。トップが変わることで、自らを取り巻く不正義や不公正が改善されるはずだと期待をしたのである。ソーシャルメディアに代表される新しいICTは、一連の政治変動において重要な武器として機能した。

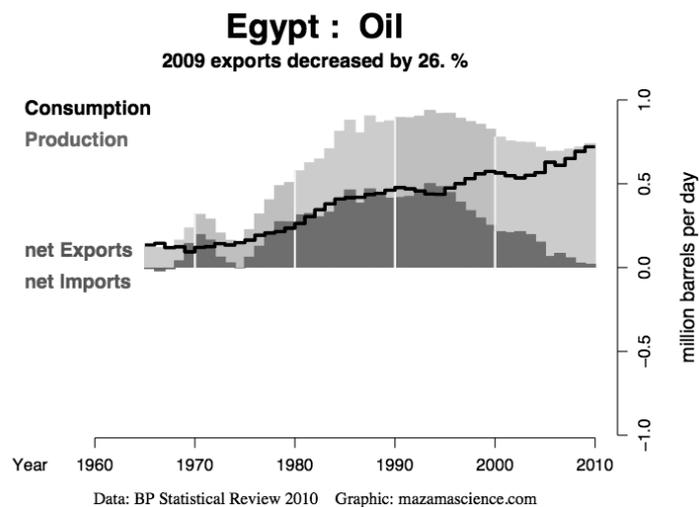
しかしながら、アラブ諸国の中にはそもそも構造的な問題を抱えている国が少なくなく、たとえ強権的なトップが交代したからといって、ただちに状況が好転するとは考えにくい。トップを追放し、より民主的な手続きによって新しい政府を誕生させたにもかかわらず、生活状況も雇用環境も改善されないという現実と直面したときに、大きな期待を抱いて立ち上がった「若者層」の失望がいかなる形で表出するのかが興味深い。新しく樹立された制度や政府に対する不信が高まり、彼らの支持を失うような事態が生じれば、安定的な民主化プロセスそのものも大いに揺らぐことになる。

今回の政治変動の動機として、しばしば食料価格の高騰が指摘される。とりわけ、貧困層にとって食料価格は極めて重要な意味を持っており、食料への安定的なアクセスが確保されなくなれば社会不安は増幅される。

この点、たとえばエジプトでは、国内で産出される原油の輸出による収益を補助金として支出し基本的な食料価格を低く抑えるという政策をとっている。それゆえ、貧困層であっても、なんとか日々の食料を入手することが可能であった。しかしながら、最近では、こうした構造を維持できなくなるような兆候がみられる。この兆候が本格化するような事態になれば、社会は一気に不安定化の度合いを増すことになる。

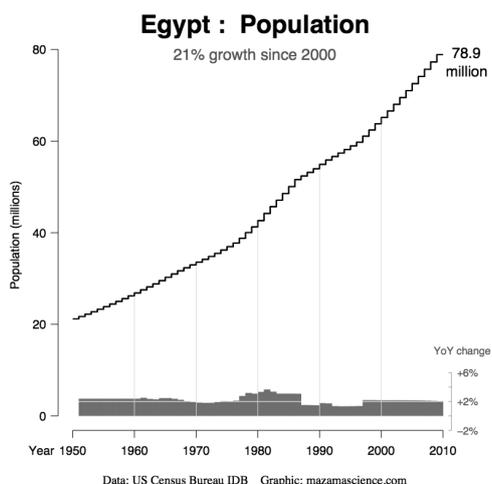
図1は、エジプトにおける原油生産量・国内消費量・輸出入量を表したグラフである。このグラフが示しているように、エジプトでは2010年手前あたりから国内での原油消費量と原油の生産量がほぼ同じ水準にまで達しており、輸出に回すことのできる原油がほとんどなくなってきていることが読み取れる。

図1：エジプトにおける原油生産量・国内消費量・輸出入量



背景には、図2が示すような形で人口増加があげられる。エジプトでは、1950年代に2000万人だった人口が、2010年には8000万人弱にまで増加している。人口増加の傾向は現在も続いており、図2は、現在でも年率約2%の割合で人口が増加していることを示している。年率2%という数字は、この傾向が今後続くことになれば、約35年後には現在の倍の人口にまでふくれあがることを意味している。

図2：エジプトにおける人口増加の推移



注：YoY Change は、年率の成長率（変化率）を表している。

したがって、中・長期的にエジプト政府が抱えることになる問題は、現状でもすでに高い失業率であるにもかかわらず、増え続ける若年層に対していかに雇用を創出し、さらに貧困層が安い食料にアクセスできる環境をいかにして維持し続けるかということになる。崩壊したムバラク政権下では、原油の輸出収入が重要な役割を担ってきた。

しかしながら、現実には、図1が示すような状況がある。これからエジプトで樹立されることになる「民主的な」政府は、こうした構造的な問題を抱えながら政権を担うことになる。これは今後の民主化プロセスを考えるにあたって、大きな阻害要因となる。

同様の問題は、程度の差こそあれ、他国にも当てはまる。潤沢な天然資源に恵まれている湾岸の産油国であっても同じ問題を指摘することができる。湾岸諸国では、より露骨な形で原油の輸出収入によるバラマキが行われており、「レンティア国家論」が指摘するように、こうしたバラマキが権威主義的な政権の維持に役立ってきたと考えられている²³。

他方、原油生産は、物理的・技術的制約によって必ず生産ピークが訪れ、そのピークの後には生産量が年々減耗していくことが知られている。こうした制約は、油田の大小を問わない。サウジアラビアが抱える世界最大の油田であるガワール油田であってもこの制約から逃れることはできない。

問題は、生産ピークが訪れるのはいつかという、その時期である²⁴。この点、石油地質学者や地球物理学者たちは、長年議論を戦わしてきたが、近年ではサウジアラビアのような大油田を抱える国であっても、生産ピークは間近に迫っているのではないかという見解が多く示されるようになってきている²⁵。

エジプトの事例と同様に、湾岸の産油国も一様に人口増加を経験しており、国内人口の

増加と生活様式の近代化が、原油の国内消費量を押し上げている。言い換えれば、輸出に回すことのできる原油量は減少傾向にあり、生産ピークを迎えることになるとこの傾向に拍車がかかることになる。

ICT をツールとして活用することで、いくつかの国では、既存の非民主主義体制を崩壊させることに成功した「アラブの春」であったが、体制崩壊後の準備がほとんど行われてこなかった国々で民主化プロセスをスムーズに進めていくことは難しいと言わざるを得ない。

ICT を利用したソーシャルメディアは、少なくとも既存の体制を壊すことに関しては大きな力を発揮し、その効果を証明したが、これから新たな体制を作り上げていくという点における効果は未知数である。むしろ、マイナスに働く可能性もある。

チュニジアやエジプトの若者層は、制度の中に組み込まれた政治アクターとして振る舞うことを拒否しているようにも見える。彼らは、暫定政府の決定事項に対して不満を感じると、これまでと同様にソーシャルメディアを駆使して街頭に繰り出しデモを行うという行動に出る。暫定政府側も、若者層の世論に対しては敏感に対処しており、彼らの主張を受け入れることがある。

彼らは引き続きソーシャルメディアを活発に使い続けている。その方向性は、前節で指摘した通り「透明性革命」ないしは「逆パノプティコン」という用語で示されるような形で、政府側を「逆監視」し、不公正を暴き出し、さらし出すというものである。

おそらく、チュニジアやエジプトにおいて、こうした若者層の行動様式が「革命以前」に逆戻りすることはないであろう。彼らは、制度の外からある種の「拒否権」を発動する存在になりはじめている。ソーシャルメディアの存在は確かに影響を与えているとすることができるが、それが当該国におけるガバメントおよびガバナンスの形成に必ずしもプラスに働くという保証はどこにもない。

ムスリム同胞団に代表されるイスラーム主義者たちのインターネットおよびソーシャルメディア利用も、今後注目されることになるだろう。エジプトの議会選挙で第1党となったムスリム同胞団であるが、インターネット利用ということに関しては、それほど洗練されていたわけではなかった。「革命」前は、ホームページの開設および（主に若手メンバーによる）ブログ記事の発信を行っていたものの、エジプト社会全体への波及効果という点では弱いものがあつた。

今回の政変劇を契機に、イスラーム主義者の人びともソーシャルメディアの影響力と役割を理解しはじめていると考えられるが、どの程度ツールを使いこなすことが出来るかは依然未知数である。これからのアラブ政治分析を行うにあたっては、イスラーム主義者と

インターネットという新しいテーマについても踏み込んでいくことが求められる。

多くのアラブ諸国は、今後中・長期的に本節で言及したような構造的な問題を抱えながら、新しい国作りを行っていくという課題に取り組まなくてはならない。したがって、「アラブの春」は、文字通り「春」として、同地域の民主化につながるという見方はやや楽観的に過ぎると言わざるを得ない。

既存の体制を壊すことに関して大きな力を発揮し得ることを証明したソーシャルメディアは、新しい国作りという課題を前に「制度の外からの拒否権の発動」という側面でしか役割を演じることができないのか、それとも民主化の「移行」および「定着」を後押しするような役割をも演じることになるのか。アラブ諸国の政治変動とソーシャルメディアというテーマをめぐるのは、こうした視点を導入しつつ今後の推移を観察し、分析していく必要があるだろう。

—注—

- 1 アラブ諸国における「アル＝ジャジーラ」のインパクトについては、たとえば以下の文献を参照されたい。Mohammed El-Nawawy and Adel Iskandar, *Al-Jazeera: How the Free Arab News Network Scoped the World and Changed the Middle East* (Boulder: Westview Press, 2002); Mohamed Zayani (ed.), *The Al Jazeera Phenomenon: Critical Perspectives on New Arab Media* (London: Pluto Press, 2005); Hugh Miles, *Al-Jazeera: the Inside Story of the Arab News Channel that is Challenging the West* (New York: Grove Press, 2005) (河野純治訳『アルジャジーラ 報道の戦争：すべてを敵に回したテレビ局の果てしなき闘い』光文社、2005年) ; Olfa Lamoum, *Al-Jazira, Miroir Rebelled et Ambigu du Monde Arabe* (Paris: Editions La Decouverte, 2004) (藤野邦夫訳『アルジャジーラとはどういうテレビ局か』平凡社、2005年) など。
- 2 Hugh Miles, *Al-Jazeera: the Inside Story of the Arab News Channel that is Challenging the West*.
- 3 Christopher R. Kedzie, with Janni Aragon, “Coincident Revolutions and the Dictator’s Dilemma: Thoughts on Communication and Democratization,” in Juliann E. Allison (ed.), *Technology, Development, and Democracy: International Conflict and Cooperation in the Information Age* (Albany: State University of New York Press, 2002), pp.109-110.
- 4 アラブ諸国における政府によるインターネット・コントロール政策の詳細については、以下の文献を参照されたい。山本達也『アラブ諸国の情報統制：インターネット・コントロールの政治学』（慶應義塾大学出版会、2008年）。
- 5 インターネット・コントロールを行っている国々の個別事例については、以下の文献が詳しい。Ronald Deibert, et.al (eds.), *Access Denied: The Practice and Policy of Global Internet Filtering* (Cambridge: The MIT Press, 2008); Ronald Deibert, et.al.(eds.), *Access Controlled: The Shaping of Power, Rights, and Rule in Cyberspace* (Cambridge: The MIT Press, 2010).
- 6 たとえば、ヨルダンの場合、スマートフォン経由でのインターネット接続を考慮に入れると普及率は現段階で30%台後半にまで達し、今後数年以内に50%にまで到達する見込みだという。マルワン・ジュマ (Marwan Juma)、ヨルダン ICT 大臣 (ICT 省)、筆者のインタビュー、於アンマン、2010年12月26日。
- 7 「情報智民」という用語については、以下の文献など公文による一連の著作を参照されたい。公文俊平『情報文明論』（NTT出版、1994年）；公文俊平『文明の進化と情報化：IT革命の世界史的意味』（NTT出版、2001年）；公文俊平『情報社会学序説：ラストモダンの時代を生きる』（NTT出版、2004年）。
- 8 「アラブ人情報智民」の誕生とその影響については以下の論文を参照されたい。山本達也「イスラーム社会におけるネット上の壁」原田泉他編『ネットの高い壁：新たな国境紛争と文化衝突』（NTT出版、2009年）；山本達也「アラブ・イスラーム圏におけるインターネット上の新しい壁とアラブ人情報智民」『情報社会学会誌』第3巻、第2号（2009年3月）77-87頁。
- 9 スマートモブについては、以下の文献を参照されたい。Howard Rheingold, *Smart Mobs: The Next Social*

- Revolution* (Reading: Perseus Books, 2002) (公文俊平・会津泉監訳『スマートモブズ：＜群がる＞モバイル族の挑戦』NTT出版、2003年)。
- ¹⁰ 創発については、以下の文献を参照されたい。Steven Johnson, *Emergence: The Connected Lives of Ants, Brains, Cities, and Software* (New York: Simon & Schuster, 2002) (山形浩生訳『創発：蟻・脳・都市・ソフトウェアの自己組織化ネットワーク』ソフトバンクパブリッシング、2004年)。
- ¹¹ 土屋大洋『ネットワーク・ヘゲモニー：「帝国」の情報戦略』(NTT出版、2011年) 70頁。
- ¹² Clay Shirky, “The Political Power of Social Media: Technology, the Public Sphere, and Political Change,” *Foreign Affairs*, Vol.90, No.1 (January / February 2011), PP.28-41.
- ¹³ Wael Ghonim, *Inside the Egyptian Revolution*
<http://www.ted.com/talks/wael_ghonim_inside_the_egyptian_revolution.html>, accessed on February 9, 2012.
- ¹⁴ Ibid.
- ¹⁵ Ibid.
- ¹⁶ Ibid.
- ¹⁷ ハリール・アル＝アナニー (Khalil Al-Anani)、アハラム政治戦略研究センター研究員、筆者のインタビュー、於カイロ、2009年8月28日。
- ¹⁸ 同インタビューによる。
- ¹⁹ 土屋大洋「『透明性革命』とネットワーク」『治安フォーラム』2011年8月号(2011年8月) 34頁。
- ²⁰ 同論文、35-38頁。
- ²¹ ジョン・キム『ウィキリークスからフェイスブック革命まで：逆パノプティコン社会の到来』(ディスカヴァー・トゥエンティワン、2011年)。
- ²² Michael Hardt and Antonio Negri, “The Fight for ‘Real Democracy’ at the Heart of Occupy Wall Street,” *Foreign Affairs*, October 11, 2011.
<<http://www.foreignaffairs.com/articles/136399/michael-hardt-and-antonio-negri/the-fight-for-real-democracy-at-the-heart-of-occupy-wall-street>> accessed on February 9, 2012.
- ²³ レンティア国家論については、以下の文献を参照されたい。Hazam Beblawi and Giacomo Luciani (eds.), *The Rentier State* (New York: Croom Helm, 1987).
- ²⁴ ピークは、バブルの時にバブルとわかりにくいと同様ピークの時にピークとはわかりにくい。過ぎてから過去を振り返って、ピークを認識することになる。この点、最近になって、国際エネルギー機関 (International Energy Agency : IEA) は、在来型油田の世界的な産出ピークは2006年であったという見解を示している。International Energy Agency, *World Energy Outlook 2010* (Paris: International Energy Agency, 2010), p.125. また、『Nature』誌に掲載された論評では、2005年が転換点であったと指摘されている。James Murray and David King, “Climate Policy: Oil’s Tipping Point has Passed,” *Nature*, No.481 (January 2012), pp.433-435.
- ²⁵ サウジアラビアの石油供給能力に疑問を呈した代表的な著作としては、以下の文献を参照されたい。Matthew R. Simmons, *Twilight in the Desert: The Coming Saudi Oil Shock and the World Economy* (Hoboken: John Wiley & Sons, 2005).

第7章 権威主義体制存続のメカニズムとイラン —「アラブの春」の激動の中で—

坂梨 祥

はじめに

2010年末にチュニジアで始まったアラブ諸国の政変の波は、外交面ではイランにも様々な変化をもたらした。バハレーンとサウジアラビア東部州のシーア派住民による抗議行動は、両国政府によって「イランの煽動」によるものと名指しされ、両国政府とイランとの関係は一時険悪になった。また、イランと「戦略的パートナーシップ」を有していたシリアのアサド体制の動揺は、イランとヒズブッラー、及びハマースといった「対イスラエル強硬派」諸勢力とのパイプをも揺るがすことになった。さらに、「アラブの春」の流れの中で、ファタハとハマースが和解し、パレスチナとして国連加盟申請を行ったことに対しては、ハーメネイー最高指導者が「パレスチナのいかなる分割も却下する」との発言を行い、イランは、一連の政治変動によって生まれたこの新たな状況には反対である、との立場を明確にした。

このように、アラブ諸国の政変を受けて、外交面では必ずしもイランにとって好ましくない変化が相次いで生じた。しかしその一方、イランの内政面においては、アラブ諸国を席卷した政変の影響は限定的なものにとどまった。実際にはイランでも、2011年2月14日には、チュニジアとエジプトの国民に連帯を示すデモが計画・実施された。しかしこのデモは治安部隊の大々的な展開により易々と封じ込められ、2名の死者が出たものの、それ以上の広がりを見せることはなかった。

そこで本稿においては、「アラブの春」と称される、中東・北アフリカ諸国における権威主義体制に対する人々の蜂起が、なぜイランには波及しなかったかということ、イラン・イスラーム共和国の制度的側面と国際環境に着目することにより考察する。その過程ではまず第一に、革命後に定められた諸制度のあり方と運用のされ方を振り返り、次いで、現体制の枠組みが維持されてきたメカニズムを検討する。さらには、イラン現体制の存続に寄与してきたと考えられるイランを取り巻く国際環境にふれ、この「なぜか」という問いに答えることを試みたい。

1. 革命の達成と新憲法の制定

「アラブの春」が中東諸国を席卷するまで、研究者たちの関心は、むしろ「権威主義体制の持続性」の方に向けられていた。サミュエル・ハンティントンの言う「第三の波」は中東・北アフリカに位置する国々を迂回し、これらの国々は民主化の波からあたかも取り残されていたかのように見えた。そしてこのような現状を受けて、権威主義体制はいかなるメカニズムにより長期的に持続するのかという問題が、様々な面から論じられていた¹。

そのような議論の中で登場したのが、「ハイブリッド型（権威主義）」体制という表現である。この用語は文脈により様々な意味合いで用いられたが、多くの場合この表現は、権威主義体制が一定程度の自由を国民に提供し、例えば定期的に行う選挙を行うなどすることで、生きながらえている様を意味した²。

1979年の革命を経てイランで新たに制定された憲法は、まさにそのような「ハイブリッド性」を備えたものであったと言える。新たな憲法の制定当時、この憲法は神の主権と人民主権に同時に言及することで、整合性を欠き、したがって問題含みであることが、繰り返し指摘されていた³。しかし今日振り返るなら、革命後に制定された憲法は、むしろその「玉虫色の」性質により、現イラン体制の存続に寄与してきたと考えられる。

(1) 憲法の制定

革命後の憲法制定過程は、多種多様な政治傾向を持つ人々が一致団結して闘った革命の理想を、改めて定義し直す過程であった。そして新憲法の制定過程には、革命後の新体制のあり方を象徴するいくつかの特徴が見受けられた⁴。

第一の特徴は、反対派にもそれなりに意見表明の機会を与えるという点である。二つ目は、多数派が一方的にその意思を押し付けるのではなく、少数派との協議の場所もいちおう設け、多数派と少数派の力関係などから結論はすでに明らかな場合にも、一定程度の議論をつくす点である。三つ目は、多数派と少数派の相違を乗り越えて体制の存続を図るべく、たびたび「外部の敵」への言及が行われるという点である。

1979年2月11日、国軍の中立宣言により、シャーが任命したバフティヤール政権が崩壊して革命が達成されると、まず最初に、国王追放後の新たな政治体制を決定する国民投票が行われた。1979年3月30日と31日の2日間にわたり実施された投票においては、「新体制をイスラーム共和国とすることに賛成か反対か」が問われた。イスラーム共和国とは具体的にどのような政治体制であるのかは、「その憲法は追って国民投票に付される」と付記された。新憲法第1条に盛り込まれた文言によれば、この投票では「有権者の98.2%」の賛成票により、新たな体制はイスラーム共和国体制とすることが決定された。

「イスラーム共和国」は革命達成以前の段階において、すでに「独立」、および「自由」となる革命のスローガンとなっていた。しかし革命運動に参加した人々にとって、「イスラーム共和国」は「王制以外の政治体制」という以上の具体性を有しておらず、新たな体制の制度設計は、新憲法の制定過程にゆだねられることになった。憲法草案は6月に発表され、その後8月には、この草案を審議・検討する憲法制定専門家会議のメンバーを選出する選挙が実施された。

6月に革命暫定政権により発表された憲法草案には、いわゆる「ヴェラーヤテ・ファギーフ条項」は、実は含まれていなかった⁵。ヴェラーヤテ・ファギーフ論とは革命の指導者となったホメイニー師が、亡命先のナジャフで1970年前後に展開していた理論である。この理論の中でホメイニー師は、イスラーム体制樹立のための権力奪取は「宗教的義務」である、と位置づけた⁶。第12代イマームのお隠れの間は、イマームの不特定代理人であるイスラーム法学者（ファギーフ）が共同体を指導する権限及び資質（ヴェラーヤト）を有するという考え方は、特に目新しいものではなかった。これに対してホメイニー師は、ヴェラーヤトには共同体の統治権までもが含まれていると断じ、公正なイスラーム秩序の樹立はファギーフの統治により初めて可能になると論じたのである⁷。

しかし8月の憲法制定専門家会議選挙において、ヴェラーヤテ・ファギーフ体制の樹立を訴えるイスラーム共和党（IRP）系候補者とその支持者たちが圧勝すると、ヴェラーヤテ・ファギーフ条項を憲法に盛り込もうとする人々は俄然勢いづいた。そして専門家会議が開会すると、その当初から「革命の支持」はすなわち「ヴェラーヤテ・ファギーフ論の支持」であるという主旨の発言が相次いだ。そしてヴェラーヤテ・ファギーフ論を明文化した「ヴェラーヤテ・ファギーフ条項」は、草案には含まれていなかったにもかかわらず、新憲法の第5条として、あっさり挿入されたのである⁸。

ヴェラーヤテ・ファギーフ条項の支持派は、憲法制定専門家会議の定数73名のうち50名にも上っていたと言われ⁹、たとえそのまま採決を行ったとしても、各条項の承認に必要とされた「定数の3分の2以上の賛成」を確保することは可能であった。しかし専門家会議メンバーの間には、ヴェラーヤテ・ファギーフ条項に対する根強い慎重論、あるいはその「危険性」への警告なども存在しており、この条項の憲法への挿入は、非常に注意深く行われた。

憲法制定専門家会議の議事録によれば、「新憲法の最も重要な諸項目については『内輪の』協議を行う」ことが提案され¹⁰、ヴェラーヤテ・ファギーフ条項に関しても、非公開の審議の場で「十数時間にわたる協議」が行われた。そして公開審議の場においては、反対1人、賛成1人による弁論をふまえた上で、採決が行われた。その結果、ヴェラーヤテ・ファギーフ条項は、賛成53、反対8、棄権4票で承認されることになった¹¹。

(2) 少数派の意見の扱い

この、「反対派の意見も余裕の度合いに応じて聞き入れ」、また「協議にはそれなりの時間をかける」というあり方は、その後のイスラーム共和国体制のあり方に通じるものがある。体制側に余裕がなければ、反対派の意見を聞く余地もそれに依って狭まる。また、反対派の意見が体制にとっての重大な脅威と見なされた場合には、反対派はその意見もろとも封殺されることもある。しかし今日に至るまで、イラン国内の反対派による果敢な挑戦は続いており、その余地が依然として残されていることは、体制にとっての「安全弁」の一つとして作用している。

そして賛成派と反対派の亀裂が大きい場合、「外敵の存在」を利用して団結を促進しようとする試みも、馴染み深い行動パターンの一つと言える。たとえば憲法制定専門家会議の会期中、イラン北西部のコルデスターン州においては、自治要求を掲げるクルド人武装勢力と政府軍との間で大規模な衝突が繰り返されていた。このようななかで、ヴェラーヤテ・ファギーフ論の支持派たちは、クルドの「反乱」にたびたび言及しつつ、ヴェラーヤテ・ファギーフ体制のもとで「イスラーム体制の敵」に対して団結する必要を訴えた¹²。

この「外敵」は国外に想定される場合もあれば、国内に想定される場合もあった。ヴェラーヤテ・ファギーフ体制の基盤が確立するまでは、敵とはヴェラーヤテ・ファギーフ体制の枠組みに反対する各種政治勢力であった。その後イラクとの戦争が終わり、革命指導者のホメイニー師が死去し、イランの戦後復興と正常化が目指される中で、次に敵として位置づけられたのは、内政的にはより社会主義色の強い経済政策を志向し、対外的には革命の輸出などを掲げる、つまりより急進的で革命的な主張を掲げていた IRP 内の「左派」勢力であった。1990年代の初頭、「右派」勢力と「中道派」勢力は協力して「左派」の排除にあたり、「左派」勢力は一時大きく周縁化された。しかし左派勢力がその後改革派として復活したことからも明らかなおり、体制の枠組み自体を脅かすことがない限り、反対派も少数派も存在し続けることができた。体制の枠組みそのもの、あるいは体制の最高権力者である最高指導者に対する批判は厳しく取り締まられたが、選挙により直接選ばれる大統領とその政権に対する批判などは、かなり自由に行われた。

2. 定期的な選挙の実施とその帰結

(1) ヴェラーヤテ・ファギーフ体制下での選挙

革命後の早い段階から、イスラーム宗教勢力は司法（革命法廷）及び治安関連の組織（革命委員会／コミテ、革命防衛隊¹³）等をその影響下に置き、反対派を実力行使を含む様々な手段で排除する手立てを確保しつつあった。中でも革命達成の翌日にホメイニー師の命

を受けて設立され、その後モスク、学校、職場単位で組織された革命委員会（通称コミテ）は、「反革命分子」の排除とヴェラーヤテ・ファギーフ体制の社会への浸透に、欠かせない役割を果たした¹⁴。これらの組織により、宗教勢力の優位を織り込むヴェラーヤテ・ファギーフ体制への忠誠心が様々な機会に試され、忠誠心の度合いによって、その者が「身内 (*khodi*)」であるか「よそのもの (*gheir-e khodi*)」であるかが決められた¹⁵。

今日のアラブ世界に広がった抗議行動とは異なり、1979年の革命に至る動員の過程では、「イスラーム・イデオロギー」と呼ばれる「自ら固有の文化としてのイスラーム」にインスピレーションを受けたイデオロギーが重要な役割を果たしていた¹⁶。また、イスラーム法学者であるホメイニー師はたしかに革命のリーダーとして受け入れられており、宗教勢力は地方の農村部などにおいて、広範な支持を獲得することができていた。よって宗教勢力による権力の奪取を「ハイジャック」と呼ぶ勢力があった一方で、国民投票による「イスラーム共和国」の承認も、ヴェラーヤテ・ファギーフ条項を含む新憲法の承認も、そう驚くには値しないとの指摘もあった¹⁷。

そしてこの宗教勢力は、神の主権と人民主権の双方を盛り込んだイスラーム共和国憲法の運用方法についての確固たる見解を有していた。たとえば憲法第56条によれば、絶対的な主権者である神は、人間に対して自らの運命を決定する神聖な権利を与え、そして何者も、この神聖な権利を奪うことはできない。しかし宗教勢力の見解によれば、人間がもしその自由な意思により、一旦イスラームを選んだならば、それ以降の行動は必然的に、イスラームのルールに拘束される¹⁸。憲法第1条の「イラン国民はコーランの正義への信仰に基づきイスラーム共和国体制を選択した」という文言は、まさに人々が自らの意思でイスラームを選んだ証と位置付けられた。

その一方、革命後の政治体制のあり方、および新憲法がともに、国民投票により承認されたことから明らかなように、イラン・イスラーム共和国にとって人々の投じる票は、体制の正統性の重要な源の一つであり続けた。既述のとおり、ヴェラーヤテ・ファギーフ体制の枠組み自体を脅かすような人物は、選挙への立候補資格を審査する憲法擁護評議会によって、立候補資格を却下された。しかし立候補資格さえ認められれば、大統領選挙であれ国会選挙であれ、あるいは地方評議会選挙であっても、候補者たちは選挙の場でそれなりの真剣勝負に臨むことができた。よって選挙を通じて体制の枠組み自体が変革される可能性は限りなくゼロに近い一方、人々は定期的に行われる選挙の場において、自らの意思を表明する機会を与えられたのである。

投票を通じて定期的な選挙に参加することは、それなりの見返りを期待できる行為でもあった。特に公務員などの場合には、選挙における投票は体制への忠誠心を証明する好機

でもあった。一方の体制側は、選挙における国民の投票を、誰への投票であろうとも、投票行為自体が体制の枠組みを肯定するものであると見なした。そのような理由から、体制はより高い投票率の実現を目指して、選挙が「真の選択肢のない、あまりに関心をひかない」ものとなることを避けようとした。そのような配慮から、選挙前には一定程度言論の自由が活性化され、人々の関心を選挙にひきつける試みが行われるのが常であった。

(2) 改革派政権の誕生と挫折

ヴェラーヤテ・ファギーフ体制の枠組みをあくまでも堅持しつつ定期的な選挙により体制の正統性を繰り返し確認してアピールするというメカニズムはしかし、まさにこの選挙という制度が持つ性質ゆえ、「意外な」結果を生むことになる。1997年の大統領選挙における「左派」勢力の「改革派」としての復活とハータミー改革派政権の誕生はまさに、選挙が生んだ、誰もが予期せぬ結果であった。ハータミー師はこの選挙で総投票数の7割近い票(69.1%)を獲得し、当初の予想では当選は堅いと見られていた右派の統一候補、ナーテクヌーリー師を破ったのである。

左派勢力の勝利はいわば、革命と戦争と一定程度の復興を経て、国民が持つに至った望みを巧みにスローガンに取り込んだ成果であった。かつて90年代初頭に体制の中核から巧妙に排除された左派勢力に推挙されたハータミー師は、「言論の自由」、「法の支配」という、革命で多くの人々がそれを希求していたはずがいつの間にか棚上げにされていた理念を掲げ、選挙戦をたたかった。選挙におけるハータミー師の勝利は、投票という行為を通じた人々による主権の行使の帰結であった。

しかしハータミー改革派政権の発足は、言論の自由の拡大をもたらし、ヴェラーヤテ・ファギーフ体制の枠組み自体を議論の俎上にのせた一方で、「法の支配」がむしろ体制の枠組みを一段と強固にし得る現実を明らかにする。ハータミー政権の下では第6期「改革派」国会も誕生したが、憲法擁護評議会は憲法に明記された国会の監督権をかざして改革法案を次々と却下し、司法府も「法の番人」として、体制の枠組み自体に異議を唱える言論を、厳しく取り締まったからである。

そして結局ハータミー政権は志半ばで退場し、2005年8月には再度、「右派(このころには自らを原理派と名乗るようになっていた)」に属するアフマディーネジャード政権が発足する。このアフマディーネジャード政権は、革命によって樹立されたイラン・イスラーム共和国体制の産物とも呼べる政府であった。アフマディーネジャード大統領は、「身内」の登用を好んだ。また、おりしも石油価格が上昇し、政府の石油輸出収入が大幅に増加する中、革命の理想でもあった「イスラーム的社会正義」の実現を掲げ、国民に石油の富を

分配し、支持基盤を確立することを目指した。大統領はまた、革命後に「当初の志を忘れ」私腹を肥やすことに邁進した体制の既得権益層を強く非難した。革命防衛隊出身の大統領はまた、自らを「バヌーージ¹⁹の一教師」と呼び、「国民の僕」である自らの政権を支持すれば相応の見返りが得られることを、様々な機会を使い人々に呼びかけた。

2009年6月に実施された第10期大統領選挙に際しては、このようなアフマディーネジャード大統領のやり方——身内びいきや「支持をお金やモノで買う」かのような、「ばらまき」とも揶揄された各種政策など——を受け入れられない人々が、1997年の改革派政権誕生の再現を目指して、左派系のムーサヴィー元首相、あるいはキャッルービー元国会議長を支持する「グリーン・ムーブメント」として、選挙戦を盛り上げた。しかしすでに1997年を経験していた「右派」勢力は、やすやすと勝利を手放すつもりもなかった。2009年の選挙において、選挙はむしろ「アフマディーネジャード大統領の圧倒的勝利による再選」を演出する舞台として利用され、この結果に抗議した人々は、バヌーージと治安部隊により暴力的に鎮圧されたのである。この時の抗議行動は、2009年12月のアーシューラーに際する治安部隊とデモ隊の衝突時まで、断続的に続き、その後収束した。

このように、イラン・イスラーム共和国憲法は、「法の支配」を徹底させようとするほど、「イスラームに反しない範囲で」という但し書きにからめとられ、「体制への脅威」を口実にした封じ込めを招くという性質を有した。一方で、産油国イランでは選挙に勝つことは国家の石油収入の分配に直接関われることを意味し、特に近年の高油価傾向の中においては、体制の枠組みは堅持しつつ、政権が分配を通じて基盤を強化しようとする試みが、繰り返し行われてきている²⁰。

3. イランをめぐる国際関係

「アラブの春」がイランには波及しなかった理由を、本節ではイランをめぐる国際関係に着目して検討したい。

イランでは、イラクとの戦争が終結する1980年代終盤に向けて、「ホメイニー後」の新たな体制に向けての制度構築が行われた。この中では一方で、「体制は政策の実施にあたり、イスラームの原則を超越した決定を行うことができる」²¹とするホメイニー師の判断を受けて体制利益判別評議会が設置され、他方では革命当初掲げられていた「革命の輸出」スローガンが撤回されるなど、体制のイスラーム性、および革命性を薄めるような複数の決定が行われた²²。

しかしそのような中であっても、イランは「イスラーム共和国」として、「ムスリムの土地を不当に占有する」イスラエルに関してはその存在自体を認めないとする、反イスラエ

ル路線は維持し続けた。その理由のひとつに挙げられるのは、当時の時代背景である。冷戦の終焉によりソ連が崩壊し、共産主義の脅威が一気に低下すると、冷戦後の新世界秩序の中ではソ連に代わる新たな敵が模索された。そして革命で大きく「反米」の方向に舵を切ったイランは、「新たな敵」の格好の候補となった。90年代初頭にはイスラエル・ロビーの米国政府への働きかけもあり、イランはイラクとならび「ならず者国家」として「二重封じ込め政策 (Double Containment Policy)」の対象とされた。イランと米国の関係改善の機運もないわけではなかったが、イスラエル・ロビーの影響の強い議会のイニシアチブにより、90年代中盤以降、イラン・リビア制裁法 (Iran and Libya Sanctions Act: ILSA) 制定などの形で、米国による対イラン制裁はむしろ強化された²³。そしてイランが新たな仮想敵とされていく中で、「イラン」対「米国とイスラエル」という構図も、徐々に定着していったのである²⁴。

イランが「反イスラエル」の看板を下ろさないもう一つの理由は、「反イスラエル」はイランにとって、数少ない外交資源となっているからである。たとえば「反イスラエル」を掲げることで、イランは革命以降、シリアとの「戦略的パートナーシップ (strategic partnership)」をたえまなく維持することができた²⁵。また、イランはシリアの協力があつたからこそ、レバノンのヒズブッラーやパレスチナのハマースなど、その他の「対イスラエル強硬派 (rejectionist camp)」との関係を維持・深化させることができた。また、「アラブの春」の到来までは、イランの強硬な反イスラエル発言は、イスラエルに対し煮え切らない態度をとる自国政府に比較して「筋が通っている」として、アラブ世界の一般庶民の間でも、一定の支持を集めることができていた²⁶。つまりイスラエルの対パレスチナ政策がムスリムの目に、時にあまりに横暴かつ一方的なものに見える現実がある限り、反イスラエル・スローガンおよび政策は、イラン・イスラーム共和国体制に、一定の正統性を付与し続けたのである。

しかしイランが強硬な反イスラエル姿勢を貫く限り、たとえそれが平和利用目的のものであったとしても、その核技術開発が米国に受け入れられることはないのはほぼ明白である。それでも「イスラエルは地図から抹消されるべき」などイスラエルにとっては言語道断なスローガンを掲げつつ核技術開発に邁進するイランに対しては、2010年以降、様々な「水面下の戦争」が仕掛けられている。イランの核関連施設は外部から持ち込まれたコンピュータ・ワームにより一時機能不全に陥り、また、イラン国内では核科学者が次々と、何者かの手によって暗殺された。さらには核関連施設のみならず、革命防衛隊の基地で相次いで爆発が起こる、国内数ヶ所のパイプラインが同時に爆破される、などの事件が頻繁に起こっており、不穏な空気が高まっている。

このような事態を受けて、イラン政府は「イスラエルのモサド等に支援された国内のスパイ・ネットワーク」の摘発に力を入れ始めている。前項でふれたとおり、イラン政府は2009年末までは、同年6月の大統領選挙後に勃発した抗議行動への対応に追われたが、イラン国内で1人目の核科学者が暗殺されたのは2010年1月のことである。そしてその後の一連の事件は、イラン政府が抗議行動の芽を可能な限り注意深く摘み取ろうとする中で起こり、そうであるにもかかわらずこのような事件が多発することからは、現イラン体制が新しい形態を取る国内の「敵」への対応に、まだ苦心している様子が窺える。

そのようなこともあり、イランの現体制は危機感を非常に深めている。今やグリーン・ムーブメントのみならず、イランの情報当局が把握しきれない得体の知れない勢力が、国内外から現体制の不安定化を狙い、様々な工作をしかけてきているからである。「アラブの春」はイランがこのような状況に陥っている中で起こり、すなわち、体制が警戒レベルを高め、時に過剰と思われるほどの取り締まりが行われることもある中で、「アラブの春」がイランに波及する余地は、非常に限られていたのだと言える。

まとめ

これまで見てきたように、「アラブの春」がイランに波及しなかった理由は多岐にわたる。一方にはイランの現体制自身が備える、権威主義体制存続に資するいくつかの性質がある。そして他方には、前例のないほどの外圧、およびイラン国内にまで浸透している各種工作を前にして、現体制が反対派による抗議行動の勃発に今まで以上に厳しい目を光らせていることがある。

イランの現体制が備える、権威主義体制存続に資する性質とは、まずこの体制がイスラーム法学者を最高指導者として戴く権威主義的なものである一方で、その正統性を選挙の実施にも求め、これまで大統領、国会議員、専門家会議メンバー及び地方評議会議員を選ぶ選挙が定期的実施されて来たことが挙げられる。2009年6月の大統領選挙は、たしかに現体制下における選挙がどの程度公正に実施されているかについて、否応なく疑念を生じさせるものであった。しかしこの選挙を契機として「左派」勢力をすでにほぼ排除し終え、今後は「右派」内諸派によって戦われることになる選挙において、逆にあまりにあからさまな不正は、むしろ難しくなっていくようにも思われる。

次に、イラン現体制の特徴として、大統領を対象とする政権批判は自由であり、体制批判に関しても、婉曲的な形での様々な批判が、すでに様々な機会に繰り返行われていることがあげられる。1979年の革命は、シャーによる政治的自由の徹底的抑圧に対する反動であったとも言われるが、反対意見を封殺し、社会を窒息させるのではなく、批判の場は

つねに確保して、それが大規模な抗議行動につながることは努めて回避する、そのような政策が、現体制下では取られてきている。

さらには、イランは OPEC 第 2 位の産油国であることもあり、石油の富の国民への分配により、ある程度の正統性を確保できている面もある。特に過去数年、石油価格は高いレベルで推移しており、これに伴いイランの石油輸出収入も急増し、アフマディーネジャード大統領はこの収入を元手に、自らの支持基盤を拡大することができた。イランの人口はすでに 7500 万人に近づいており、GCC 諸国などと比べれば 1 人当たり配分できる石油の富は限られるものの、それでも「石油資源の政治利用」は、イランでもそれなりに功を奏してきたと言えよう。

しかし昨今イランに対して急激に強化されている制裁は、イラン・イスラーム共和国体制を持続させてきたこれらの条件を、奪い去る可能性を持っている。イラン産原油をボイコットし、さらにイランの中央銀行を含むあらゆる銀行を制裁対象に指定することで通常の通商関係も断絶させようとする圧力は、これまでになく色濃い影を、イラン現体制の上に投げかけている。また、イラン国内での暗殺工作も続けられている。

このような圧力の下で、2012 年 3 月 2 日に実施予定の第 9 期国会選挙を前にして、イラン現体制は一定程度活発な言論を許容して選挙への動員を図るというこれまでの傾向に逆らい、不穏な言論を可能な限り取り締まることを試みている。また、イランの石油輸出収入が減少すれば、これまで支持固めに必須であった国民への分配が、滞ってしまうことになる。そのような中でイランの現体制が、「体制維持のメカニズム」をこれまでと同様に機能させていくことができるのか、非常に心もとない状況である。

イランではこれまでと同様に、再び通常では競合・反目し合う政治エリートたちが、「外敵に対する連帯」の掛け声のもと、一致団結して困難な時を乗り越えようとしている。しかしすでに述べてきたとおり、イラン・イスラーム共和国体制はこれまでに、数多くの政治勢力をすでに排除・周縁化させ、その結果、ヴェラーヤテ・ファギーフ体制護持を掲げて団結する政治エリートの規模は着実に縮小してきた。そのような中で、イランの現体制が今後どのような手段を用いて存続を志向していくのかは、現時点では定かではない。2009 年 6 月以降の反対派の鎮圧以降、外圧の強化が同時に進行する中で、現体制は反対派に対処する際の余裕を、徐々に失いつつあるようにも見える。そして現在唯一確かであることは、反対派の取り込みとその見込みのない場合の排除の方法が、今後とも体制の行方を左右するのであろうということのみである。

—注—

- ¹ たとえば、Marsha Pripstein Posusney, "Enduring Authoritarianism: Middle East Lessons for Comparative Theory," *Comparative Politics*, vol.36, no.2 (January 2004), pp.127-38.あるいは Jason Brownlee, *Authoritarianism in an Age of Democratization* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007)などを参照。
- ² Marina Ottaway, *Democracy Challenged: The Rise of Semi-Authoritarianism* (Washington, DC: Carnegie Endowment for International Peace, 2003)などを参照。
- ³ たとえば、Shaul Bakhash, *Reign of the Ayatollahs: Iran and the Islamic Revolution* (New York: Basic Book, 1984)、Asghar Schirazi, *The Constitution of Iran: Politics and the State in the Islamic Republic*, (London: I.B.Tauris, 1997)などを参照。
- ⁴ イラン・イスラーム共和国憲法制定過程については、*Surat-e Mashruh-e Mozakerat-e Majles-e Barrasi-ye Nahai-ye Qanun-e Asasi-ye Jomhuri-ye Eslami-ye Iran* (イラン・イスラーム共和国憲法最終検討会議議事録：全4巻、以下 *Surat*), (Tehran: Edare-ye Koll-e Omur-e Farhangi va Ravabet-e Omumi-ye Majles-e Shoura-ye Eslami, Vol. I-IV, 1985-89)を参照。
- ⁵ ホメイニー師も承認していた憲法草案（バーザルガーン革命暫定政権案）全文は、*Surat IV*, pp.5-21.
- ⁶ Ruhollah Khomeini, *Velayat-e Faqih: Hokumat-e Eslami*, Tehran: Amir-e Kabir, 1978. (ヴェラーヤテ・ファギーフ：イスラーム体制)。邦訳は、R.M.ホメイニー『イスラーム統治論・大ジハード論』富田健次編訳（平凡社、2003年）。
- ⁷ Said Amir Arjomand, *The Turban for the Crown: The Islamic Revolution in Iran* (Oxford University Press, 1988), pp.177-183. Arjomand は、ヴェラーヤテ・ファギーフ概念に統治権を含めるという「革命的」転換は、ホメイニー師のカリスマ的権威なくしては不可能であったと論じている。Ibid., p.100.
- ⁸ *Surat I*, pp.369-384.
- ⁹ Schirazi, Ibid., p.32.
- ¹⁰ *Surat I*, p.184.
- ¹¹ *Surat IV*, p.60.
- ¹² たとえば *Surat I*, p.50., p.82 の発言など。ほか多数。
- ¹³ 革命防衛隊については、佐藤秀信「革命防衛隊をめぐるイラン政軍関係の変容」『アジア研ワールドトレンッド』2010年11月号、8-11頁に詳しい。
- ¹⁴ 革命体制定着の過程については、Ali Rahnama and Farhad Nomani, *The Secular Miracle: Religion, Politics and Economic Policy in Iran* (London: Zed Books, 1990)などを参照。
- ¹⁵ イラン革命を貫く「自己」と「他者」の相克については、Mehrzaad Boroujerdi, *Iranian Intellectuals and the West: The Tormented Triumph of Nativism* (New York: Syracuse University Press, 1996)を参照。
- ¹⁶ 同じイスラームという宗教に基づく複数の「サブシステム」については、Ali Rahnama and Farhad Nomani, "Competing Shi'i Subsystems in Contemporary Iran," in Saeed Rahnama, Sohrab Behdad, *Iran After the Revolution, Crisis of an Islamic State* (London: I.B.Tauris, 1995), pp.65-96 を参照。
- ¹⁷ たとえばミーラーニーなどによれば、もし宗教勢力ではなく世俗のリベラル派諸勢力、あるいは左派勢力が革命後に権力を掌握したとすれば、その時こそ「ハイジャック」という表現が妥当であった。Mohsen Milani, *The Making of Iran's Islamic Revolution*, 2nd ed., (Boulder: Westview, 1994), pp.142-143.
- ¹⁸ たとえば *Surat I*, pp.517-518 に見られるモハンマド・ヤズディ師の発言など。
- ¹⁹ バスィージは民兵組織と説明されることもあるが、今日バスィージがイラン社会で果たしている幅広い役割については、佐藤秀信「イランにおける社会変容と中央政治システム：バスィージの役割」福田安志編『湾岸、アラビア諸国における社会変容と政治システム—GCC 諸国、イラン、イエメン』アジア経済研究所、2008年10月、75-109頁を参照。
- ²⁰ 石油価格の高騰は近年に入ってからのものであり、2005年の大統領選挙においてアフマディーネジャード候補は、石油価格のまさに上昇局面において、「分配の正義」を力強く訴え、当選した。
- ²¹ Daniel Brumberg, *Reinventing Khomeini: Struggling for Reform in Iran* (Chicago: University of Chicago Press, 2001) pp.134-135.
- ²² Ibid.
- ²³ イランと米国の関係については、Ali Ansari, *Confronting Iran: The Failure of American Foreign Policy and the Roots of Mistrust* (London: C Hurst and co, 2006)などを参照。
- ²⁴ イランと米国、そしてイスラエルの三角関係に関しては、Trita Parsi, *Treacherous Alliance: The Secret Dealings of Israel, Iran, and the U.S.* (New Haven and London: Yale University Press, 2007)を参照。
- ²⁵ イランとシリアの関係については、Jubin M. Goodarzi, *Syria and Iran: Diplomatic Alliance and Power Politics in the Middle East* (London: I.B.Tauris, 2006)を参照。
- ²⁶ たとえば、Mohammad Bazzi, "Ahmadinejad UN Speech Will Play Better On Arab Street Than Inside Iran: Analysis" <http://www.huffingtonpost.com/2009/09/22/ahmadinejad-un-speech-wil_n_295324.html>2012年2月15日アクセス。

第8章 アラブの政治変動への米国の対応：エジプト、リビアに注目して

三上 陽一

1. はじめに

本稿は、アラブの政治変動への米国の対応を整理しオバマ政権の中東政策を検討すると同時に、米国の中東政策の課題・問題点やその方向性を考えようとするものである。

そのために、エジプト、リビアにおける政治変動へのオバマ政権の対応を、デモ・衝突の発生から、エジプトについてはムバラク大統領辞任までの時期、リビアについては米国を含む多国籍軍の軍事行動開始までの時期に絞り整理する¹。エジプトとリビアをとりあげるのは、エジプトにおいてはムバラク体制が終了しリビアにおいてはカダフィ体制が完全に崩壊しており、共に政治変動が相当の結果をもたらしたことを理由にする。また、両国における政治変動に際しては、米国の対応が相当大きな影響を与えたと考えるからでもある。アラブの政治変動の開始点となったチュニジアの例と異なり、エジプトにおける政変に際して米国はエジプトに対して直接的で強い働きかけを行った。リビアにおける政変に際してはカダフィ政権崩壊のために大きな意味を持った多国籍軍の軍事行動において米国は相当の役割を持った。こうして、本稿ではエジプトについてはムバラク辞任が、リビアについては軍事行動開始が大きな節目として扱われるだろう。さらに、エジプト、リビアが共に北アフリカにあり比較的早い段階で政治変動が「飛び火」した地域であることも、両国をとりあげる理由の1つとなった。状況が大きくかつ刻々と推移する中で米国政府は素早く対応することを迫られたことから、米国政府内では比較的少人数でかつ高いレベルでその対応が決定されたように見受けられる。このことは、オバマ政権中枢の中東政策に対する考え方をより鮮明に示したのではないかと考えた。

アラブの政治変動は、本質的にはアラブ各国の内政等に関わる問題であり、そこでは特に各国の国民・民衆が中心的な役割を果たしてきている。しかし、この政治変動への米国の対応についても大きく議論され注目されてきている²。そして、エジプト、リビアそれぞれの政治変動に対する米国の対応はその内容を異にしており、またそれぞれへの対応をめぐる米国内での議論も異なったものとなっている。オバマ政権が、エジプト、リビアそれぞれのケースにおいて、国益をどのように認識し、政策目標をいかに設定し、いかなる政策手段そして政策アプローチをもって対応したのか、その違いをも意識して検討してみたい。このことが米国の中東政策における課題・問題点やその方向性を考える一助になるこ

とを期待し、米国における議論動向をいくつか整理し紹介したい。具体的には、軍事介入について、また政策目標の設定とも関わる国益と価値に関わる米国政府の認識について、さらには中東政策全体を統合する大戦略について、とりあげることにする。

アラブの政治変動は、2012年2月の時点で依然として継続している。エジプトにおいては、人民議会選挙においてムスリム同胞団公認政党である自由公正党が過半数に迫る議席を獲得し、サラフィスト政党であるヌール党も多くの議席を獲得した。両者をあわせるとイスラム勢力が議会の多数を確保している。政変後エジプトを暫定統治している軍最高評議会に対する国民の批判は継続シデモもとどまることを知らない。リビアにおいては、2011年10月23日に国民暫定評議会がリビア全土の解放や法治国家の建設等を宣言した。しかし、今後の政治プロセス進展の見通しは未だ必ずしも明確になったとは言えない。さらに、例えばシリアにおいては、政府による国民の弾圧は継続し、犠牲者の数は増している。このように、アラブの政治変動は現在進行中であり、また変動のあり方も各国ごとに異なり、かつ単調なものではない。このような中、米国の対応、政策は、ますます重要な局面に入っており、米国内でも引き続き活発な議論がなされている³。

2. エジプト、リビアそれぞれの政治変動への米国の対応

(1) エジプトの政治変動への米国の対応：ムバラク大統領の辞任まで

(イ) 一連の流れ

アラブの政治変動はチュニジアで始まり、チュニジアにおける政治変動はベン・アリ大統領がサウジに逃亡したことで一応の節目を迎えた。しかし、政治変動はチュニジアにとどまることなく、チュニジアと同じく北アフリカに位置するアラブの大国であるエジプトにも「飛び火」した。少なくとも1月25日にはまとまった規模でデモが発生し、1月28日（金曜日）には既に大規模なデモが広範囲で発生するに至っている⁴。1月29日、ムバラク大統領は、インテリジェンス機関（GIS）のトップであるスレイマン長官を副大統領に、シャフイーク民間航空相を首相に任命した。ムバラク大統領と軍による状況の安定の試みが続けられていたと言える。しかし状況は安定しない。

1月29日、ホワイトハウスではオバマ大統領が安全保障チームを招集しエジプトに関する議論を行っている⁵。大統領は状況について説明を受け、エジプトに対する米政府のそれまでの立場、すなわち暴力に反対し、抑制を求め、普遍的な権利を支持し、エジプト内における政治改革を進める具体的ステップを支持することを再確認したとされた。また、同大統領は、エジプト情勢に関連して、29日にエルドアン・トルコ首相、ネタニヤフ・イスラエル首相、アブドラ・サウジ国王に、そして30日にキャメロン英首相と会談し、暴力に

反対し、抑制を求め、普遍的な権利を支持することを再確認するとし、かつこの普遍的な権利には平和的な集会、結社、そして言論が含まれるとした上で、エジプト国民の願望に対して応える政府への秩序ある移行(an orderly transition to a government)を支持する旨述べたことが30日ホワイトハウスによって明らかにされた⁶。

同1月30日、クリントン国務長官も、秩序ある移行に言及している。すなわち、同国務長官は、一連のTVインタビューに出演し、その中の1つのNBCテレビにおけるインタビューにおいて、「我々が述べていることは国民の必要性に応える政府のあらゆる努力、民主的な体制への平和的で秩序ある移行をもたらすことになる手段をとることが、現政府を含む全てのものにとって最善の利益となるということである」と述べた。同時にクリントン長官は、エジプト軍が暴力をもたらさないようにする努力を払っていることに言及し、米・エジプト間では、首脳、外相、国防相のレベルで接触を持ってきていることを確認している。さらに、クリントン長官は、ムバラク大統領とその政府が米国にとって重要なパートナーであり続けてきていることについても言及した⁷。

2月1日、大規模デモが継続する中、ムバラク大統領は演説を行い、2011年の秋に予定されている選挙に出馬しないことを明らかにした。しかし反ムバラク派は即時退陣を求め、同2月1日、オバマ大統領は、米国のエジプト政策の内容をより明確にした演説を行った。すなわちオバマ大統領は、米国が核心的な諸原則を保有してきているとして、第一に暴力に反対することを指摘し、エジプト軍に対してこの変化の 때가平和的なものとなることを確実にすることを助ける努力を継続すべきことを求めた。第二に同大統領は、集会の自由、言論の自由、そして情報へのアクセスの自由といった権利を含む普遍的価値に味方することを明らかにした。その上で、米国は、エジプトにそして全世界において、全ての人々が受けるに値する民主主義と普遍的諸権利に味方するとした。第三に同大統領は、変化の必要性のために発言してきたことを確認した。オバマ大統領は、ムバラク大統領の演説の後に同大統領と会談したことを紹介した上で、政治権力の地位にある全ての人々は国民の意思によってその地位にあるとの信念を述べ、数千年にわたりエジプトは多くの変革を経てきており、エジプト国民の声はそのような時にあることを示していると述べたことを演説で説明した。ここに、オバマ大統領がムバラク大統領の退陣を求めていることが示唆された。事実、オバマ大統領は続けて、明らかなこと、そしてオバマ大統領がムバラク大統領に対して示したことは、秩序ある移行が意味を持ち、平和的で、そして今開始されなければならないということであるとした。この秩序ある移行が今開始されなければならないとの発言は、それまでのムバラク大統領による対策が十分でなく、退陣が必要であることを明確に示唆していよう。さらに注目すべき点として、同演説の中でオバマ大統領は、

エジプトの指導者を決定するのは他の国の役割ではなくエジプト国民のみがそれを行えると述べたが、同時に同大統領はエジプトの国民、特に若い人々に対し呼びかけ、「我々があなた方の声を聞いていることを私は明らかにしたい」と述べたことを指摘する必要がある。

現地に派遣されたウィズナー元駐エジプト大使は、2月5日、政権移行に必要な変化を促していくためにはムバラク大統領が大統領職にとどまるべきとの趣旨の発言をしている。2月1日のオバマ大統領の演説の後にもムバラク大統領退陣の必要性が米政府の全体には広く受け入れられていなかったようにも見える。この点で、2月5日から8日までの期間、米政府の主張は若干弱まったと見る向きが多いとの指摘がある⁸。

しかし、2月10日にオバマ大統領の声明が発表され、米政府の立場が最高レベルで確認される。すなわち同声明は、移行が直ちに行われるかどうか、またそれが意味を持っており十分かどうか依然として明らかになっていないとする。さらに同声明は、エジプト政府は純粋な民主主義に向けて信頼でき、具体的で明確な道筋を示さなければならず、エジプト政府はまだその機会を得ていないとした⁹。10日の時点においてもムバラク大統領が辞任していないことを受けてのものであり、米国政府が最高レベルでムバラク大統領の辞任を強く迫ったものと言えよう。事実、2月11日、ムバラク大統領辞任を受けたオバマ大統領は演説し、我々の人生の中で歴史が動くのを垣間見る特権に浴すことはほとんどないとした上で、今がその時であるとして、エジプトの人々は声を上げ、その声は聞き入れられ、エジプトがもう同じではないであろうと述べた。さらにオバマ大統領は、ムバラク大統領がエジプトの人々の変化への強い希求に応えたとした¹⁰。オバマ大統領は、ムバラク大統領が辞任すべきことを公にし、ムバラク大統領が辞任したことをたたえ、その辞任をエジプト国民と共に喜んだと言えよう。

(ロ) 注目点

一連の流れの中では、ムバラク大統領の辞任に至るまでの間、米国政府とエジプト政府との間に密接な関係が維持されており、高いレベルでの意思疎通が保たれていたことが注目される。特に、米軍とエジプト軍との間における接触は継続して行われていた。米国政府はエジプト軍関係者との緊密な接触の中で、エジプト軍が移行を支持していることを確認していたとみられ、また、軍最高評議会が移行期における意思決定機関の役割を果たすこととなっていることともあわせ、移行が「秩序ある」ものとなることを期待していたと言えよう¹¹。

また、リビアにおける場合と同様にエジプトにおける政治変動においても事態の推移は

早く、米政府も素早く対応することを迫られたことも注目されよう¹²。そして、素早い対応を求められ、かつ大統領という最高レベルでの判断が必要となる事案であったが故に、政策決定に際しては国防長官、国務長官等に加え、特にホワイトハウスにいる大統領の側近、具体的にはNSC（アメリカ国家安全保障会議）事務局関係者がより大きな影響力をもつたと推測できる。詳細については今後の研究等を待つ必要があるが、対応に係わる政策の大きな方向性はハイレベルそして大統領周辺で決定されたと推測することはあながち的外れではないであろう。

こうして、エジプトについてはムバラク大統領の辞任に至る米国政府内の動きに焦点を当てると、例えば1月31日にNSCのスタッフがムバラク大統領退陣後のオバマ政権のアプローチについて政府外の専門家と議論を行っていたとの報道が注目される¹³。すなわち、同報道は、NSCからローズ安全保障担当大統領副補佐官（戦略コミュニケーション担当）、パワー多国籍問題・人権担当上級部長、シャピーロ中東・北アフリカ担当上級部長が出席する形で31日に開催された、外部の専門家をも交えた会議について報じている。出席した外部の3人の専門家から聴取したものとして同記事は、ホワイトハウスのスタッフは明確には言及しなかったが、ムバラク大統領がその地位から退くと考えられており、その後のための準備がなされていることが示唆されていたとしている¹⁴。また、スレイマン副大統領が、移行過程においては影響力を持ってもエジプトの次の指導者となることには疑問が示されたとしている。

2月9日には、ホワイトハウスと国務省との間の意見の対立についても報じられるに至る¹⁵。2月1日にオバマ大統領の演説がなされ、既にオバマ大統領によってムバラク大統領の退陣についての米政府の立場・姿勢が示唆された後の2月5日には、ウィズナー特使はムバラク大統領が大統領職にとどまるべきとの趣旨の発言を行っていた。ウィズナー特使の派遣を提言したバーンズ次官やフェルトマン近東担当次官補等、クリントン長官を支える国務省の高官・中東専門家は、ムバラク大統領が少なくとも当面はその地位にとどまるべきと考えていたことを同報道は示唆している。しかし、2月10日にエジプト政府はまだその機会を得ていないとの立場を明らかにした大統領声明が発表され、米政府がムバラク大統領の退陣を求めることがより明らかになる。オバマ大統領が、国務省事務方の意見ではなく、ホワイトハウス・NSC側近の意見を優先したと見ることも可能であろう。

（2）リビアの政治変動への米国の対応：軍事行動の開始まで

（イ）一連の流れ

リビアにおいては2月中旬にベンガジにおいて反政府デモ隊と警察部隊が衝突した。

チュニジア、エジプトを経て政治変動はリビアにも「飛び火」したのである。反政府運動が激化、継続する中の2月22日、カダフィ指導者は、国営テレビで演説し、国を指導し続けるとして反対勢力に対する徹底抗戦を示唆し、欧米諸国の圧力には屈しないと訴えた。

カダフィの同演説の翌日である2月23日、オバマ大統領は演説を行い、米国民の保護のために出来ることの全てを行っているとした。また、同大統領は、アラブの政治変動への対応において、米国のアプローチを指導する核心的な諸原則があるとして、暴力の使用を強く批判した。さらに同大統領は、米国によるリビア国民の普遍的権利の支持や国際社会が意見を一致させなければならないこと等を述べた上で、この危機に対する米国政府の対応については全てのオプションを準備するよう指示したと述べた¹⁶。また、2月25日には、カダフィ政府の人権侵害を指摘し、カダフィ個人やその政府等に対する資産の差し止めを内容とする制裁に係わる行政命令を発出する¹⁷。そして、翌2月26日、武器禁輸、渡航禁止、資産凍結、人道支援等を内容とする国連決議1970が採択された。同26日ホワイトハウスは、オバマ大統領とメルケル独首相との会談について発表し、指導者がその地位にとどまるための唯一の手段が自国民に対する大規模な暴力の使用しかない時には、その指導者は支配する正当性を失ってしまっているのであり、国を去ることによって国にとって正しいことを行わなければならないと、オバマ大統領が述べたとしている¹⁸。カダフィ大佐が退陣すべきとの立場が明確に示されている。

2月下旬頃から3月にかけて、飛行禁止区域の設置、軍事介入に関する報道、議論が開始されることになる。このような中、3月1日、ゲイツ国防長官はマレン統参議長と記者会見を行い、記者からのリビア情勢に関する質問に答える形で、海軍の艦艇数隻を地中海に派遣するよう命じたとした。同長官は、緊急避難及び人道支援の能力をもたらすために海軍の2隻の強襲艦と海兵隊員を地中海に派遣したことも明らかにしたのである。そして、ゲイツ長官は、国連安保理が武力の使用を認めてはいないこと、NATO内においても武力使用について意見の一致を見ていないことに言及した上で、プレス等において語られている種々のオプションは結果を伴うのであり、また二次的、三次的な作用をもたらすものであると指摘した。同長官は、それら種々のオプションはきわめて慎重に検討されるべきであると述べた。さらに記者からの質問の中でマレン統参議長も発言し、飛行禁止区域設置は非常に複雑な作戦であるとした。さらに同統参議長は、マティス中央軍司令官を引用しつつ、飛行禁止区域設定は他の部分の空軍力をリビア方面に回すことにつながることを指摘した¹⁹。

リビアにおける状況は引き続き緊張を続け、体制を整え直した政府軍は反対勢力に対して攻勢をかけていく。本来カダフィ支持派が多い西部においては政府軍が安定的な状況を

確保していくと共に、反政府勢力の拠点と言えるベンガジ等の地域に対しても政府軍の侵攻が進む。徹底的な弾圧を示唆するカダフィの発言もあり、大量の人的犠牲が生じることが危惧されるに至る。本来リビアとの関係が深く、地中海を介して地理的に近接する欧州諸国においても、大量の難民流入等の懸念がさらに強まっていく。こうして、3月17日、文民の保護のため、また文民を保護するための飛行禁止区域設定のために、必要な全ての手段をとること、すなわち軍事介入を認める安保理決議1973が採択されるに至った。そして、3月19日には、米、仏、英軍等からなる多国籍軍が航空機等を主体とする軍事行動を開始した。アラブ諸国からもカタール、UAEが参加した。多国籍軍の当初の攻撃は米軍がこれを主導し、最も新しい地域司令部でありシュツットガルトに本部を置くAFRICOMが対応した²⁰。多国籍軍の攻撃の結果、政府軍の勢いは抑えられ、地上においては、政府軍と反政府勢力との間で一進一退の戦闘がその後継続していくことになる。

多国籍軍の作戦が継続している3月27日、クリントン国務長官とゲイツ国防長官は、複数のTVのインタビューに応じ、リビア問題についても発言を行った。両長官は共に、今回の軍事攻撃が限定的なものであることを強調した。そして、NBCのインタビューにおいて、ゲイツ国務長官は、「リビアは国として我々にとって死活的な利害(vital interest)か」との質問に答え、「米国にとって死活的な利害とまでは思わないが、我々にとって様々な利害があることは間違いないし、米国にとって死活的な利害である地域の一部である」と述べた²¹。リビアに対する政策を策定、決定、実施する上で重要な意味を持つ国益認識が、特に軍事行動について大きな責任を持つ国防長官によって示されたことになる。

クリントン、ゲイツ両長官が複数のTVインタビューに答えた翌日の3月28日、オバマ大統領は、リビアに関しての米政府の立場を明らかにする演説を行った。同大統領は、長期にわたり米国は世界の安全保障の支えそして人類の自由の唱道者として特有の役割を果たしてきた旨、また軍事行動の危険やコストを理解しているがゆえに世界の多くの問題・課題を解決するために武力を使用することについては慎重であったとの趣旨の発言を行った後に、「しかし、我々の利害と価値が(our interests and values)が問題になる時には、行動する責任がある。過去6週間にわたりリビアをめぐる生じたことがまさにそれである」と述べ、リビアへの軍事行動の理由を説明した。また、同大統領は、カダフィは自国民に対して一切の慈悲を示さない旨明らかにしていたのであり、行動が起こさなければ大量殺戮が生じ、それが地域全体に反響し世界の良心に汚点を残すことになったであろうとして、それが米国の国益に反するものであると説明した²²。

オバマ大統領は攻撃が限定的に様々な条件の下で行われたことを続いて説明する。すなわち、攻撃が多国籍で協調して行われたこと、また米国の役割は制限されたものとどま

り地上軍が投入されることはないこと、そして責任(指揮権)を同盟諸国等に移譲していくことを指摘した。

その上でオバマ大統領は、限定された形であってもこのように遠く離れた国に米国が介入しなければならないのか、世界には他にも無辜の市民がその政府による残忍な暴力に直面している例がある、といった意見もあると指摘した上で、米国の軍事介入を行う指導原理を説明する。すなわち、オバマ大統領は次のように述べている。

抑圧が起こる場所全てに米国がその軍を使用できないということは真実である。そして、介入のコストやリスクを踏まえると、我々は行動の必要性に対する我々の利害(our interests)を常に測らなければならない。しかし、このことは、何が正しいかという観点に立って行動することは決してないとの主張にはなり得ない。このリビアという特定の国について、この特定されるこの時において、我々は恐るべき大きさの暴力がなされるとの見通しに直面した。我々にはこの暴力を止めるためのユニークな能力、すなわち行動するための国際的なマンデイト、行動に参加する用意のある広範な同盟、アラブ諸国の支持、そしてリビア国民自身からの助けを求める訴えといったものがある。また我々は米国の陸上兵力を現地に投入することなくカダフィの兵力をその進路において止める能力を有していた²³。

その上でオバマ大統領は、いわゆる「保護する責任」について言及し、さらには米国の例外主義を示唆するともとれる発言を行う²⁴。

指導者としての米国の責任を無視すること、さらにはそのような状況において我々人類に対する我々の責任を無視することは我々がどのような存在かに対する裏切りとなる(a betrayal of who we are)。他国における残虐行為を見て見ぬふりをすることができる国もあろう。しかし米国は違う。そして、大統領として自分は、行動を起こさずに、殺戮と集団墓地の画像が示されるまで待つことを拒絶する²⁵。

また、オバマ大統領は、米国の安全が直接脅威にさらされていない時にも米国の利害や価値が脅威にさらされている時があるとして、自然災害への対応、大量殺戮阻止・平和維持、地域の安全保障、貿易の流れの維持等を例示し、これらは米国にとってのみの問題ではないかも知れないが、米国にとって重要であり、解決するに値する問題であると指摘した。

(ロ) 注目点

リビアに対する軍事行動に至るまでのオバマ政権内での状況を見てみると、少なくとも3月14日の週まではリビアに対する軍事行動は米政府のオプションではなかったとする報道がある²⁶。それによれば、3月15日夕刻に政府高官が参加する会議が開催され、大統領自身が軍事介入への決定を行ったとされる。そして、NSCのスタッフの間でも軍事介入について意見は分かれ、ドニロン安全保障担当大統領補佐官、マクドノウ安全保障担当大統領次席補佐官等は反対したが、パワー多国籍問題・人権担当上級部長、スミス国際開発・安定・人道支援担当上級部長、マックフォール・ロシア担当上級部長等が賛成したとされる²⁷。

また、同会議においてはゲイツ国防長官が軍事行動への反対の意見を示したとされる。上述の通り、3月1日の時点で、ゲイツ長官、マレン統参議長共に軍事行動については慎重な発言を公に行っている。これらのことは、軍事介入後の3月27日にゲイツ長官がリビアが米国にとって死活的な利害とは思わないとの発言を行っていることともあわせて重要である。

軍事行動に当たっては秘匿が重要であり、3月19日に軍事行動がとられたことや、少なくとも当初の軍事行動の指揮は米軍がとったことを考えると、3月15日の時点で軍事的には少なくとも相当の準備が進められていたと考えるべきであろう。しかし、国防省・軍のみならずNSCにおいても安全保障担当大統領補佐官、次席補佐官は軍事行動に反対の意見を表明しており、これらの意見に逆らった形で軍事介入の判断がなされたのであれば、オバマ大統領にとってそれは特に大きな決断であったと言えることが出来よう。この問題は軍事介入の判断基準として議論することが出来よう。

以上のエジプト、リビアそれぞれの政治変動への米国の対応の整理を踏まえ、本稿は、以下、軍事介入、国益と価値、そして大戦略という3つの論点を取りあげオバマ政権の対応を検討する。まず最初に、軍事介入の判断基準を取りあげることとする。

3. オバマ政権の対応と米國中東政策の課題・問題点そしてその方向性

(1) 軍事介入の判断基準

リビアにおける軍事行動をきっかけに、軍事介入の判断基準が再び注目された。基準として特に注目され頻繁に引用されてきたものとしては、ワインバーガー国防長官の議論等を踏まえてパウエル統参議長によって設定された「パウエル・ドクトリン」がある。例えば、ハースの整理では、「パウエル・ドクトリン」においては、介入への決定やコミットメントがなされる前に6つの質問・疑問が明らかにされなければならないとされている。す

なわち、①政治目標が重要なもので、明確に定義されており、理解されているか？ ②他の全て非暴力的な政策手段が失敗したのか？ ③軍事力が目標を達成するか？ ④コストはどのようなものになるのか？ ⑤得られるものとリスク双方が分析し尽くされているか？ ⑥武力によって状況が変化する時、状況はいかに発展していき、その結果はどのようなものとなるのか？という6つの質問・疑問である²⁸。ベトナム戦争を下級将校として経験したこともあるパウエルは、「パウエル・ドクトリン」において、目標の設定、手段の選択を慎重に検討した上で、コストやリスクの計算を行い、軍事行動がもたらす様々な可能性をも十分に意識して介入後の状況変化をも想定した上で、さらにはいわゆる出口戦略をも念頭に置いて、初めて軍事介入がなされるべきという立場であったと見ることができよう。

ドイツ国防長官はリビアが米国にとって死活的な利害とは考えなかった。しかし、例えば「パウエル・ドクトリン」に照らしても、リビア自体に死活的な利害がないと認識されること自体が、リビアへの軍事行動を必然的に完全に否定することを意味するわけではないであろう。ドイツ長官自身も、リビアが米国にとって死活的な利害の地域の一部であると認めているとおり、リビア情勢は一国の情勢にとどまるのではなく、地域全体の情勢に影響を与える。この点で、死活的な利害があるかないかが軍事介入の基準とはならないことを、現実主義者であるとされるブッシュ大統領 Sr.が指摘していたとハースが述べていることは注目できよう。すなわち、ハースによると、ソマリアへの軍事介入、ボスニアへの介入回避の決定に際してブッシュ Sr.大統領は、ケース・バイ・ケースのアプローチをとるべきとして、国益を絶対的な指導基準とすることに反対し、軍事力が死活的なものを守るために適していないときもある一方で、死活的とまでは言えないが重要な国益を守るためにそれは最良である場合もあるとした。ハースは、同大統領が軍事介入が意味を持ち得るための要件として、①重要性があること、②他のどの政策も効果を持たないと見られる時に武力が効果を持ち得る時と場所であること、③武力がその規模と時間の面で限定されていること、④潜在的に得られると見られるものが潜在的なコストや犠牲を正当化できること、⑤多国籍の支援が望ましいこと（しかしそれが絶対的ではない）、という5つの基準を設定した、とした²⁹。

人的犠牲が伴うおそれがあり、従って政治的リスクも当然高い問題の判断に当たって、関わる国益が死活的ではないと指摘、示唆することは、政治指導者にとって困難なことであろう。しかし、ブッシュ大統領 Sr.の発言やオバマ大統領のリビアへの軍事行動の際の演説は、そのような内容を含むものである。リビア介入においてオバマ大統領の演説では軍事介入が限定的であること、例えば指揮権は後に移譲されることや、陸上兵力を投入する

ことがないこと等が強調された。

こうして、オバマ政権のリビアへの軍事行動を考える上では、国益の問題、さらには国益が死活的なものかどうかという問題を越えて、それ以外の要素、ここでは価値が検討されるべきかも知れない。国益と価値との関係として考えてみたい。

(2) 国益と価値

3月28日、オバマ大統領は、リビアへの軍事行動に関連しての演説を行った。そこで、同大統領は、米国の利害と価値が問題になる時には行動する責任があると述べた上で、米国の行動を起こさなければ大量殺戮が生じ、それが地域全体に反響し世界の良心に汚点を残すことになったであろうとして、それが米国の国益に反するものであると説明している。

さらに5月19日、国務省において、オバマ大統領は、中東、北アフリカを全体として取り上げ各国に対する政策にも言及する演説を行い、その際にも国益と価値との関係について言及している。すなわち、オバマ大統領は、「数十年間にわたり米国は地域の中の核心的な国益、すなわちテロへの対策を講じ核兵器拡散を阻止すること、貿易の自由な流れを確保し地域の安全保障を守ること、イスラエルの安全保障を守りアラブ・イスラエル間の和平を追求すること」を追求してきたとし、テロ対策、核不拡散、貿易の流れ確保、地域の安全保障の確保、イスラエルの安全保障の確保、アラブ・イスラエル間の和平が核心的な国益であると認識されてきたとした。

その上で、オバマ大統領は、「しかしこれら国益を狭く追求することのみに基づく戦略は空腹な人々のおなかを満たすことなく、人が何を考えているかを話すことを可能にすることもない、ということ認めなければならない。さらには、一般の人々が持つより広範な希望に語りかけることができないということは、米国が彼らの犠牲の下に自らの利害を追求してきたという、長年にわたるわだかまり・疑念を彼らがさらに助長することにつながるのみである」とした上で、「米国は普遍的な諸権利を支持する。そしてこれらの権利には、どこであろうと、バグダッドであろうとダマスカスであろうと、サヌアであろうとテヘランであろうと、言論の自由、平和的な集会の自由、信教の自由、法の支配の下での男女平等、自らの指導者を選ぶ権利が含まれる」と述べた。こうして、オバマ大統領は、改革の促進や民主化への移行支援等についても言及していく。

オバマ大統領は、5月19日の演説において、米国の中東政策の立案、策定、実施は、国益のみならず価値をも考慮していくことを明らかにした。しかし、そこでは価値を追求することが広い意味で国益の追求にもなるということも示唆されており、この演説のみでは必ずしも国益と価値との関係は明らかではない。しかし、オバマ大統領は、米国が少なく

とも限定された核心的な国益、言い換えれば死活的な国益のみではなく、価値をも追求する中で中東政策を立案・策定・実施していこうとしていることを明らかにしたとは言えよう。

他方、いずれにせよ、死活的な国益は存在し続けるわけであり、政策のあり方は、個々の国ごとにケース・バイ・ケースになり得よう。従って、死活的な国益に関わる国に対しては、米国の対応がその他の国とは異なったものとなり得る点では、従来とは違いがないと言えるかも知れない。この点で、例えばサウジアラビアのように米国にとって死活的な利害のある国々に対しては、内戦を防止することが決定的な意味を持つこととなり、従って人道的な側面が重視されたリビアに対する対応と異なった対応となるであろうことを指摘する向きもある³⁰。

こうして、オバマ政権の中東政策は全体としてどのようなものかが議論されるようになってきた。すなわち、個々の国に対するケース・バイ・ケースの政策ではなく、アラブ・中東地域を全体として対象とする大戦略（グランド・ストラテジー）があるかないか、あるとすればどのようなものか、そしてそれが必要かという議論である。

（3）大戦略

米国においては、この5月19日の演説に至る前に、オバマ政権のアラブの政治変動への対応のあり方と関係づける形で、オバマ政権には大戦略が存在するのかという議論が活発になっていた。5月19日の演説はこのような議論に対してのオバマ政権の立場・姿勢を明確にするとの意味も含まれていたであろう。

例えば、4月26日付のニューヨーカー誌は、「結果主義者：アラブの春がオバマの外交政策をいかに再構築したか」と題して、この問題について論じている³¹。同記事は、オバマ大統領が、過去いかに外交政策を学んでいたかを概説した上で、同大統領が現実の状況評価と国益に基づいて外交政策が進められるべきとの考えにも至っていたとする。しかし、2010年8月12日にオバマ大統領は「中東及び北アフリカにおける政治改革」とのメモを政府内の高官に送付し³²、何かが起こっていることを指摘して、同地域内のレジームに対する市民の不満が増大している証拠があり、現在の傾向が続けば、国内の意見対立を処理するために改革ではなく抑圧が選択されることになることと述べた、ともされる。こうして、ニューヨーカー誌の同記事は、これらのことは、オバマ大統領の分析が国益と理想との間でバランスをとろうとしていることを示しているのであると論じる³³。その上で、同記事は、その後のエジプト、リビアに対するオバマ大統領の対応を紹介し、オバマ大統領が全体を統合する形で政策を進めていないことを示唆する。全体を統合せずにケース・バイ・

ケースで「結果主義的」に対応すること自体がリアリスト的であるとの見方もあろうが、オバマ政権には大戦略があるのかとのニューヨーカー誌の記事が示した議論は、さらに活発に語られていくことになる。

5月19日の演説以降も、オバマ大統領のアラブにおける政治変動への対応のあり方についての議論が続く。特にリビアにおいて多国籍軍・NATO軍による軍事介入後も現地的情勢は一進一退を続け、悲観的な見方も出てきていた。そのような中、オバマ政権には外交面での大戦略がないとの批判は続いた。こうして、ザカリアは、7月7日付のワシントン・ポスト紙において大戦略を求めること自体が間違っているとの議論を展開した。すなわちザカリアは、二極化体制であった冷戦期においてソ連が米国の全ての戦略を支配していた時期を除けばドクトリンなどは意味がないと主張し、特に現在のような多極化の世界であればなおさらであると指摘した。その上で、ザカリアは、アラブの政治変動に対して一貫した政策がないことを批判する向きもあるが、そのような政策が必要なのかと疑問を示し、個々の国に対するオバマ政権の政策について説明をした上で、これら全てのケースにおいて、政権の政策を特徴づけるものはコストと利益に関する注意深い計算であると評価したのである³⁴。

このようなザカリアの主張に対し、ドレズナーは、「オバマは大戦略を有しているか？」と題するフォーリンアフェアーズ誌の記事において、国際問題において不透明性が非常に高い時に大戦略は意味を持つと主張し、その必要性を認めた。またドレズナーは、オバマ大統領は1つではなく2つの大戦略を有しているとし、第一の戦略は、米国の国外でのコミットメントを切り詰め、世界での立場を再興し、負担を国際的なパートナーに移譲するものであり、それは「マルチ面での縮小」戦略とも呼べるものであるとした。第二の戦略は、他の国によって挑戦を受けた時に自国の影響力や理想を確認し、同盟国に再度保障を与え、敵・競争相手に対しての強い決意を示すというものであり、「カウンターパンチ」戦略とも呼べるものであると論じられた。しかし、この戦略は効果的であるが明瞭に説明されていないともドレズナーは指摘した。また、オバマは米国の外交政策をアメリカの例外主義と関連づけているとして、リビアへの介入の際のオバマ大統領の演説を紹介し、その言葉はリアルポリティークのみを信じるものの言葉ではないとも論じられた³⁵。

これら議論の後もリビアにおいては戦闘が継続し、NATO軍の軍事介入も継続する中、反政府軍は一進一退を続けながらもその支配地域を拡大する中で、8月末・9月初頭頃からオバマ政権に対して批判的な論調の一部にも変化が生じたように見える。そして、10月23日にリビア国民暫定評議会がリビア全土解放等を宣言したことを受けてホワイトハウスが解放を祝すオバマ大統領声明を発出した頃には、この大戦略をめぐる議論は若干低調なも

のとなっていた³⁶。しかし、政治プロセスを進めつつあるエジプト、リビアの状況は予断を許さず、またシリアにおける不安定な状況は継続している。今後も大戦略をめぐる議論が再び活発なものになる可能性はあろう。

なお、リビア全土の解放宣言の頃と軌を一にして、米国の戦略の特徴を示すものとして「背後からの指導(leading from behind)」という言葉が取り上げられるようになった³⁷。しかし、政権はそのような言葉の使用自体を否定している。「背後からの指導」という言葉が持つ意味と共に、そのような言葉がいかんにして広まったかが一時話題となってもいる³⁸。これらのことは、アラブの政治変動への米国の対応のあり方、大戦略の有無や内容が今後も議論される可能性があることを示唆している。

4. おわりに

オバマ政権によるアラブの政治変動への対応を、エジプトにおいてはムバラク大統領辞任までの期間、リビアにおいては軍事介入開始までの期間に焦点を当て整理し、米国の中東政策の課題・問題やその方向性を考えるために、オバマ政権の政策を、米国の議論動向をも紹介しつつ、軍事介入、国益と価値、そして大戦略との論点に絞って検討してみた。そうすることは、引き続きアラブ、中東は、大きく変化しており、米国の中東政策も大きく変化し得る限り、意味があると考えたからである。

しかし、取り上げられなかった論点も多い。例えば、エジプトやリビアの場合と比してオバマ政権のバハレーンへの対応が抑えられたものだと指摘されるように、米国の中東政策は北アフリカ・東地中海と湾岸とを地域的に異なるものとして立案・策定・実施されていくことになるのかといった論点もあろう。第二次世界大戦後、米国の中東地域における国益はソ連の影響力の拡大阻止、そしてそれに関わる形での石油の安定供給の確保が述べられていた。そして、特に1973年の石油危機以降は、北アフリカ・東地中海と湾岸とが関係のあるものとして一体的な戦略を求める声が多かった。このことに変化が生じているのではないかという視点である³⁹。

内政と外交との関係という論点もある。2012年秋には米国大統領選挙がある。次期大統領がだれになるかによって米国の中東政策に変化が出ることは当然予想されよう。オバマ政権が継続する場合でも、スタッフの交代等によって変化は生じ得る。国益と価値との関係や、さらには米国の例外主義といった問題は特に内政の視点からも検討する必要がある。さらには、米国のアラブ世界、中東に対する民主化の位置づけの問題や、改革という課題、それに関わる形での米国の支援のあり方といった問題も、全体として、またケース・バイ・ケースで検討する必要がある。この点で、米国が追求してきた地域の「安定」と

いうものの考え方についても議論が出てきていることにも注目できる⁴⁰。もちろん、石油の安定供給とも関わる湾岸の安全保障枠組みに向けての米国の立場についても議論が必要であろうし、米国の世界全体の外交・安全保障政策の中でのアラブ世界や中東の位置づけがどうなるかという大きな問題もある。

アラブでの政治変動は中東内のトルコ、イラン、イスラエルといった非アラブの国々にも大きな影響を及ぼし、米国の中東政策を引き続き変化させていくことになるだろう。アラブでの政治変動がアラブ世界の政治や経済・社会を本質的に変化させる限り、同政治変動は米国の従来の中東政策の枠組みをも本質的に変化させることになると思う⁴¹。

(本稿で示された認識や意見等は筆者個人のものであり、筆者の属する組織の認識や意見等を必ずしも反映するものではない。)

参考文献

邦文

- 酒井啓子編『<アラブ大変動>を読む：民衆革命のゆくえ』（東京外国語大学出版会、2011年）。
- 松本弘編著『中東・イスラーム諸国 民主化ハンドブック』（明石書店、2011年）。

英文

- Christopher M. Blanchard and Jim Zanotti, *Libya: Background and U.S. Relations*, CRS Report for Congress RL33142 (Washington, D.C.: Congressional Research Service, February 18, 2011).
- Christopher M. Blanchard, *Libya: Unrest and U.S. Policy*, CRS Report for Congress RL33142 (Washington, D.C.: Congressional Research Service, March 29, 2011.)
- Christopher M. Blanchard, *Libya: Unrest and U.S. Policy*, CRS Report for Congress RL33142 (Washington, D.C.: Congressional Research Service, June 6, 2011).
- Thomas Carothers, *Democracy Policy Under Obama: Revitalization or Retreat?*, (Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2012).
- F. Gregory Gause, *Saudi Arabia in the New Middle East*, Council Special Report No. 63 (New York: Council on Foreign Relations, December 2011).
- Richard N. Haass, *Intervention: The Use of American Military Force in the Post-Cold War World*, (Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 1999).
- S. Neil MacFarlane, *Intervention in Contemporary World Politics*, Adelphi Paper 350, (New York: Oxford University Press, 2002).
- Kenneth M. Pollack, Daniel L. Byman, and others, *The Arab Awakening: America and the Transformation of the Middle East* (Washington, D.C.: The Brookings Institution, 2011).
- Jeremy M. Sharp, *Egypt: The January 25 Revolution and Implications for U.S. Foreign Policy*, CRS Report for Congress RL33033 (Washington, D.C.: Congressional Research Service, February 11, 2011).
- Jeremy M. Sharp, *Egypt in Transition*, CRS Report for Congress RL33033 (Washington, D.C., Congressional Research Service, May 4, 2011).
- Bob Woodward, *Obama's Wars* (New York: Simon & Schuster, 2010).

—注—

- 1 リビアについては、軍事介入後の3月28日に行われたオバマ大統領の演説をも整理の対象とする。同演説は軍事介入に係わる米国の立場を最高レベルで明らかにしているからである。
- 2 米国における議論については、Kenneth M. Pollack, Daniel L. Byman, and others, *The Arab Awakening: America and the Transformation of the Middle East* (Washington, D.C.: The Brookings Institution, 2011). 等を参照。
- 3 例えば、エジプトについては、Shibley Telhami, “U.S.-Egypt Tensions a Year after the Revolution,” #149 (February 10, 2012)を参照。
<http://www.brookings.edu/multimedia/video/2012/0210_at_brookings_podcast.aspx>2012年2月11日アクセス。
- 4 事実関係については各種報道、資料等に加え、特に中東調査会のデータベースを活用させていただいた。
- 5 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/01/29/readout-presidents-meeting-egypt>>2012年2月6日アクセス。バイデン副大統領のほか、ドニロン安全保障担当大統領補佐官、マクドノウ同副補佐官、ブレナン国土安全保障・対テロ担当補佐官、プリンケン安全保障担当大統領補佐官、ローズ安全保障担当副補佐官（戦略コミュニケーション担当）、ロス中央地域担当上級部長、シャピーロ中東・北アフリカ担当上級部長、デイリー首席補佐官他が出席。アラブの政治変動にかかるホワイトハウスの主要な面々が示されていると言えよう。なお、オバマ政権の外交チーム一般については、Bob Woodward, *Obama's Wars* (New York: Simon & Schuster, 2010)等を参照。
- 6 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/01/30/readout-presidents-calls-discuss-egypt>>2012年2月6日アクセス。
- 7 <<http://www.state.gov/secretary/rm/2011/01/155585.htm>>2012年2月6日アクセス。
- 8 Jeremy M. Sharp, *Egypt: The January 25 Revolution and Implications for U.S. Foreign Policy*, CRS Report for Congress, (Washington, D.C., Congressional Research Service, February 11, 2011), P.12.
- 9 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/02/10/statement-president-barack-obama-egypt>>2012年2月6日アクセス。
- 10 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/02/11/remarks-president-egypt>>2012年2月6日アクセス。
- 11 例えば、<<http://www.nytimes.com/2011/02/05/world/middleeast/05egypt.html?pagewanted=all>>2012年2月6日アクセス、を参照。
- 12 オバマ大統領はリビアの事案を「危機」と認識してもいた。例えば、オバマ大統領は3月28日のリビアに関する演説において「迫り来る人道的な危機」との表現を使っている。
<<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/03/28/remarks-president-address-nation-libya>>2012年2月4日アクセス。
- 13 <http://thecable.foreignpolicy.com/posts/2011/01/31/white_house_prepares_for_life_after_mubarak>2012年2月6日アクセス。
- 14 ローズは大統領選挙戦の時からオバマ大統領の側近でありその外交演説を担当してきており、カイロ演説等もその1つとされている。
<http://www.washingtonpost.com/politics/ben-rhodes/gIQATbvW9O_topic.html>2012年2月4日アクセス。パワーは、オバマ大統領が上院議員の際に外交フェローとして議員事務所に勤務したこともある長期にわたる外交顧問である。<http://www.newyorker.com/reporting/2011/05/02/110502fa_fact_lizza>2011年4月26日アクセス。シャピーロは議会やクリントン政権のNSCで勤務してきた人物であり、オバマが中東問題において最も信頼する人物の1人とされる。
<http://www.washingtonpost.com/politics/daniel-shapiro/gIQAPjay9O_topic.html>2012年2月4日アクセス。このように議論に参加したとされるこれらNSCの3名は、オバマ大統領に近く、その影響力も大きな人物であると言えよう。
- 15 <http://thecable.foreignpolicy.com/posts/2011/02/09/inside_the_white_house_state_department_rift_on_egypt>2012年2月4日アクセス。
- 16 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/02/23/remarks-president-libya>>2012年2月6日アクセス。
- 17 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/02/25/statement-president-libya-sanctions>>2012年2月6日アクセス。
<<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/02/25/letter-president-regarding-libya-sanctions>>2012年2月6日アクセス。
- 18 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/02/26/readout-president-obamas-call-chancellor-angela-merkel-germany>>2012年2月6日アクセス。

- 19 <<http://www.defense.gov/Transcripts/Transcript.aspx?TranscriptID=4788>>2012年2月1日アクセス。
- 20 後に指揮権が移譲されることが強調されてきており、事実 GMT で3月31日午前6時に指揮権が NATO に移譲された。
- <http://www.nato.int/cps/en/SID-D871B126-F370B7F6/natolive/news_71867.htm?mode=pressrelease>2012年2月2日アクセス。
- 21 <<http://www.state.gov/secretary/rm/2011/03/159209.htm>>2012年2月6日アクセス。
- 22 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/03/28/remarks-president-address-nation-libya>>2012年2月6日アクセス。
- 23 Ibid.
- 24 軍事介入の是非の議論との関係で、ある国家が人々の保護をすることができないか、保護する意思がない場合には、国際社会・外国政府が大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護する責任を有するとした「保護する責任」についても議論されるようになった。「保護する責任」は、9月16日、2005年9月世界サミット（国連首脳会合）にて採択された成果文書の中で、「大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪から人びとを保護する責任」として言及されている。関連する資料、報道等については例えば以下等を参照。
- <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/050916_point.html>2012年2月6日アクセス。
- <http://www.responsibilitytoprotect.org/index.php?option=com_content&view=article&d&id=398>2012年2月6日アクセス。
- <<http://www.economist.com/node/18709571/print>>2012年2月6日アクセス。
- さらに、パワー上級部長の「保護する責任」に関する発言については、例えば、
- <<http://www.usmm.org/genocide/analysis/details.php?content=2010-11-15-01>>2012年2月6日アクセスを参照。
- 25 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/03/28/remarks-president-address-nation-libya>>2012年2月6日アクセス。
- 26 <http://thecable.foreignpolicy.com/posts/2011/03/18/how_obama_turned_on_a_dime_toward_war>2012年2月6日アクセス。
- 27 ドニロン補佐官は、民主党の選挙戦において活躍してきた経歴を有する。国務省において広報担当次官補やクリストファー国務長官の首席補佐官等を歴任している。オバマ政権においては安全保障担当大統領次席補佐官を務めた後、ジョーンズ安全保障担当大統領補佐官の後任として大統領補佐官に就任した。法律家。<http://www.washingtonpost.com/politics/thomas-donilon/gIQAEZrv6O_topic.html>2012年2月6日アクセス。マクドノウ安全保障担当大統領次席補佐官は、下院国際関係委員会のスタッフを経て、ダニエル上院議員そしてオバマ上院議員の外交政策顧問を歴任している。オバマ大統領就任後は、リップアート等と共に、外交・安全保障に関してのオバマ大統領の側近中の側近として注目された。ドニロン次席補佐官が安全保障担当大統領補佐官に就任したことを受けて、自らは安全保障担当次席大統領補佐官に就任した。
- <http://www.washingtonpost.com/politics/denis-mcdonough/gIQAt6rX9O_topic.html>2012年2月6日アクセス。スミス上級部長はジャーナリストの経験を持ちクリントン政権下においてはアフリカ担当上級部長等を歴任している。<<http://www.whitehouse.gov/administration/eop/cwg/who/nsc>>2012年2月6日アクセス。マックフォール上級部長は、政権入りするまではスタンフォード大学において教授。現在は駐ロシア大使。
- <<http://moscow.usembassy.gov/ambassador.html>>2012年2月6日アクセス。
- 28 Collin L. Powell, "U.S. Forces: Challenges Ahead," *Foreign Affairs* (Winter 1992/93).
- <<http://www.cfr.org/world/us-forces-challenges-ahead/p7508>>2011年4月5日アクセス。また、Richard N. Haass, *Intervention: The Use of American Military Force in the Post-Cold War World* (Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 1999). pp.14-18.
- 29 Ibid.
- 30 Daniel L. Byman, "States in Civil War: challenges for the United States," Kenneth M. Pollack, Daniel L. Byman, and others, *The Arab Awakening: America and the Transformation of the Middle East* (Washington, D.C.: The Brookings Institution, 2011). P.219.
- 31 <http://www.newyorker.com/reporting/2011/05/02/110502fa_fact_lizza>2012年4月26日アクセス。
- 32 同メモに関する異なった意見については例えば次を参照。
- <http://shadow.foreignpolicy.com/posts/2011/04/29/what_do_the_personnel_moves_and_the_reporting_on_the_m_tell_us_about_team_obama>2012年2月6日アクセス。
- 33 大統領は政治改革に関する国ごとの戦略を策定すべきとしてパワー、スミス、デニス・ロスの3人の

- 上級部長に検討を指示したとされる。
- 34 <http://www.washingtonpost.com/opinions/stop-searching-for-an-obama-doctrine/2011/07/06/gIQAQMm1IH_story.html>2012年7月9日アクセス。
- 35 Daniel W. Drezner “Does Obama Have a Grand Strategy?,” *Foreign Affairs* (Jul/Aug 2011). P57-68.
- 36 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/10/23/statement-president-declaration-liberation-libya>>2012年2月6日アクセス。また、シリア等に対する米国の政策のありかた等をめぐっての議論もあり得よう。
- 37 「背後からの指導」については、前述のニュー Yorker 誌の4月26日付の記事「結果主義者：いかにアラブの春がオバマの外交政策を再構築したか」においてすでに言及されていた。
- 38 例えば以下のものを参照。
<http://www.washingtonpost.com/blogs/fact-checker/post/the-origins-of-leading-from-behind/2011/10/27/gIQA PkPcMM_blog.html>2012年2月6日アクセス。
<<http://www.nytimes.com/2011/11/01/opinion/01iht-edcohen01.html>>2012年2月6日アクセス。
<<http://www.newyorker.com/online/blogs/newsdesk/2011/10/where-leading-from-behind-has-led.html>>2012年2月6日アクセス。
- 39 この点で、米国の対サウジ政策においては、地域の安全保障、対テロ協力、核不拡散といった問題をプライオリティの高い問題として取り上げるべきとする一方で、サウジの内政や石油価格と共に、アラブ・イスラエル紛争の解決はプライオリティの低い問題(Nonpriority Issues)とすべきとの議論もあり注目される。 F. Gregory Gause, *Saudi Arabia in the New Middle East*, Council Special Report No. 63 (New York, Council on Foreign Relations, December 2011.) pp. 25-31. この議論は、例えばクリントン政権の中枢において中東政策に従事したインディクがアラブ・イスラエル紛争と湾岸の諸問題との関連性を政策の観点からも強調していることと比して、異なったものと言えよう。 Martin Indyk, *Innocent Abroad: An Intimate Account of American Peace Diplomacy in the Middle East* (New York: Simon & Schuster, 2009)
- 40 Kenneth M. Pollack, "Introduction: Understanding the Arab Awakening," Kenneth M. Pollack, Daniel L. Byman, and Others, *The Arab Awakening: America and the Transformation of the Middle East* (Washington, D.C.: The Brookings Institution, 2011), pp. 1-9.
- 41 例えば中東和平政策に関しては、三上陽一「オバマ政権の中東和平政策—2009-2011—」『中東和平の現状—各アクターの動向と今後の展望—』平成22年度中東和平研究会報告書(日本国際問題研究所、2011年)、101-102頁。

第9章 「アラブの春」への分析視角 ～考察・含意・課題～

池田 明史

はじめに

2011年を通じて展開された「アラブの春」と俗称される一連の政治変動は、決して突発的・一過的な事態とみなすことはできない。独裁支配の下に一見して平静・停滞を保っていたこの地域の政治的表層の直下に、長期にわたって蓄積された憤懣が滞留し膨張を続けていたことはいまや誰の目にも明らかとなったからである。そのような問題関心から本章では、一連の事象を歴史的な視点から俯瞰するとともに、序章で提起された視点の幾つかについて、いま少し敷衍してその意味するところを考察し、今後の検討のための論点の抽出を試みる。まず第一に、この変動を一般的な文明論や長期の人口論的な変化を背景とした社会構造上の現象として説明しようとする議論を概観し、その妥当性を検討する。次に、為政者の「開明」路線の破綻にその主因を求めようとする中期的な分析の枠組みと、これとの関連においていわゆる情報通信技術（ICT）革新のもたらした効果や影響について見ていく。さらに、社会状況からのアプローチとしてとりわけ問題にされる各国の政軍関係の態様とその帰結について考察し、あわせて一連の変動に直面して浮き彫りになったイスラエルの「兵営国家」化の問題に論及する。最後に、「保護する責任」を掲げてリビアへの軍事介入に踏み切った国際社会の姿勢の背景と、それが孕む原理的な問題にも触れることとしたい。

1. 長期の人口変動と社会構造の変化からの接近

(1) 短絡的楽観論の陥穽

振り返ってみると、21世紀の中東は、世界を震撼させた2001年9月11日の対米同時多発テロ（いわゆる「9.11」事件）とその余燼のなかから立ち現われることとなった。当時の国際社会は、事件首謀者とされたオサマ・ビンラディン率いるイスラーム系テロ組織アルカイダを指弾して「狂信」や「異端」のレッテルを貼りつつ、彼らを生みだした中東地域全体を「異質」で「理解不能」な特殊な世界とみなす傾向があったのではなかったか。これに対して、現在進行中の「アラブの春」については、中東もまた欧米やその他の地域と変わらぬ普遍的な世界の一部なのだとの認識が拡がりつつあるようにも見える。

しかし、当然ながら現実の中東は、この二極の間を彷徨していて、何とも収まりの悪い状況にとどめ置かれている。そのことは、一方においてハマス（パレスチナ）やヒズボラー

(レバノン)、ムスリム同胞団(エジプト)、ナハダ(チュニジア)、AKP(トルコ)など、イスラーム的価値観が着々と現地政治の枠組みの中で構造化・組織化されながら、他方において欧米流の市民社会的価値観もまた激しい勢いで流通し消費されつつある事態からも看取できる。イスラミズムとリベラリズムとのこの奇妙な混淆は、相互に対抗し、あるいは癒着して現在の中東のダイナミズムを生み出しているのもであって、単純な二項対決型の陳腐な図式で把握すべきものではない。

にもかかわらず、「アラブの春」については、アフガン戦争やイラク戦争における欧米の介入によって「民主主義のショーウィンドウ」が開かれ、それが直接間接にアラブ世界に波及した結果だと嘯く向きがないわけではない。そうではないにしても、欧米が倦まず弛まず働きかけてきた中東における市民社会の構築が、ついに「民主化」という果実を結んだのだという見方は存外が多い。いずれの場合も、自分たちの拠って立つ近代市民社会の「自由」「人権」「民主主義」という価値観を無邪気に信奉し、それが単線的に地球を覆っていくに違いないと信じて止まないという点で、現実の社会科学的な把握や理解というより、もはや実効性を失った啓蒙主義に対する無批判な信仰というほかない。

(2) ユース・バルジ論

こうした極楽蜻蛉的な楽観論とは異なり、イスラミズムとリベラリズムとの対抗と癒着の発展関係をより広汎な歴史的文脈の中に置いて問い直そうとする最近の欧米とりわけヨーロッパの研究動向には着目してよい。すなわちそれは、欧米のこれまでの歴史的経緯を相対化したうえで中東その他の非欧米地域といったん同列に置き、人口統計などの具体的な比較基準を設定して現在の位相を捉え直そうとする動きにほかならない。いち早くそうした議論を提示した一人であるグナル・ハインゾーンは、論争を呼んだ2003年刊行の著作¹⁾において、世界史における革命、動乱、戦争あるいはテロといった混乱は、その8割方が当該国家・地域の「戦闘適齢期」男子人口の膨張圧力によるものであると主張する。食糧などの物理的資源の不足・枯渇が問題なのではなく、次男・三男など長子以外の若年男子が不均衡に増大することによって、ポスト、地位、栄誉といったいわば見えない資源が不足し枯渇するために、彼らは暴力的にこれを奪取しようとする傾向を強め、あるいは自らの居場所を求めて戦闘モードで外へ打って出るというのである。ハインゾーンはこの戦闘適齢期(15歳～29歳)男子の人口ヒストグラム上の突出を「ユース・バルジ」と呼び、16世紀のヨーロッパの世界進出やアメリカ独立戦争、20世紀初めのドイツの膨張政策、ロシア革命、日本の大陸進出などの背後におしなべてこのユース・バルジの介在を認めることができるかと論じている。原著の題名は端的に「息子たちと世界覇権：諸国民の興亡にお

けるテロ」となっている。

こうした文脈において、「9.11」に示されるようなイスラーム世界の戦闘性が問題とされる。イスラーム圏の人口は、1900年の1億5千万人から2000年には12億人にまで膨れ上がっており、現在最も先鋭的な形でユース・バルジが形成されていると指摘して、そこに漲る戦闘的な内圧こそが問題の核心なのだと示唆する。そこにある危機は、基本的にはこれまで世界の他の地域が経験してきたのと同質の危機であり、完全に理解可能である。イスラーム「原理主義」などというイデオロギーは、かつて新大陸征服におけるキリスト教宣教思想やロシアその他の革命運動におけるマルクス主義がそうであったように、バルジを構成するイスラーム圏の若者たちが自らの暴力や戦闘性を正当化するに際しての便宜的な「ためにする主張」に過ぎない。

(3) 移行期危機論

もう一人、同じく人口動態学的な比較という視点からイスラーム世界の現在を論じた学究・文明批評家に、エマニュエル・トッドがいる。「9.11」の2年後に出版した著作²においてアメリカの覇権の衰退を見通したトッドは、そこで言及していたイスラーム圏の「移行期危機」の議論を2007年刊行の共著³においてさらに敷衍する。独自の家族システム類型論と歴史的な人口統計学とを組み合わせ、近代化の本質的契機を識字率の変化に求めたトッドによれば、どのような社会であっても男性の識字率が50%に達すれば、移行期危機を迎えるというのである。文盲の父親世代に対して識字化された息子世代が台頭するとき、旧来の秩序と伝統的価値観が攪乱され、そこに暴力的な移行期の危機が顕現される。これに続いて女性の識字化が進展し、女性の自己意識の覚醒は結果として出生率の低下につながる。トッドのいう近代化とは、女性一人あたり子供三人以下の出生率が実現された社会に他ならない。

このような視点からトッドは、「9.11」に象徴されるイスラーム世界の戦闘性・暴力性もまた、欧米や日本が辿ってきた近代性への(多様ではあっても共通項を持つ)道筋をなぞっているに過ぎないと論じる。イスラーム世界に存在するのは、われわれに理解不能な「ホモ・イスラミクス(人類イスラーム種)」などではない。そこで生活しているのはわれわれと同様の普遍的人間なのであって、彼らは彼らなりの道筋を辿って近代へと到達しつつある、というのがトッドのメッセージであろう。

(4) 評価

両者共に人口動態学的唯物論とも呼びうるような手法によって西洋とイスラーム世界とを相対化し、「9.11」をイスラームの本質に由来する理解不能の悪行として排撃しようとする風潮へのアンチテーゼを提出した点で、一定の評価はできる。もとより、こうした歴史人口学的なアプローチは、基本的には社会における長期的な構造の変化を指摘しているのであって、ユース・バルジにせよ移行期危機にせよ、今回のアラブ革命の具体的なメカニズムを説明するものではない。極端に言えば、「若い男は暴力的・攻撃的になりやすい」「主体的に思考する女性は男性の言いなりにならない」程度の命題でしかなく、政治行動の分析としては何も言っていないに等しい。他にもバルジが膨らみつつある地域や移行期を迎えつつある国家が多々存在するなかで、なにゆえにこのタイミングで、この地域・国家で、このような形の危機が顕現したのかという疑問は残されたままである。

2. 中期の社会状況的な変化からの接近

(1) 「開明」路線の破綻

タイミングやメカニズムを解明するうえで重要な視点は、経済や社会のいわゆるグローバル化の波及とこれに対応すべき政治の硬直というギャップの問題であろう。注目されるのは、体制が打倒されたチュニジア、エジプトの事例や内戦状況に陥りつつあるシリア、イエメンの事例においては、強権政治を続けてきたそれぞれの独裁支配者は共通して、その強権によって対外的には開放路線を、対内的には構造調整を推し進めようとしていた事実である。これら諸国はいずれも湾岸産油国とは異なり石油収入に多くを依存できないか、依存できても先細りがはっきりとしている経済を抱えており、したがって外資導入や市場経済化によって先行きの展望を切り開かねばならない状況にあった。リビアはやや事情が異なるが、それでも強権による経済改革の方向を打ち出してはいた。エジプトを例にとれば、ムバラク政権は1991年にIMFと構造調整政策で合意し、各種補助金の削減や国営企業の民営化などいわゆる新自由主義的な路線を推進して、「開明的」政権を自任していたのである。

結果的にはそのような「開明」路線が格差の拡大と寄生資本主義を推し進め、それが強権と結びついて不正・腐敗・抑圧の蔓延による社会的閉塞感を強めて体制の崩壊を導出したということになる。豊富な石油収入に依存できるがゆえに、無理矢理急速な対外開放や構造調整に踏み込まなくても済んでいた湾岸産油諸国の旧態依然たる世襲王政には、必ずしも動乱が深刻な形で波及していない経緯はその意味で示唆的である（バハレーンの事例は別の事情による）。

(2) 情報通信技術革新の衝撃

このように「開明的」独裁の孕むパラドックスについては、さらに社会状況論的な問題も指摘できよう。一連の各国での政治変動の急速な展開と拡大とが、ニューメディアと総称される新しい情報通信技術（ICT）にほぼ全面的に依存していた事実は動かない。そこでは、一方で「グローバル化した世界経済の中で経済的な発展を担保するためには情報化を進める絶対的な要請が生まれる」にもかかわらず、他方でそのような情報化を進めれば「権威主義体制を維持することが困難となり、民主化が促進されざるをえない」という、いわゆる「独裁者のジレンマ」がもの見事に当て嵌まるのである。すでに見てきたように、標的になった独裁的指導者たちの歴史からの降板は、「開明的な民衆」が「旧態依然の支配者」を打倒したという単純な図式で説明がつく話ではない。つまるところ彼ら独裁的指導者は、情報化を推進してその経済的利得を最大化しつつ、それに伴う体制への政治的危険を最小化するという、ほとんど不可能に思える課題に挑戦し、そして敗退したのである。

この間の事情については、夙に問題を的確に照射していた山本達也らの研究が多くを物語る⁴。山本によれば、フェイスブックやツイッターなど、新タイプのソーシャルメディアの登場は、中東各国で体制権力による情報統制を困難にしたばかりでなく、政府と人民との間の力関係にある種の「逆転現象」をもたらしていることになる⁵。従来は政府が情報を統制し隠蔽することによって人民の監視や管理を行ってきたのに対して、携帯電話の写真や動画がリアルタイムで公開され、官憲が隠蔽しようとする情報が瞬く間に広く人民に共有されることになりつつある。政権側の操作や不正を、人民の側が監視する可能性が広がっているのである。土屋大洋は、そこに生起する一連の政治変動を、監視可能性を手にした一般の大衆が、政治や社会における「透明性」を求めて結集した結果と見ている⁶。そうだとすれば、この動きはいずれ確実に周辺に、そして他地域に波及する。アラブ世界の中では、現在のところ、既述のように湾岸産油諸国では若干の例外を除いて変動の波及は小さい。しかし情報化の流れが不可避の趨勢であるならば、これら諸国とて安閑としていられるはずもなかろう。2010年末から2011年初めにかけてチュニジアやエジプトに始まった動きは、土屋の言う「透明性」を求めた革命的プロセスであり、それぞれ若年層やマイノリティを国内に抱える他の中東諸国においても同様のメカニズムによる政府と人民との衝突は十分に予想されるからである。ひとたびそのような衝突が起こり、事態が一定の「受忍限度」を超えると、どのように強力な独裁体制であってもあつけなく崩壊するという事実は、この間の展開がはっきりと示している。

3. 政軍関係からの接近

(1) 政軍関係による分析と課題

社会状況からの接近という点で、もうひとつ重要な視角がいわゆる政軍関係論 (Civil-Military Relations) に基づく変動メカニズムの分析であろう。チュニジアやエジプトにおいては軍が一体性を保ったまま早い段階で中立を闡明し、あるいは権力中枢から離反した。そこには確かに国民軍としてのプロフェッショナリズムを誇示したという一面が見られるが、しかしその裏側に軍の既得権益の防衛や組織利害を優先させたという事情をも汲んでおく必要がある。そのいずれの側面が強かったかで、軍が文民の革命目標保全高等委員会 (Higher Committee to Protect the Goals of the Revolution) の統制に服して比較的平穏な権力移行が実現したチュニジアと、軍自ら革命の保護者を自任して国軍最高評議会 (Supreme Council of the Armed Forces) が移行期の全権を掌握し、これに反発する市民グループとの軋轢が拡大したエジプトとの明暗を分けた。国民軍というよりはバアス党支配の政権軍という性格の強いシリアの軍は、ひとまず一体性を保ちながら体制擁護にまわり、強権的に内乱鎮圧を進める結果となった。いずれにせよ軍がまとまって状況に対応したこれらの事例とは対照的に、リビアやイエメンにおいては軍は分断ないし分解の様相を呈し、内戦状態を招来した。このことは、これらの諸国では軍が国民軍として統合されておらず、基本的には未だに部族的武力の集成軍でしかなかったという事実を示している。

ところで、そもそも政治過程や比較政治の領域における政軍関係の理論的枠組みは、軍・体制権力・市民社会の三極間関係の解析と理解を目的とするものであるのに対して、現在わが国で横行している議論の多くは、軍と体制権力との関係に関心が集中しており、軍と市民社会、市民社会と体制権力という他の側面への関心が欠落している感が否めない。こうした関心の偏りの原因はさまざまに考えられようが、その少なからぬ部分は、アラブ世界あるいはイスラーム圏一般における「市民社会」の存否をめぐる論争と関連しているのではないと思われる。一方においては、中東に市民社会が根付いているかどうかを問うこと自体が欧米中心の世界観、すなわちオリエンタリズム的発想であるとして糾弾する風潮がわが国の中東研究者の間に根強く存在する。しかし他方において、イスラーム的市民社会なるものの可能性を議論しようとする動きもある。市民社会の規定や内容について見方が錯綜しており、このことが政軍関係による分析視角をアンバランスなものにしているように思えるのである。

(2) 「制度化」の提起する問題

もとより各国の政治変動におけるそれぞれの国軍の動向を比較検討するには、各種の内的・外的要因を俎上に載せねばならない。そのうちでも、各事例での抗議行動の内容や性格、権力中枢と軍指導層の関係性とその程度といった状況的な要因と、国民統合の進展度や国家の正統性に占める国軍の位置づけないし歴史的地位、あるいはウェーバーの言う「(組織の) 制度化⁷ (institutionalization)」の実態といった構造的な要因は不可欠の分析項目であろう。そこでは、それぞれの国家における軍・体制・市民社会の境界領域をどのように把握するかが重要な論点となる。とりわけ準軍事組織 (paramilitary) である治安警察や内務省管轄部隊、あるいは諜報局といった公的な暴力装置はもとより、民兵集団や権力周辺に位置する私兵的諸集団の役割や機能をも射程に入れた考察が必要とされよう。

また、国軍の「制度化 (institutionalization)」を問題にする場合、「制度化の度合いが高まるにつれて、軍が権力中枢から距離を置き、政治改革の進展が促される」といういわゆるベイリン・テーゼ⁸を一連の政治変動に照らしてどう評価するかが問われることにもなる。制度化された軍隊とは、法の支配に服属し、行動の予見可能性が高く、一元的な基準に基づいた能力主義による管理が貫徹されている軍のことを指す。そこでは、指導層の間に国家へのそれとは区別された組織的帰属感 (sense of corporate identity) が形成されており、にもかかわらず国防や経済開発といったより広汎な国家的使命への献身や傾倒が際立って認められるとされる。もとより、制度化の概念は職能化 (professionalization) とは区別されるし、制度化が進んだからといって軍が脱政治化 (depoliticization) されることを意味するわけではない。制度化が進んで軍が権力中枢から距離を置くことは、そのまま軍が政治から離れることと同義ではない。かつての衛兵突出主義⁹ (praetorianism) のような直截的な形で権力と結合するのではなく、制度化の進展に応じた枠の中で自らの組織利害を政治化させていくのであって、政治領域への関与は別の形態で維持されるのである。そうした観点から政変後のチュニジアとエジプトとの軍の行動の相違を見ていくことも可能であろう。

いずれにせよこれら両国は、1950年代～60年代の奪権期に旧王制の家父長制的軍隊 (patrimonialism) から脱却を始め、70年代～80年代の政権軍ないし体制軍の時代を経て、90年代以降は漸く国民軍として制度化されつつあったと考えることができる。これに対して、軍が特定宗派・部族の利害と結びついて体制軍の段階にとどまり、国民統合というよりは国民分断に一定の機能を果たしているシリア、あるいは軍がそもそも家父長制的段階から脱しきれていなかった疑いが濃厚なリビアやイエメンで内乱・内戦状態につながっている事実も、このような制度化との関連で検討されるべきではあるまいか。

(3) 「兵営国家」イスラエルの問題

やはり政軍関係の視点からもう一点指摘しておかねばならないのは、一連の「アラブの春」の連鎖的変動に直面した非アラブ国家イスラエルの対応と動向である。安定した和平関係を構築していたエジプトでは、ムバラク体制が瓦解して反イスラエルの機運が高まり、内戦状態に陥ったリビアからはさまざまなルートで武器弾薬がガザに密輸され、敵対していても相互に意思疎通の回路が存在していたシリアが内戦の瀬戸際に瀕するなど、隣接地域での政変はいずれもイスラエルの安全保障を直接脅かしかねない状況につながった。

これらの政変が最終的に民主主義的政体をもたらすか否かは、もとより即断できない。しかし長期の独裁的な強権支配を打倒して立ち現れつつあるのが、政治的自由化の潮流であることは明らかである。そのような自由化が民主主義の必要条件であることは何人も否定できず、したがって民主主義に向かって多少なりとも前進したとの評価は与えられねばならない。その限りにおいて、「中東で唯一の機能する民主主義」を標榜し、「民主主義同士は争わない (i.e. イスラエルは非民主的な敵と対峙している)」と唱えてきたイスラエルにとって、近隣のアラブ諸国の民主化への接近は原理的には歓迎すべき現象であるはずである。ところが、イスラエルはそうした民主化への動きを支援するどころか、逆にエジプトのムバラク政権など民衆運動が打倒の対象としていた体制側を擁護する姿勢に終始した。「政治的に自由化されたアラブ」は「独裁下のアラブ」よりもイスラエルの安全を脅かすという理由によるが、ネタニヤフ首相はさらに踏み込んで、政変後のアラブ諸国におけるイスラーム勢力の台頭を根拠に、これらの政変が民主主義への前進ではなくあからさまな「後退」だと非難するに至っている。

各地の政治変動は、いずれもそれぞれの内政問題や国内紛争を主因としており、パレスチナ問題ないしアラブ=イスラエル紛争が大きなテーマとなっているわけではない。しかし、変動が一巡し、隣接アラブ諸国に「新たな社会」が形成されるとき、打倒された独裁体制と結んで安全と安定を求めてきたイスラエルは、従来以上に厳しい視線にさらされ、中東和平問題はいつそう深刻な震源として立ち現われることになるろう。問題は、そのような客観的情勢の下で民主主義の意味内容が自国の安全保障と密接にリンクする形で解釈ないし規定され、自国の安全につながる限り民主化の要件それ自体を否認するような言動が政治指導者によってなされるのみならず、社会全体がそれをさしたる違和感もなく受け止める心性がそこに形成されているという事態である。これは、政軍関係論の先駆的唱道者であったハロルド・ラスウェルの提示した「兵営国家¹⁰ (Garrison State)」の内実に合致する。もとよりラスウェルは当初、日中戦争のさなかにある1937年当時の日本と中国の「兵営国家」化を指摘したのであって、その後、スターリン時代のソ連、ファシスト期の

イタリア、戦時中の日本を典型的な「兵営国家」と看做すに至った。しかしながら同時に彼は、第二次世界大戦中や冷戦のさなかの米国を採り上げて、民主的なシステムや価値観を保持しつつも他の要件がそろえば「兵営国家」化する可能性にも言及していた。その延長上に、対テロ戦争下の米国について、そのような要件を満たすのではないかと危惧する論調も現れつつある¹¹。民主主義を標榜し、それなりの政治制度を機能させていても、安全保障上の不安が構造化・永続化され、長期間にわたって国家全体が臨戦態勢の継続を強いられるような状況になれば、そこに「危険の社会化 (socialization of danger)」が惹起され、一般市民は政治指導を安全保障の観点からのみ評価しようとし、社会や政治が挙げて「暴力の専門家」である軍ないし国防治安当局に全面的に依存する傾向を生み出すことになる。これを「兵営国家」化と呼ぶのだとすれば、イスラエルは明らかにこのモデルに該当すると考えられるのである。

4. 「保護する責任」をめぐる課題

(1) リビア介入：「僥倖」か「先駆」か

「アラブの春」が国際社会に突き付けたもう一つの問題は、主権と人権、および介入をめぐる^{アフリカ}難題である。序章で指摘されるように、リビアに対する国際的制裁と軍事介入とを導出した国連安保理決議 1700 号および 1973 号は、2006 年国連安保理決議 1674 号の理念に基づく一般則としての「保護する責任」をその理論的根拠としている。介入に先立ってカダフィ体制が示した自国民に対する空爆など強権的弾圧政策や、反対派拠点であるベンガジへの「慈悲も容赦もなく」扱うとの恫喝的予告は、国際社会の介入がなければリビア国民の大量虐殺は避けられないとの危機感を高め、ロシアや中国など通常は介入に消極的な常任理事国でさえ安保理での拒否権行使をためらった。他の僥倖が重なったこともあって、国際社会はほぼ一致してその「保護する責任」を全うする決断を下したのであった。

このようなリビアへの介入以前にも、21 世紀に入って国際社会はアフガニスタン (2001 年)、イラク (2003 年) への介入を行っている。リビアの事例を含めて、それぞれタリバン体制、サダム・フセイン体制、そしてカダフィ体制という自国民の人権を大規模かつ組織的に抑圧していた体制の打倒、すなわちレジーム・チェンジが実現されたという点ではこれらは共通している。しかしリビアへの介入は、集団的自衛権の発動であったアフガニスタンへの介入とは区別されるし、介入理由が二転三転したイラクへの介入とも同列に論じることはできない。NATO の軍事行動が、リビア国民に対する「保護する責任」を果たすという姿勢で一貫していたところに、この事例の意義を認めることができる。

(2) 介入の課題と限界

しかし同時に、2011年を通じてリビアと同様に自国民の異議申し立てに対して暴力的な鎮圧を繰り返したシリアのアサド政権に対しては、国際社会の対応がまともななかった事実もまた、序論の指摘しているところである。「保護する責任」が等しく適用されるべき事例に対して、一方には介入し、他方には介入しないという事態が生起し、継続すれば、それは概念それ自体の規範的価値を著しく損なうことになる。ところが、現実の介入の経緯は、「保護する責任」が明らかに選択的に適用されていることを示している。「アラブの春」の動乱において、国際社会（具体的にはNATO）はリビアには介入し、シリア、イエメン、バハレーンには不介入の姿勢に終始した。それぞれの事例で介入・不介入の判断材料は微妙に異なっている。例えば、ペルシャ湾岸は欧米のエネルギー供給や経済活動に大きな位置を占め、とりわけバハレーンには米國中東艦隊の司令部が置かれている。介入による混乱とそれに伴う経済的戦略的逸失利益と、「保護する責任」とを天秤にかけた結果、不介入が選択されたと考えられよう。逆にリビアへの介入についても、地中海を隔てて一衣帯水の距離にあるリビアで無政府的な混乱が長引けば、ヨーロッパへの移民の大規模流入が出来るため、いわば移民対策上の予防先制的な措置に過ぎないとの穿った見方も可能である。シリアに対しては、2012年初頭の段階で介入に含みを持たせる欧米と、軍事力の行使に慎重なロシア・中国との間にせめぎあいが続いている。これらの状況を見る限り、リビアへの介入はむしろ例外的な事態であったと考えるべきであろう。本報告書第8章で三上陽一が指摘するように、「(普遍的価値としての人権を) 保護する責任」に基づく国際社会の軍事介入は、その主体となる主要諸国の死活的国益と合致するもしくは矛盾しない限りにおいてのみ、実現の可能性を持つという状況は当面変わらないと見なければならない。

(3) 原理的問題：保護すべき「人権」とは何か

問題は、しかし、そこにとどまらない。「保護する責任」論は、その定義上、原理的な論争性を胚胎するからである。人権概念を、「^{ヒューマン}人間的な生き方を保障するもの」と広義に解すれば、何が「人間的」かは、文化圏によって多様でありえる。また、1993年の世界人権会議等で象徴的にみられたように、人権概念の普遍性に対する疑義が提出されていることも事実である。この疑義が、イスラーム世界を含む非欧米世界諸国のなかから出てきている点は重要である。西洋起源の近代個人主義の歴史的産物として人権概念をとらえようとする限り、第二次世界大戦後新たに国家形成を行ってきた非欧米世界に受容される過程で、その内容や意味について何らかの変容が生じていることをうかがわせるからである¹²。

「アラブの春」によって体制打倒が実現した後の各国でイスラーム主義組織が台頭してい

るという事実は、この文脈においても詳しく検討されねばならない。ここでは、「欧米的な人権概念の押し付けは文化の多様性を殺す」という反発が問題の焦点となる可能性がある。チュニジアでは2011年11月の総選挙の結果アンナハダ党が第一党となり、エジプトでも同年末にかけての議会選挙でムスリム同胞団系の自由公正党や「サラフィスト」と呼ばれるイスラーム原理主義諸派が合わせて議席の7割を獲得する勢いを見せた。これらイスラーム勢力の一部には、人権概念それ自体を拒否しようとする立場さえあることに留意せねばならない。

結び

2010年末のチュニジアに始まり、2011年冒頭にエジプトに波及し、同年を通じてリビア、シリア、イエメン、バハレーンその他に拡散した「アラブの春」に対しては、長期の社会構造上の変動から、中・短期的な社会状況に基づく要因に至るまで、さまざまな視角から説明が試みられている。本章では、それぞれの議論の妥当性や提起する問題についてざっと検討した。いずれにせよ2012年3月現在におけるその展開は、この地域が当面は大きく揺れ続けることを予期させるものである。一連の変動を、第一次世界大戦後の領域国家体制編成時代以来の革命的变化と看做す立場もないわけではないが、少なくとも現代アラブ世界が1950年代・60年代の民族運動高揚期を髣髴とさせる劇的な転換期を迎えているという認識では大方の観測は一致する。しかしそこで掲げられた独裁支配や強権体制に対する異議申し立てのシンボルは、かつての民族主義ではなく、自由や人権、社会的公正という、広汎な市民意識に根ざした、より個人的契機の高い理念にほかならない。しかも、それらのシンボルを掲げて体制を打倒した後に前景化しつつあるのは、イスラーム勢力の政治的台頭という逆説的現象だということに留意しておく必要がある。

もとより、イスラームにおいても生命・身体・財産・心情・名誉といった諸権利は、シャリーア（イスラーム法）の明文によって侵すべからざる権利と定められてはいる。しかしこれら不可侵とされる人間の権利は、西欧近代の構想した自然権や社会契約に基づくものではなく、神が不可侵と定めたからこそ「天賦の権利」とみなされる。すなわち、神的命令としての法（シャリーア）の支配との適合が人権と同義だということになる。そのような論理に従えば、人権は人間の責任の一機能であって、その前提ではない。それは人間存在に本来的に備わっているのではなく、個々の人間の行為に依存する性格のものとなる。人間固有（intrinsic）でもなく普遍（universal）でもないとすれば、「すべての人間は生まれながらにして自由で平等である」という普遍的人権理念との衝突は明白である。

もっとも、イスラームにおいても法的効果としての人権の保障は実現されているとして、

欧米的な人権理念にイスラームの側から可能な限り接近を試みようとする立場も見られなくはない。そうした宥和的な見解が提出されるようになった状況それ自体は、人権問題についての国際的なコンセンサスが拡大しつつある趨勢に対して、イスラーム世界内部でこれへの対応をめぐる活発な論争が展開されている事実を示すものであろうし、「アラブの春」を背景とするイスラーム勢力の台頭という現象そのもののなかに新たな方向への種子が胚胎されている可能性も排除できない。しかしながら、そこで掲げられた民主化や国際人権基準への思想的展望を、これらイスラーム政治勢力がどのように紡ぎ出すのか、あるいは遮断するのかは依然として不透明なままである。そしてここでは、イスラーム共同体やアラブ民族といった「全体の価値」と、そのような価値を損なう「個人の価値」とを等価に扱うことができるか否かという問題が提起されることになる。このようにして結局われわれは、ハインズンやトッドが説く諸文明の巨視的な収斂という最初の視点から、これをどのように位置づけるべきかという論点に立ち返るのである。

—注—

- ¹ Heinsohn, Gunnar, *SOHNE UND WELTMACHT: Terror im Aufstieg und Fall der Nationen*, 2003, (邦訳『自爆する若者たち』、新潮選書、2008年)
- ² Todd, Emmanuel, *Après l'empire*, 2003, (邦訳『帝国以後』、藤原書店、2003年)
- ³ Todd & Youssef Courbage *Le rendez-vous des civilisations*, 2007 (邦訳『文明の接近』、藤原書店、2008年)
- ⁴ 山本達也『アラブ諸国の情報統制：インターネットコントロールの政治学』、慶応大学出版会、2008年
- ⁵ 山本 アラブ政治変動とニューメディア 国際問題 第605号 10-18頁、2011年、同じく山本『アラブの春』に見るソーシャルメディアの影響力 中東研究 第512号 19-25頁、2011年
- ⁶ 土屋大洋 『透明性革命』とネットワーク 治安フォーラム 2011年8月号、34-41頁
- ⁷ ウェーバー、マックス「官僚制」、恒星社厚生閣、1987年
- ⁸ Beillin, Eva *The Robustness of Authoritarianism in the Middle East*, *Comparative Politics* 36, 2 (January 2004).
- ⁹ Purlmutter, Amos *The Military and Politics in Modern Times: On Professionals, Praetorians, and Revolutionary Soldiers*, Yale University Press, 1977
- ¹⁰ Marvic, Dwaine (ed.) *Harold D. Lasswell on Political Sociology*, the University of Chicago Press, 1977
- ¹¹ Jasper, William F. *Rise of the Garrison State*, *The New American*, July 15 2005
- ¹² 「イスラームと人権」あるいは「イスラーム的人権」については、拙稿 イスラーム世界と人権 ジュリスト No.942 (1989年10月1日)、有斐閣、を見よ。

第 10 章 Arab armies in transition

Yezid Sayigh

Introduction

Nearly sixty years after overthrowing the monarchy, the armed forces again assumed power in Egypt in February 2011, after refusing to help extend President Hosni Mubarak's 30 years in power. Weeks earlier, the Tunisian army sealed the fate of President Zine al-Abidin Ben-Ali by refusing to crush the popular opposition to his autocratic rule. In both countries the armed forces were the midwife of political transition: in Egypt they subsequently assumed power, whereas in Tunisia they retreated to the backstage, but in both cases they endorsed and protected the beginnings of democratization, involving the formation of new interim governments, general elections, and the first steps in drafting new constitutions.

Elsewhere the picture has been less smooth, and considerably more violent. The Libyan army fragmented when faced with a spontaneous, popular uprising that started weeks later, as some units defected to the rebel cause or stood on the sidelines, while others fought for Colonel Mu'ammarr Qadhafi and his regime. The result was a confused and bloody battle between pro-government "security battalions" and rebel militias that was only decided by the external military intervention of NATO, under the combined mandate of the League of Arab States and the United Nations. Over since six months after the Qadhafi regime's downfall, Libya's new interim government remained unable to unify up to 100 rebel militias or rebuild a single national army.

In Yemen, the armed forces remained unified, but several senior commanders openly warned President Ali Abdullah Saleh against suppressing the protests, deployed troops to protect the unarmed demonstrators in the streets of the capital, Sanaa, and eventually called on the president publicly to step down. A stalemate ensued as the president relied on the counter-balancing support of key military and security units commanded by his sons and nephews, but civil war was narrowly averted, in part due to the active diplomatic intervention of the Gulf Cooperation Council. Saleh managed to cling stubbornly to power until he was voted out of office a whole year later, in February 2012.

And in Syria, the bulk of the armed forces remained loyal to President Bashar al-Asad – or at least stayed in their barracks – as of March 2012, even as he ordered its best-trained and best-equipped units to suppress that country’s uprising by brute force. The majority of the rank-and-file are most probably hostile to the regime and are believed to suffer low morale, but most of those defecting to the opposition – figures vary widely, from as low as 4,000 to as high as 40,000 by early 2012 – have been lower-ranking soldiers or conscripts from poor regions of the country. Few senior officers were known to have defected, in an army of 250,000-300,000 men with a large officer corps, and no entire units. The relationship between the armed forces and the regime today appears to be a mirror image of the relationship during the bitter confrontations with the Palestine Liberation Organization and its local Leftist and Muslim allies in Lebanon in 1976, and, even more importantly, with the Syrian branch of the Muslim Brotherhood in 1976-1982. Then, army morale and cohesion suffered and a significant number of officers deserted, were subjected to military trial, or were placed in retirement, but the regime was ultimately able to secure army loyalty in order to mount the major military offensive that defeated the insurgency conclusively in the Hama massacre of February 1982, which 5,000-20,000 largely unarmed civilians were killed in a mere three weeks.

These varying roles and responses by the national armed forces to the twin challenges of popular uprisings and subsequent political transition in different Arab countries reveal the manner and degree of the institutionalization of the armed forces into authoritarian systems. Alfred Stepan’s work on Latin America is pertinent here, specifically his distinction between the military as an institution – in which it maintains a formal, bounded relationship to the state as a means of protecting its autonomy and professionalism – and the military as government – in which it is directly involved in political life and becomes part of a ruling regime structure.¹ The contrast may be represented in terms of the exercise of constitutional powers and obligations, versus the operation of informal arrangements and multifaceted or multilevel relations across institutional boundaries.

Institutionalization in the Arab case can be seen in three main forms: the embedding of armies in power structures and ruling elites, their intertwining with police forces and internal security agencies, and their functioning as social welfare systems for core constituencies, which has moreover spurred the rise of parallel “military economies”. Each of these has implications for democratic transition: determining whether the armed forces – especially the senior officer corps –

will support or block deeper political liberalization; how the relationship between the military's primary role of national defence can be disentangled from that of maintaining domestic law and order, which requires a parallel demilitarization of the police and internal security services; and whether genuine economic reform and social transformation will ensue, forging new class alliances accordingly.

Whatever position the armed forces take on each of these questions, what is most striking is that their long period of clear subordination to powerful presidents-for-life is over. The transitional period will necessarily involve a renegotiation of civil-military relations in each and every Arab state undergoing transition, but what has become obvious is that the armed forces have been drawn back into the center of national politics. They may withdraw from direct involvement, but this will be only partial. It is perhaps the greatest irony of the very event that ushered in a democratic opportunity in these countries – the popular uprisings of 2011 – that it has also reactivated the political role of the military, whether formal or informal.

The authoritarian legacy

It is tempting to generalize about the military, and about civil-military relations, but the Arab states do not share a single model of either. Indeed, some Arab states are more similar to non-Arab states than to each other. Comparisons are drawn more frequently between Egypt on the one hand, and Turkey or Pakistan on the other, for example, and in certain respects the Egyptian military resembles its Indonesian counterpart more closely, in terms of its political roles and economic activities. The bifurcation between regular army and national guard in Saudi Arabia parallels, at least in outward form, the division between regular army and Islamic revolutionary guard in Iran, while the complex sectarian and/or ethnic balances and dynamics of the Lebanese or Iraqi armies are evocative of pre-1971 Pakistan or pre-civil war Nigeria, and possibly of them even today.

Nonetheless, it is possible to identify a number of common issues and themes that have evolved in various Arab states. The first is the need to question the assumption in classic military sociology literature that the civil and the military occupy clearly-demarcated spheres. This is rarely true in the Arab states, where the blurring of boundaries between the two, and between the formal and the informal, is more prevalent. Blurring is true even of Egypt, which boasts one of the region's oldest professional, modern armies, but in which the special, often highly personal, and informal

relationship between the army command and the president has been critical to regime maintenance for 60 years. Elsewhere in the region, the armed forces and society have penetrated and “captured” each other, as specific communities (whether based on religion, ethnicity, or region) have dominated particular military commands or branches, or as the latter have infiltrated national economies, engaging in both licit and illicit enterprises and embedding themselves in domestic political-business elites and cross-border networks and trade flows.

Second, civil-military relations are always – in all countries, not just Arab ones – shaped by the wider political, economic, and social systems in which they are embedded. The armed forces clearly perform very different functions in more democratic or pluralist political systems compared to authoritarian ones, as can be seen by the generally non-interventionist stance of the Lebanese army despite a 15-year long civil war, 24-year Israeli occupation, and 29-year Syrian control, in contrast to the dominant role of the army in shaping the modern history of neighbouring Syria, which has similar sectarian and ethnic diversity. The armed forces also relate very differently to civilian power even in authoritarian cases, as evident from Iraq, Syria, Libya, Yemen, Egypt, and Tunisia.

Furthermore, behind the outward appearance of stability and stasis in most of these countries, civil-military relations continued to evolve over the past two decades or more, in subtle but significant ways, as neo-liberal economic policies have deepened and as the regional strategic landscape and international security agenda have changed. On one hand, the frequency of coups d'état and experience of direct military government in the 1949-1970 period was replaced by an apparent retreat of the military from politics and subordination to civilian leaders for the next 40 years, until 2011. Previously, overt military intervention was mostly ideologically-driven – prompted by anti-colonialism and the pursuit of social justice or redistribution of wealth – reflecting broad social transformations that had been underway since the 1930s and 1940s, and often leading to land reform and economic nationalization. But during the long phase since 1970, armies generally became more conservative, shifting towards preservation of budgets and other material interests, and resisting change, while in some cases also benefiting increasingly from business opportunities opened up by liberalization and privatization.

Third, common to all cases is that Arab authoritarian regimes built themselves over a period of

several decades, and so all domestic spheres – political, administrative-legal, economic, and social – adapted accordingly and structured themselves around dominant power relationships. The precise forms vary, but in every case the coercive apparatus of state became deeply embedded in the structure of government at all levels, from the presidency down to urban neighbourhoods and rural villages. This is naturally especially true of the internal security sector –the police and security services (including intelligence agencies) – but this also implicates the armed forces as well, for reasons discussed below. At the very least, military employment has become a major part of maintaining social constituencies, and so when combined with equally large security sectors, this became a key part of regime survival strategies.² As a result, any type or degree of reform and restructuring of existing civil-military relations will necessarily affect and disturb many long-established societal interests, even as it opens up opportunities for positive change as well.

Institutionalization I: Embeddedness in social structures and ruling elites

In all the Arab countries undergoing transition – and indeed throughout the Arab region – executive power is frequently concentrated in narrow networks of family members, senior bureaucrats, and business cronies. In many cases, moreover, this additionally involves extensive intermeshing between ruling elites and the military. This might not seem, at first glance, to apply in Egypt and Tunisia, where society is generally more homogeneous and where the professional character and formal institutional autonomy of the armed forces made them more willing, and able, to ease their incumbent presidents-for-life – Mubarak and Ben-Ali – from power. But the Egyptian military has been “organically integrated with the leading economic, administrative, and political groups” in the country since soon after the creation of the first republic in 1952.³ During the last 20 years under Mubarak its penetration of the state apparatus and of the civilian economy arguably came to exceed in scope and scale the original “military society” formed under Egypt’s first president, Gamal Abdul-Nasser.⁴ Even in Tunisia, where the army remains largely insulated from social and political currents, regional affiliations have always been the basis for implicit “clans” among senior commanders, and potentially for alliances with competing business factions formed on similar regional lines.

Elsewhere, intermeshing between ruling elites and the military both depends on, and is reflected in, the reliance of presidents and kings alike on family members to head key military commands, as is evident in the republican regimes of Libya, Syria, and Yemen and in the monarchic regimes of

Qatar and Saudi Arabia (which have obviously not undergone uprisings or rapid transition). Furthermore, armies are often built around, and shaped by, communal or regional loyalties, making their cohesion and effectiveness hostage to those loyalties. In Bahrain, for example, the monarchy has promoted a Sunni Muslim bias in the armed forces and the exclusion of the Shi'i Muslim majority of the population as a means of resisting domestic pressures for democratization; this form of discrimination was a major factor in the uprising that took place there in 2011, and that continues to erupt periodically despite Saudi-backed repression. In fellow monarchy Jordan, which has experienced a slow-motion uprising over the past year, a de facto policy of exclusion of Palestinians has been in place since the 1970 civil war, with the army instead representing the East Bank population, especially that of rural areas and the under-developed, tribally-based South.

To the East of the Arab region, the pre-2003 Iraqi Army contained a large number of Shi'i Muslim Arabs, including in ranking positions, but Sunni Muslim Arabs, especially and clansmen from then President Saddam Hussein's home town Tikrit and its region, predominated in the army-within-the-army formed by the Republican and Presidential Guards; since 2003 ethno-sectarian affiliation has been a primary determinant of whether or not Iraqis will join the Army, which regional brigades they enter, and whether or not they will obey commanders who are not from the same ethnicity or sect. And today, nine years after the United States invasion that toppled Hussein and introduced meaningful democratic process, the incumbent prime minister, Nouri al-Maliki, has asserted his direct, personal authority over the army* – alongside the internal security services and the local government structure – once more accumulating concentrated executive power to a high degree.

These patterns are also evident elsewhere. Tribal and regional alliances are both important in Libya, Saudi Arabia, and Yemen, to the extent that tribal relations may be said to have penetrated both the armed forces and the state. Certainly in Libya, tribal and regional militias are highly resistant to plans to dissolve and merge them into a new national army, and similar tensions run deep under the veneer of formal unity of the Yemen armed forces, which nearly went to war with each other in 2011. Sectarian identity remains central in Lebanon, where the army has undergone several models of separation and integration of units and the officer corps along sectarian lines. Sectarian and

* This refers to Arab units and provinces, not Kurdish ones, which are under the control of the Kurdish Regional Government.

regional identities are no less important in neighbouring Syria: army personnel are drawn from all communities, with a natural preponderance of the majority Sunni Muslims in the general population, but minority ‘Alawi Muslims dominate certain key units and commands, while senior Sunni officers are drawn heavily from the southern Houran region, to balance against fellow Sunnis from the main cities and the North. Identity politics of sect and region will no doubt dominate, and seriously complicate, the reform or reconstruction of a new army once the Syrian crisis ends.

Mutual distrust between ruling elites and certain communities helps explain the reliance on foreign personnel to fulfil military missions in some Arab countries. Bahrain has repeatedly recruited Sunni Muslims from other Arab countries and, reportedly, from Pakistan, to serve in its armed forces, so as to avoid recruiting Bahraini Shi’is. Libya went further, paying Lebanese and Palestinian parties to provide militiamen to help fight its border wars with Chad in the 1980s, and training an Islamic Legion to operate in the Sahel and, more recently, to help defend the Qadhafi regime against the Libyan uprising. The lack of nationals willing to join the military in the small, affluent populations of the Gulf monarchies is another factor prompting the hire of foreigners: Kuwait relies heavily on *bidoon* (stateless) personnel, while in the UAE and KSA non-nationals on contract are mid-level officers, advisors, and Air Force ground crews.

Institutionalization II: Intertwining of the agencies of coercion

The second main aspect of the institutionalization of national armed forces into authoritarian systems is their intertwining with other coercive agencies of the state: the police, intelligence services, and other internal security forces. Most Arab states maintain numerous, and large, agencies tasked with the maintenance of public law and order, fighting crime, and asserting regime control. To take the most prominent cases for which relatively reliable data is available: the Egyptian Ministry of Interior has 1.4 million employees (police, armed security forces, border guards, informers), while its Saudi counterpart has 750,000; Tunisia has 120,000 internal security personnel; the Political Security Organization in Yemen has a strength of 150,000, and it is only one among several agencies engaged in internal security and policing; and the reconstructed (internal) Iraqi Security Forces have 415,000-600,000 personnel of all types. In most of these cases, internal security forces outnumber the armed forces by a wide margin.

Intertwining has been driven almost entirely by regime protection. It is evident, for example, in

assigning the army a constitutionally defined role in undertaking an internal security role, in addition to its main mission of external defence. At the same time, measures taken from the 1970s onwards to protect regimes against military coups d'état – coup-proofing – resulted in a proliferation of intelligence agencies that were initially set up to monitor the army, and then to monitor each other. Massive increases in oil revenue and in the circulation of various forms of capital and rent within the region made this possible, contributing, predictably, to further massive expansion in the number of people employed in the military and internal security sectors. This went hand in hand with increases in military pay, especially for the officer corps, a range of generous allowances and subsidies (food, housing, consumer goods), and continued heavy spending on procurement and infrastructure.

Regime protection also prompted the formation of paramilitary internal security agencies, often fielding heavy weaponry. The Ba'th Party's Popular Army and Fedayeen Saddam provided this role in pre-2003 Iraq, as did the more heavily-armed and professionally-trained *sarāyā al-difā'* (Defense Companies) and *sarāyā al-Sirā'* (Struggle Companies) in Syria. Libya's Revolutionary Guards were intended to perform a similar role, as were the more tightly-organized Security Battalions, which spearheaded the Qadhafi regime's counter-attacks during the 2011 conflict. This is mostly a phenomenon of republican regimes, but the National Guard in Saudi Arabia arguably performs the same function in a monarchic setting. What also distinguishes most of these paramilitary formations is that they have often been commanded by close male relatives of state leaders.

It should moreover be pointed out that most Arab police forces and internal security services are military in origin and, even today, in nature. Their organization, training, and ranks – and their uniforms and armament – remain based for the most part on military models, and their operational culture is predominantly militaristic. The “war on terror” has further militarized internal security, again blurring the distinctions between external defence, public law and order, and regime protection and consequently between national armed forces and domestic police and intelligence agencies. In numerous Arab countries, new police units have been created or old ones retooled for counterterrorism: SWAT teams, commando-type Special Forces, and dedicated counterterrorism battalions. These units answer to a variety of constitutional or de facto authorities – in some cases coming under ministries of interior, in others under parallel structures reporting to state leaders,

whether directly or indirectly – dividing in effect along factional or partisan allegiances.

Most countries moreover already have paramilitary gendarmeries, which historically have been used to pacify and police rural areas. Such forces number 60,000 in Algeria and 50,000 in Morocco, while virtually the entirety of Lebanon's Internal Security Forces are in fact gendarmes rather than police. Jordan created an independent General Directorate of Gendarmerie in 2008, and even the non-state Palestinian Authority and Kurdish Regional Government in Iraq have transformed former guerillas into armed constabulary units with US training.

The intertwining of national armed forces and domestic police and intelligence agencies has several implications. First, it reveals the hybrid nature and purposes of the state's coercive apparatus: the military and internal security spheres are rarely demarcated clearly. This complicates establishing civilian control or democratic governance of either. The implication of armies in internal security and regime protection may have adverse effects, however: some armies evince unease over the excesses of internal security agencies and of predatory presidents-for-life. Outright distaste with brutality was apparently a factor in the role played by the Tunisian army in evicting President Zine al-Abdin Bin-Ali in January 2011, and was also expressed privately by Egyptian officers cited by United States diplomats in the Wikileaks cables from 2008. Armies may also desire to reduce the confusion of roles with militarized domestic security and intelligence agencies and curb the latter's autonomy, as occurred in Brazil's *abertura*. For these and other reasons, armies may endorse controlled transition to more liberal politics.

Institutionalization III: Social welfare and military economies

The above underlines the extensiveness of military and security employment. In turn this reveals a central social welfare function of military employment as a significant source of job security, basic income, healthcare, and pensions and post-service benefits – especially when employment in the police and internal security services is also taken into account. Over the past two decades, regimes have used military and security employment to shield core social constituencies that provide crucial support from the impact of deepening economic liberalization and privatization. As the latter processes have accelerated, the proportion of populations living at or below the poverty line has grown in many countries, reaching 40 per cent in Egypt and Jordan, for example. Military and security employment does not offer its beneficiaries affluence by any means – indeed it does not

even provide full protection against declining living standards as economies privatize and reform – but it slows and cushions the worst impacts, whereas growing numbers of their compatriots experience widening income disparities and descend into poverty.

The scale of the social welfare function is evident from the combined personnel numbers of armies and domestic police and intelligence agencies: 1,870,000 or more in Egypt*, 850,000 in Iraq, over 200,000 in Jordan, 950,000 in Saudi Arabia. These figures represent significant percentages of national labour forces, even more so of active labour forces, which are directly subsidized by the state. The figures also point to the importance of military and security employment for household income in a large number of families in every country. This form of social welfare complements, and overlaps with, others: much of the financial burden of maintaining large armies and domestic police and intelligence agencies is obscured by accounting for it under the budgets of other ministries, such as health, housing, and finance (for pensions). Military social welfare may even spawn its own patronage systems: the Saudi Arabian Ministries of Defense and Civil Aviation, Ministry of Interior, and National Guard, which are all headed by royals, function as “states within the state”, each with its parallel security forces and parallel infrastructures in housing, education, and health.⁵

Maintaining these social welfare systems imposes a growing burden on public finances, which for many countries is already beyond unaffordable. Some have responded by allowing the army to engage in commercial and economic activities. This originally arose as part of coup-proofing strategies by regimes in 1970-2010, and gave rise in several cases to new types of “military economy”. At one end are the parallel “officer economies”: Egypt, where there was no civilian control or oversight; then Sudan and Yemen, where the military economy operated as a de facto franchise of the ruling elite; followed by Syria, in which the armed forces and security services have run massive and lucrative black market activities since the 1970s; and lastly Algeria, in which senior army commanders exercise de facto, albeit hidden, control over strategic sectors of the formal economy, most notably, though not exclusively, gas and oil.⁶

* Egypt had 469,000 men in the armed forces, 479,000 reservists, and 72,000 in paramilitary units in 2011. If the number of 1.4 million under the ministry of interior is correct, then the overall number for military and security personnel comes to 2.42 million.

In Egypt, for example, the army has developed what is often described as an “economic empire”, legally sanctioned by the state. It runs factories that produce everything from ovens and clothing to car tires and commercial vehicles, manages hotels and tourist resorts, and operates bakeries. Initially the services and goods produced were intended for army rank-and-file only, but over the past two decades they have been increasingly on offer to the civilian market.⁷ The army now competes directly with the private sector in the economy, taking advantage of its abundant supply of cheap labor, tax free status, and reduced import duties, while retaining all its profits, ostensibly to improve conditions for its rank-and-file – although the benefits have accrued almost exclusively to the senior officer corps in reality.

In Syria, on the other hand, the army is known to have been involved for decades in black market activities on a massive scale: especially during its long deployment in Lebanon in 1976-2005, but also across the borders with Iraq, Turkey, and Jordan. Tolerance of illicit economic activity has been a means both of compensating for inadequate budgets and low pay, and of integrating senior commanders into regime networks.

Yemen offers a third example, in which the president and his close family control the country’s largest economic conglomerate through the military pension fund of the army, maintaining large stakes in diverse areas of production, services, and external trade. Not only have similar cross-border flows and networks appeared in other Arab countries and also implicated the military – in Algeria, for example – but they have moreover drawn in counterparts in neighbouring countries and even generated regional vested interests in the survival of the incumbent regimes.

In a medium position are Jordan, Oman, and Morocco: where intermittent, discretionary patronage is doled out by monarchs as royal “favours” – officers receive shares in privatized companies, for example, or serve on boards and state committees, thereby securing supplementary incomes and benefits. Only at the other end of the scale, in the GCC petro-monarchies, Tunisia, and Lebanon do ruling families or civilian leaders exercise effective control of the military, especially in the richer economies that can afford more generous salaries and better service conditions.

Careful inspection of the various military economies shows that they have generally been inefficient providers of social welfare. In fact, there appears to be a negative correlation between

the military-based social welfare function and regime survival in most of the Arab countries that witnessed popular uprisings in 2011: in Egypt, Yemen, and Syria, the military economy predominantly served top commanders and senior officers, to the deep resentment of mid-level and junior officers, not to mention the non-commissioned ranks; the Tunisian and Libyan armed forces had long been marginalized, and consequently resented the self-aggrandizing behaviour of state elites and favoured security bosses; and in Bahrain the social welfare function has benefited one social community to the deliberate exclusion of another, an observation that may also be made of Jordan, which has experienced continued, simmering unrest.

Clearly, preservation of the military economy is an important factor in countries undergoing transition; this is most obvious in Egypt, but struggles over oil-funded state resources are already a central feature of post-Qadhafi politics in Libya, where the transitional government is struggling to find ways of funding the compensation or integration of an estimated 120,000-200,000 militiamen into a new national army that has yet to be designed and built.⁸ An even greater challenge will no doubt similarly affect post-crisis Syria as the governing system that eventually emerges seeks to regain control of, and rebuild, the national economy, inevitably clashing with the country's extensive black market economy. Not only were the armed forces and security services deeply implicated in the parallel economy, but many of the armed rebels now confronting the Asad regime were also involved in smuggling or other illegal businesses and activities. Even if the latter are excluded from analysis, the formal military economies are important not only to senior officers – and even to the ordinary rank-and-file in some cases – but they underpin household income for much wider social constituencies as well.

In all these cases, and for all these reasons, the army may resist reforms that threaten to curb or end its economic activities, whether directly or through privatization of state assets and services from which it derives rent or market access. Indeed, it is more than likely that armies will resist coming under formal, routine audit by the cabinet, parliament, or ministries of finance, let alone withdrawing from the civilian economy altogether. There is a paradox: the army desires domestic stability so that it may remain outside politics, yet will seek to guarantee its budget and protect its private economy. Though not an issue in wealthier Arab countries – such as the GCC petro-monarchies – where armies have little autonomy and do not engage in independent economic activity, wider attempts to separate political decision-making power from economic ownership may

generate new tensions and challenges, with knock-on effects for civil-military relations.

In general, protection of budgets and social welfare may determine the attitude of armies towards democratization, while possibly also leading to divergence and fissures within armies along lines of seniority of rank, generation, and models of professional formation and socialization, and the associated factor of external relations (i.e. the sources of training, doctrine, and normative values). Post-transitional governments can only dismantle deeply-entrenched military economies if they are able to generate and expand legal revenue streams so as to improve pay radically, enhance service conditions, and bolster pensions. This poses a truly daunting challenge, which may prove insurmountable for some.

Conclusion

Whether armies support peaceful transition, revert to repression, or fragment will be key to their ability to maintain or develop their professional and corporate identities in the aftermath. This is moreover highly contingent on their readiness to accept readjustment of their institutionalization into state systems; specifically the manner in which this is pursued by other actors, its pace, and the nature of any compromises that are negotiated.

It is most likely that the decisive pressures, whether in support of transition and renegotiation of civil-military relations or in opposition to them, will come from the ground forces which are not only the largest component of national armed forces, but also, due to their dependence on conscripts or recruitment among lower-income and lower-skilled social sectors, the most affected by pressures on living standards and pensions and consequently the most vulnerable to the same socio-economic factors that drive the popular uprisings.

Senior commanders are very sensitive to these calculations, but this is not, in itself, any assurance that the military as a whole will ultimately throw its lot in with democracy movements. A new status quo is just as likely to emerge, combining elements of *ancien regimes* with the more conservative wings of opposition movements, in which ‘stability’ is prioritized, something most external powers are also likely to favour. Bringing about genuine democratic governance of armed forces, not to mention genuine reform within the military itself, still requires a protracted political struggle on multiple levels. Until then, the military have been reconfirmed as a key asset – and

sometimes a key actor – in national politics in all newly-democratizing Arab states.

—注—

- ¹ Alfred Stepan, *Rethinking Military Politics: Brazil and the Southern Cone*, Princeton University Press, 1988.
- ² Samer Soliman argues that the durability of authoritarian regimes despite financial crises may be explained by their allocation of a greater share of state resources to domestic security agencies. *The Autumn of Dictatorship: Fiscal Crisis and Political Change in Egypt under Mubarak*, Stanford University Press, 2011.
- ³ Anouar Abdel-Malek, 'Nasserism and Socialism', *The Socialist Register 1964* London, 1964, p. 45.
- ⁴ Discussed in Yezid Sayigh, *The future of civil-military relations in Egypt* (working title), Carnegie Middle East Center, forthcoming (2012).
- ⁵ Steffen Hertog, 'Rentier Militaries in the Gulf States: The Price of Coup-Proofing', *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 43, No. 3, August 2011, p. 400.
- ⁶ For an excellent fuller discussion, see Clement Henry and Robert Springborg, *Globalization and the Politics of Development in the Middle East*, Cambridge University Press, 2010 (2nd edition).
- ⁷ The most recent and perceptive summary of the Egyptian military economy is Mohamed Al-Khalsan, 'The Army and the Economy in Egypt', *jadaliyya*, 23 December 2011. URL: <http://www.jadaliyya.com/pages/index/3732/the-army-and-the>
- ⁸ A succinct recent assessment of the challenge facing the interim government is Amanda Kadlec, 'Disarming Libya's Militias', *Analysis on Arab Reform-Sada*, Carnegie Endowment for International Peace, 16 February 2012. <http://carnegieendowment.org/sada/2012/02/16/disarming-libya-s-militias/9of0>